

令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応力の強化に向けた取組 について

1 背景

本市では、災害対策基本法等の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、地域社会の安全と市民福祉の確保を図ることを目的として、平成 18 年 12 月に津市地域防災計画を策定し、近年の大規模災害の教訓を反映させるなど、同計画がより実践的なものとなるよう継続した見直しを行っています。

さらに、大規模災害が発生した際に、あらかじめ応援を必要とする業務や受入体制などを具体的に定めておくことにより、外部からの応援を円滑に受け入れ、その支援を最大限活用して早期復旧を図ることを目的に、津市地域防災計画の下位計画として、平成 31 年 3 月に津市災害時受援計画を策定し、毎年、見直しを行っています。

このような中、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、被災した際、道路などの社会基盤が必ずしも有効に機能するわけではないことが浮き彫りになりました。

本市では、能登半島地震による被災地の被害状況等を踏まえ、令和 6 年度に新たに津市災害時受援体制整備事業を掲げ、災害時における受援体制の整備に重点を置いた様々な取組を進めているところであり、当該取組において顕在化した課題等を踏まえ、津市災害時受援計画の見直し等を行い、本市における災害対応力の強化を図ります。

2 津市災害時受援体制整備事業の取組及び課題

(1) 職員向け研修会の開催

ア 内容

本市における受援体制の強化に向け、職員の問題意識を高めることを目的として、令和 6 年 4 月 11 日、本市の幹部職員等約 500 人を対象に令和 6 年能登半島地震に学ぶ災害対応研修会を開催しました。

当該研修会は、能登半島地震において実際に被災地で人命救助活動に従事された陸上自衛隊第 33 普通科連隊、三重県警察及び津市消防本部の幹部職員を講師としてお招きし、現地活動で直面した課題等をお聞き

しました。

イ 課題等

能登半島地震の被災地における救助部隊の活動や基礎自治体の対応等の具体的な状況を聞く中で、大規模災害現場では様々な問題が発生し、想定どおりの行動ができない可能性が高く、担当業務に関する防災計画や災害対応マニュアルが、真に活用できる内容となっているかを確認する必要性を再認識する機会となりました。

(2) 検討会の開催

ア 内容

大規模災害時における本市と各防災関係機関の相互の連携や情報共有の在り方、広域応援部隊の円滑な受入れ等について確認・協議を行うことを目的として、令和6年4月22日、津市災害時受援体制整備事業検討会を開催しました。

当該検討会には、陸上自衛隊第33普通科連隊、海上保安庁第四管区海上保安本部四日市海上保安本部、津警察署及び津南警察署等の防災関係機関、国土交通省三重河川国道事務所、三重県津建設事務所、中日本高速道路株式会社等の道路管理等関係機関に参加していただきました。

イ 課題等

津市地域防災計画における関係機関・関係団体から、災害発生時における対応スキームについて具体的な説明を受け、相互に認識を共有するとともに、同計画に係る災害対応要領との整合性の確認、本市が担うべき任務と他機関に委ねるべき任務の調整の必要性を認識する契機となり、津市災害時受援計画や津市地域防災計画の修正に際しての協議・調整につながったほか、災害対策図上訓練における検証ポイントの抽出につながりました。

(3) 災害対策図上訓練の実施

ア 内容

例年実施している津市災害対策図上訓練において、初めて受援体制の構築を主眼に置いて実施することとし、大規模地震発生から12時間後に県外から応援派遣部隊を受け入れ、受援体制を確立するための具体的な想定に基づく訓練を実施しました。

本年度の訓練は令和6年5月22日に実施し、実際に救助活動に従事する陸上自衛隊第33普通科連隊、津警察署及び津南警察署のほか、三

重県の緊急派遣チームにも参加していただき、人命救助を任務とする部隊の受入れに関する手順や救助に必要な情報の収集、伝達方法などを確認し、本市の受援業務に係る対応力の向上を図りました。

イ 課題等

被害状況等の情報収集や関係機関との情報共有に関し、情報の優先度や正確性を担保すること、航空機等による被害情報の収集を要請するなど情報リソースの活用が不足したこと、救助部隊を活動区域に誘導するための道路状況の確認やその情報提供が不十分であったことなどの課題が明らかになりました。

3 各計画（案）の主な修正等の内容

津市災害時受援体制整備事業の取組により顕在化した課題を踏まえ、津市災害時受援計画を全面的に見直すとともに、新たに津市道路啓開計画を策定することとし、これらの計画の内容を津市地域防災計画に反映します。

(1) 津市地域防災計画（令和6年度修正案）

能登半島地震を踏まえ顕在化した課題への対応として、本市への応援部隊等を円滑に受け入れ、その支援を最大限に活用するための内容を具体的に記載するなど津市災害時受援計画の全面的な見直しに伴う修正を行います。また、新たに津市道路啓開計画を策定することから、優先啓開道路から啓開作業を実施し、逐次重要な生活道路の啓開を進める旨を記載するなど大規模災害時の交通機能確保に向けた取組を追加します。

このほか、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応や市内中小河川における新たな避難情報発令基準の設定などについて記載します（概要は、2－参考2のとおり）。

(2) 津市災害時受援計画（令和6年度修正案）

大規模災害時に救出救助活動を担う自衛隊、警察及び消防の広域応援部隊に対し、被害の状況を把握し、被災地への展開先や進入ルートを明確に伝達するため、情報の共有方法や支援活動の要請内容、調整等及び各救助機関の活動概要を具体的に記載するなど、令和5年3月に修正した現行の計画について全面的な見直しを行います（概要は、2－参考6のとおり）。

(3) 津市道路啓開計画（案）

南海トラフ地震を含む大規模災害が発生した際に、負傷者の救助や被災者に緊急物資を届ける緊急車両等が通行するルートを早急に確保するため、道路啓開の作業手順を事前に定め救命・救援活動を支える緊急輸送体制を

早期に確保することができるよう、津市道路啓開計画を新たに策定します（概要は、2－参考8のとおり）。

4 今後の取組

令和6年11月8日に令和6年度第1回津市防災会議を開催し、津市地域防災計画（令和6年度修正案）を審議していただくとともに、津市災害時受援計画（令和6年度修正案）及び津市道路啓開計画（案）について説明を行い、意見をいただく予定です。

同月16日には、津市総合防災訓練において、津市地域防災計画（令和6年度修正案）、津市災害時受援計画（令和6年度修正案）及び津市道路啓開計画（案）に盛り込んだ内容が真に効果的なものとなっているかどうか検証を行います。

また、津市地域防災計画（令和6年度修正案）及び津市災害時受援計画（令和6年度修正案）について、同月18日から12月17日までの間、パブリックコメントによる意見募集を行います。

市議会全員協議会や津市防災会議での意見、関係機関・団体の意見、津市総合防災訓練の検証結果及びパブリックコメントによる意見を踏まえ、津市地域防災計画（令和6年度修正案）、津市災害時受援計画（令和6年度修正案）及び津市道路啓開計画（案）の修正を行います。

津市地域防災計画（令和6年度修正案）については、令和7年2月7日の第2回津市防災会議において審議の上、決定していただく予定で、津市災害時受援計画（令和6年度修正案）及び津市道路啓開計画（案）については、当該防災会議に最終案を報告の上、同年2月中旬を目途として決定します。

津市地域防災計画（令和6年度修正案）の概要

1 修正の概要

本市では、津市地域防災計画がより実践的なものとなるよう近年の大規模災害の教訓を反映させるなど、継続した見直しを行っています。

令和6年度は、令和6年能登半島地震を踏まえ顕在化した課題への対応のほか、南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応、市内中小河川において新たな避難情報発令基準を設定するなどの修正を行うものです。

2 主な修正内容

(1) 令和6年能登半島地震を踏まえ顕在化した課題への対応

令和6年1月1日に発生した能登半島地震における被災状況を踏まえ、大規模災害発生時の応援部隊の円滑かつ的確な活動の重要性を改めて認識し、令和6年度から推進している受援体制整備事業を通じて顕在化した課題を整理し、主に次の修正を行います。

ア 津市災害時受援計画の全面的な見直しに伴う修正

令和6年能登半島地震では、現場への直行ルートの確保や応援部隊の受け入れ等に課題があったことから、本市への応援部隊等を円滑に受け入れ、その支援を最大限に活用するための内容を具体的に記載するなど津市災害時受援計画を全面的に見直した旨を記載します。

イ 大規模災害時の交通機能確保に向けた取組の追加

災害発生時の救助活動や支援物資の輸送体制を早期に確保するため、国・県等関係機関と連携し、道路啓開ルートの選定や必要な交通規制を実施するなど、一体的な道路啓開となるよう津市道路啓開計画を策定し、優先啓開道路から啓開作業を実施し、逐次重要な生活道路の啓開を進める旨を記載します。

(2) 南海トラフ地震臨時情報の発表に伴う対応

令和元年5月の運用開始以降、初となる南海トラフ地震臨時情報が令和6年8月8日に発表されたことを踏まえ、市災害対策本部の配備基準や後発地震に備えた避難対応等について見直し、臨時情報に伴う広報内容などについて、より具体的に記載します。

(3) 市内中小河川における避難情報発令基準の設定等

近年、線状降水帯の発生など想定を超えた風水害が、全国的に発生している状況を踏まえ、現在、市内15の中小河川に設定している避難情報発令の判断地点及び判断基準に加え、久居地域の赤川や美里地域の久保川など8河川を追加したことから、その内容を記載します。

令和6年度 津市地域防災計画（風水害等対策編）新旧対照表（案）

| No. | 頁 | 行 | 旧 | 新 | | | | | | |
|---------------------------------|----------------------------------|---|---|--|------|--------|--------------|---------------------------------|----------------------------------|---|
| 1 | 62 | 4 | <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策</p> <p>第1節 防災施設の限界と避難開始の時期</p> <p>4 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）</p> <p>法第60条及び津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づき、市長は、避難情報の発令を行うものとします。</p> <p><u>また、避難情報の発令に当たっては、避難情報と居住者等がとるべき行動の関係を直感的に理解しやすいものにするため、警戒レベルを付して発令します。</u></p> <p><u>なお、避難情報の発令対象地区については、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップを更新し公表しているものの、基本的には「第一段階」として「計画規模の降雨」を前提とした浸水想定区域を「避難情報発令対象地区」としますが、その河川流域において計画規模の降雨量を超える雨量を予測又は観測した場合や、破堤・越水を確認した場合は「第二段階」（「想定最大規模の降雨」を前提とした浸水想定区域を「避難情報発令対象地区」とする）とし、対象地区へ「〔警戒レベル4〕避難指示」、「〔警戒レベル5〕緊急安全確保」をそれぞれ発令します。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> | <p>第2編 災害予防計画</p> <p>第3章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策</p> <p>第1節 防災施設の限界と避難開始の時期</p> <p>4 判断基準等及び避難対象地区等（危機管理部）</p> <p>法第60条及び津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルに基づき、市長は、避難情報の発令を行うものとします。</p> <p><u>避難情報の発令は、自然災害ごとに、居住者等（当該地域の居住者、滞在者その他の者をいいます。以下同じ。）がとるべき避難行動を理解しやすいものとするため、本市においては、下表のとおり、警戒レベルを付した避難情報の区分に応じて発令します。</u></p> <p><u>〔避難情報と居住者等に求められる行動の関係〕</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>避難情報</th> <th>発令時の状況</th> <th>居住者等に求められる行動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>〔警戒レベル3〕 高齢者等 避難</u></td> <td><u>災害が発生 するおそれ がある状況</u></td> <td><u>高齢者等避難が発令された際には、高齢者や障がい者等、避難に時間を要する人は危険な場所から避難する。 具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とし、</u></td> </tr> </tbody> </table> | 避難情報 | 発令時の状況 | 居住者等に求められる行動 | <u>〔警戒レベル3〕 高齢者等 避難</u> | <u>災害が発生 するおそれ がある状況</u> | <u>高齢者等避難が発令された際には、高齢者や障がい者等、避難に時間を要する人は危険な場所から避難する。 具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とし、</u> |
| 避難情報 | 発令時の状況 | 居住者等に求められる行動 | | | | | | | | |
| <u>〔警戒レベル3〕 高齢者等 避難</u> | <u>災害が発生 するおそれ がある状況</u> | <u>高齢者等避難が発令された際には、高齢者や障がい者等、避難に時間を要する人は危険な場所から避難する。 具体的にとるべき行動は「立退き避難」を基本とし、</u> | | | | | | | | |

| No. | 頁 | 行 | 旧 | 新 |
|--|---|---|---|---|
| | | | | <p>洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで「屋内安全確保」することも可能。</p> <p>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。</p> |
| | | | | <p>〔警戒レベル4〕 避難指示</p> <p>災害が発生するおそれが高い状況</p> <p>避難指示が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難する。</p> <p>具体的に取るべき行動は「立退き避難」を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで「屋内安全確保」することも可能。</p> |
| | | | | <p>〔警戒レベル5〕 緊急安全確保</p> <p>災害が発生又は切迫している状況</p> <p>緊急安全確保が発令された際には、居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する。</p> <p>具体的に取るべき行動は、「緊急安全確保」である。</p> |
| <p>※「津市避難情報発令の判断・伝達マニュアル」より</p> <p>なお、河川における洪水等被害のおそれがあり、急激な水位の上昇等の可能性があるなど、当該地域の地形的な特性上、早期に避難行動を促す必要があると認められる場合には、上記の「警戒レベル3」の発令を待つことなく、「不用意に河川に近づかない」ことや「避難所等への早期避難」等の注意喚起を行うことも想定することとします。</p> <p>この場合、同報系防災行政無線による周知のほか、事前に自治会長等を通じて地域住民への情報提供の手段について協議を行うなどし、適切な方法による周知を図ります。</p> | | | | |

| No. | 頁 | 行 | 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|-----|--------------------|------------------|--------------------|-----|--|--|--|-----|-------------------------------------|-------------------------------------|---|--|-----|--------------------|------------------|--------------------|-----|--|--|--|-----|-------------------------------------|-------------------------------------|---|----|---|---|---|
| | | | <p>(1) 避難情報発令の判断基準等</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 中小河川における避難情報発令基準 <u>災害対策本部各支部長は、マニュアルに基づいて的確な避難情報の発令を行うため、次表基準に達した時は自治会等と協議を行い速やかに本部長に意見具申を行います。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>[警戒レベル3] 高齢者等避難</th> <th>[警戒レベル4] 避難指示</th> <th>[警戒レベル5] 緊急安全確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天神川</td> <td>高茶屋観測所の水位計が 2.00mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> <td>高茶屋観測所の水位計が 2.20mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> <td>高茶屋観測所の水位計が 2.40mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新設)</u></p> | 河川名 | [警戒レベル3] 高齢者等避難 | [警戒レベル4] 避難指示 | [警戒レベル5] 緊急安全確保 | (略) | | | | 天神川 | 高茶屋観測所の水位計が 2.00mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき | 高茶屋観測所の水位計が 2.20mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき | 高茶屋観測所の水位計が 2.40mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき | <p>(1) 避難情報発令の判断基準等〔<u>「津市避難情報発令の判断・伝達マニュアル」</u>より〕</p> <p><u>危機管理総務部は、災害情報管理システム等による監視に加え、災害対策本部各部・各支部、消防災害対策本部及び三重県津地方部等と連携し、注意喚起や避難情報発令等の判断に必要な水位情報の把握に努めます。また、災害対策本部危機管理総務部長・各支部長は、以下の各表に基づく基準に従い、災害対策本部長に意見具申を行い、的確な避難情報の発令等を行います。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 中小河川における避難情報発令基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>[警戒レベル3] 高齢者等避難</th> <th>[警戒レベル4] 避難指示</th> <th>[警戒レベル5] 緊急安全確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>天神川</td> <td>高茶屋観測所の水位計が 2.00mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> <td>高茶屋観測所の水位計が 2.20mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> <td>高茶屋観測所の水位計が 2.40mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</td> </tr> <tr> <td>赤川</td> <td><u>相互橋下の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき</u></td> <td><u>相互橋下の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき</u></td> <td><u>相互橋下の水位が橋の天端高に到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</u></td> </tr> </tbody> </table> | 河川名 | [警戒レベル3] 高齢者等避難 | [警戒レベル4] 避難指示 | [警戒レベル5] 緊急安全確保 | (略) | | | | 天神川 | 高茶屋観測所の水位計が 2.00mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき | 高茶屋観測所の水位計が 2.20mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき | 高茶屋観測所の水位計が 2.40mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき | 赤川 | <u>相互橋下の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき</u> | <u>相互橋下の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき</u> | <u>相互橋下の水位が橋の天端高に到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</u> |
| 河川名 | [警戒レベル3] 高齢者等避難 | [警戒レベル4] 避難指示 | [警戒レベル5] 緊急安全確保 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 天神川 | 高茶屋観測所の水位計が 2.00mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき | 高茶屋観測所の水位計が 2.20mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき | 高茶屋観測所の水位計が 2.40mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 河川名 | [警戒レベル3] 高齢者等避難 | [警戒レベル4] 避難指示 | [警戒レベル5] 緊急安全確保 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 天神川 | 高茶屋観測所の水位計が 2.00mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき | 高茶屋観測所の水位計が 2.20mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき | 高茶屋観測所の水位計が 2.40mを示し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 赤川 | <u>相互橋下の水位が基準（青色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき</u> | <u>相互橋下の水位が基準（黄色）に達し、更に水位上昇が見込まれるとき</u> | <u>相互橋下の水位が橋の天端高に到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 頁 | 行 | 旧 | | | 新 | | | | |
|-----|---|---|------|--|---|--|---|--|---|--|
| | | | (新設) | | | | | | | |
| | | | | | | 八壺川 | 八壺川管理橋より約220m上流付近の水位が基準(青色)に達し、更に水位上昇が見込まれるとき | 八壺川管理橋より約220m上流付近の水位が基準(黄色)に達し、更に水位上昇が見込まれるとき | 八壺川管理橋より約220m上流付近の水位が路面高に到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき | |
| | | | | | | かよう川 | 大日橋より約400m上流付近の水位が基準(青色)に達し、更に水位上昇が見込まれるとき | 大日橋より約400m上流付近の水位が基準(黄色)に達し、更に水位上昇が見込まれるとき | 大日橋より約400m上流付近の水位が路面高に到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき | |
| | | | | | | 安子谷川 | 安子公民館から約160m上流付近の水位が基準(青色)に達し、更に水位上昇が見込まれるとき | 安子公民館から約160m上流付近の水位が基準(黄色)に達し、更に水位上昇が見込まれるとき | 安子公民館から約160m上流付近の水位が路面高に到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき | |
| | | | 谷杣川 | 榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天端から3段目(青色)に達し、更に水位上昇が見込まれるとき | 榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天端(黄色)に達し、更に水位上昇が見込まれるとき | 榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天端を超え越流するおそれがあるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき | 谷杣川 | 榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天端から3段目(青色)に達し、更に水位上昇が見込まれるとき | 榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天端(黄色)に達し、更に水位上昇が見込まれるとき | 榊原町上教育集会所上流の水位が護岸階段天端を超え越流するおそれがあるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき |
| | | | (略) | | | | | | | |
| | | | 中ノ川 | 芸濃町楠原新六橋の水位が基準(青色)に達し、更に水位上昇 | 芸濃町楠原新六橋の水位が基準(黄色)に達し、 | 芸濃町楠原新六橋の水位が基準(赤色)に達し、更に水位上昇が見込まれる | 中ノ川 | 芸濃町楠原新六橋の水位が基準(青色)に達し、更に水位上昇 | 芸濃町楠原新六橋の水位が基準(黄色)に達し、 | 芸濃町楠原新六橋の水位が基準(赤色)に達し、更に水位上昇が見込まれる |

2-参考3
風水害等対策編

| No. | 頁 | 行 | 旧 | | | 新 | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | | が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき | 更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき | とき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき | が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき | 更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき | とき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき | | |
| | | | (新設) | | | 安濃川上流(河内中) | 下垣内観測所の水位計が 2.10m を示し、更に水位上昇が見込まれるとき | 下垣内観測所の水位計が 2.45m を示し、更に水位上昇が見込まれるとき | 下垣内観測所の水位計が 2.80m を示し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき | |
| | | | 桂畑川(南長野) 市道東出中出線岩辺橋下の水位が左岸(護岸工)の概ね 1/2 下(青色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき | 市道東出中出線岩辺橋下の水位が左岸(護岸工)の概ね 2/3 下(黄色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき | 市道東出中出線岩辺橋下の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき(赤色)、または当該河川において決壊や越流を確認したとき | 桂畑川(南長野) 市道東出中出線岩辺橋下の水位が左岸(護岸工)の概ね 1/2 下(青色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき | 市道東出中出線岩辺橋下の水位が左岸(護岸工)の概ね 2/3 下(黄色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき | 市道東出中出線岩辺橋下の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき(赤色)、または当該河川において決壊や越流を確認したとき | | |
| | | | (略) | | | (略) | | | | |
| | | | 穴倉川(美里) 津市消防団美里方面団第3分団詰所・車庫予定施設前の水位が左岸(ブロック積)の概ね 1/2 下(青色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場 | 津市消防団美里方面団第3分団詰所・車庫予定施設前の水位が左岸(ブロック積)の概ね 2/3 下(黄色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場 | 津市消防団美里方面団第3分団詰所・車庫予定施設前の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき(赤色)、または当該河川において決 | 穴倉川(美里) 津市消防団美里方面団第3分団詰所・車庫予定施設前の水位が左岸(ブロック積)の概ね 1/2 下(青色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場 | 津市消防団美里方面団第3分団詰所・車庫予定施設前の水位が左岸(ブロック積)の概ね 2/3 下(黄色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場 | 津市消防団美里方面団第3分団詰所・車庫予定施設前の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき(赤色)、または当該河川において決 | | |

| No. | 頁 | 行 | 旧 | | | | 新 | | | |
|-----|---|---|--|--|---|--|--------------------------|--|---|--|
| | | | し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき | の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき | 壊や越流を確認したとき | し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき | の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき | 壊や越流を確認したとき | | |
| | | | (新設) | | | | 久保川 | 美里町家所地内田代橋付近の水位が基準(青色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき | 美里町家所地内田代橋付近の水位が基準(黄色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき | 美里町家所地内田代橋付近の水位が基準(赤色)に達し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき |
| | | | 待口川 | 国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位が頭首工(青色)を越流し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき | 国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位が農業用水ゲート(黄色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき | 国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき(赤色)、または当該河川において決壊や越流を確認したとき | 待口川 | 国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位が頭首工(青色)を越流し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき | 国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位が農業用水ゲート(黄色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが高まったとき | 国道 163 号みさと丘入口交差点北の水位の更なる上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれが非常に高まったとき(赤色)、または当該河川において決壊や越流を確認したとき |
| | | | (略) | | | | (略) | | | |
| | | | 垣内川 | 垣内公民館前の水位が基準(青色)に達し、更に水位上 | 垣内公民館前の水位が基準(黄色)に達し、更に水位上 | 垣内公民館前の水位が基準(赤色)に達し、更に水位上昇が見込まれるとき、ま | 垣内川 | 垣内公民館前の水位が基準(青色)に達し、更に水位上 | 垣内公民館前の水位が基準(黄色)に達し、更に水位上 | 垣内公民館前の水位が基準(赤色)に達し、更に水位上昇が見込まれるとき、ま |

| No. | 頁 | 行 | 旧 | | | 新 | | | |
|-----|---|---|---------------------------------|---|--|---------------------------------|---|--|--|
| | | | 昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき | 昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき | たは当該河川において決壊や越流を確認したとき | 昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき | 昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき | たは当該河川において決壊や越流を確認したとき | |
| | | | (新設) | | | | 吹毛橋付近の水位が基準(青色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき | 吹毛橋付近の水位が基準(黄色)に達し、更に水位上昇が見込まれ、現場の状況により、災害が発生するおそれがあるとき | 吹毛橋付近の水位が基準(赤色)に達し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき |
| | | | 八手俣川 下之川観測所の水位が2.50mを観測したとき | 下之川観測所の水位が2.50m以上の水位に達し、更に水位上昇が見込まれ、災害が発生するおそれがあるとき | 下之川観測所の水位が3.00m以上の水位に達し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき | 八手俣川 下之川観測所の水位が2.50mを観測したとき | 下之川観測所の水位が2.50m以上の水位に達し、更に水位上昇が見込まれ、災害が発生するおそれがあるとき | 下之川観測所の水位が3.00m以上の水位に達し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき | |
| | | | (新設) | | | | 名張川 太郎生観測所の水位が3.00mを観測したとき | 太郎生観測所の水位が3.50m以上の水位に達し、更に水位上昇が見込まれ、災害が発生するおそれがあるとき | 太郎生観測所の水位が4.00m以上の水位に達し、更に水位上昇が見込まれるとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき |
| | | | ウエ (略) (2) (略) | | | | ウエ (略) (2) (略) | | |

| No. | 頁 | 行 | 旧 | 新 |
|-----|----|----|--|---|
| | | | <p>(3) 避難情報の発令対象地区 <u>河川毎の発令対象地区、土砂災害の発令対象地区、高潮災害の発令対象地区については、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアルのとおりです。</u></p> | <p>(3) 避難情報の発令対象地区 <u>避難情報の発令対象地区については、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図（三重県作成）に基づき、洪水ハザードマップを更新し公表していますが、基本的には「第一段階」として「計画規模の降雨」を前提とした浸水想定区域を「避難情報発令対象地区」とします。</u> <u>また、当該河川流域において計画規模の降雨量を超える雨量を予測又は観測した場合や、破堤・越水を確認した場合は「第二段階」として「想定最大規模の降雨」を前提とした浸水想定区域を「避難情報発令対象地区」とします。</u> <u>なお、河川ごとの具体的な対象地区の選定は「津市避難情報発令の判断・伝達マニュアル」及び「中小河川における避難情報発令の判断・伝達マニュアル」に基づき選定します。</u></p> |
| 2 | 75 | 18 | <p>第5節 避難計画の策定 4 避難訓練の<u>実施</u>（危機管理部、各総合支所） <u>市は、自主防災組織や自治会等が行う災害の種別や地域性に応じた避難訓練に対して支援します。</u></p> | <p>第5節 避難計画の策定 4 避難訓練の<u>検証</u>（危機管理部、各総合支所） <u>地域住民は、災害の種別や地域性に応じ作成した避難計画をもとに避難訓練を実施・検証し、市はこれに対して必要な支援を行います。</u></p> |
| 3 | 78 | 27 | <p>第6節 避難体制の整備 2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者） 市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所運営ガイドライン（平成28年4月（令和4年4月改定）内閣府（防災担当）」を踏まえ、以下のとおり取組を進めます。 (1) (略) <u>(新設)</u></p> | <p>第6節 避難体制の整備 2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者） 市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所運営ガイドライン（平成28年4月（令和4年4月改定）内閣府（防災担当）」を踏まえ、以下のとおり取組を進めます。 (1) (略) <u>(2) 避難所開設の指示</u></p> |

| No. | 頁 | 行 | 旧 | 新 |
|-----|---|---|--|--|
| | | | <p>(2) 避難所担当職員の役割 ア 避難所担当職員は、避難所開設の指示が出た場合、決められた避難所を直ちに開設できるよう準備をしておきます。 イ～キ (略)</p> <p>(3) 避難所の運営方法についてあらかじめ定めておきます。 (略)</p> <p>(4) 避難所には、津市備蓄計画に基づき食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、かつ必要なときに直ちに配備できるよう準備しておきます。また、資機材は、誰もが使用しやすいものを備蓄するよう努めます。 (略)</p> <p>(5) 広域避難体制の充実 (略)</p> <p>(6) 避難所外避難者への対応 (略)</p> <p>(7) 避難者の通信手段の確保 (略)</p> <p>(8) 避難所の安全性の確保 (略)</p> | <p><u>避難所の開設に当たっては、災害対策本部長が必要と認めて避難情報を発令したときをもって、市民部長又は各支部長が開設を指示するものとします。ただし、気象状況等から避難情報が発令される可能性が高い場合において、事前に避難所を開設する準備が必要なときは、市民部長又は各支部長は、避難情報発令を待たずに避難所の開設を指示できるものとします。</u></p> <p>(3) 避難所担当職員の役割 ア 避難所担当職員は、避難所開設の指示に備え、決められた避難所を直ちに開設できるよう準備をしておきます。 イ～キ (略)</p> <p>(4) 避難所の運営方法についてあらかじめ定めておきます。 (略)</p> <p>(5) 避難所には、津市備蓄計画に基づき食料及び資機材等をあらかじめ備蓄し、かつ必要なときに直ちに配備できるよう準備しておきます。また、資機材は、誰もが使用しやすいものを備蓄するよう努めます。 (略)</p> <p>(6) 広域避難体制の充実 (略)</p> <p>(7) 避難所外避難者への対応 (略)</p> <p>(8) 避難者の通信手段の確保 (略)</p> <p>(9) 避難所の安全性の確保 (略)</p> |

| No. | 頁 | 行 | 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|-------------|------|--|---|-----|------|--|--|-----|----|----|--------------------------|-------------|--|---|---|---|-----|-----|------|--|--|-----|----|----|--------------------------|-------------|--|---|---|
| 4 | 93 | 15 | <p>第4章 災害に備える体制の確立</p> <p>第4節 広域的な相互応援体制の整備</p> <p>2 受援計画（危機管理部、総務部）</p> <p>大規模災害発生時に、被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や業務量は拡大し、本市単独での対応は、一層困難になります。そのため、<u>他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO やボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用できるよう、内閣府が定めた「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」や県が策定した「三重県広域受援計画」を踏まえて策定した「津市災害時受援計画」について、毎年見直しを行い、必要に応じて修正等を行います。</u></p> | <p>第4章 災害に備える体制の確立</p> <p>第4節 広域的な応援体制の整備</p> <p>2 受援計画（各部）</p> <p>大規模災害発生時に、被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や業務量は拡大し、本市単独での対応は、一層困難になります。そのため、<u>本市では、内閣府が定めた「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」や県が策定した「三重県広域受援計画」を踏まえ、平成30年度に「津市災害時受援計画」を策定し、救助関係機関や他の地方公共団体、指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPO やボランティアなどの各種団体から人的・物的支援を受けた場合に、これを円滑かつ効果的に活用するための受援体制を整備して、毎年見直しを図り、必要な修正を行います。</u></p> <p><u>また、令和6年能登半島地震で明らかとなった課題に対応すべく、応援部隊の通行ルートを選定から道路啓開までの要領や応援部隊の活動に必要な各種情報の伝達等について具体的に記述するなど、情勢に応じた修正を行い、本計画の充実を図ります。</u></p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 99 | 11 | <p>第5章 災害応急対策・復旧への備え</p> <p>第3節 緊急輸送活動対策</p> <p>1 緊急輸送体制の整備</p> <p>(1) 救助活動拠点（危機管理部） (略)</p> <table border="1" data-bbox="286 1204 1191 1497"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="3">利用機関</th> </tr> <tr> <th>自衛隊</th> <th>消防</th> <th>警察</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津市産業・スポーツセンター内 メッセウイングみえ</td> <td>津市北河路町 19-1</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> | 施設名 | 所在地 | 利用機関 | | | 自衛隊 | 消防 | 警察 | 津市産業・スポーツセンター内 メッセウイングみえ | 津市北河路町 19-1 | | ○ | ○ | <p>第5章 災害応急対策・復旧への備え</p> <p>第3節 緊急輸送活動対策</p> <p>1 緊急輸送体制の整備</p> <p>(1) 救助活動拠点（危機管理部） (略)</p> <table border="1" data-bbox="1220 1204 2125 1497"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="3">利用機関</th> </tr> <tr> <th>自衛隊</th> <th>消防</th> <th>警察</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業・スポーツセンター内 メッセウイング NHW</td> <td>津市北河路町 19-1</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> | 施設名 | 所在地 | 利用機関 | | | 自衛隊 | 消防 | 警察 | 産業・スポーツセンター内 メッセウイング NHW | 津市北河路町 19-1 | | ○ | ○ |
| 施設名 | 所在地 | 利用機関 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 自衛隊 | 消防 | 警察 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 津市産業・スポーツセンター内 メッセウイングみえ | 津市北河路町 19-1 | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施設名 | 所在地 | 利用機関 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 自衛隊 | 消防 | 警察 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 産業・スポーツセンター内 メッセウイング NHW | 津市北河路町 19-1 | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 頁 | 行 | 旧 | | | | 新 | | | | | |
|-----|-----|---|---|------------------|---|---|--|-----------------------------|------------------|---|---|---|
| | | | 安濃中央総合公園(芝生広場、フットサルコート、野球場) | 津市安濃町田端上野 818 他 | | ○ | ○ | 安濃中央総合公園(芝生広場、フットサルコート、野球場) | 津市安濃町田端上野 818 他 | | ○ | ○ |
| | | | 中勢グリーンパーク | 津市あのみつ台五丁目 757-1 | ○ | ○ | ○ | HOWA パーク | 津市あのみつ台五丁目 757-1 | ○ | ○ | ○ |
| | | | 町民の森公園 | 津市河芸町浜田 740-1 | ○ | | | 町民の森公園 | 津市河芸町浜田 740-1 | ○ | | |
| | | | 北部運動広場 | 津市栗真中山町 601-3 | | ○ | | 北部運動広場 | 津市栗真中山町 601-3 | | ○ | |
| | | | 白山総合文化センター | 津市白山町二本木 1139-2 | | ○ | | 北消防署 | 津市栗真中山町 816-2 | | ○ | |
| | | | 津市モーターボート競走場 | 津市藤方 637 | | ○ | | モーターボート競走場 | 津市藤方 637 | | ○ | |
| | | | 道の駅美杉 | 津市美杉町上多気 267 | | ○ | | 白山総合文化センター | 津市白山町二本木 1139-2 | | ○ | |
| | | | | | | | | 道の駅美杉 | 津市美杉町上多気 267 | | ○ | |
| 6 | 101 | 4 | 第3節 緊急輸送活動対策 3 交通機能の確保(各施設管理者) (1)(2) (略) (3) 災害発生時には、道路に障害物が散乱するなど、救援救護活動や緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがあります。このため、道路啓開作業に必要な資機材及び車両等を災害時に迅速に確保できるよう、資機材、車両の種類及び数量等を明らかにし、関係団体との協定の締結等により協力体制を整備します。 | | | | 第3節 緊急輸送活動対策 3 交通機能の確保(各施設管理者) (1)(2) (略) (3) 災害発生時には、道路に障害物が散乱するなど、救援救護活動や緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがあります。このため、「津市道路啓開計画」を策定し、道路啓開作業に必要な資機材及び車両等を災害時に迅速に確保できるよう、資機材、車両の種類及び数量等を明らかにし、関係団体との協定の締結等により協力体制を整備します。 | | | | | |

| No. | 頁 | 行 | 旧 | 新 |
|-----|-----|----|---|--|
| 7 | 119 | 21 | <p>第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第5節 応援要請 3 受入れ後の迅速な活動に向けた情報伝達の実施（危機管理部、建設部） 市は、<u>大規模災害の被災地に全国から駆け付ける人命救助等を行う実動部隊が円滑かつ効果的に活動できるよう、通行を妨げる被害状況の把握に発災直後から努め、適切な迂回ルートを選定するとともに、関係機関と連携して必要な交通規制を実施するなどしてルートを確保し、その情報を当該実動部隊に迅速に伝達します。</u></p> | <p>第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第5節 応援要請 3 受入れ後の迅速な活動に向けた情報伝達の実施（危機管理部、建設部） 市は、<u>大規模災害発生時に、全国から派遣される応援部隊による人命救助等の活動が効果的かつ円滑に行われるよう、被害想定区域や人的・物的被害、通行可能経路等の必要な情報を迅速に収集・集約の上、応援部隊に伝達します。</u></p> |
| 8 | 120 | 7 | <p>第6節 広報活動 1 情報提供体制の整備（危機管理部、政策財務部） 災害時には情報が錯綜するため、広報の一元化を図ります。防災関係機関は、連絡を密にし、情報共有を行います。災害対策本部各部・支部は、知り得た情報はすべて危機管理総務部に連絡するとともに、広報を必要とする事項は政策財務部広報班を通じて行います。</p> <p>2 広報活動の実施（政策財務部、危機管理部） (1) 広報の内容 <u>広報の内容は下表のとおりとします。</u></p> | <p>第6節 広報活動 1 情報提供体制の整備（危機管理部、政策財務部） 災害時には情報が錯綜するため、広報の一元化を図ります。防災関係機関は、連絡を密にし、情報共有を行います。災害対策本部各部・各支部は、知り得た情報はすべて危機管理総務部に連絡するとともに、<u>広報を必要とする事項については政策財務部広報班を通じて行います。</u> <u>危機管理総務部は、連絡を受けた情報の正確性や優先度の精査・確認を行い、適正な情報提供が図られるように配慮します。</u> <u>なお、発災直後における災害対策本部会議等にかかる事項や不確定な被害状況等、特段の統制が必要な場合は、原則として、危機管理総務部総括班長が報道を含む他機関からの質疑に対応するものとします。</u></p> <p>2 広報活動の実施（政策財務部、危機管理部） (1) 広報の内容 <u>広報は、災害発生に備えた事前の準備情報から、災害発生直後の被害状況、気象関連情報、避難所運営等の生活関連情報、復旧・復興に向けた関連情報等、それぞれのタイミングにおいて必要な情報を適切な手段で情報発信します。</u></p> |

| No. | 頁 | 行 | 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|-------------------------------|---|---|---------|------|--------------------|--------|--|------|---------|--------|-----------------------|------|--------------------------------------|-----------------------|------|----------------------|------|-----------------|------|------------|----------------|-----------|---------|--------|------------------------|------|-------|-------------------|-------------|-----|---------------|---------|----|------|-------------------------------|---|---|---|--|------|-------------------|--|--|---|---|---------------------|--|--|---|---|----------|--|--|---|---|------|--------------------|---|---|---|--|------|---------|--|--|--|---|----|------|---------------|--|--|---|---|----|-----------------|--|--|---|---|
| | | | | <p>主な広報の内容とそのタイミングは下表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">情報種別</th> <th rowspan="2">内 容</th> <th colspan="4">区分</th> </tr> <tr> <th>平常時</th> <th>発災時※</th> <th>避難時</th> <th>復旧時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">被害</td> <td>被害状況</td> <td>・人的、物的被害 ・公共施設の被害</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>安否情報</td> <td>・死者、負傷者情報</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>応急対策</td> <td>・河川、港湾、橋りょう等の応急対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">生活</td> <td>気象情報</td> <td>・予報、警報等気象庁発表情報 ・二次災害に関する情報</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">生活情報</td> <td>・電気、ガス、上下水道等の復旧状況</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・給水、給食、医療、生活必需品等の支給</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・避難所運営情報</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>交通情報</td> <td>・交通規制 ・公共交通機関の運行状況</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>環境情報</td> <td>・災害ゴミ処理</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福祉</td> <td>住宅情報</td> <td>・仮設住宅 ・避難所施設等</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>・診療可能施設、応急救護所情報</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 情報種別 | 内 容 | 区分 | | | | 平常時 | 発災時※ | 避難時 | 復旧時 | 被害 | 被害状況 | ・人的、物的被害 ・公共施設の被害 | | | ○ | ○ | 安否情報 | ・死者、負傷者情報 | | | ○ | ○ | 応急対策 | ・河川、港湾、橋りょう等の応急対策 | | | | ○ | 生活 | 気象情報 | ・予報、警報等気象庁発表情報 ・二次災害に関する情報 | ○ | ○ | ○ | | 生活情報 | ・電気、ガス、上下水道等の復旧状況 | | | ○ | ○ | ・給水、給食、医療、生活必需品等の支給 | | | ○ | ○ | ・避難所運営情報 | | | ○ | ○ | 交通情報 | ・交通規制 ・公共交通機関の運行状況 | ○ | ○ | ○ | | 環境情報 | ・災害ゴミ処理 | | | | ○ | 福祉 | 住宅情報 | ・仮設住宅 ・避難所施設等 | | | ○ | ○ | 医療 | ・診療可能施設、応急救護所情報 | | | ○ | ○ |
| 区分 | 情報種別 | 内 容 | 区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 平常時 | 発災時※ | 避難時 | 復旧時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被害 | 被害状況 | ・人的、物的被害 ・公共施設の被害 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 安否情報 | ・死者、負傷者情報 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 応急対策 | ・河川、港湾、橋りょう等の応急対策 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活 | 気象情報 | ・予報、警報等気象庁発表情報 ・二次災害に関する情報 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 生活情報 | ・電気、ガス、上下水道等の復旧状況 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ・給水、給食、医療、生活必需品等の支給 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ・避難所運営情報 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 交通情報 | ・交通規制 ・公共交通機関の運行状況 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 環境情報 | ・災害ゴミ処理 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉 | 住宅情報 | ・仮設住宅 ・避難所施設等 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 医療 | ・診療可能施設、応急救護所情報 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>主 な 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況</td> <td>・人的、物的被害 ・公共施設被害など</td> </tr> <tr> <td>気象関連情報</td> <td>・予報及び警報など気象庁の発表する情報 ・二次災害の危険性に関する情報</td> </tr> <tr> <td>安否情報</td> <td>・死亡者の情報</td> </tr> <tr> <td>応急対策情報</td> <td>・河川、港湾、橋りょう等応急対策の実施状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生活情報</td> <td>・電気、電話、ガス、水道等ライフライン施設の復旧状況 ・避難所情報</td> </tr> <tr> <td>・給食、給水、衣料、生活必需品等の供給状況</td> </tr> <tr> <td>住宅情報</td> <td>・仮設住宅 ・住宅復興制度</td> </tr> <tr> <td>医療情報</td> <td>・診療可能施設 ・心のケア相談</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福祉情報</td> <td>・救援物資 ・義援金</td> </tr> <tr> <td>・貸付制度 ・保育所等の状況</td> </tr> <tr> <td>教育情報</td> <td>・学校等の状況</td> </tr> <tr> <td>交通関連情報</td> <td>・道路規制 ・バス、鉄道、船舶、航空機の状況</td> </tr> <tr> <td>環境情報</td> <td>・災害ごみ</td> </tr> <tr> <td>ボランティア情報</td> <td>・ボランティア活動情報</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>・融資制度 ・各種支援制度</td> </tr> <tr> <td>・各種相談窓口</td> </tr> </tbody> </table> | 情報の種類 | 主 な 内 容 | 被害状況 | ・人的、物的被害 ・公共施設被害など | 気象関連情報 | ・予報及び警報など気象庁の発表する情報 ・二次災害の危険性に関する情報 | 安否情報 | ・死亡者の情報 | 応急対策情報 | ・河川、港湾、橋りょう等応急対策の実施状況 | 生活情報 | ・電気、電話、ガス、水道等ライフライン施設の復旧状況 ・避難所情報 | ・給食、給水、衣料、生活必需品等の供給状況 | 住宅情報 | ・仮設住宅 ・住宅復興制度 | 医療情報 | ・診療可能施設 ・心のケア相談 | 福祉情報 | ・救援物資 ・義援金 | ・貸付制度 ・保育所等の状況 | 教育情報 | ・学校等の状況 | 交通関連情報 | ・道路規制 ・バス、鉄道、船舶、航空機の状況 | 環境情報 | ・災害ごみ | ボランティア情報 | ・ボランティア活動情報 | その他 | ・融資制度 ・各種支援制度 | ・各種相談窓口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報の種類 | 主 な 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被害状況 | ・人的、物的被害 ・公共施設被害など | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 気象関連情報 | ・予報及び警報など気象庁の発表する情報 ・二次災害の危険性に関する情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 安否情報 | ・死亡者の情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 応急対策情報 | ・河川、港湾、橋りょう等応急対策の実施状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活情報 | ・電気、電話、ガス、水道等ライフライン施設の復旧状況 ・避難所情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・給食、給水、衣料、生活必需品等の供給状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅情報 | ・仮設住宅 ・住宅復興制度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療情報 | ・診療可能施設 ・心のケア相談 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉情報 | ・救援物資 ・義援金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・貸付制度 ・保育所等の状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育情報 | ・学校等の状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交通関連情報 | ・道路規制 ・バス、鉄道、船舶、航空機の状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境情報 | ・災害ごみ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ボランティア情報 | ・ボランティア活動情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | ・融資制度 ・各種支援制度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・各種相談窓口 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 頁 | 行 | 旧 | 新 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--------------------------|-------------------------|--|--|----|---|--|--|--|--|------------|--|--|---|---|----------|---------------|--|--|--|---|-------|--|--|--|---|------------|--|--|---|---|----------|--------------------------|--|--|---|---|-------------|------------|-------------|--|--|---|---------|-------------------------|---|--|---|
| | | | | <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">情報</td> <td>報</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・心理的ケア相談窓口</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">福祉 情報</td> <td>・救援物資、義援金等の情報</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・貸付制度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>・保育所等の開設状況</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>教育 情報</td> <td>・学校等教育機関の運営 ・児 童施設の運営</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">そ の 他</td> <td>ボラン ティア</td> <td>・ボランティア活動情報</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その 他</td> <td>・融資制度 ・各種支援制度 ・ 相談窓口</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </table> <p>※発災時には、台風、地震、津波等の災害に関する警報等事前の段階も含みます。</p> | 情報 | 報 | | | | | ・心理的ケア相談窓口 | | | ○ | ○ | 福祉 情報 | ・救援物資、義援金等の情報 | | | | ○ | ・貸付制度 | | | | ○ | ・保育所等の開設状況 | | | ○ | ○ | 教育 情報 | ・学校等教育機関の運営 ・児 童施設の運営 | | | ○ | ○ | そ の 他 | ボラン ティア | ・ボランティア活動情報 | | | ○ | その 他 | ・融資制度 ・各種支援制度 ・ 相談窓口 | ○ | | ○ |
| 情報 | 報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・心理的ケア相談窓口 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福祉 情報 | ・救援物資、義援金等の情報 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・貸付制度 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・保育所等の開設状況 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育 情報 | ・学校等教育機関の運営 ・児 童施設の運営 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| そ の 他 | ボラン ティア | ・ボランティア活動情報 | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その 他 | ・融資制度 ・各種支援制度 ・ 相談窓口 | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <p>(2) 伝達の手段</p> <p><u>ア Lアラート等を通じた報道機関(テレビ・ラジオ・通信社・新聞社)への情報提供</u></p> <p><u>イ 同報系防災行政無線(戸別受信機を含む。)</u></p> <p><u>ウ CATV(データ放送を含む。)</u></p> <p><u>エ ホームページ</u></p> <p><u>オ 携帯電話、パソコンへのメール配信(津市防災情報メール(多言語版含む)、エリアメール等)</u></p> <p><u>カ ファクス配信</u></p> <p><u>キ 電話応答サービス</u></p> <p><u>ク 広報紙等の配布</u></p> | <p>(2) 伝達の手段</p> <p><u>ア 同報系防災行政無線(戸別受信機を含む。)</u></p> <p><u>イ 携帯電話、パソコンへのメール配信(津市防災情報メール(多言語版含む)、エリアメール等)</u></p> <p><u>ウ SNS(注意喚起などの呼びかけは、市民にとって身近で拡散性があるSNSを積極的に使用することとします。)</u></p> <p><u>エ Lアラート等を通じた報道機関(テレビ・ラジオ・通信社・新聞社)への情報提供</u></p> <p><u>オ ホームページ</u></p> <p><u>カ CATV(データ放送を含む。)</u></p> <p><u>キ ファクス配信</u></p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | 頁 | 行 | 旧 | 新 |
|-----|-----|----|---|--|
| | | | <p><u>ケ 広報車の巡回</u> <u>コ 津市公式アプリケーション「津うなび」</u> <u>サ その他</u></p> | <p><u>ク 電話応答サービス</u> <u>ケ 緊急告知ラジオ</u> <u>コ 広報車の巡回</u> <u>サ 広報紙等の配布</u> <u>シ その他</u></p> |
| 9 | 156 | 7 | <p>第1 1 節 輸送及び交通応急対策 7 緊急車両の通行ルート確保のための措置（建設部） (1) 放置車両対策 緊急車両の通行を確保する<u>緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令します。運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動します。</u> (2) 土地の一時使用等 <u>放置車両対策の措置のため、やむを得ない必要がある場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分をします。</u></p> | <p>第1 1 節 輸送及び交通応急対策 7 緊急車両の通行ルート確保のための措置（建設部） (1) 放置車両対策 緊急車両の通行を確保する<u>ため道路管理者は、区間を指定して緊急車両の通行の妨げとなる車両の運転者等に移動を命じ、運転者が不在時の場合は、道路管理者が車両等を移動します。</u> (2) 土地の一時使用等 <u>緊急車両の通行を確保するため、ガレキや放置車両を道路外に移動します。また、やむを得ない必要がある場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分します。</u></p> |
| 10 | 204 | 20 | <p>第2章 自衛隊の災害派遣 第2節 派遣部隊の受入れ体制 <u>(新設)</u></p> | <p>第2章 自衛隊の災害派遣 第2節 派遣部隊の受入れ <u>2 派遣部隊への情報提供（危機管理部）</u> <u>市は派遣部隊の任務が円滑に遂行されるよう、次の情報を提供します。</u> (1) <u>被害想定区域</u> (2) <u>人的・物的被害状況</u> (3) <u>道路損壊状況</u> (4) <u>その他活動に必要な情報</u></p> |

令和 6 年度 津市地域防災計画（震災対策編）新旧対照表（案）

| No. | 頁 | 行 | 旧 | 新 |
|-----|----|---|---|--|
| 1 | 61 | 9 | <p>第 2 編 災害予防計画</p> <p>第 3 章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策</p> <p>第 4 節 避難計画の策定</p> <p>4 避難訓練の実施（危機管理部、各総合支所）</p> <p><u>市は、自主防災組織や自治会等が行う災害の種別や地域性に</u> <u>応じた避難訓練に対して支援します。</u></p> | <p>第 2 編 災害予防計画</p> <p>第 3 章 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策</p> <p>第 4 節 避難計画の策定</p> <p>4 避難訓練の<u>検証</u>（危機管理部、各総合支所）</p> <p><u>地域住民は、災害の種別や地域性に</u> <u>応じ作成した避難計画を</u> <u>もとに避難訓練を実施・検証し、市はこれに対して必要な支援</u> <u>を行います。</u></p> |
| 2 | 66 | 1 | <p>第 5 節 避難体制の整備</p> <p>2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者）</p> <p>市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所運営ガイドライン（平成 28 年 4 月（令和 4 年 4 月改定））内閣府（防災担当）」を踏まえ、以下のとおり取組を進めます。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 後発地震に備えた避難への対応</p> <p><u>気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が</u> <u>発表された場合、又は地震発生に起因して南海トラフ地震臨時</u> <u>情報（巨大地震注意）が発表された場合には、後発地震に備え、</u> <u>市民の自主的な避難が可能となるよう、避難所を開設します。</u></p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、又は</u> <u>地震発生に起因せずに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注</u> <u>意）が発表された場合には、直ちに避難所は開設しませんが、</u> <u>国や三重県からの情報をもとに、状況に応じた対応を行いま</u> <u>す。</u></p> | <p>第 5 節 避難体制の整備</p> <p>2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者）</p> <p>市は、避難体制の整備を推進するに当たり、「避難所運営ガイドライン（平成 28 年 4 月（令和 4 年 4 月改定））内閣府（防災担当）」を踏まえ、以下のとおり取組を進めます。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 後発地震に備えた避難への対応</p> <p><u>気象庁から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地</u> <u>震警戒）が発表された場合、直ちに避難情報の発令を行いません</u> <u>が、状況に応じた配備体制をとり、市民に対し、1 週間から 2 週</u> <u>間の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行</u> <u>います。</u></p> <p><u>また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された</u> <u>ことに対して不安のある方などについては、親類や知人宅などへ</u> <u>の避難を促すことを基本としますが、国や三重県からの情報をも</u> <u>とに、必要に応じて避難所の開設を検討します。</u></p> |

| 3 | 71 | 1 | <p>第4章 災害に備える体制の確立</p> <p>第1節 災害対策本部</p> <p>3 配備要員の初動の確保（各部、各総合支所）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>【地震災害時の配備基準及び体制表】（別表）</p> | <p>第4章 災害に備える体制の確立</p> <p>第1節 災害対策本部</p> <p>3 配備要員の初動の確保（各部、各総合支所）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>【地震災害時の配備基準及び体制表】（別表）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|--|--|--|------|------|------|--------|--|------------------------|--|--------|--|--|--|---|--|------|------|------|--------|--|-------------------------|--|--------|
| | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配備体制</th> <th>配備人員</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1配備体制</td> <td> <p>配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。</p> </td> <td> <p>各部・支部の配備計画による人員</p> </td> <td> <p>1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p> <p>2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p> <p>3 南海トラフ付近の地震発生等を受け、国から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたことに伴い、三重県が「南海トラフ地震準備体制」をとったとき。（既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合を含む）</p> </td> </tr> <tr> <td>第2警戒体制</td> <td> <p>相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制とします。</p> <p>大津波警報（特別警報）が発表された場合は、既に配備している職員以外は津波浸水予測地域外での待機とし、各部・各支所からの連絡に備える体制とします。</p> </td> <td> <p>各部長・各支部長</p> <p>各部・支部の配備計画による人員</p> <p>（特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する）</p> </td> <td> <p>1 市内において震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>2 県内の本市以外の市町において震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>3 「大津波警報（特別警報）、津波警報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。</p> <p>4 南海トラフ付近の地震発生等を受け、国から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたことに伴い、三重県が災害対策本部を設置したとき。</p> <p>5 その他、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | | 配備体制 | 配備人員 | 配備基準 | 第1配備体制 | <p>配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。</p> | <p>各部・支部の配備計画による人員</p> | <p>1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p> <p>2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p> <p>3 南海トラフ付近の地震発生等を受け、国から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたことに伴い、三重県が「南海トラフ地震準備体制」をとったとき。（既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合を含む）</p> | 第2警戒体制 | <p>相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制とします。</p> <p>大津波警報（特別警報）が発表された場合は、既に配備している職員以外は津波浸水予測地域外での待機とし、各部・各支所からの連絡に備える体制とします。</p> | <p>各部長・各支部長</p> <p>各部・支部の配備計画による人員</p> <p>（特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する）</p> | <p>1 市内において震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>2 県内の本市以外の市町において震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>3 「大津波警報（特別警報）、津波警報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。</p> <p>4 南海トラフ付近の地震発生等を受け、国から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたことに伴い、三重県が災害対策本部を設置したとき。</p> <p>5 その他、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>配備体制</th> <th>配備人員</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1配備体制</td> <td> <p>配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。</p> </td> <td> <p>各部・各支部の配備計画による人員</p> </td> <td> <p>1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p> <p>2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p> <p>3 南海トラフ付近の地震発生等を受け、国から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき。</p> </td> </tr> <tr> <td>第2警戒体制</td> <td> <p>相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制とします。</p> <p>大津波警報（特別警報）が発表された場合は、既に配備している職員以外は津波浸水予測地域外での待機とし、各部・各支所からの連絡に備える体制とします。</p> </td> <td> <p>各部・各支部の配備計画による人員</p> <p>（特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する）</p> </td> <td> <p>1 市内において震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>2 県内の本市以外の市町において震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>3 「大津波警報（特別警報）、津波警報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。</p> <p>4 南海トラフ付近の地震発生等を受け、国から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。</p> <p>5 その他、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | | 配備体制 | 配備人員 | 配備基準 | 第1配備体制 | <p>配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。</p> | <p>各部・各支部の配備計画による人員</p> | <p>1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p> <p>2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p> <p>3 南海トラフ付近の地震発生等を受け、国から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき。</p> | 第2警戒体制 |
| | 配備体制 | 配備人員 | 配備基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1配備体制 | <p>配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。</p> | <p>各部・支部の配備計画による人員</p> | <p>1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p> <p>2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p> <p>3 南海トラフ付近の地震発生等を受け、国から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたことに伴い、三重県が「南海トラフ地震準備体制」をとったとき。（既に災害対策基本法に基づく三重県災害対策本部が設置されている場合を含む）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2警戒体制 | <p>相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制とします。</p> <p>大津波警報（特別警報）が発表された場合は、既に配備している職員以外は津波浸水予測地域外での待機とし、各部・各支所からの連絡に備える体制とします。</p> | <p>各部長・各支部長</p> <p>各部・支部の配備計画による人員</p> <p>（特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する）</p> | <p>1 市内において震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>2 県内の本市以外の市町において震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>3 「大津波警報（特別警報）、津波警報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。</p> <p>4 南海トラフ付近の地震発生等を受け、国から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたことに伴い、三重県が災害対策本部を設置したとき。</p> <p>5 その他、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 配備体制 | 配備人員 | 配備基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第1配備体制 | <p>配備体制により定められた職員が情報連絡活動等を円滑に行い、状況に応じ警戒体制に移れる体制とします。</p> | <p>各部・各支部の配備計画による人員</p> | <p>1 市内において震度4の地震が発生した場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p> <p>2 「津波注意報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表された場合で、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p> <p>3 南海トラフ付近の地震発生等を受け、国から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2警戒体制 | <p>相当の被害が近く発生するおそれがあり、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速・的確に行うことができる体制とします。</p> <p>大津波警報（特別警報）が発表された場合は、既に配備している職員以外は津波浸水予測地域外での待機とし、各部・各支所からの連絡に備える体制とします。</p> | <p>各部・各支部の配備計画による人員</p> <p>（特別警報が発表された場合は、必要に応じて、配備人員を増強する）</p> | <p>1 市内において震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>2 県内の本市以外の市町において震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>3 「大津波警報（特別警報）、津波警報」が伊勢・三河湾津波予報区に発表されたとき。</p> <p>4 南海トラフ付近の地震発生等を受け、国から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。</p> <p>5 その他、市長（本部長）が必要と認めたとき。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

2-参考4
震災対策編

| | | | | | | | | | | | | |
|---|----|----|---|-----|---|--|--|--|--|--|-----|---|
| | | | <p>第3配備 (非常体制)</p> <p>甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることのできる体制とします。</p> | 全職員 | <p>1 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>2 津波による甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長(本部長)が必要と認めたとき。</p> | | | | | <p>第3配備 (非常体制)</p> <p>甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市の総力をあげて応急対策活動にあたることのできる体制とします。</p> | 全職員 | <p>1 市内において震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>2 津波による甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合で、市長(本部長)が必要と認めたとき。</p> |
| 4 | 79 | 15 | <p>第4章 災害に備える体制の確立</p> <p>第4節 広域的な相互応援体制の整備</p> <p>2 受援計画(危機管理部、総務部)</p> <p>大規模災害発生時に、被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や業務量は拡大し、本市単独での対応は、一層困難になります。そのため、<u>他の地方公共団体や指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効果的に活用できるよう、内閣府が定めた「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」や県が策定した「三重県広域受援計画」を踏まえて策定した「津市災害時受援計画」について、毎年見直しを行い、必要に応じて修正等を行います。</u></p> | | | <p>第4章 災害に備える体制の確立</p> <p>第4節 広域的な応援体制の整備</p> <p>2 受援計画(各部)</p> <p>大規模災害発生時に、被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や業務量は拡大し、本市単独での対応は、一層困難になります。そのため、<u>本市では、内閣府が定めた「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」や県が策定した「三重県広域受援計画」を踏まえ、平成30年度に「津市災害時受援計画」を策定し、救助関係機関や他の地方公共団体、指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から人的・物的支援を受けた場合に、これを円滑かつ効果的に活用するための受援体制を整備して、毎年見直しを図り、必要な修正を行います。</u></p> <p><u>また、令和6年能登半島地震で明らかとなった課題に対応すべく、応援部隊の通行ルートを選定から道路啓開までの要領や応援部隊の活動に必要な各種情報の伝達等について具体的に記述するなど、情勢に応じた修正を行い、本計画の充実を図ります。</u></p> | | | | | | |
| 5 | 85 | 11 | <p>第5章 災害応急対策・復旧への備え</p> <p>第3節 緊急輸送活動対策</p> <p>1 緊急輸送体制の整備</p> <p>(1) 救助活動拠点(危機管理部)</p> <p>(略)</p> | | | <p>第5章 災害応急対策・復旧への備え</p> <p>第3節 緊急輸送活動対策</p> <p>1 緊急輸送体制の整備</p> <p>(1) 救助活動拠点(危機管理部)</p> <p>(略)</p> | | | | | | |

| 施設名 | 所在地 | 利用機関 | | | 施設名 | 所在地 | 利用機関 | | |
|------------------------------|------------------|------|----|----|------------------------------|------------------|------|----|----|
| | | 自衛隊 | 消防 | 警察 | | | 自衛隊 | 消防 | 警察 |
| 津市産業・スポーツセンター内 メッセウイングみえ | 津市北河路町 19-1 | | ○ | ○ | 産業・スポーツセンター内 メッセウイング NHW | 津市北河路町 19-1 | | ○ | ○ |
| 安濃中央総合公園 (芝生広場、フットサルコート、野球場) | 津市安濃町田端上野 818 他 | | ○ | ○ | 安濃中央総合公園 (芝生広場、フットサルコート、野球場) | 津市安濃町田端上野 818 他 | | ○ | ○ |
| 中勢グリーンパーク | 津市あのとつ台五丁目 757-1 | ○ | ○ | ○ | HOWA パーク | 津市あのとつ台五丁目 757-1 | ○ | ○ | ○ |
| 町民の森公園 | 津市河芸町浜田 740-1 | ○ | | | 町民の森公園 | 津市河芸町浜田 740-1 | ○ | | |
| 北部運動広場 | 津市栗真中山町 601-3 | | ○ | | 北部運動広場 | 津市栗真中山町 601-3 | | ○ | |
| 白山総合文化センター | 津市白山町二本木 1139-2 | | ○ | | 北消防署 | 津市栗真中山町 816-2 | | ○ | |
| 津市モーターボート競走場 | 津市藤方 637 | | ○ | | モーターボート競走場 | 津市藤方 637 | | ○ | |
| 道の駅美杉 | 津市美杉町上多気 267 | | ○ | | 白山総合文化センター | 津市白山町二本木 1139-2 | | ○ | |
| | | | | | 道の駅美杉 | 津市美杉町上多気 267 | | ○ | |

| | | | | |
|---|-----|----|---|---|
| 6 | 87 | 4 | <p>第3節 緊急輸送活動対策</p> <p>3 交通機能の確保（各施設管理者）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>災害発生時の救助活動や緊急物資の輸送等を実施するための緊急交通路を確保するため、被害状況を踏まえた迂回ルート</u>の選定や必要な交通規制等の実施について、<u>あらかじめ関係機関が協議する場を設け、平時から大規模災害時の交通機能の確保に向けた取組みを行います。</u></p> <p>(3) 災害発生時には、道路に障害物が散乱するなど、救援救護活動や緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがあります。このため、道路啓開作業に必要な資機材及び車両等を災害時に迅速に確保できるよう、資機材、車両の種類及び数量等を明らかにし、関係団体との協定の締結等により協力体制を整備します。</p> | <p>第3節 緊急輸送活動対策</p> <p>3 交通機能の確保（各施設管理者）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>災害発生時の救助活動や緊急物資の輸送体制を早期に確保するため、道路の被災情報を確実に把握し、国、県等関係機関と連携し、道路啓開ルートの選定や必要な交通規制等を実施し、道路啓開作業の実行性の向上に取組みます。</u> <u>また、本市においては、「津市道路啓開計画」を策定し、大規模災害時における道路啓開の役割分担、対応手順等について関係機関との合同訓練等を実施して、その検証結果を反映させ、計画の充実を図るとともに、関係機関との連携・協力体制の強化に努めます。</u></p> <p>(3) 災害発生時には、道路に障害物が散乱するなど、救援救護活動や緊急物資の輸送に支障が生じるおそれがあります。このため、「津市道路啓開計画」を策定し、道路啓開作業に必要な資機材及び車両等を災害時に迅速に確保できるよう、資機材、車両の種類及び数量等を明らかにし、関係団体との協定の締結等により協力体制を整備します。</p> |
| 7 | 102 | 31 | <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害時応急活動</p> <p>第2節 災害情報の収集・伝達</p> <p>5 地震・津波に関する情報等の伝達</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報の伝達 気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、市は事前避難対象地域を設定せず、また直ちに避難情報の発令も行いませんが、<u>三重県の対応も踏まえた上で、状況に応じた配備体制をとり、防災行政無線や防災情報メール等を活用し、市民に対し、1週間の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行います。</u></p> | <p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 災害時応急活動</p> <p>第2節 災害情報の収集・伝達</p> <p>5 地震・津波に関する情報等の伝達</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 南海トラフ地震臨時情報の伝達 気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、市は事前避難対象地域を設定せず、また直ちに避難情報の発令も行いませんが、<u>状況に応じた配備体制をとり、防災行政無線や防災情報メール等を活用し、市民に対し、1週間から2週間の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行います。</u></p> |

(新設)

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の広報】

(例)

・〇月〇日午前（午後）〇時〇分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されました。南海トラフ地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられます。確実に大規模地震が発生するわけではないため、市民の皆さまには冷静に対応していただき、今後1週間、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、非常持ち出し品の確認等、日頃からの地震への備えの再確認を行ってください。

(内容)

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

イ 冷静な対応の呼びかけ

ウ 家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認を呼びかけ

エ 交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係がある事項

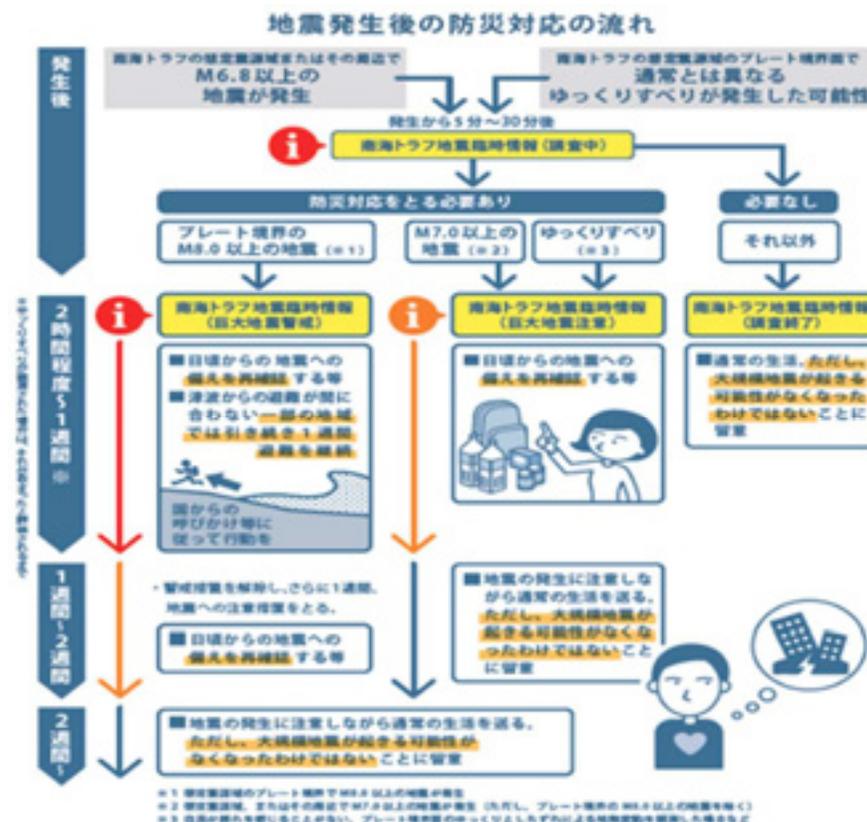
オ 市民利用施設の開館状況、市主催イベントの開催状況等

【南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の広報】

(例)

・〇月〇日午前（午後）〇時〇分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されました。南海トラフ地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられます。確実に大規模地震が発生するわけではないため、市民の皆さまには冷静に対応していただき、今後2週間、家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、非常持ち出し品の確認等、日頃からの地震への備えの再確認を行うとともに、地震による津波や土砂災害などの危険が高い場所には、

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p><u>なるべく近づかないようにして下さい。</u> <u>現在、事前避難をしていただくために〇〇〇、〇〇〇を避難所として開設しております。</u> <u>(内容)</u> <u>ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容</u> <u>イ 冷静な対応の呼びかけ</u> <u>ウ 要配慮者等、地震発生後の避難では不安がある方への事前避難の呼びかけ</u> <u>エ 事業所等において、企業BCP等に基づく適切な対応の呼びかけ</u> <u>オ 家具の固定、最寄りの避難所・避難場所の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認など、日頃からの地震への備えの再確認を呼びかけ</u> <u>カ 交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民に密接に関係がある事項</u> <u>キ 市民利用施設の開館状況、市主催イベントの開催状況等</u></p> |
|--|--|--|---|



(出典：内閣府「南海トラフ地震臨時情報リーフレット」)

8 104 22 第4節 応援要請

3 受入れ後の迅速な活動に向けた情報伝達の実施(危機管理部、建設部)

市は、大規模災害の被災地に全国から駆け付ける人命救助等を行う実動部隊が円滑かつ効果的に活動できるよう、通行を妨げる被害状況の把握に発災直後から努め、適切な迂回ルートを選定するとともに、関係機関と連携して必要な交通規制を実施するなどしてルートを確保し、その情報を当該実動部隊に迅速に伝達します

第4節 応援要請

3 受入れ後の迅速な活動に向けた情報伝達の実施(危機管理部、建設部)

市は、大規模災害発生時に、全国から派遣される応援部隊による人命救助等の活動が効果的かつ円滑に行われるよう、被害想定区域や人的・物的被害、通行可能経路等の必要な情報を迅速に収集・集約の上、応援部隊に伝達します。

| 9 | 105 | 7 | 第6節 広報活動 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--|---|--|-------|------|------|-----------------------|--------|--|------|---------|--------|-----------------------|------|----------------------------|---------------------------------|------|------------------|------|--------------------|
| | | | <p>1 情報提供体制の整備（危機管理部、政策財務部） 災害時には情報が錯綜するため、広報の一元化を図ります。 防災関係機関は、連絡を密にし、情報共有を行います。 災害対策本部各部・支部は、知り得た情報はすべて危機管理総務部に連絡するとともに、広報を必要とする事項は政策財務部広報班を通じて行います。</p> <p>2 広報活動の実施（政策財務部、危機管理部）</p> <p>(1) 広報の内容 <u>広報の内容は下表のとおりとします。</u></p> | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況</td> <td>・人的、物的被害 ・公共施設被害など</td> </tr> <tr> <td>気象関連情報</td> <td>・予報及び警報など気象庁の発表する情報 ・二次災害の危険性に関する情報</td> </tr> <tr> <td>安否情報</td> <td>・死亡者の情報</td> </tr> <tr> <td>応急対策情報</td> <td>・河川、港湾、橋りょう等応急対策の実施状況</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生活情報</td> <td>・電気、電話、ガス、水道等ライフライン施設の復旧状況</td> </tr> <tr> <td>・避難所情報 ・給食、給水、衣料、生活必需品等の供給状況</td> </tr> <tr> <td>住宅情報</td> <td>・仮設住宅 ・住宅復興制度</td> </tr> <tr> <td>医療情報</td> <td>・診療可能施設 ・心のケア相談</td> </tr> </tbody> </table> | 情報の種類 | 主な内容 | 被害状況 | ・人的、物的被害 ・公共施設被害など | 気象関連情報 | ・予報及び警報など気象庁の発表する情報 ・二次災害の危険性に関する情報 | 安否情報 | ・死亡者の情報 | 応急対策情報 | ・河川、港湾、橋りょう等応急対策の実施状況 | 生活情報 | ・電気、電話、ガス、水道等ライフライン施設の復旧状況 | ・避難所情報 ・給食、給水、衣料、生活必需品等の供給状況 | 住宅情報 | ・仮設住宅 ・住宅復興制度 | 医療情報 | ・診療可能施設 ・心のケア相談 |
| 情報の種類 | 主な内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被害状況 | ・人的、物的被害 ・公共施設被害など | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 気象関連情報 | ・予報及び警報など気象庁の発表する情報 ・二次災害の危険性に関する情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 安否情報 | ・死亡者の情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 応急対策情報 | ・河川、港湾、橋りょう等応急対策の実施状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活情報 | ・電気、電話、ガス、水道等ライフライン施設の復旧状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・避難所情報 ・給食、給水、衣料、生活必需品等の供給状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅情報 | ・仮設住宅 ・住宅復興制度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療情報 | ・診療可能施設 ・心のケア相談 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 9 | 105 | 7 | 第6節 広報活動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|------|----------------------|---|------|------|-----|----|--|--|--|-----|------|-----|-----|----|------|----------------------|--|--|---|---|------|-----------|--|--|---|---|----|-----------------|--|--|--|---|
| | | | <p>1 情報提供体制の整備（危機管理部、政策財務部） 災害時には情報が錯綜するため、広報の一元化を図ります。 防災関係機関は、連絡を密にし、情報共有を行います。 災害対策本部各部・各支部は、知り得た情報をすべて危機管理総務部に連絡するとともに、<u>広報を必要とする事項については政策財務部広報班を通じて行います。</u> <u>危機管理総務部は、連絡を受けた情報の正確性や優先度の精査・確認を行い、適正な情報提供が図られるように配慮します。</u> <u>なお、発災直後における災害対策本部会議等にかかる事項や不確定な被害状況等、特段の統制が必要な場合は、原則として、危機管理総務部総括班長が報道を含む他機関からの質疑に対応するもの</u> <u>とします。</u></p> <p>2 広報活動の実施（政策財務部、危機管理部）</p> <p>(1) 広報の内容 <u>広報は、災害発生に備えた事前の準備情報から、災害発生直後の被害状況、気象関連情報、避難所運営等の生活関連情報、復旧、復興に向けた関連情報等、それぞれのタイミングにおいて必要な情報を適切な手段で情報発信します。</u> <u>主な広報の内容とそのタイミングは下表のとおりとします。</u></p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">情報種別</th> <th rowspan="2">内容</th> <th colspan="4">区分</th> </tr> <tr> <th>平常時</th> <th>発災時※</th> <th>避難時</th> <th>復旧時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">被害</td> <td>被害状況</td> <td>・人的、物的被害 ・公共施設の被害</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>安否情報</td> <td>・死者、負傷者情報</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>応急</td> <td>・河川、港湾、橋りょう等の応急</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 情報種別 | 内容 | 区分 | | | | 平常時 | 発災時※ | 避難時 | 復旧時 | 被害 | 被害状況 | ・人的、物的被害 ・公共施設の被害 | | | ○ | ○ | 安否情報 | ・死者、負傷者情報 | | | ○ | ○ | 応急 | ・河川、港湾、橋りょう等の応急 | | | | ○ |
| 区分 | 情報種別 | 内容 | 区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 平常時 | 発災時※ | 避難時 | 復旧時 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被害 | 被害状況 | ・人的、物的被害 ・公共施設の被害 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 安否情報 | ・死者、負傷者情報 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 応急 | ・河川、港湾、橋りょう等の応急 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | 福祉情報 | ・救援物資 ・貸付制度 | ・義援金 ・保育所等の状況 | 対策 | 対策 | | | | | |
|------|--------|---------------------------|---------------------------|------------------|---------------------------|-------------------------------|-------------------|---|---|---|---|
| | 生活 | 教育情報 | ・学校等の状況 | | 気象情報 | ・予報、警報等気象庁発表情報 ・二次災害に関する情報 | | ○ | ○ | ○ | |
| | | 交通関連情報 | ・道路規制 ・バス、鉄道、船舶、航空機の状況 | | | 生活情報 | ・電気、ガス、上下水道等の復旧状況 | | | | ○ |
| | | 環境情報 | ・災害ごみ | | ・給水、給食、医療、生活必需品等の支給 | | | | ○ | ○ | |
| | | ボランティア情報 | ・ボランティア活動情報 | | ・避難所運営情報 | | | | ○ | ○ | |
| | | その他 | ・融資制度 ・各種相談窓口 | | 交通情報 | ・交通規制 ・公共交通機関の運行状況 | | ○ | ○ | ○ | |
| | | | | | | 環境情報 | ・災害ゴミ処理 | | | | |
| | 福祉 | 住宅情報 | | | 医療情報 | | ・仮設住宅 ・避難所施設等 | | | | ○ |
| | | 医療情報 | | | | ・診療可能施設、応急救護所情報 ・心理的ケア相談窓口 | | | | ○ | ○ |
| | | 福祉情報 | | | ・救援物資、義援金等の情報 | | | | | | ○ |
| | | | | | ・貸付制度 | | | | | | ○ |
| | | | | | ・保育所等の開設状況 | | | | | ○ | ○ |
| | | 教育情報 | | | ・学校等教育機関の運営 ・児童施設の運営 | | | | | ○ | ○ |
| その他の | ボランティア | ・ボランティア活動情報 | | その他 | ・ボランティア活動情報 | | | | | ○ | |
| | その他 | ・融資制度 ・各種支援制度 ・相談窓口 | | | ・融資制度 ・各種支援制度 ・相談窓口 | | ○ | | | ○ | |

※発災時には、台風、地震、津波等の災害に関する警報等事前の段階も

| | | | |
|----|-----|--|--|
| | | <p>(2) 伝達の手段</p> <p>ア <u>Lアラート等を通じた報道機関（テレビ・ラジオ・通信社・新聞社）への情報提供</u></p> <p>イ <u>同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）</u></p> <p>ウ <u>CATV（データ放送を含む。）</u></p> <p>エ <u>ホームページ</u></p> <p>オ <u>携帯電話、パソコンへのメール配信（津市防災情報メール（多言語版含む）、エリアメール等）</u></p> <p>カ <u>ファクス配信</u></p> <p>キ <u>電話応答サービス</u></p> <p>ク <u>広報紙等の配布</u></p> <p>ケ <u>広報車の巡回</u></p> <p>コ <u>津市公式アプリケーション「津うなび」</u></p> <p>サ <u>その他</u></p> | <p><u>含みます。</u></p> <p>(2) 伝達の手段</p> <p>ア <u>同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）</u></p> <p>イ <u>携帯電話、パソコンへのメール配信（津市防災情報メール（多言語版含む）、エリアメール等）</u></p> <p>ウ <u>SNS（注意喚起などの呼びかけは、市民にとって身近で拡散性があるSNSを積極的に使用することとします。）</u></p> <p>エ <u>Lアラート等を通じた報道機関（テレビ・ラジオ・通信社・新聞社）への情報提供</u></p> <p>オ <u>ホームページ</u></p> <p>カ <u>CATV（データ放送を含む。）</u></p> <p>キ <u>ファクス配信</u></p> <p>ク <u>電話応答サービス</u></p> <p>ケ <u>緊急告知ラジオ</u></p> <p>コ <u>広報車の巡回</u></p> <p>サ <u>広報紙等の配布</u></p> <p>シ <u>その他</u></p> |
| 10 | 124 | <p>13 第10節 輸送及び交通応急対策</p> <p>7 緊急車両の通行ルート確保のための措置（建設部）</p> <p>(1) 放置車両対策</p> <p><u>緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令します。運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動します。</u></p> <p>(2) 土地の一時使用等</p> <p><u>放置車両対策の措置のため、やむを得ない必要がある場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分をします。</u></p> | <p>第10節 輸送及び交通応急対策</p> <p>7 緊急車両の通行ルート確保のための措置（建設部）</p> <p>(1) 放置車両対策</p> <p><u>緊急車両の通行を確保するため道路管理者は、区間を指定して緊急車両の通行の妨げとなる車両の運転者等に移動を命じ、運転者が不在時の場合は、道路管理者が車両等を移動します。</u></p> <p>(2) 土地の一時使用等</p> <p><u>緊急車両の通行を確保するため、ガレキや放置車両を道路外に移動します。また、やむを得ない必要がある場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分します。</u></p> |

| | | | | |
|----|-----|----|--|--|
| 11 | 147 | 7 | <p>第20節 公共施設・ライフライン施設等応急対策</p> <p>1 公共土木施設等の応急対策（建設部、都市計画部、上下水道事業局、上下水道管理局、農林水産部）</p> <p>(1) 道路、橋りょう</p> <p>各道路管理者は被害状況を把握し、状況に応じて交通規制等の措置やう回路により、通行者の安全を確保します。</p> <p><u>応急復旧工事は緊急輸送道路を優先に実施し、逐次重要な生活道路での復旧を進めます。</u></p> | <p>第20節 公共施設・ライフライン施設等応急対策</p> <p>1 公共土木施設等の応急対策（建設部、都市計画部、上下水道事業局、上下水道管理局、農林水産部）</p> <p>(1) 道路、橋りょう</p> <p>各道路管理者は被害状況を把握し、状況に応じて交通規制等の措置やう回路により、通行者の安全を確保します。</p> <p><u>市道の道路啓開については、国、県及び市が国のくしの歯作戦や県の緊急輸送道路に係る被災情報の共有を図り、把握した被災情報を基に国、県と連携して一体的な道路啓開となるよう「津市道路啓開計画」を策定し、優先啓開道路から啓開作業を実施し、逐次重要な生活道路の啓開を進めます。</u></p> <p><u>道路啓開作業では、道路上の障害物の除去、橋梁の目視及び緊急点検調査を行い安全を確認します。また、倒壊・破損した電柱や切れた電線及びガス漏れ等を確認した場合は、各施設管理者に連絡します。</u></p> |
| 12 | 172 | 20 | <p>第2章 自衛隊の災害派遣</p> <p>第2節 派遣部隊の受入れ体制</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>第2章 自衛隊の災害派遣</p> <p>第2節 派遣部隊の受入れ</p> <p>2 派遣部隊への情報提供（危機管理部）</p> <p><u>市は派遣部隊の任務が円滑に遂行されるよう、次の情報を提供します。</u></p> <p>(1) <u>被害想定区域</u></p> <p>(2) <u>人的・物的被害状況</u></p> <p>(3) <u>道路損壊状況</u></p> <p>(4) <u>その他活動に必要な情報</u></p> |

令和 6 年度 津市地域防災計画（津波対策編）新旧対照表（案）

| No. | 頁 | 行 | 旧 | 新 |
|-----|----|----|--|--|
| 1 | 27 | 21 | <p>第 5 章 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止 第 2 節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 1 市民への周知 市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、直ちに地震や津波が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的な混乱が発生しないよう、<u>三重県の対応も踏まえた上で、情報の内容と取るべき対応を正しく住民に周知します。</u></p> | <p>第 5 章 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止 第 2 節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 1 市民への周知 市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、直ちに地震や津波が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的な混乱が発生しないよう、情報の内容と取るべき対応を正しく住民に周知します。 <u>南海トラフ地震臨時情報発表時の市民への周知は、「震災対策編 第 3 編 第 1 章 第 2 節 災害情報の収集・伝達」のとおりとします。</u></p> |
| 2 | 27 | 23 | <p>第 5 章 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止 第 2 節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 2 時間差発生に備えた避難の検討 市は、事前避難対象地域の設定をせず、また直ちに避難情報の発令も行いませんが、<u>三重県の対応も踏まえた上で、状況に応じた配備体制をとり、市民に対し、1 週間の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行います。</u></p> | <p>第 5 章 東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止 第 2 節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 2 時間差発生に備えた避難の検討 市は、事前避難対象地域の設定をせず、また直ちに避難情報の発令も行いませんが、状況に応じた配備体制をとり、市民に対し、<u>1 週間から 2 週間</u>の防災対応の呼びかけ等今後の備えについて注意喚起を行います。 <u>南海トラフ地震臨時情報発表時の時間差発生に備えた避難の検討は、「震災対策編 第 2 編 第 3 章 第 5 節 避難体制の整備」のとおりとします。</u></p> |

津市災害時受援計画（令和6年度修正案）の概要

1 修正の概要

(1) 令和6年度修正案の考え方

本市では、大規模災害が発生した際に、県外等からの応援を円滑に受け入れ、その支援を最大限活用して、早期復旧を図ることを目的に、平成31年3月に津市災害時受援計画を策定し、毎年、見直しを行ってきました。

こうした中、令和6年1月に発生した能登半島地震での教訓を踏まえ、全国から駆けつける人命救助等の応援部隊（以下「広域応援部隊」といいます。）を円滑に受け入れることができるよう、本市の受援体制を確固たるものにしていくことが極めて重要であると捉え、広域応援部隊の受入れに係る対応及び発災直後からおおむね72時間までの市の行動を具体化することに主眼を置き、本計画の見直しを行うものです。

(2) 全体構成の見直し

現行の津市災害時受援計画では、「第5章 その他の受援活動に関する事項」として、救助関係機関等の要請手続や受入方法を定めていますが、今回の修正案では、「第2章 救助関係機関等の受入れに関する計画」として項目を新設し、広域応援部隊が円滑に活動するための情報共有の在り方や活動の調整等、具体的な対応について決めました。

＜現行の津市災害時受援計画と令和6年度修正案の比較＞

| （現行の構成） | （修正案の構成） |
|------------------------|------------------------|
| 第1章 総論 | 第1章 総論 |
| 第2章 支援物資の受入れに関する計画 | 第2章 救助関係機関等の受入れに関する計画 |
| 第3章 災害ボランティアの受入れに関する計画 | 第1節 活動概要 |
| 第4章 自治体応援職員の受入れに関する計画 | 第2節 救助関係機関等の活動の流れ |
| 第5章 その他の受援活動に関する事項 | 第3節 情報の共有・活動の調整 |
| 第1節 自衛隊 | 第4節 救助関係機関等 |
| 第2節 緊急消防援助隊 | 1 自衛隊 |
| 第3節 警察 | 2 警察 |
| 第4節 医療機関 | 3 消防 |
| 第5節 災害時応援協定締結団体 | 4 その他の関係機関 |
| | 第3章 支援物資の受入れに関する計画 |
| | 第4章 自治体応援職員の受入れに関する計画 |
| | 第5章 災害ボランティアの受入れに関する計画 |

2 主な修正内容

令和6年度修正案については、能登半島地震での教訓を踏まえ、発災直後からおおむね72時間までの間における広域応援部隊の円滑な受入体制の構築を重点に全面的な見直しを行いました。

(1) 救助関係機関等の受入に係る修正内容

ア 活動概要

⑦ 救助関係機関等との連携体制の整理及び救助活動拠点等の選定

自衛隊、警察、消防等の各救助関係機関における役割やリエゾン派遣等を通じた情報連携体制等を整理するとともに、広域応援部隊の救助活動拠点、被害想定に基づく救出救助重点地域を選定しました。

救出救助重点地域は、南海トラフ巨大地震発生時の被害想定（平成25年度三重県地震被害想定調査結果（平成26年3月13日））を踏まえ、本市が実施した調査結果に基づき、特に地震・津波による甚大な被害が予想される沿岸部の区域とし、初動段階における救助関係機関等の活動区域の選定に資することとしました。

<三重県広域受援計画で定める救助活動拠点（候補地）>

| 施設名 | 利用機関 | | |
|------------------------|------|----|----|
| | 自衛隊 | 警察 | 消防 |
| 津市産業・スポーツセンター | | ○ | ○ |
| 安濃中央総合公園 | | ○ | ○ |
| HOWA パーク | ○ | ○ | ○ |
| 町民の森公園 | ○ | | |
| 北部運動広場 | | | ○ |
| 北消防署（三重県広域受援計画への修正手続中） | | | ○ |
| 白山総合文化センター | | | ○ |
| 津市モーターボート競走場 | | | ○ |
| 道の駅美杉 | | | ○ |

<被害想定に基づく救出救助重点地域>

| 地域名 | 主な地区名 | |
|-------|---------------|--------------|
| 河芸地域 | 豊津、上野、千里ヶ丘、黒田 | |
| 津地域 | 一身田・大里地区 | 白塚、栗真、一身田、大里 |
| | 橋北・西郊（北部）地区 | 北立誠、南立誠、安東 |
| | 西橋内・敬和地区 | 養正、新町、敬和 |
| | 橋南・西郊（南部）地区 | 修成、育生、藤水、神戸 |
| | 南郊地区 | 高茶屋、雲出 |
| 香良洲地域 | 香良洲全域 | |
| 久居地域 | 桃園 | |

※ 上記地域の区分は、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアル（令和6年6月改訂）の「津波における避難対象地区等」に基づきます。

＜救助関係機関の進出拠点及び救助活動拠点（候補地）＞



凡例
□進出拠点（候補地）
◇救助活動拠点（候補地）

(イ) 各拠点等を中心とした通行ルートの確保

各拠点・地域を中心とする救助関係機関等の活動が効率的かつ円滑に展開されるよう、国の「くしの歯作戦」や「三重県緊急輸送道路計画」を踏まえて策定した「津市道路啓開計画」に基づく優先啓開ルートの決定及び道路啓開等、緊急車両等の通行ルートの確保に向けた市の対応を明記しました。

| | |
|---------|--|
| 救急想定ルート | 広域応援部隊到着までの間、救命救助活動や消防活動が円滑かつ迅速に実施できるよう、消防署から救出救助重点地域までのルートと自衛隊、警察、消防、医療機関の周辺道路を事前に救急想定ルートとして選定。 |
| 受援想定ルート | 広域応援部隊が本市到着後即座に活動できるよう、自衛隊、警察、消防の各進出拠点から救助活動拠点候補地までのルートを事前に受援想定ルートとして選定。 |

イ 救助関係機関等の活動の流れ

発災直後に即座に対応する市内に所在する部隊とその後に派遣される広域応援部隊の活動の流れを整理し、実災害に即したタイムラインを作成しました。

ウ 情報の共有・活動の調整

(ア) 情報収集・共有体制の整備

効率的かつ効果的な救出救助活動等のためには、救助関係機関等への被害状況等の情報収集・情報共有が重要となるため、市災害対策本部が収集・把握すべき被害や道路状況等の情報の種類を整理するとともに、リエゾンを通じた連携体制など、関係機関との情報共有体制を明確化しました。

(イ) 救助関係機関等による活動の調整に係る体制確保

時間経過とともに活動状況は様々に変化していくため、災害対策本部会議、災害対策連絡調整会議のほか、市災害対策本部と救助関係機関等とで実施する合同調整会議を設置するなど、効果的な活動調整を行う体制の確保について明記しました。

エ 救助関係機関等

(ア) 受援対象業務の具体化

救助関係機関等を円滑に受け入れ、効果的な受援業務が実施できるよう、全体の流れを視覚的に把握するためフローチャート化するとともに、本市の対応業務の内容を発災後から時系列に従い具体的に記述しました。

受援フローチャート（自衛隊）

| | 自衛隊の行動 | 市災害対策本部の行動 |
|----------------|---|--|
| 12 時間 以内 | <p>【発災】</p> <p>①情報の収集</p> <p>【第33普通科連隊の初動】</p> <p>②災害派遣(要請、自主)</p> <p>③リエゾンの派遣</p> <p>④初動対処部隊の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の把握 ・道路状況の把握 | <p>【発災】</p> <p>①職員参集、情報収集、市災害対策本部設置</p> <p>【市災害対策本部の初動】</p> <p>②災害派遣要請の求め、又は通知</p> <p>③リエゾンの受入れ</p> <p>④自衛隊への情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集した情報の集約、分析 ・地域特性(木造家屋密集、津波浸水、土砂災害警戒区域、孤立集落等の把握)等 |
| 24 時間 以内 | <p>【災害派遣部隊の増強】</p> <p>⑤災害派遣部隊の増強</p> <p>⑥広域応援部隊の進出</p> | <p>【広域応援部隊の受入れ】</p> <p>⑤災害対策本部会議、合同調整会議等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣部隊の活動状況、ニーズ、問題点の把握 ・会議内容の共有 <p>⑥広域応援部隊の情報収集、受入調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進出拠点、救助活動拠点、進出経路等 ・三重県への受入報告 |
| 72 時間 以内 | <p>【広域応援部隊の行動】</p> <p>⑦広域応援部隊の活動</p> | <p>【広域応援部隊の活動調整】</p> <p>⑦広域応援部隊の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救助要請ニーズ等の把握及び共有 ・派遣部隊の活動状況の把握 ・所望の資機材、設備等に係る調整、通報 |
| 72 時間 越 | <p>【長期活動から派遣終了】</p> <p>⑧撤収を見据えた活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣活動の引継ぎ <p>⑨撤収要請受理</p> <p>⑩災害派遣活動終了、撤収</p> | <p>【派遣部隊の支援、引継ぎ】</p> <p>⑧活動業務の終了、継続の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣活動の引継ぎ、内容の検証 <p>⑨撤収要請</p> <p>⑩受援終了</p> |

- (f) 初動期（12時間以内、24時間以内）における具体的な業務
初動期における救助活動について、市内救助機関の活動も視野に入れ、発災後12時間以内及び24時間以内に区分し、要請手続、被害情報の収集、関係機関との情報共有体制、受入れに係る調整など、それぞれの時間帯において想定される業務を整理しました。
- (g) 初動期以降（72時間以内、72時間越）における具体的な業務
初動期以降の中長期的な対応が必要となった場合においても、市災害対策本部が実施する合同調整会議等を活用するなど、効率的な活動の展開に向けた支援体制の整備について明記しました。
- (h) その他関係機関の要請
大規模災害発生時に応援を必要とする国土交通省、海上保安庁、三重県、三重県防災航空隊、三重県ドクターヘリ、保健医療活動チームの活動を取りまとめるとともに、要請手順等を明記しました。

3 その他の修正内容

救助関係機関等の受入れのほか、支援物資の受入れや自治体職員及び災害ボランティアの受入れについても、以下のとおり所要の見直しを行いました。

(1) 支援物資の受入れに係る見直し

地域内輸送拠点（市物資拠点）の円滑な運用を図るため、支援物資の受入れ、保管及び配送作業等の流れを踏まえ、仕分けエリア、保管エリアに区分し、さらに、「保管エリア」を「ピッキングエリア」、「備蓄用エリア」に再区分する等、拠点施設内のレイアウトを作成しました。

(2) 自治体応援職員の受入れに係る見直し

自治体応援職員の災害派遣については、応急対策職員派遣制度に基づく職員派遣や専門職種職員の派遣、相互応援協定による派遣などがあるため、各種派遣種別ごとに受入手順等を整理するとともに、各部が対応すべき業務や役割を詳細に明記しました。

(3) 災害ボランティアの受入れに係る見直し

市災害対策本部と市社会福祉協議会等の関係機関とが連携して、災害ボランティアの円滑な受入れを行うため、大規模災害発生を想定し、災害ボランティアの受入れに係る必要な行動を時系列でまとめたフローチャートを作成しました。

津市災害時受援計画

令和6年度修正（案）



津 市

目次

| | |
|----------------------------|----|
| 第1章 総論 | 2 |
| 第1節 本計画の趣旨 | 2 |
| 第2節 本計画の位置づけ | 2 |
| 第3節 本計画の適用と終了 | 3 |
| 1 計画の適用 | 3 |
| 2 対象とする支援の範囲 | 3 |
| 3 受援の対象期間 | 3 |
| 4 計画の終了 | 3 |
| 第4節 応援要請の法的根拠 | 4 |
| 第5節 本市の受援体制等 | 4 |
| 1 基本的な考え方 | 4 |
| 2 受援を担当する組織・担当者の設置 | 4 |
| 3 受援対象業務 | 6 |
| 第6節 費用負担 | 8 |
| 第7節 感染症対策 | 9 |
| 1 感染症対策 | 9 |
| 2 対策を講じる場所 | 9 |
| 3 受入れに当たっての依頼事項 | 9 |
| 第2章 救助関係機関等の受入れに関する計画 | 11 |
| 第1節 活動概要 | 11 |
| 1 要旨 | 11 |
| 2 救助関係機関等の役割 | 11 |
| 3 進出拠点 | 12 |
| 4 救助活動拠点の確保 | 12 |
| 5 被害想定に基づく救出救助重点地域 | 13 |
| 6 各拠点等を中心とした通行ルートの確保 | 13 |
| 7 救助関係機関の進出拠点及び救助活動拠点（候補地） | 14 |
| 第2節 救助関係機関等の活動の流れ | 15 |
| 1 救助関係機関等の活動（タイムライン）【基準】 | 15 |
| 2 救助関係機関等の情報共有系統図 | 16 |
| 第3節 情報の共有・活動の調整 | 17 |
| 1 情報の共有 | 17 |
| 2 活動の調整 | 18 |
| 第4節 救助関係機関等 | 19 |
| 1 自衛隊 | 19 |
| 2 警察 | 23 |

| | | |
|-----|-------------------------------|----|
| 3 | 消防 | 27 |
| 4 | その他の関係機関 | 30 |
| 第3章 | 支援物資の受入れに関する計画 | 37 |
| 第1節 | 活動概要 | 37 |
| 1 | 支援物資における「プッシュ型支援」と「プル型支援」の受入れ | 37 |
| 2 | 流通備蓄・セーフティネット備蓄 | 39 |
| 3 | 物資調達・輸送調整等支援システム | 39 |
| 第2節 | 関係機関の役割 | 40 |
| 1 | 国・県・市の役割 | 41 |
| 2 | 協定締結団体の役割 | 42 |
| 第3節 | 市の活動体制・方針 | 45 |
| 1 | 物資調達班の主な役割、班構成 | 45 |
| 2 | 物資集積場所担当 | 45 |
| 3 | 国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日間の対応 | 46 |
| 4 | 支援物資ニーズに基づく対応（プル型支援） | 46 |
| 5 | 応急給水に係る受援活動 | 46 |
| 第4節 | 受援フローチャート | 47 |
| 第5節 | 初動（24時間以内） | 48 |
| 1 | 地域内輸送拠点（市物資拠点）の被害状況の収集 | 48 |
| 2 | 関係団体等との連絡調整 | 48 |
| 3 | 地域内輸送拠点（市物資拠点）の選定 | 48 |
| 4 | 地域内輸送拠点（市物資拠点）の開設 | 49 |
| 5 | 緊急輸送道路等の被害状況・啓開状況の情報収集 | 50 |
| 6 | 関係各部等との情報共有 | 50 |
| 第6節 | 受入れ調整（72時間以内） | 51 |
| 1 | 支援物資の受入れ・仕分け | 51 |
| 2 | 地域内輸送拠点のレイアウト | 52 |
| 3 | 各エリアにおける作業の概要 | 53 |
| 第7節 | 支援活動及び調整（発災から支援終了まで） | 53 |
| 1 | 地域内輸送拠点（市物資拠点）から避難所への支援物資の輸送 | 53 |
| 第8節 | 様式集 | 55 |
| 第4章 | 自治体応援職員の受入れに関する計画 | 61 |
| 第1節 | 活動概要 | 61 |
| 1 | 人的支援の種類 | 61 |
| 2 | 自治体応援職員の受入活動の流れ | 63 |
| 第2節 | 関係機関の役割 | 64 |
| 第3節 | 応急対策職員派遣制度に基づく応援要請と受入れ | 67 |
| 1 | 初動（72時間以内） | 68 |
| 2 | 受入調整及び準備（2週間以内） | 68 |

| | | |
|-----|----------------------------------|-----|
| 3 | 受入れ及び活動の進行管理（派遣受入以降） | 69 |
| 第4節 | 専門職種職員の応援要請と受入れ | 71 |
| 1 | 初動（72時間以内） | 72 |
| 2 | 受入調整及び準備（2週間以内） | 72 |
| 3 | 受入れ及び活動の進行管理（派遣受入以降） | 73 |
| 第5節 | 相互応援協定に基づく応援要請と受入れ | 75 |
| 1 | 初動（72時間以内） | 76 |
| 2 | 受入調整及び準備（2週間以内） | 76 |
| 3 | 受入れ及び活動の進行管理（派遣受入以降） | 77 |
| 第6節 | 個別応援協定に基づく応援要請と受入れ | 79 |
| 1 | 初動（72時間以内） | 80 |
| 2 | 受入調整及び準備（2週間以内） | 80 |
| 3 | 受入れ及び活動の進行管理（派遣受入以降） | 81 |
| 第7節 | 様式集 | 83 |
| 第5章 | 災害ボランティアの受入れに関する計画 | 90 |
| 第1節 | 活動概要 | 90 |
| 1 | 災害ボランティアの受入れ活動の流れ | 90 |
| 2 | 市災害ボランティアセンターの設置場所 | 92 |
| 3 | 災害ボランティアの種類と活動内容 | 93 |
| 第2節 | 関係機関の役割 | 94 |
| 第3節 | 受援フローチャート | 96 |
| 第4節 | 初動（72時間以内） | 97 |
| 1 | 市災害ボランティアセンターの立ち上げ | 97 |
| 2 | 緊急輸送道路等の被害状況・啓開状況の情報収集・共有 | 97 |
| 3 | 市災害ボランティアセンターの活動に対する支援 | 97 |
| 第5節 | 受入調整（1か月以内） | 98 |
| 1 | 市災害ボランティアセンターの運営等 | 98 |
| 第6節 | 支援活動及び調整（2週間以降） | 102 |
| 1 | みえ災害ボランティア支援センターとの情報共有 | 102 |
| 2 | 関係機関との連携・調整、情報共有 | 102 |
| 3 | 市災害ボランティア本部及び市災害ボランティアセンターの縮小・閉鎖 | 102 |
| 第7節 | 様式集 | 103 |

第 1 章

総論

第1章 総論

第1節 本計画の趣旨

本市では大規模災害が発生した際に、あらかじめ応援を必要とする業務や受入体制などを具体的に定めておくことにより、災害時に外部からの応援を円滑に受け入れ、その支援を最大限活用して、早期復旧を図ることを目的に、平成31年3月に津市災害時受援計画を策定し、毎年、見直しを行ってきた。

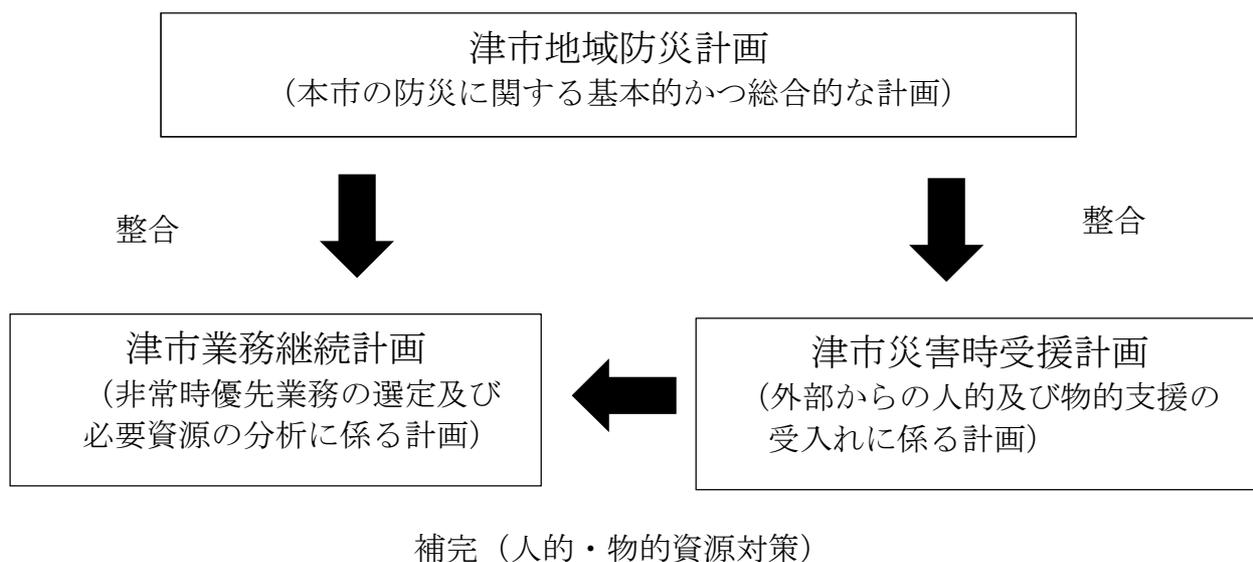
こうした中、令和6年1月に発生した能登半島地震では、被災した際道路などの社会基盤が必ずしも有効に機能するわけではないことが浮き彫りになった。被害状況の把握による現場への適切な迂回ルートの確保や必要な交通規制、全国から駆け付ける人命救助等の実動部隊への迅速な情報伝達など、受援体制を確固たるものにしていくことが極めて重要である。このため、本市では令和6年度において、実際に被災地で人命救助に従事した自衛隊、警察、消防の隊員等から現地活動で生じた課題などを学ぶ研修会や救助機関、道路管理機関等にご参加いただき、各機関相互の連携や情報共有のあり方について協議・確認を行う検討会を開催した。さらに、検討会で議論された受援体制を検証するための受援に重点を置いた災害対策図上訓練を実施し、訓練で明らかになった課題等を整理した。

こうした取り組みを踏まえ、大規模災害時に全国から本市に集結する応援部隊を円滑に受け入れ、その支援を最大限に活用できるよう、被災状況を把握し、広域応援部隊に展開先と進入ルートを明確に伝達できるよう、情報の共有方法と支援活動の要請内容を具体的に記載するなど、当計画の見直しを行うものである。

第2節 本計画の位置づけ

本計画は、津市地域防災計画の下位計画として位置付けられる計画であり、応援要請や救援物資の受け入れを具体化するとともに、津市業務継続計画に定められている非常時優先業務の実施に必要な人的・物的資源について、災害時における外部からの応援受け入れについて具体的に定める計画となる。

なお、本計画に表記する対応部局の名称は原則として、津市災害対策本部に関する条例施行規則（平成18年1月1日規則第231号）に基づく、津市災害対策本部に設置する部及び支部の名称とする。



第3節 本計画の適用と終了

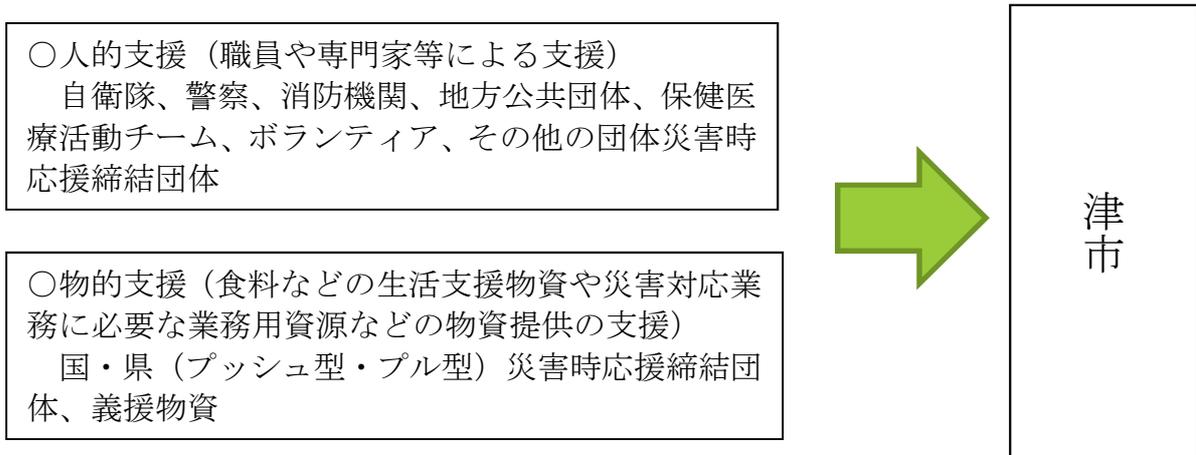
1 計画の適用

次の場合において、災害対策本部長が受援を必要と判断したときに適用する。

- (1) 市内で震度5強以上の地震が発生した場合
- (2) (1)に相当する災害が発生した場合
- (3) 風水害による被害が発生し、本部長が応援要請の必要性を認めたとき
- (4) その他、本部長が応援要請の必要性を認めたとき

2 対象とする支援の範囲

- (1) 本計画では、災害発生時に行われる外部からの人的及び物的支援を対象とする。



- (2) 本計画に記載されていない災害時応援協定については、業務を所管する担当部がそれぞれの協定に規定された運用方法に基づいて取り扱うものとする。

3 受援の対象期間

本計画における受援の期間としては、発災直後から外部からの支援が種類・量ともに多くなる1か月程度を想定するが、被災の状況など必要に応じてそれ以降の業務についても支援の受入れを検討する。

なお、被害規模が大きく復興の取組に至るまでの対応が長期化する場合の中長期の人的支援については、地方自治法に基づく派遣職員となり、本計画の対象外とする。

4 計画の終了

本計画による受援の必要がなくなつたと認められる場合には、災害対策本部長が本計画における受援の終了を決定する。

第4節 応援要請の法的根拠

本計画に基づき、応援団体に応援要請する際の法的根拠等は、以下のとおりである。
 応援要請の法的根拠等

| 種別 | 要請先 | 要請内容 | 根拠法令等 |
|------|-------------|--------------------------|---|
| 人的支援 | 三重県知事 | 応援の要求及び災害応援対策の実施の要請 | 災害対策基本法第68条 |
| | | 三重県内消防相互応援隊、緊急消防援助隊の応援要請 | 消防組織法第39条、第44条及び第45条、三重県広域受援計画、三重県内消防相互応援協定 |
| | | 自衛隊の災害派遣要請 | 災害対策基本法第68条の2第1項 |
| | 他市町村長 | 応援要請 | 災害対策基本法第67条第1項 |
| | 災害時応援協定締結団体 | 協定等に定める事項の要請 | 各種災害時応援協定 |
| 物的支援 | 三重県知事 | 物資又は資材の供給、輸送の要請 | 災害対策基本法第86条の16第1項 |
| | 災害時応援協定締結団体 | 物資又は資材の供給、輸送の要請 | 各種災害時応援協定 |

第5節 本市の受援体制等

1 基本的な考え方

応援要請や受入れ等の受援業務については、応援を受け入れる各部及び各支部（以下「各部等という。」）において、主体的に実施することとし、全体調整を危機管理総務部が行うこととする。また、以下の3つの視点を中心に考えることとする。

(1) 早期の応援要請

被害の全貌が明らかでなく、受援の具体的範囲や内容が定まっていなくても、市民等の生命・身体・財産を守るため、早期に応援要請を行うこと。

(2) 応援職員に丸投げしない

受援を受ける業務は、受援側の責任において実施すべき業務であることから、応援自治体等や応援職員に全て任せるようなことはせず、役割分担を明確にすること。

(3) 職員を疲弊させない

応援職員による人的資源の強化により、適切な職員配置、ローテーション勤務を組むなど職員の健康管理へ配慮することで、持続可能な業務継続を行うこと。

2 受援を担当する組織・担当者の設置

各応援団体からの応援を円滑に受け入れるため、危機管理総務部内に受援に関する全体調整を行う災害対策本部受援担当を設置する。

また、所管の各部等における受援状況の取りまとめ及び災害対策本部受援担当との連絡調整を行う「受援連絡調整者」を設置し、受援業務が必要な所管各部等に「受援班長」及び「受援担当」を配置する。

(1) 災害対策本部受援担当（危機管理総務部に設置）

自衛隊、警察、消防機関等の救助機関への応援要請や各機関の情報連絡員（リエゾン）、三重県との連絡調整のほか、市全体の受援状況の取りまとめを行う。

【災害対策本部受援担当の役割・機能】

| 担 当 | 役割・機能 |
|---------------|---|
| 受援統括者 (1名) | <ul style="list-style-type: none"> ・市全体の受援状況の取りまとめ、受援に関する統括 ・災害対策本部会議、災害対策連絡調整会議での報告等 |
| 渉外担当者 | <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊、警察、消防機関等各救助機関の受入れ及び連絡調整 ・関係機関との連絡調整 ・救助機関、関係機関と各部等との調整 ・滞在場所の確保（応援団体自らの確保が難しい場合） |
| 庁内調整担当者 | <ul style="list-style-type: none"> ・応急対策職員派遣制度（総括支援チーム、対口支援方式）に係る取りまとめ及び三重県との連絡調整 ・応急対策職員派遣制度に係る派遣元団体や応援者との連絡調整等 ・各部等受援窓口担当との調整、各部等の受援に関する状況把握 |

※ 受援統括者は、危機管理総務部より選出（危機管理総務部の次長級）する。

渉外担当者及び庁内調整担当者については、受援統括者が指名する。

(2) 応援を受け入れる各部等の受援担当

各部等における応援要請の集約及び要請先団体との調整、災害対策本部受援担当との調整を行う。

受援班長は、原則、災害発生時に指揮命令者になる者以外の者を充てる。

【各部等受援担当の役割・機能】

| 担 当 | 役割・機能 |
|-----------------|---|
| 受援連絡調整者 (1名) | <ul style="list-style-type: none"> ・各部等における受援状況の取りまとめ ・災害対策本部受援担当との連絡調整等 |
| 受援班長 | <ul style="list-style-type: none"> ・各応援団体から派遣された行政職員等の応援者に対する、業務に関する指揮命令等 |
| 受援担当者 | <ul style="list-style-type: none"> ・応援者の受入れに関して、必要な情報共有や活動環境の整備を行う実務責任者 ・滞在場所の確保（応援団体自らの確保が難しい場合） ・業務実施に必要な資源の確保（資機材、執務スペース、業務マニュアルなどの業務内容・手順がわかるもの） ・庁内調整担当者との連絡調整（要請及び応援状況に関する報告） |

受援班長は、各部長・各支部長が部内から指名する。

3 受援対象業務

受援業務の対象は、発災後の短期間に大量の人的・物的資源を必要とする業務や経験、専門的スキルの必要な業務で庁内組織の体制や能力だけでは実施が困難な業務で、特に、自衛隊や警察、消防機関など、既に確立した支援の枠組みのある受援対象業務は、平時から各関係機関と十分に調整を図ることとする。

【主な受援対象業務】

| | 主な活動 | 関係機関 |
|---|-----------------------------|--|
| ① | 被害状況の把握、捜索救助活動 | 自衛隊 警察（警察災害派遣隊） 消防機関（緊急消防援助隊） 海上保安庁 |
| ② | 保健医療活動 | 保健医療活動チーム |
| ③ | 応急給水活動 | 国、自衛隊、地方公共団体 |
| ④ | 道路・水路啓開 | 自衛隊、協定締結事業者 |
| ⑤ | 建物、宅地等の応急危険度判定 | 地方公共団体 |
| ⑥ | 上水道・下水道施設被害状況調査、 応急復旧 | 地方公共団体 |
| ⑦ | 避難者への健康支援及び避難所の 環境整備 | 地方公共団体 |
| ⑧ | 災害廃棄物処理関連対策（ごみ、し 尿、公費解体） | 地方公共団体 |
| ⑨ | 市災害対策本部の組織・運営 | 地方公共団体 |
| ⑩ | 避難所運営 | 地方公共団体、ボランティア |
| ⑪ | 住家等の被害認定調査 | 地方公共団体 |
| ⑫ | 仮設住宅に関する業務 | 地方公共団体、協定締結事業者 |
| ⑬ | 罹災証明書の発行 | 地方公共団体、協定締結事業者 |
| ⑭ | 物資の受入れや輸送、物資輸送・供 給拠点の運営 | 国、地方公共団体、協定締結事業者 |
| ⑮ | その他 | |

第6節 費用負担

協定に基づく応援の場合、応援者の旅費、応援物資の購入費、車両等の燃料費、機械器具類の輸送費等に対する応援市町と受入市町の負担割合等は、それぞれの協定に基づくものとする。

また、本市が費用負担する場合、あらかじめ負担内容・方法等が定められている場合はそのとおり対応し、定めのない場合は、危機管理総務部と協議の上、決定する。協定に基づかない自主的な物資支援の場合は応援側に費用負担を依頼する。ただし、災害救助法が適用される場合、法に定められた対象経費は追って三重県から支弁されることとなる。(状況に応じ国庫負担がある。)

【主な応援・受援業務における災害救助法の対象経費】

| 応援・受援業務 | 内容 | 救助法対象経費 |
|----------|--------------------|---|
| 災害対策本部支援 | 災害対策本部支援要員 | ※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象 |
| 避難所運営 | 避難所運営担当職員 | ・ 応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ・ 炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供与 ・ 仮設トイレのくみ取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費 ほか |
| 物資集積拠点運営 | 物資集積拠点運営要員 | ・ 応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※災害救助法の救援物資以外(化粧品等)の仕分け等の業務は対象外 |
| 応急給水 | 給水車の派遣 | ・ 応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ・ 車両の燃料代、高速代、駐車場代 ※給水車の水については、原則対象外 |
| 健康・保健 | 保健師等の派遣 | ・ 応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 |
| 被災者の生活支援 | 住家被害認定、罹災証明書交付業務要員 | ※対象外 |
| 災害廃棄物処理 | ごみ収集車の派遣 | ※対象外 災害救助法に基づく応急救助ではないため |

第7節 感染症対策

新型インフルエンザなどの感染症の感染拡大が懸念される状況下において、受援活動を行うに当たっては感染症対策を講じ、感染拡大防止を徹底する必要がある。

1 感染症対策

受援活動を行うに当たっては、十分な換気に努め、人と人との接触の低減を図るとともに、手指消毒、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染症対策に努める。

2 対策を講じる場所

感染症対策を講じる必要がある場所は、市災害対策本部、避難所、宿营地、救助活動拠点、物資拠点、ボランティア支援センター等、人と人が接触する可能性がある全ての場所であることに留意する。

3 受入りに当たっての依頼事項

新型インフルエンザなど感染症の発生が懸念される状況下での応援団体等に対して、出発前の体調管理、マスク・防護服などの感染防止対策の装備品の持参などを依頼する。

応援者は、定期的な検温や体調チェックを実施する等、健康管理を徹底し、手指消毒（可能であれば流水と液体せっけんを用いた手洗い）、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染防止策を講ずる。

第2章

救助関係機関等の受入れに 関する計画

第2章 救助関係機関等の受入れに関する計画

第1節 活動概要

1 要旨

大規模災害発生時、市内において発生することが予想される多数の負傷者等に対応するため、人命救助の目安である72時間内に、自衛隊、警察、消防及びその他の救助関係機関等に要請して最大限の救助活動を展開する。

本計画では、そのために必要な被害情報の共有及び救助活動拠点の確保など、受け入れた救助関係機関等が被災地域において円滑かつ最大限に効果的な活動ができるよう体制を整備する。

2 救助関係機関等の役割

| 関係機関 | 主な活動 |
|--|---|
| 自衛隊 第33普通科連隊 〈災害派遣部隊〉 | ○情報収集、行方不明者の捜索、救出救助 ○道路啓開、瓦礫撤去 ○人員・物資の輸送、給食給水 |
| 警察 津警察署及び津南警察署 〈警察災害派遣隊〉 | ○情報収集、行方不明者の捜索、救出救助、検視、見分、身元確認等 ○緊急交通路の確保 |
| 消防 津市消防本部 〈緊急消防援助隊〉 | ○情報収集、負傷者の医療機関搬送、要救助者の検索、救助 ○火災消火、延焼防止 |
| 中部地方整備局 三重河川国道事務所 〈緊急災害対策部隊 TEC-FORCE〉 | ○被害状況の把握、救助・救急活動の支援 ○緊急輸送のための道路・航路の啓開、緊急排水等 |
| 第四管区海上保安本部 四日市海上保安部 〈他管区海上保安本部〉 | ○海上、上空からの情報収集と共有 ○海陸問わぬ捜索、救難救助 |
| 三重県（災害対策本部） （地方災害対策部） | ○県内の被害状況の把握、広域応援部隊の要請 ○緊急輸送ルート of 被害、啓開状況の把握と共有 ○救助活動拠点の利用調整、各救助機関の運用調整等 ○市町の被害状況の把握、提供と状況に応じた支援 |
| 三重県防災航空隊 〈他府県防災航空隊〉 | ○上空からの情報収集、捜索、救助 ○大規模火災の空中消火、物資輸送 |
| 三重県ドクターヘリ 〈他府県ドクターヘリ〉 | ○負傷者、医師等医療担当者の輸送 ○医療機関までの救命医療 |
| 保健医療活動チーム DMAT、JMAT、 日本赤十字社救護班等 | ○急性期災害医療の支援 ○医療救護所、避難所等での診療、衛生管理等 ○看護師、薬剤師等による医療支援 |

※ 〈 〉内は県外からの広域応援組織の名称等を記載

3 進出拠点

自衛隊、警察及び消防の広域応援部隊が派遣される場合、あらかじめ指定されている進出拠点まで進出し、救助活動拠点に前進する態勢を取る。

<三重県広域受援計画及び津市広域消防受援計画で定める進出拠点（候補地）>

| 施設名 | 管理者 | 所在地 | 利用機関 | | |
|-----------|--------------|--------------|------|----|----|
| | | | 自衛隊 | 警察 | 消防 |
| 安濃SA（下り線） | NEXCO 中日本 | 大里睦合町 138-17 | ○ | ○ | ○ |
| 安濃SA（上り線） | NEXCO 中日本 | 安濃町内多 2807-2 | ○ | ○ | |
| 名阪関ドライブイン | 三交興業株 式会社 | 亀山市関町萩原 39 | | | ○ |

<津市広域消防受援計画で定める進出拠点（候補地）>

| 施設名 | 管理者 | 所在地 | 利用機関 | | |
|-------|-----|-------------|------|----|----|
| | | | 自衛隊 | 警察 | 消防 |
| 北消防署 | 津市 | 栗真中山町 816-6 | | | ○ |
| 久居消防署 | 津市 | 久居明神町 2276 | | | ○ |
| 白山消防署 | 津市 | 白山町南家城 2761 | | | ○ |

4 救助活動拠点の確保

自衛隊、警察及び消防の広域応援部隊が、被災地において効果的に救助、救急及び消火活動を行うことができるよう、部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行うための救助活動拠点の中から部隊ごとに使用する拠点を想定しておくものとする。

救助活動拠点（候補地）については、三重県広域受援計画等で定められているが、これら施設が使用できない場合も考慮し、市独自で補完的施設（救助活動補完拠点（候補地））を確保する。

<三重県広域受援計画で定める救助活動拠点（候補地）>

| 施設名 | 管理者 | 所在地 | 利用機関 | | |
|---------------|-----|------------------|------|----|----|
| | | | 自衛隊 | 警察 | 消防 |
| 津市産業・スポーツセンター | 津市 | 北河路町 19-1 | | ○ | ○ |
| 安濃中央総合公園 | 津市 | 安濃町田端上野 818 他 | | ○ | ○ |
| HOWAパーク | 津市 | あいつ台五丁目 757-1 | ○ | ○ | ○ |
| 町民の森公園 | 津市 | 河芸町浜田 740-1 | ○ | | |
| 北部運動広場 | 津市 | 栗真中山町 601-3 | | | ○ |
| 北消防署（※） | 津市 | 栗真中山町 816-6 | | | ○ |
| 白山総合文化センター | 津市 | 白山町二本木 1139-2 | | | ○ |
| 津市モーターボート競走場 | 津市 | 藤方 637 | | | ○ |
| 道の駅美杉 | 津市 | 美杉町上多気 267 | | | ○ |

※現在、次回の三重県広域受援計画修正への反映手続き（追加修正）中。

<市独自の救助活動補完拠点（候補地）>

| 施設名 | 管理者 | 所在地 |
|-----------------------------|--------------------------|------------|
| ザ・ビッグエクストラ津河芸店 平面駐車場の一部 | イオンビッグ株式会社 | 河芸町中別保 100 |
| イオンタウン芸濃店（ザ・ビッグ芸濃店）平面駐車場の一部 | イオンタウン株式会社 イオンビッグ株式会社 | 芸濃町椋本 3083 |
| イオン久居店 平面駐車場の一部 | イオンリテール株式会社 | 久居明神町 2660 |

5 被害想定に基づく救出救助重点地域

発災直後は情報が不足し、市内の被害状況が十分に把握できず、救出救助部隊の活動区域の選定も困難な状況が想定されることから、平成25年度三重県地震被害想定調査結果（平成26年3月13日）を基に、本市が実施した被害想定調査の結果を踏まえ、地震・津波により特に甚大な被害が予想される沿岸部の区域を「救出救助重点地域」とし、迅速かつ円滑な救助関係機関の活動区域選定の参考とするものとする。

<救出救助重点地域>

| 地域名 | | 主な地区名 |
|-------|-------------|---------------|
| 河芸地域 | | 豊津、上野、千里ヶ丘、黒田 |
| 津地域 | 一身田・大里地区 | 白塚、栗真、一身田、大里 |
| | 橋北・西郊（北部）地区 | 北立誠、南立誠、安東 |
| | 西橋内・敬和地区 | 養正、新町、敬和 |
| | 橋南・西郊（南部）地区 | 修成、育生、藤水、神戸 |
| | 南郊地区 | 高茶屋、雲出 |
| 香良洲地域 | | 香良洲全域 |
| 久居地域 | | 桃園 |

※ 上記地域の区分は、津市避難情報発令の判断・伝達マニュアル（令和6年6月改訂）の「津波における避難対象地区等」に基づく。

6 各拠点等を中心とした通行ルートの確保

前記の各拠点・地域を中心に各救助関係機関による活動が効率的かつ円滑に実施できるよう、国の「くしの歯作戦」や「三重県緊急輸送道路計画」を踏まえて策定した「津市道路啓開計画」に基づき、概ね次の想定により、優先啓開ルートを決定し道路啓開を行う。

(1) 救急想定ルート

広域応援部隊到着までの間、救命救助活動や消防活動が円滑かつ迅速に実施できるよう、消防署から救出救助重点地域までのルートと自衛隊、警察、消防、医療機関の周辺道路を事前に救急想定ルートとして選定。

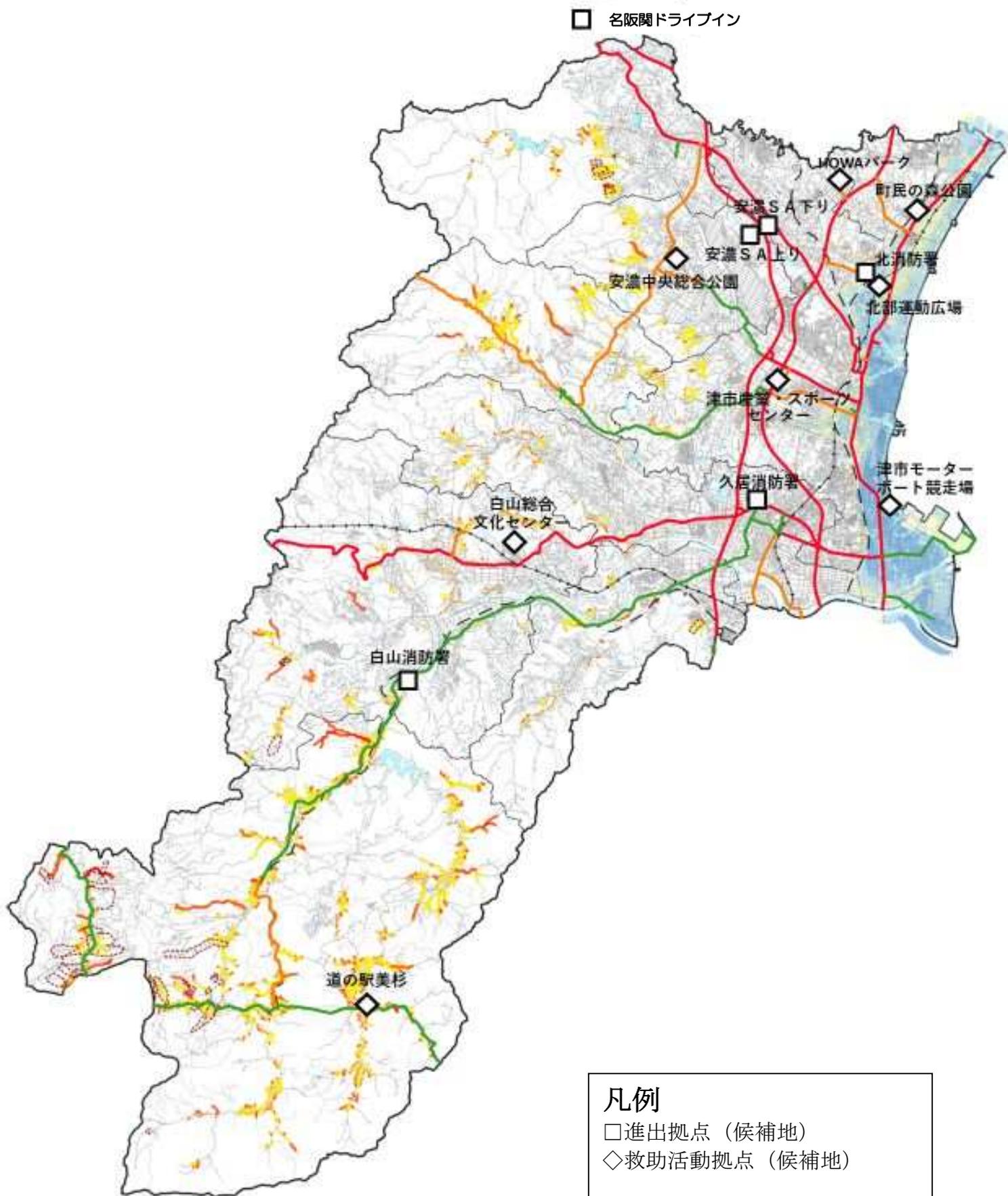
- ・各消防署から救出救助重点地域までの道路
- ・自衛隊、警察、消防、医療機関の周辺道路

(2) 受援想定ルート

広域応援部隊が本市到着後即座に活動できるよう、自衛隊、警察、消防の各進出拠点から救助活動拠点候補地までのルートを事前に受援想定ルートとして選定。

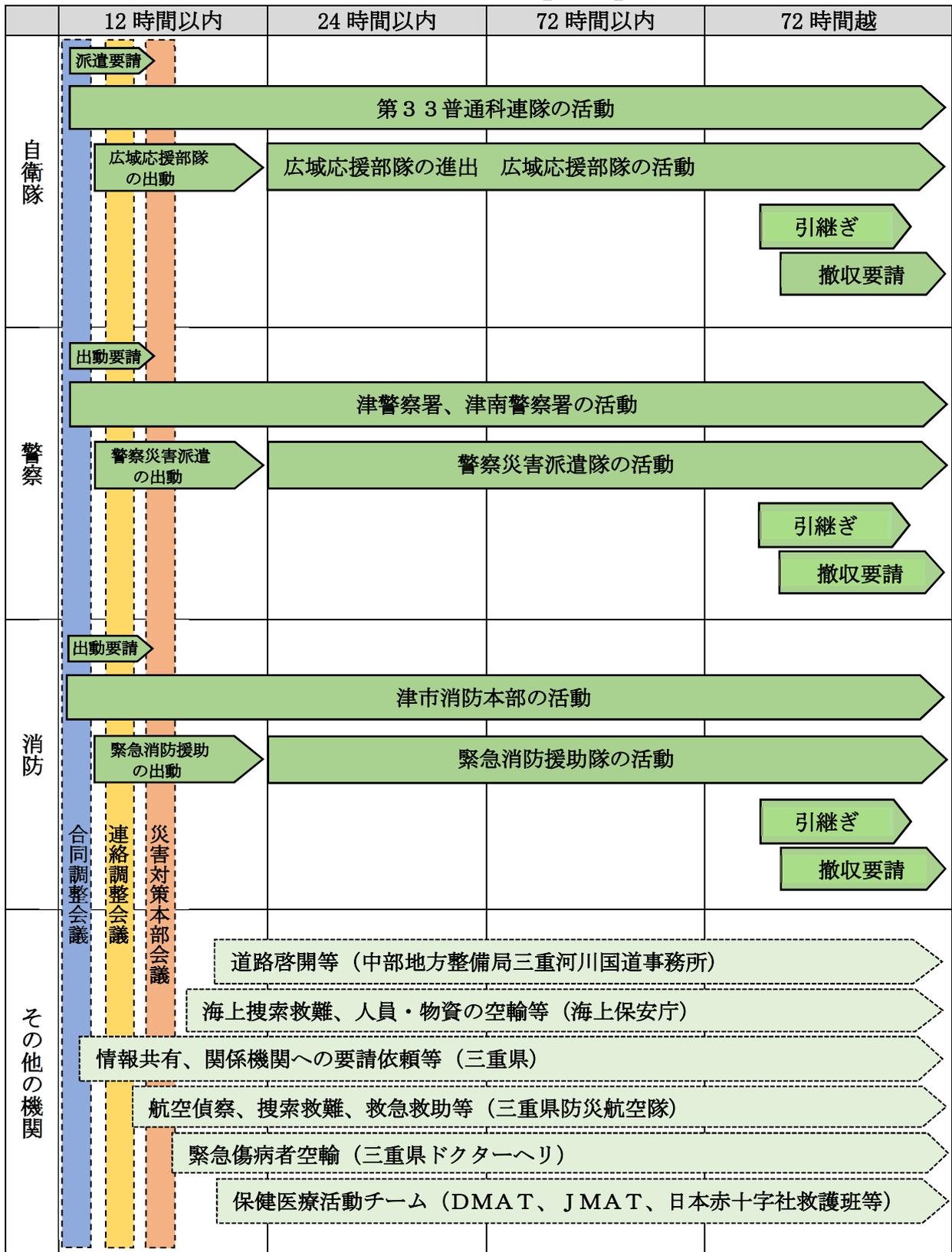
- ・広域応援部隊の進出拠点から救助活動拠点までの道路

7 救助関係機関の進出拠点及び救助活動拠点（候補地）



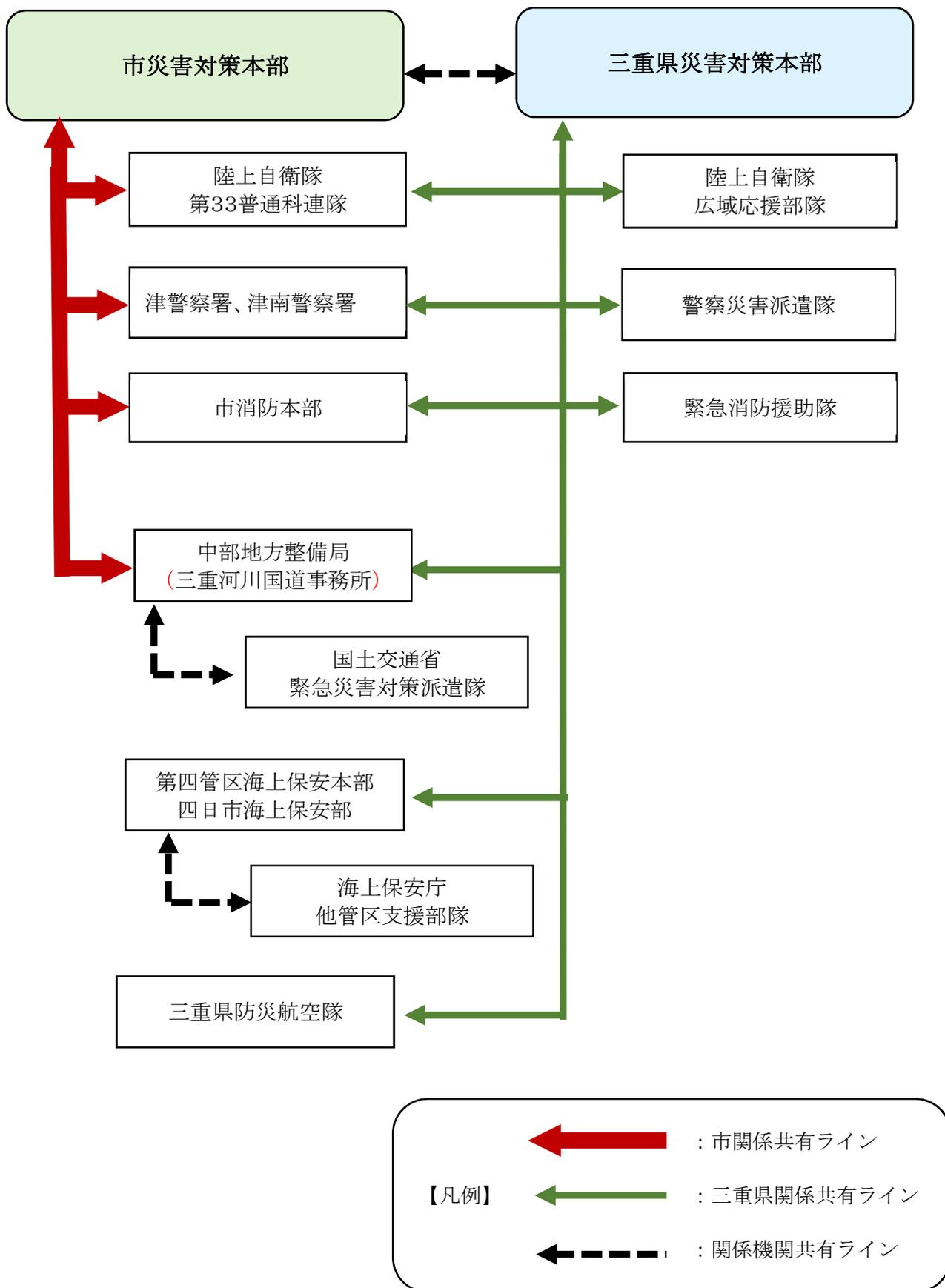
第2節 救助関係機関等の活動の流れ

1 救助関係機関等の活動（タイムライン）【基準】



※ 発災後、第1回災害対策本部会議を被害の状況把握及び共有を行うため速やかに開催し、以降は状況に応じて開催する。連絡調整会議及び合同調整会議についても同様とする。

2 救助関係機関等の情報共有系統図



第3節 情報の共有・活動の調整

救出救助活動を実施するに当たり、被害状況や道路状況等について円滑に情報を共有することが必要であるため、市災害対策本部は、各部等からの情報はもとより、自衛隊、警察、市消防本部、その他関係機関から得た情報、地域住民から寄せられた情報などを整理、集約及び分析を行い、災害現場で活動する部隊に有効な情報を共有して、最も効率的かつ効果的な救出救助活動ができるよう配慮し、調整を行う。

1 情報の共有

(1) 情報の種類と緊急度

① 被害状況に係る情報

初動時は見たまま、聞いたままの事実を共有し、特に人命に係る情報は緊急で共有する。

② 被害想定に基づく被害予測に係る情報

被害状況が全く収集できない地域の情報や断片的な情報などに対しては、被害想定に基づく分析などを加味して情報を共有する。この際、津波浸水想定区域、木造家屋密集地域、土砂災害警戒区域、孤立集落予測地域などの特性を考慮して時期を失することなく有効な情報を各救助関係機関に提供する。

③ 道路状況に係る情報

先行的に得た道路被害状況や津市道路啓開計画に基づく道路啓開状況のほか、三重河川国道事務所が中心となって実施するくしの歯作戦の状況等を迅速に収集し、道路状況に係る情報等を整理・集約して、関係機関と情報共有を行う。この際、三重河川国道事務所及び三重県災害対策本部との情報共有を密にし、救出救助活動のために必要な進出拠点から各拠点と災害現場を結ぶルート確保を優先する。

(2) 情報共有の対象

① 市災害対策本部における共有

災害対策本部長及び災害対策本部副本部長への報告、各部長及び各支部長への共有を行う。

② 各救助関係機関との共有

自衛隊、警察、消防及び各救助関係機関との共有を行う。

③ その他の各機関等との共有

状況及び情報の種類に応じて、三重県、他市町、関係機関の他、各避難所、地域住民や災害時応援協定締結団体などと共有を図る。また、必要に応じて報道機関に対し情報提供を行う。

(3) 情報共有の手段

① 市災害対策本部での共有

口頭、文書、電話、電信、インターネット回線、衛星回線などあらゆる手段を活用するとともに、防災行政無線、災害情報管理システムなどのツールも活用して共有する。

② 各救助関係機関との共有

各救助関係機関リエゾンを介して各機関のネットワークによる通信を想定する他、地域衛星通信ネットワーク等、あらゆる手段を活用して共有を図る。

③ 報道機関への提供

災害対策本部会議終了後の情報発信の他、適時、報道機関に対し情報を提供する。

2 活動の調整

(1) 災害対策本部会議

- ① 目的
最新の被害状況（人的被害、道路状況等）、合同調整会議結果（各救助関係機関の行動方針等）、各部等の状況について災害対策本部長に報告し、市の行動方針及び処置対策などについて仰ぎ決定する。
- ② 実施時期（基準）
 - a 発災初日は、第1回目を努めて早期に実施し、以降は必要の都度行う。
 - b 活動の状況に応じて、必要の都度行う。
- ③ 実施場所
災害対策本部会議室
- ④ 参集者
 - a 災害対策本部長、災害対策本部副本部長、各部長、消防長等
 - b 各救助関係機関派遣リエゾン等

(2) 災害対策連絡調整会議

- ① 目的
災害対策本部会議後の変更事項について確認し、認識を共有する。
- ② 実施時期（基準）
 - a 発災初日は、必要の都度行う。
 - b 活動の状況に応じて必要の都度行う。
- ③ 実施場所
災害対策本部会議室
- ④ 参集者
 - a 各副部長等
 - b 各救助関係機関派遣リエゾン等

(3) 合同調整会議

- ① 目的
被害状況（人的被害、道路状況）を共有して、各救助関係機関の活動要領（時期、場所、進出・離脱経路、活動の目的・目標、他機関との連携、終了予定時期等）について認識を共有するとともに、相互支援、問題点等の洗い出し、対処方法の調整を行う。
- ② 実施時期
災害対策本部会議実施前及び必要の都度行う。
- ③ 実施場所
災害対策本部合同調整所
- ④ 参集者（基準）
 - a 危機管理総務部（受援統括者等）、建設・都市計画部（部長が指名する者）、その他関係各部等
 - b 各救助関係機関派遣リエゾン等

(4) 各担当者調整

- ① 目的
被害状況（人的被害・道路状況等）を共有して、各救助関係機関の活動要領（時期、場所、進出・離脱経路、活動の目的・目標、他機関との連携、終了予定時期等）に係る担当者レベルの調整を行う。
- ② 実施時期
必要の都度行う。

- ③ 実施場所
災害対策本部合同調整所
- ④ 参集者（基準）
危機管理総務部（渉外担当者等）、関係各部（受援班長等）、各救助関係機関派遣リエゾン等

第4節 救助関係機関等

1 自衛隊

(1) 活動概要

自衛隊は、天災地変等の災害に際して人命又は財産の保護のために必要があると認める場合、自衛隊法第83条（災害派遣）に基づき、三重県知事等の要請により、部隊等を救援のために派遣することができる。部隊等の派遣に際しては、緊急性、非代替性、公共性の3要件に照らして総合的に勘案し部隊が派遣される。

発災当初、市内に所在する陸上自衛隊第33普通科連隊（久居駐屯地）の初動対処部隊（FAST-FORCE）が対応に当たるとともに、市災害対策本部に対してリエゾンが派遣される。また、必要に応じて派遣部隊が増強されるとともに、状況により航空自衛隊第1警戒隊（笠取山分屯基地）及び第14高射隊（白山分屯基地）の支援を受けることが想定される。更に災害規模に応じて陸上自衛隊広域応援部隊が派遣され、海上自衛隊、航空自衛隊の艦船・航空機の支援を受けることも想定される。

発災当初の活動内容は、人命救助や救急の活動を最優先し、情報収集、行方不明者の捜索、道路啓開や瓦礫の撤去作業などのほか、フェーズに伴い防疫、給水、給食、人員及び物資の輸送等の活動を行う。

(2) 受援フローチャート

| | 自衛隊の行動 | 市災害対策本部の行動 |
|--------|---|--|
| 12時間以内 | 【発災】 ①情報の収集 【第33普通科連隊の初動】 ②災害派遣(要請、自主) ③リエゾンの派遣 ④初動対処部隊の活動 ・被害情報の把握 ・道路状況の把握 | 【発災】 ①職員参集、情報収集、市災害対策本部設置 【市災害対策本部の初動】 ②災害派遣要請の求め、又は通知 ③リエゾンの受入れ ④自衛隊への情報共有 ・収集した情報の集約、分析 ・地域特性(木造家屋密集、津波浸水、土砂災害警戒区域、孤立集落等の把握)等 |
| 24時間以内 | 【災害派遣部隊の増強】 ⑤災害派遣部隊の増強 ⑥広域応援部隊の進出 | 【広域応援部隊の受入れ】 ⑤災害対策本部会議、合同調整会議等の開催 ・派遣部隊の活動状況、ニーズ、問題点の把握 ・会議内容の共有 ⑥広域応援部隊の情報収集、受入調整 ・進出拠点、救助活動拠点、進出経路等 ・三重県への受入報告 |
| 72時間以内 | 【広域応援部隊の行動】 ⑦広域応援部隊の活動 | 【広域応援部隊の活動調整】 ⑦広域応援部隊の活動支援 ・救助要請ニーズ等の把握及び共有 ・派遣部隊の活動状況の把握 ・所望の資機材、設備等に係る調整、通報 |
| 72時間越 | 【長期活動から派遣終了】 ⑧撤収を見据えた活動 ・派遣活動の引継ぎ ⑨撤収要請受理 ⑩災害派遣活動終了、撤収 | 【派遣部隊の支援、引継ぎ】 ⑧活動業務の終了、継続の検討 ・派遣活動の引継ぎ、内容の検証 ⑨撤収要請 ⑩受援終了 |

(3)－1 初動（12時間以内）

① 災害派遣の要請を求める場合

a 応援要請を求める要件

災害対策本部長は、地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）に基づき、三重県知事に対し自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。災害対策本部長の求めを受けた三重県知事は、自衛隊に災害派遣を要請し、これを自衛隊が受理して必要と判断される場合に災害派遣が実施される。

b 要請を求める手続き

災害対策本部長が、三重県知事に対し自衛隊の災害派遣の要請を求める場合、危機管理総務部は文書「災害派遣要請書（三重県地域防災計画）」を作成する。ただし、緊急を要する場合にあつては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。この際、下記の事項を明らかにする。

- ・ 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ 連絡場所、連絡責任者及び宿泊施設の状況等参考となるべき事項

- 要請先：三重県災害対策本部災害対策統括部（総括部隊総括班）
（三重県緊急派遣チーム又は三重県地方災害対策本部経由）

② 自衛隊へ災害状況を通知する場合（三重県知事への要請ができない場合等）

a 災害状況を通知する要件

災害対策本部長は、緊急避難、人命救助等、緊急を要する場合で事態が急迫し三重県知事に要請するいとまがない場合、若しくは通信の途絶等により三重県知事への要請ができない場合においては、直接、自衛隊（防衛大臣又はその指定する者）に知事への要請ができない旨及び災害の状況を通知することができる。

この場合、通知を受けた自衛隊が直ちに救援の措置をとる必要があると認められた場合に災害派遣が実施される。

b 災害状況を通知する場合の処置

災害対策本部長が、自衛隊に対し災害状況の通知をしたときは、速やかに所定の手続きを行う。

- 通知先：陸上自衛隊第33普通科連隊（久居駐屯地）第3科

③ 自衛隊が自主派遣される場合

自衛隊の災害派遣は、県知事等からの要請に基づいて行われることを原則とする。ただし、要請に基づく災害派遣を補完する措置として、以下のような場合においては要請がなくても部隊を派遣する場合がある。

- ・ 災害に際し、通信の途絶等により知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ・ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- ・ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- ・ 庁舎、その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合

④ 被害情報の収集及び共有

a 情報収集の手段

各部等の部内情報、救助関係機関からの情報及び地域住民等から寄せられた情報等を集約・分析し、共有を図るものとし、市災害対策本部に派遣されたリエゾンを通して自衛隊との共有を図ることを基本とする。この場合、UTM座標を活用した地点情報の共有に留意する。

b 情報収集の焦点

- (a) 自衛隊が把握する被害状況や既に派遣活動を行っている部隊の規模、活動範囲、活動内容及び今後予定する派遣部隊の状況等について収集する。
- (b) 広域応援部隊の進出を予期し、進出拠点（候補地）、救助活動拠点（候補地）及び各拠点を結ぶ経路等の被害状況並びに道路啓開の進捗状況等について収集する。
- (c) 各拠点に係る情報収集について、施設としての被害状況等は各施設管理者に問い合わせる。また、各拠点の運用に係る情報は、三重県災害対策本部災害対策統括部（総括部隊対策班）に確認する。
- (d) 自衛隊の派遣活動が予想される地域及び自衛隊の派遣活動に影響を及ぼすことが予期される事項などについて収集する。

(3)－2 初動（24時間以内）

① 自衛隊の派遣活動に係る調整業務

- a 合同調整会議及び各担当者調整を通して、市災害対策本部が自衛隊に要請すべき内容（どこで、どれ程の被害があるのか、自衛隊に何を要請するのか）を明らかにして情報と認識の共有を進める。
- b 初動の段階では、人命救助に係る場合など緊急を要すことも想定され、時宜に適した共有及び調整に留意する。
- c 継続して派遣部隊の状況を把握するとともに、他関係機関との相互協力支援の依頼要望、問題点などについて確認し、措置を講じる。

(4)－1 受入調整（12時間以内）

① 広域応援部隊受入準備

自衛隊リエゾンを通して、広域応援部隊の進出状況について確認する。また、進出拠点、救助活動拠点及び各拠点を結ぶ経路等について状況を共有する。使用が困難な場合については、救助活動補完拠点をはじめ代替案を検討し適地の確保を行う。

(4)－2 受入調整（24時間以内）

① 広域応援部隊の受入れ

災害対策本部長は、三重県知事から自衛隊の災害派遣に関する通知を受けたとき又は自衛隊が自主派遣をしたときに、派遣された部隊を受け入れる。派遣部隊の到着を確認したときは、派遣部隊を受け入れた旨を報告する。

○ 報告先：三重県災害対策本部災害対策統括部（総括部隊対策班）

② 要請内容及び資機材等の準備

広域応援部隊と他救助関係機関を含めた活動要領を検討し、自衛隊の広域応援部隊に要請すべき活動内容、活動場所、進出経路などについて案出する。要請する活動内容については、何を（捜索、救出救助、救急、緊急輸送等）、どの程度（時期、場所、頻度等）要請するのか、目的及び目標を明らかにして具体的に実効性のある要請内容を共有するとともに支援が必要な資機材の確保に努める。

③ 活動拠点及びヘリポート等設備使用に係る通報

派遣された部隊の効率的かつ円滑な活動に資するため、救助活動拠点やヘリポート等の所要設備の使用について、必要の都度関係機関等と協議の上、使用調整を実

施し部隊に通報する。救助活動拠点の確保に当たっては、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに関係機関との連絡調整を実施する。

(5)ー1 支援活動及び調整（72時間以内）

① 広域応援部隊の活動支援・調整

広域応援部隊との連絡調整は、自衛隊リエゾンを通して行うことを基本とする。広域応援部隊に対する要請事項を速やかに共有し、必要に応じて調整を行う。

自衛隊の派遣活動期間中、自衛隊を含む各救助関係機関及び復旧関係機関等の相互の活動要領について、重複を避け重点的かつ効率的な活動を行うため、合同調整会議等を活用して協議、調整等を行い救出救助活動の促進を図る。

(5)ー2 支援活動及び調整（72時間越）

① 活動の引継ぎ

市災害対策本部は、部隊の活動の進捗状況を継続的に把握する。また、自衛隊の派遣活動終了に際し、撤収した以降の現地の対応要領について引き継ぎ（担当部署、処置内容等）を行う。

(6) 撤収要請（72時間越）

災害対策本部長は、災害派遣の目的を達成した場合又はその必要がなくなった場合に、速やかに文書「撤収要請書（三重県地域防災計画）」をもって三重県知事に対してその旨を報告する。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等をもって連絡し、その後文書を提出する。

○ 要請先：三重県緊急派遣チーム又は三重県地方災害対策部等経由

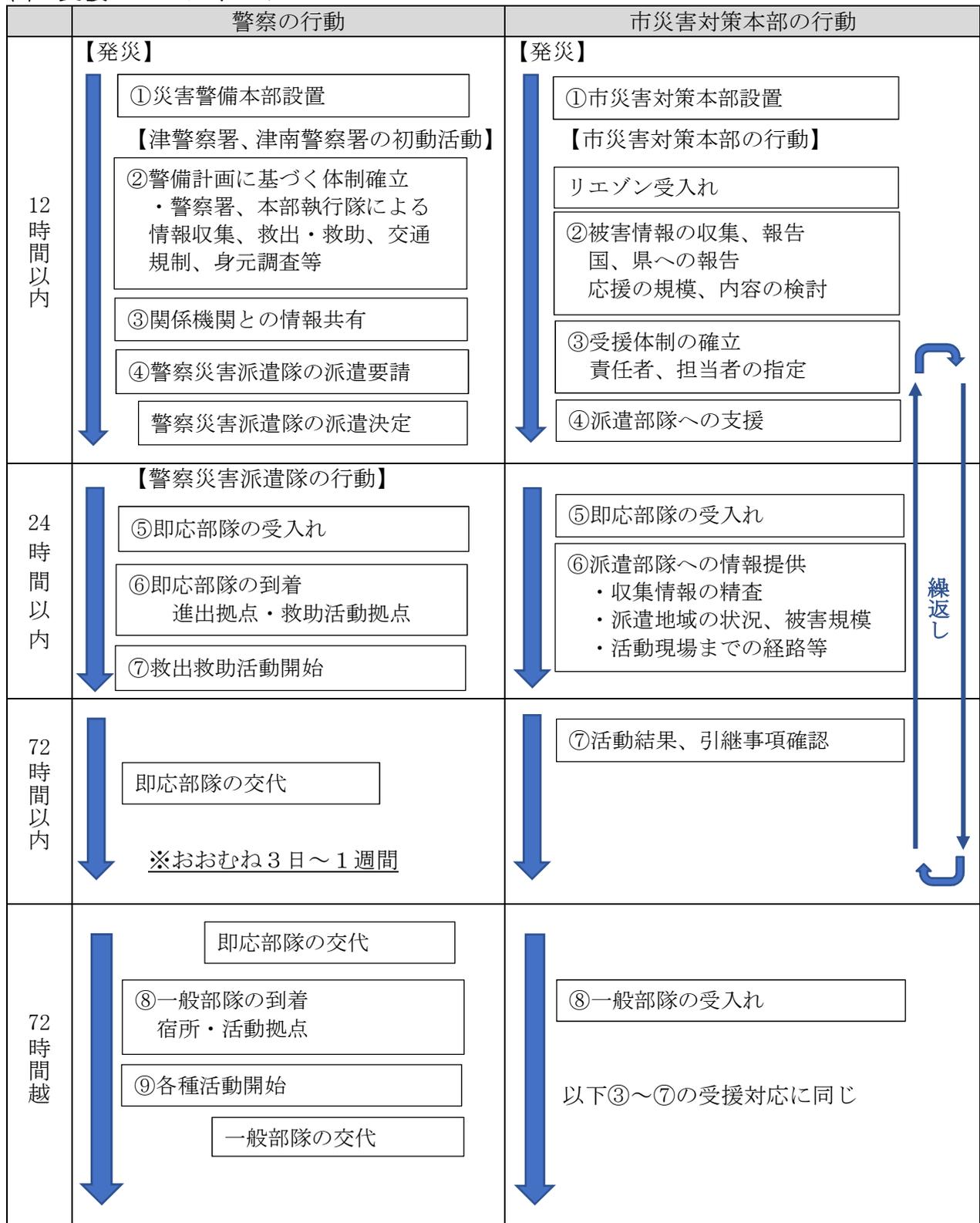
2 警察

(1) 活動概要

大規模災害発生直後、速やかに災害警備本部が設置され、情報収集や救出救助活動等が開始される。被害規模に応じ、警察災害派遣隊が派遣されることも想定される。

警察災害派遣隊には、派遣先からの支援を受けることなく活動する即応部隊と、発災後一定期間経過後に派遣され、長期間にわたり活動する一般部隊がある。それぞれ情報収集及び連絡、避難誘導、救出救助、検視・死体見分及び身元確認の支援、緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導、行方不明者の搜索、治安の維持、被災者等への情報伝達等を行う。

(2) 受援フローチャート



(3)－1 初動（12時間以内）

① 被害情報の把握・報告

危機管理総務部において、市消防本部と連携し、市内の被災状況を一元的に集約するとともに、三重県災害対策本部のほか、津警察署又は津南警察署から派遣されたリエゾンを通じた情報共有を行い、各部等の的確な活動を促すとともに、救助機関に対して提供する情報の収集・分析を行い、応援要請に備える。

② 災害派遣の応援要請

大規模災害発生に伴い、本市に救助部隊の応援派遣を求める場合は、災害対策本部長は、三重県災害対策本部長（三重県知事）に対して関係機関への要請を求めるものとする。

③ 応援要請の手続き

警察の応援部隊を要請する場合は、三重県災害対策本部を通じて三重県警察に要請を行うこととなる。ただし、警察本部災害警備本部が各警察署等から情報収集した内容に基づいて派遣要請の要否の判断を行うものと想定されることから、市災害対策本部においては、警察から派遣されたリエゾンを通じ、警察本部災害警備本部と必要な調整、情報共有を行う。

○ 要請先：三重県災害対策本部県総括部隊救助班→三重県警察本部警備第二課

④ 想定される行動

発災直後は、市内に所在する三重県警察本部、津警察署、津南警察のほか、高速道路交通警察隊、交通機動隊、警備部機動隊の警察本部執行隊が、それぞれ県警察の災害警備計画に基づき、情報収集、被害状況確認、救出救助活動等が速やかに開始されるとともに、市災害対策本部にリエゾンとして警察官が派遣される予定であり、相互の災害活動に関する情報共有を行う。

⑤ 被害情報の収集及び共有

a 情報収集の手段

各部等の部内情報、救助関係機関からの情報及び地域住民等から寄せられた情報等を集約・分析し、共有を図るものとし、津警察署又及び津南警察署との情報共有は、派遣されたリエゾンを介して行うことを原則とする。

b 情報収集の焦点

(a) 進出拠点（候補地）及び救助活動拠点（候補地）の被害状況

(b) 進出拠点（候補地）から救助活動拠点（候補地）又は災害現場に至る経路の被害状況及び道路啓開状況

(3)－2 初動（24時間以内）

① 警察の派遣活動に係る調整業務

a 合同調整会議及び各担当者調整を通して、市災害対策本部が警察に要請すべき内容（どこで、どれ程の被害があるのか、警察に何を要請するのか）を明らかにして情報と認識の共有を進める。

b 初動の段階では、人命救助に係る場合など緊急を要すことも想定され、時宜に適した共有及び調整に留意する。

c 継続して派遣部隊の状況を把握するとともに、他関係機関との相互協力支援の依頼要望、問題点などについて確認し、措置を講じる。

(4)－1 受入調整（12時間以内）

警察の応援部隊の受入れに際しては、被災地を管轄する各県警察がその活動地域、活動内容、人員等を定めた活動計画に基づいて、当該部隊の効果的な運用を図るものと想定されており、市災害対策本部においては、警察から派遣されたリエゾンと連携し、以下の内容について調整を行うものとする。

① 警察災害派遣隊の受入準備

災害対策本部長は、警察のリエゾンと被害状況について共有を図り、警察災害派遣隊とその他の救助関係機関の活動状況を考慮の上、部隊に要請する活動内容、活動場所、通行ルート等を案出し、必要な人員の配置、救助活動拠点の確保に当たる。

② 要請内容及び資機材等の準備

災害対策本部長は、部隊に要請する活動の種別、(搜索、救出救助、緊急輸送等)、活動内容(時期、場所、体制等)について具体的に検討の上、その内容を警察本部と共有するとともに、部隊活動に必要な資機材の確保に努める。

(4)－2 受入調整(24時間以内)

① 活動拠点等施設に関する情報の確認

災害対策本部長は、派遣部隊の効率的かつ円滑な活動に資するため、各救助活動拠点やヘリポート等の所要の施設の使用に関し、関係機関等と協議の上、調整を図り、その使用の可否情報を提供する。

なお、救助活動拠点の確保に当たっては、既存の拠点が被災によって使用不能となる場合も想定し、平素から代替施設の確保に配慮するとともに、緊急時においては、土地・建物の所有者、管理者等の了承を得るなど、必要な連絡・調整を行う。

(5)－1 支援活動及び調整(24時間以内)

① 警察災害派遣隊(即応部隊)の受入れ

災害対策本部長は、警察災害派遣隊の派遣に関する連絡を受けたときは、速やかに部隊の受入れに必要な体制を確立するとともに、部隊が到着した際は、三重県災害対策本部等関係機関に所要の報告を行う。

(5)－2 支援活動及び調整(72時間以内)

① 部隊の活動支援・調整と警察災害派遣隊(一般部隊)の受入れ

警察災害派遣隊による活動期間中は、市災害対策本部は警察本部災害警備本部との連携を図り、部隊活動に必要な支援に努めるものとする。また、発災直後に派遣される即応部隊の交代や一般部隊の追加派遣に備え、当該部隊活動が他の救助関係機関、復旧関係機関等の活動と重複することのないよう、合同調整会議等の機会を積極的に活用するなどし、効率的かつ重点的な活動が行われるよう必要な調整を図るものとする。

(5)－3 支援活動及び調整(72時間越)

① 活動の引継ぎ

警察災害派遣隊の活動内容については、リエゾンを通じて日々の活動状況の把握に努め、その後の要請すべき活動内容の検討を行う。また、当該部隊の派遣終了を想定し、部隊活動終了後の業務を担当すべき機関について協議・調整を行い、引継ぎが必要な場合は、市災害対策本部もこれに関与して、必要な事項が確実に引き継がれるよう配慮するものとする。

(6) 撤収要請(72時間越)

警察災害派遣隊の派遣継続、撤収等の運用に関しては、警察本部災害警備本部が行うことから、災害対策本部長は、市内の災害対策に係る各種活動状況を踏まえ、必要な活動に支障が生じることのないよう、撤収の判断に関してリエゾンを経由するなどして警察本部に必要な意見具申を行う。

3 消防

消防組織法第39条に基づく三重県内消防相互応援隊及び同法第44条に基づく緊急消防援助隊（以下「広域消防応援隊等」という。）の要請等については、「津市広域消防受援計画（以下「消防受援計画」という。）に基づき、市消防本部において実施する。

(1) 活動概要

消防は、大規模災害発生直後、直ちに消防災害対策本部を設置し人命救助活動等を開始する。特に地震により同時多発的に災害が発生することが予測される場合は、あらかじめ計画した出動部隊数に減隊するなど、可能な限り多くの災害現場に対応することとしているが、現有する消防力では対応が困難と判断した場合、広域消防応援隊等の応援を三重県知事へ要請する。

消防活動の総指揮者は消防災害対策本部長（市消防本部消防長）がその職に就き、広域消防応援隊等を含め、本市における消防活動の全てを指揮する。

(2) 受援フローチャート

| | 消防の行動 | 市災害対策本部の行動 |
|--------|---|---|
| 12時間以内 | <p>【発災】</p> <p>①市消防災害対策本部設置 その他各種計画、規程等に基づく体制確立</p> <p>【消防災害対策本部の行動】</p> <p>②情報の収集と共有 ・消防活動を開始するとともに被害状況や救助活動拠点の状況等を確認 ・市災対本部及び県調整本部にリエゾンを派遣 ・関係機関との情報共有</p> <p>③広域消防応援隊等の応援要請 消防災対本部第3号体制</p> <p>④広域消防応援隊等の受入体制の確保</p> <p>⑤広域消防応援隊等への被害情報、道路情報等の共有</p> <p>【広域消防応援隊等の到着】</p> | <p>【発災】</p> <p>①市災害対策本部設置</p> <p>②リエゾン受入れ</p> <p>③被害情報の収集、報告 ・国、県への報告 ・応援の規模、内容の検討</p> <p>④受援体制の確立 責任者、担当者の指定</p> <p>⑤広域消防応援隊等の受入態勢の確保 道路啓開計画に基づく到達ルート等の確保</p> |
| 24時間以内 | <p>【広域消防応援隊等の行動】</p> <p>⑥広域消防応援隊等の活動調整、方針決定</p> <p>⑦広域消防応援隊等による救出救助活動開始</p> | <p>⑥広域消防応援隊等への支援</p> |
| 72時間以内 | <p>⑦広域消防応援隊等による救出救助活動</p> | <p>⑥広域消防応援隊等への支援</p> |
| 72時間越 | <p>広域消防応援隊等の交代</p> <p>※おおむね3日</p> <p>以降⑤～⑦の対応</p> <p>⑧撤収の判断、撤収の連絡</p> | <p>⑦活動結果、引継事項確認</p> <p>以降⑥～⑦の対応</p> <p>⑧撤収の意思決定</p> |

(3)－1 初動（12時間以内）

① 被害情報の把握・報告

119番通報、各署所からの被害情報の収集と並行して市災害対策本部と連携し、市内の被災状況の全体像を早期に把握する。

また、三重県災害対策本部のほか、自衛隊、警察等の関係機関から市災害対策本部に派遣されたリエゾンを通じて各救助関係機関と情報共有を行い、必要な消防力の分析等を行う。

② 災害派遣の応援要請

消防災害対策本部長（消防長）は、大規模災害等が発生し現有する消防力では対応が困難な場合に、災害対策本部長の承認を得て、三重県知事に対し広域消防応援隊等の応援を要請する。ただし、三重県知事に連絡を取ることができない場合は、消防庁長官に対して連絡を行う。

応援要請は、発生若しくは発生するおそれのある事象の規模等により、三重県内消防相互応援隊の要請から順に緊急消防援助隊の応援要請へと増強していくものとするが、災害による死者数及びその他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合で甚大な被害に拡大することが見込まれる場合は、三重県内消防相互応援隊と同時に緊急消防援助隊の応援を要請する。

③ 応援要請の手続き

広域消防応援隊等を要請する場合、三重県知事に対し当該応援が必要である旨を直ちに電話（消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、衛星携帯電話等の災害時に有効な通信を行える手段を含む。）により連絡する。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（電子メールも可）により速やかに行う。

○ 要請先：三重県内消防相互応援隊の要請

・三重県防災対策部消防・保安課消防班

緊急消防援助隊の要請

・三重県防災対策部消防・保安課消防班

・消防庁 広域応援室（宿直室、災害対策本部）

④ 想定される行動

広域消防応援隊等の配置に考慮して、密集市街地火災等の大規模火災の消火活動、倒壊家屋等からの救助及び救急活動を実施する。

また、災害により各地域において多数発生する傷病者の搬送先について、市災害対策本部、三重県災害対策本部等を通じて調整するとともに、状況に応じて災害拠点病院へリエゾンを派遣する。

⑤ 被害情報の収集及び共有

広域消防応援隊等の進出拠点から救助活動拠点までの道路状況等について、市災害対策本部が道路啓開計画に基づき確保した到達ルートの情報、三重県災害対策本部が把握している情報やその他収集した情報の取りまとめを行い、広域消防応援隊等に情報共有する。

(3)－2 初動（24時間以内）

広域消防応援隊等の派遣が決定されるとともに、消防災害対策本部において受入体制が確保されることから、その体制に応じて市災害対策本部に派遣中のリエゾンのほか必要な体制を確保して情報共有と指揮系統の確認等を徹底する。

(4)－1 受入調整（12時間以内）

消防災害対策本部は、応援要請を行った後、以下のとおり受入準備を行う。

① 広域消防応援隊等の進出拠点、救助活動拠点の確保

- ② 広域消防応援隊等の到達ルートに係る優先道路の確保依頼
- ③ 広域消防応援隊等との活動エリアの調整
- ④ 広域消防応援隊等に提供する情報、資料の準備
- ⑤ 燃料補給体制及び食料物品等調達体制の確保

(4)ー2 受入調整（24時間以内）

後続の広域消防応援隊等に対し、上記(4)ー1と同様の受入準備を行う。

(5)ー1 支援活動及び調整（72時間以内）

- ① 広域消防応援隊等との連絡調整及び支援等が必要な場合は、市消防リエゾンを通して行う。
- ② 広域消防応援隊等と活動要領を検討し、要請すべき活動内容、活動場所、進出経路などについて案出する。要請する活動内容については、何を（搜索、救出救助、救急、緊急輸送等）、どの程度（時期、場所、頻度等）要請するのか、目的及び目標を明らかにして具体的に実効性のある要請内容を共有するとともに支援が必要な資機材がある場合は準備を検討する。
- ③ 他の救助関係機関の活動内容については、リエゾンを通じて日々の活動状況の把握に努め、その後の要請すべき活動内容の検討を行い、効率的かつ円滑な活動に資するため、広域消防応援隊等と協議の上、必要事項を案出する。

(5)ー2 支援活動及び調整（72時間越）

- ① 広域消防応援隊等の交代に伴い、活動結果及び引継事項等を災害対策本部に共有する。
- ② 広域消防応援隊等と72時間以内と同様に活動要領を検討し、活動内容、活動場所、進出経路などについて案出する。要請する活動内容については、何を（搜索、救出救助、救急、緊急輸送等）、どの程度（時期、場所、頻度等）要請するのか、目的及び目標を明らかにして具体的に実効性のある要請内容を共有するとともに支援が必要な資機材がある場合は準備を検討する。
- ③ 72時間以内と同様に、他の救助関係機関の活動内容については、リエゾンを通じて日々の活動状況の把握に努め、その後の要請すべき活動内容の検討を行い、効率的かつ円滑な活動に資するため広域消防応援隊等と協議の上、必要事項を案出する。

(6) 撤収要請

消防災害対策本部長は、市域全体において応援活動の必要がなくなったと判断した場合、広域消防応援隊等の活動終了について災害対策本部長の意思決定を受けるものとし、災害対策本部長がその活動終了を判断した場合は、直ちに三重県知事に対してその旨を電話等にて連絡する。

4 その他の関係機関

(1) 国土交通省

① 活動概要

中部地方整備局（三重河川国道事務所）は、くしの歯作戦に係る被害情報の収集、道路啓開等の処置を行うなど、人命救助を最優先に関係機関と連携して被災地内の救助・救急活動の促進を図る。状況により国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の支援を受け、その活動内容は、被害状況の把握、緊急輸送ルートの確保（道路・航路の啓開）、排水活動及び照明車の配置等の応急活動の支援並びに応急復旧対策等の技術的助言等を実施する。

② 支援活動の要請

国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請する場合は、中部地方整備局（三重河川国道事務所）に対して行う。

国土交通省では、南海トラフ巨大地震が発生したものと判断した場合、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、被害の全容の把握を待つことなく応急対策活動を直ちに開始する。これに伴い、深刻な被害が想定される県及び市に対しリエゾンの派遣が想定される。所要の派遣要請は、リエゾンを通じて行う。

○ 要請先：中部地方整備局（三重河川国道事務所）

(2) 海上保安庁

① 活動概要

第四管区海上保安本部四日市海上保安部は、保有する船艇、航空機をもって海陸を問わない捜索、警備救難、人員・物資の輸送等を行う。状況により他管区から船艇、航空機が増強される。

【自治体からの応援要請に基づき可能な業務】

| 活動場所 | 主な活動 |
|------|-------------------------|
| 巡視船 | 医療活動場所の提供 |
| | 災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 |
| 航空機 | 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送 |
| その他 | 県及び市が行う災害応急対策の支援等 |

② 支援活動の要請

災害対策本部長は、災害応急対策のため海上保安庁の応急措置の実施を必要とする場合は、要請する事項を明らかにして三重県緊急派遣チーム又は三重県地方災害対策部等を経由し、「応急措置実施請求書（三重県地域防災計画）」により三重県知事に要請する。ただし、事態が急を要するときは、三重県知事に直接電話等で通報し事後に文書を送付することができる。

なお、三重県知事に応急措置を要請することができない場合は、直接海上保安部又は沖合に配備された巡視船若しくは航空機を通じ、第4管区海上保安本部長に対して要請することができる。

○ 要請先：三重県災害対策本部災害対策統括部（総括部隊総括班）

(3) 三重県

① 活動概要

三重県災害対策本部は、全県にわたる災害応急対策活動を円滑に実施するため、国、市町、関係機関と情報共有、活動調整及び要請等を行う。

また、三重県地方災害対策部は、管内市町及び防災関係機関等と災害応急対策に必要な調整を行うとともに、管内の調整のみでは対応が困難な場合は、三重県災害対策本部に支援を要請する。

三重県地方災害対策部には、地方統括部として、総括班、救援物資班、被災者支援班が設置され活動を行う。

三重県緊急派遣チームは、本市にリエゾン派遣され、市内の被害情報の収集及びニーズの把握を行い三重県災害対策本部との調整を行う。

② 支援活動の要請

各救助関係機関をはじめ、物資、職員派遣など、その多くは三重県災害対策本部を通して支援要請を行うこととなっており、三重県緊急派遣チームが市災害対策本部に派遣されている場合は当チームに要請する。

(4) 三重県防災航空隊

① 活動概要

防災航空隊は、防災ヘリコプターをもって県内関係機関と連携しながら、情報収

集、捜索、救出救助、空中消火、人員・物資の輸送等を行う。

② 支援活動の要請

防災ヘリコプターによる応援要請を行う場合は、三重県災害対策本部に要請し、同本部が活動調整を行う。

○ 要請先：三重県災害対策本部災害対策統括部（総括部隊対策班）

(5) 三重県ドクターヘリ

① 活動概要

三重県ドクターヘリは、救急医療用の医療機器等を装備したヘリコプターをもって、救急医療専門医及び看護師等が同乗して救急現場に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、救命医療を行う。広域災害時には、三重県災害対策本部の指揮下において、その統制下に運航することが想定される。

【担任する基地病院】（三重県ドクターヘリ運用要領による。）

| 基地病院 | 担任時期 |
|-------------|---------------------|
| 三重大学医学部附属病院 | 6月、7月、10月、11月、2月、3月 |
| 伊勢赤十字病院 | 4月、5月、8月、9月、12月、1月 |

② 支援活動の要請

ドクターヘリによる応援要請を行う場合は、三重県災害対策本部に活動の調整を要請する。

○ 要請先：三重県災害対策本部災害対策統括部（総括部隊対策班）又は三重県災害対策本部保健医療部隊（医療活動支援班）

(6) 保健医療活動チーム

① 活動概要

保健医療活動チームは、災害時に被災地内における保健医療機能の維持・回復など保健医療分野の支援活動を行う専門的なチームとして、それぞれ専門分野における保健医療活動を行う。

<保健医療活動チーム一覧>

| 主な保健医療活動チーム | 主な活動 | 主な活動場所 |
|-------------------------|------------------------------------|---------------------------|
| DMA T (災害派遣医療チーム) | 急性期の災害医療 ・災害拠点病院支援 ・災害現場医療支援 | 災害拠点病院 二次救急医療機関等 |
| JMA T (日本医師会災害医療チーム) | 診療 衛生管理 | 医療救護所 避難所 二次救急医療機関等 |
| DPA T (災害派遣精神医療チーム) | 精神科医療の提供 精神保健活動の支援 | 医療救護所 避難所 精神科医療機関 |
| 日本赤十字社救護班 | 医療救護所や避難所での救護・診療 | 医療救護所 避難所 二次救急医療機関等 |
| 歯科医師会医療救護班 | 歯科保健医療活動 身元確認活動 | 医療救護所 避難所 二次救急医療機関等 |
| 災害支援ナース | 看護支援活動 | 二次救急医療機関等 避難所 医療救護所 |

| | | |
|----------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 支援薬剤師 | 支援薬剤師活動 | 医療救護所 避難所 二次救急医療機関等 |
| DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム) | 県保健医療調整本部及び保健所等の指揮調整機能等の補佐 | 県保健医療調整本部 保健所 |
| 保健師派遣チーム | 健康管理 保健予防活動 | 避難所 保健センター等 |
| JDA-DAT (日本栄養士会災害支援チーム) | 栄養・食生活支援活動 | 避難所 二次救急医療機関等 |
| 医療救護班(※) | 医療救護 | 医療救護所 避難所 二次救急医療機関等 |

(※) 医療救護班については、様々な支援組織によるものがある。

② 支援活動の要請

a 国、県、市の役割

国は、緊急災害対策本部及び政府現地対策本部を中心に、県境を越えるDMAT派遣、広域医療搬送等、広域にわたる活動の調整を行う。

非被災都道府県は、管内の保健医療活動チームの派遣、被災地からの重症患者の受入れ等の後方医療活動を行う。

三重県は、県に派遣された保健医療活動チームの活動調整等を含め、被災地内における医療機関、医療救護所、避難所等への支援を行う。

本市は、被災状況、負傷者の状況等を三重県に報告し、必要に応じて保健医療活動の支援要請を行い、三重県(津保健所)、地域災害医療コーディネーター、地域災害薬事コーディネーター、保健医療活動チームと連携して保健医療活動を行う。

b 保健医療活動チームの派遣要請(三重県)

三重県保健医療福祉調整本部は、EMIS(広域災害救急医療情報システム)等により被害状況を確認しつつ、本部災害医療コーディネーター等の助言を得て、保健医療活動チームの派遣要請を行う。

<三重県による保健医療活動チームの派遣要請の流れ>

| 保健医療活動チーム | 三重県からの派遣要請の流れ | 各チームの調整担当 |
|------------------------|---|-------------|
| DMAT (災害派遣医療チーム) | 三重県保健医療福祉調整本部→厚生労働省DMAT事務局→都道府県、文部科学省、国立病院機構等 | DMAT調整本部 |
| JMAT (日本医師会災害医療チーム) | 三重県保健医療福祉調整本部→三重県医師会→日本医師会→都道府県医師会 | 三重県医師会 |
| DPAT (災害派遣精神医療チーム) | 三重県保健医療福祉調整本部→厚生労働省DPAT事務局→都道府県 | DPAT調整本部 |
| 日本赤十字社 救護班 | 三重県保健医療福祉調整本部→日本赤十字社三重県支部→中部支部 | 日本赤十字社三重県支部 |
| 歯科医師会 医療救護班 | 三重県保健医療福祉調整本部→三重県歯科医師会→日本歯科医師会→都道府県歯科医師会 | 三重県歯科医師会 |

| | | |
|----------------------------|---|------------------------|
| 災害支援ナース | 三重県保健医療福祉調整本部(三重県看護協会)⇒厚生労働省(日本看護協会)⇒都道府県(都道府県看護協会) | 三重県保健医療福祉調整本部(三重県看護協会) |
| 支援薬剤師 | 三重県保健医療福祉調整本部⇒三重県薬剤師会⇒日本薬剤師会⇒都道府県薬剤師会 | 三重県薬剤師会 |
| DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム) | 三重県保健医療福祉調整本部⇒厚生労働省又は全国知事会⇒都道府県・保健所設置市 | 三重県保健医療福祉調整本部 |
| 保健師派遣チーム | 三重県保健医療福祉調整本部⇒厚生労働省又は全国知事会⇒都道府県・保健所設置市 | 三重県保健医療福祉調整本部 |
| JDA-DAT (日本栄養士会災害支援チーム) | 三重県保健医療福祉調整本部⇒三重県栄養士会⇒日本栄養士会⇒都道府県栄養士会 | 三重県栄養士会 |
| 医療救護班 | 三重県保健医療福祉調整本部⇒全国知事会⇒都道府県 | 三重県保健医療福祉調整本部 |

c 三重県保健医療福祉調整本部への被災状況等の報告（津市）

市災害対策本部（健康福祉部）は、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被災状況、保健医療ニーズ等の情報を津保健所を通じて三重県保健医療福祉調整本部へ報告する。

市内における医療体制では対応が困難又は困難となるおそれがある場合には、支援が必要な人員、場所等を明らかにし、津保健所を通じて三重県保健医療福祉調整本部に対し、保健医療活動の支援要請を行う。

d 保健医療活動チームの受入れと活動調整（三重県）

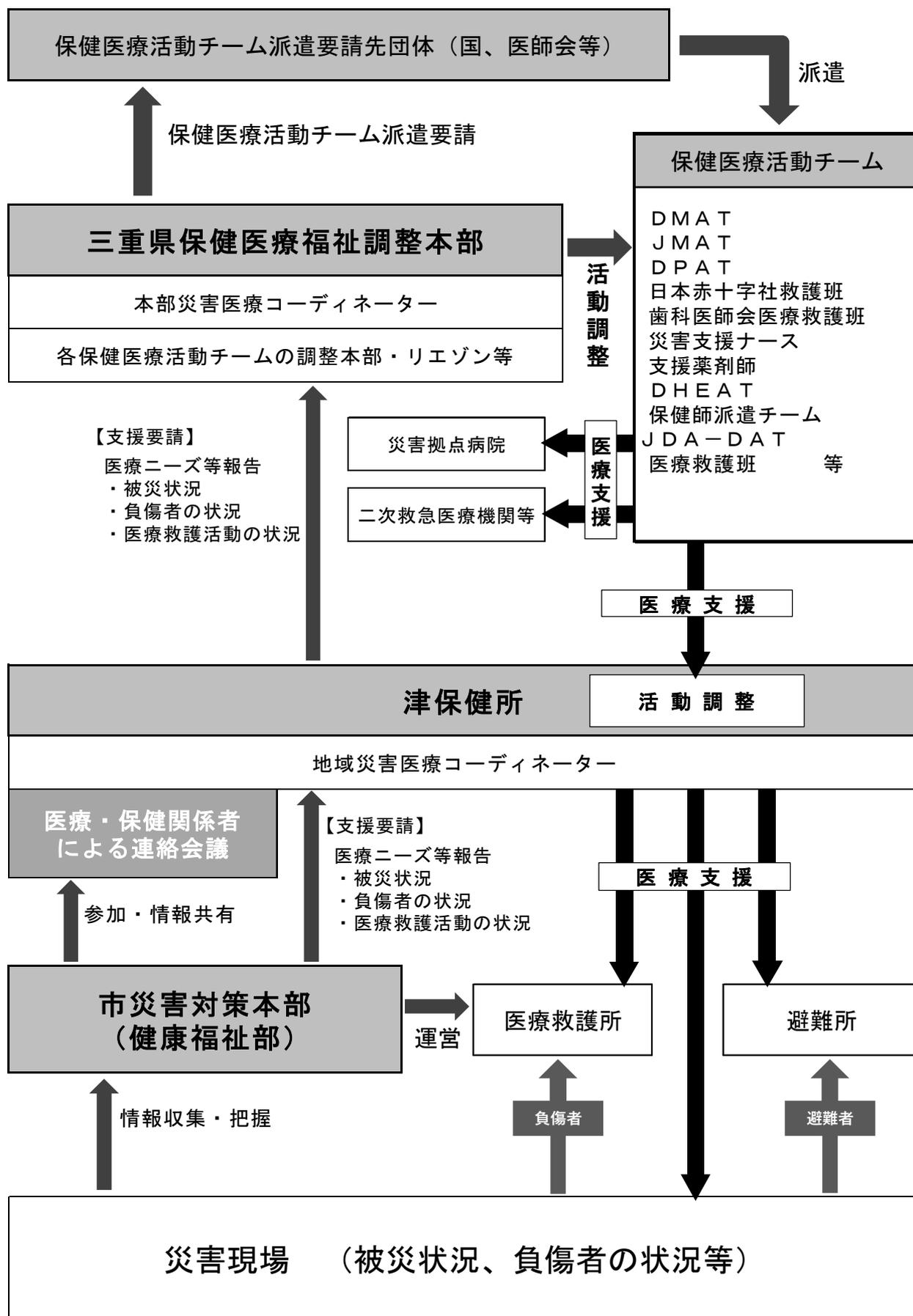
三重県保健医療福祉調整本部は、県内の被災状況及び保健医療ニーズをもとに、本部災害医療コーディネーター等と連携して、保健医療活動チームの受入れと活動調整を行う。

保健医療活動チームは、津保健所を通じて本市の災害現場、医療救護所、避難所等の保健医療活動の支援が必要な場所に派遣される。

e 保健医療活動チームとの連携（津市）

市災害対策本部（健康福祉部）は、被災状況や負傷者の状況等の必要な情報を共有するなど、保健医療活動の実施について保健医療活動チームと連携する。

■保健医療活動チームの支援要請・派遣のイメージ



第3章

支援物資の受入れ に関する計画

第3章 支援物資の受入れに関する計画

第1節 活動概要

災害が発生した場合に、市は、避難所に避難した者や避難所以外の場所に滞在する被災者に対して、食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資を供給する。

本市では、備蓄品の整備を行っているが、避難生活の長期化や、物流の復旧に時間が掛かった場合、物資が不足することが想定される。

また、物資の調達や輸送、集積場所の管理等の業務は、市役所の通常業務とは異なっており、過去の災害においても、必要な物資の不足や、集積場所に物資が滞留し、避難所への配送が滞るなどの混乱があった。

そこで、災害発生時に物資の供給を円滑に実施するため、物資の調達及び物流について、外部からの支援を受け入れる体制を整備する。

1 支援物資における「プッシュ型支援」と「プル型支援」の受入れ

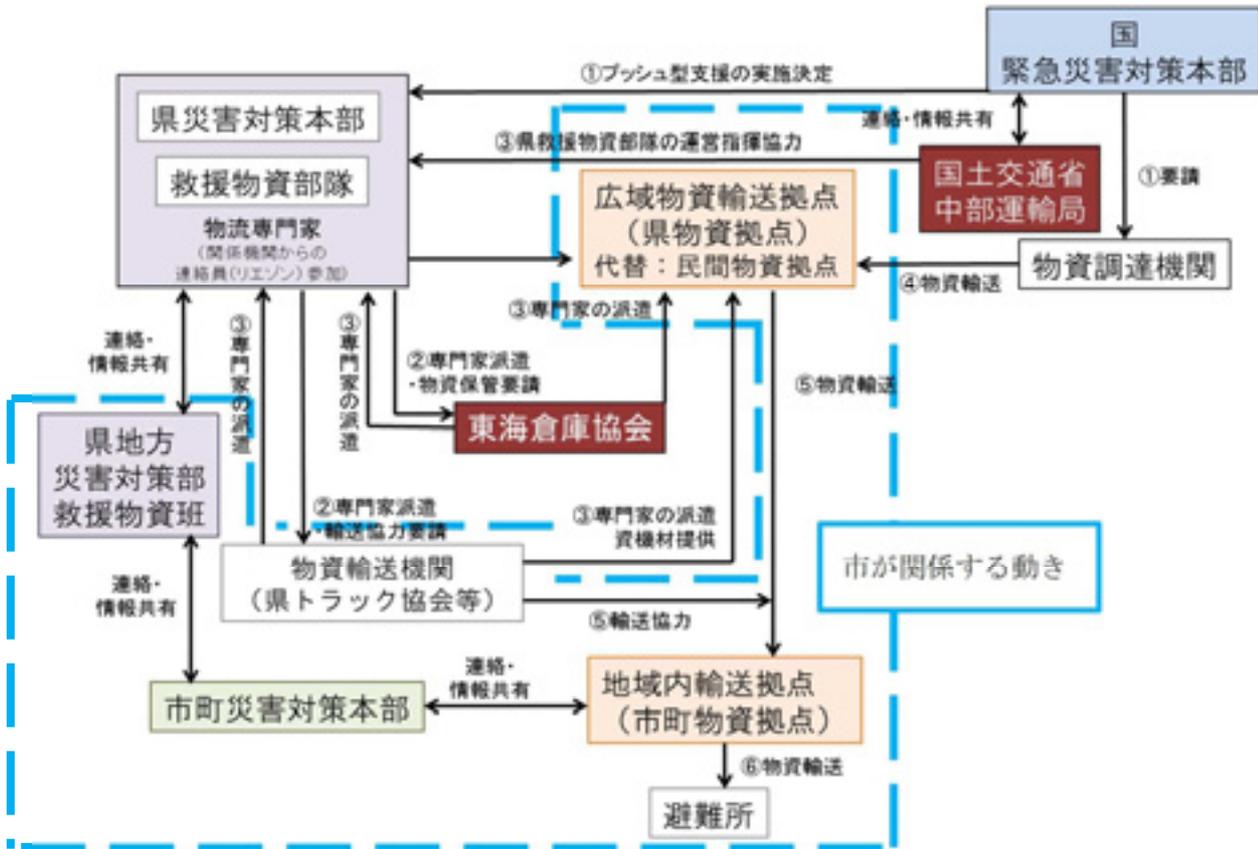
大規模災害時の支援物資の受入れについては、全国から被災自治体に届けられる膨大な支援物資について、保管・仕分け・配送・処分の業務及び経費の負担や、送付先の問合せの電話対応等により、他の業務に支障が生じることも予想される。このため、災害発生時の物資の調達及び物流について、外部からの支援を受け入れる体制を整備する。

災害時における支援物資の調達や輸送、集積場所の管理等の業務は、物流に関する専門的な知識・技能を必要とし、大量の支援物資への対応を職員のみで実施することは困難であることから、運送関係業者等による物資拠点における運営支援や、物流センター・出荷場の借用等、物流専門の組織と連携体制を構築する等の検討を行い、事前に備えておく必要がある。

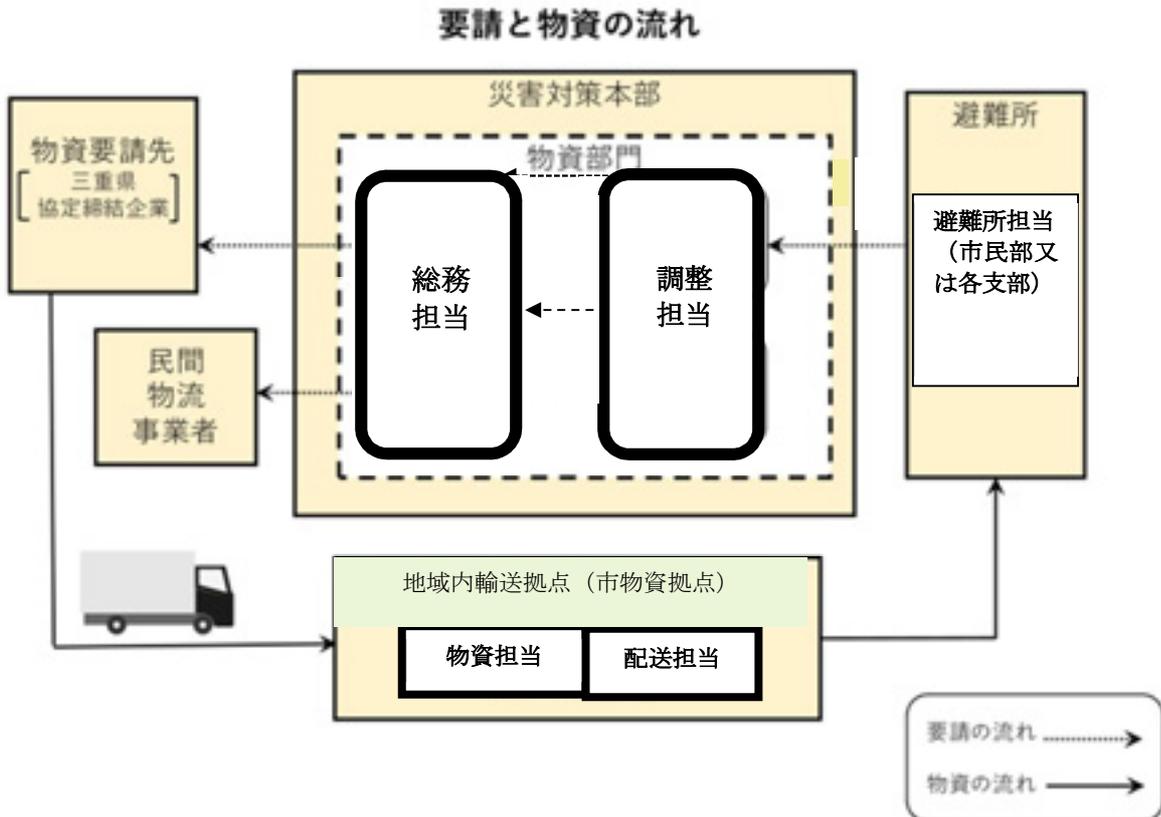
支援物資の受入れについては、災害対応のフェーズの変化に応じ、災害応急対策期にかけて行われる「プッシュ型」と災害応急対策期から災害復旧・復興期にかけて行われる「プル型」支援物資の受入れとがある。

| 類 | 方法 | 支援を受ける項目 | 特徴 |
|------------|---------|--|--|
| 物的支援を受けるもの | プッシュ型支援 | 市の要請有無にかかわらず送られる8品目（食料、毛布、乳児用ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレ、トイレトーパー、生理用品） | <p><国プッシュ型支援の場合> 以下の4つの手順にて支援される。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国（各省庁）の調達 ② 県物資拠点への搬送 ③ 市物資拠点への搬送 ④ 市の各避難所等への搬送 <p><県流通備蓄等> 市物資拠点への搬送</p> |
| | プル型支援 | 市からの要請に基づき送られる物資（協定等に基づく応援物資、県を通じた応援物資（セーフティネット備蓄）ほか） | <p>以下の4つの手順にて支援される。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市からの要請 ② 要請先にて準備・出荷 ③ 市物資拠点への搬送 ④ 市の各避難所等への搬送 |

<国プッシュ型支援の流れ>



<支援物資ニーズに基づく対応 (プル型支援の流れ) >



2 流通備蓄・セーフティネット備蓄

| 用語 | 内容 |
|------------|--|
| 流通備蓄 | 流通段階にある商品を、本市又は三重県と流通事業者との協定締結等により、災害時に調達する備蓄物資。 発災後3日目は、三重県は流通事業者を通じて、食料、飲料水、生活必需品等の物資を、市の要請を待たずに実施するプッシュ型支援により供給する。 |
| セーフティネット備蓄 | 孤立地域の発生や物流機能の停止等の不測の事態が発生した場合に対応する三重県の現物備蓄。 |

3 物資調達・輸送調整等支援システム

物資調達・輸送調整等支援システムは、国・県及び市町の関係者間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整の効率化をすることで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのもの。

- ・ 平時より、避難所・物資拠点の情報を管理し、災害発生時には、避難所・物資拠点の物資支援等の状況をリアルタイムに共有することで、物資支援業務を効率化する。
- ・ 従来、電話とFAX等でやりとりしていた情報をクラウドシステムに一元的に集約することで、三重県と本市の関係者間での支援要請等の情報共有と集約が容易となり、各避難所のニーズにあった適切な物資供給や物資の在庫状況や配送状況のリアルタイムな状況把握を行うことができる。
- ・ 支援要請から調達・輸送までの情報を一元的に管理することで、支援要請を受けた物資の調達状況、輸送状況を把握できる。また、それらの対応状況は要請した側ともリアルタイムに共有されるため、状況確認等の個別のやり取りが不要となる。
- ・ 広域物資輸送拠点（三重県物資拠点）、地域内輸送拠点（市物資拠点）、避難所における物資の在庫情報を一元的に管理できる。
- ・ 平時より避難所や物資拠点の在庫等の情報を把握することにより、災害発生時の初動対応を円滑化する。
- ・ 物流事業者に在庫管理を委託する際には、該当事業者もシステム機能を利用できる。
- ・ 物資調達・輸送調整等支援システムが使用できない場合には、様式1から9を使用する。

PC端末を利用の場合

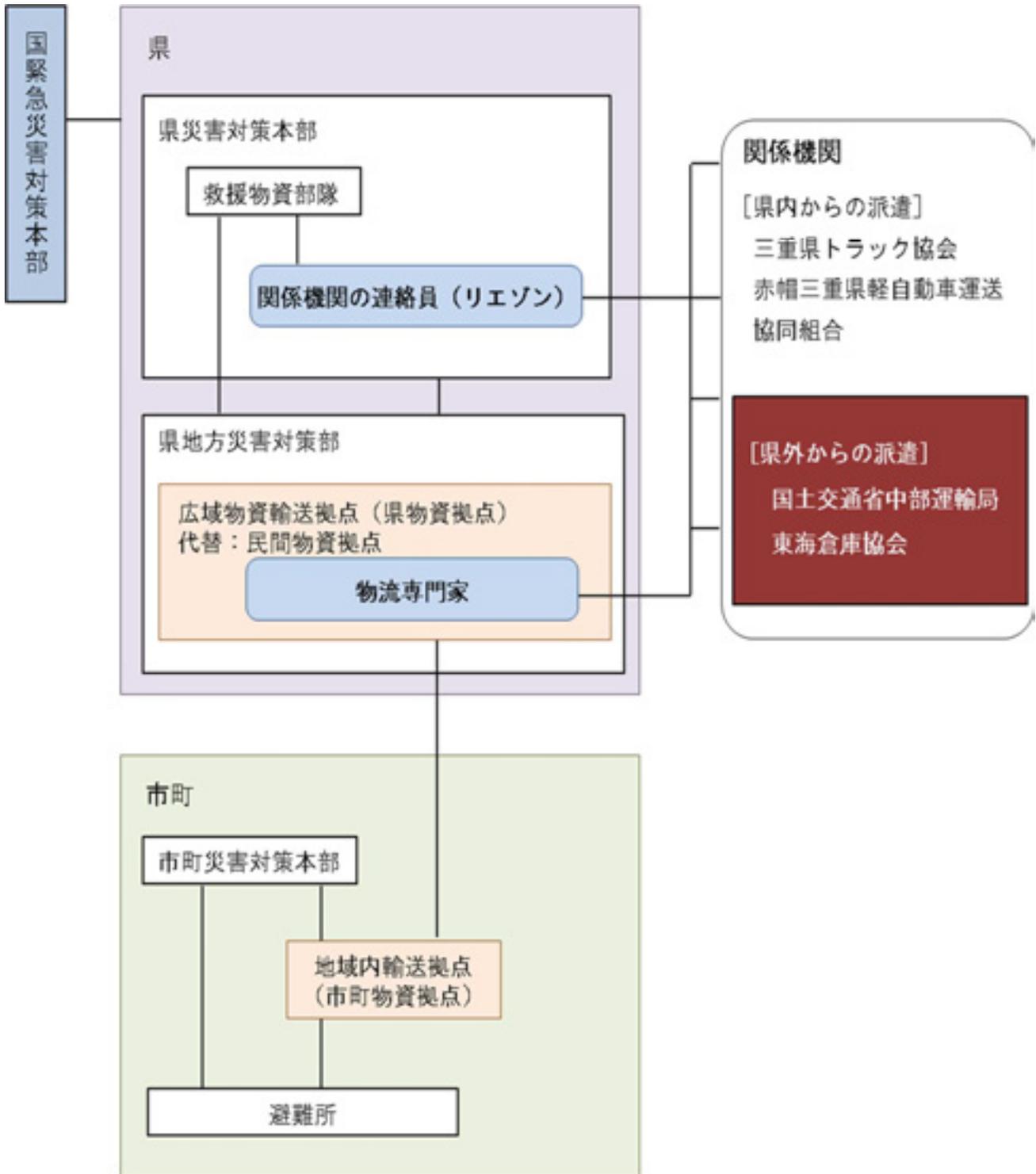
アドレス：<https://busshi.bousai-system.go.jp>

モバイル端末（タブレット、スマートフォン）を利用の場合

アドレス：<https://busshi.bousai-system.go.jp/m/>

第2節 関係機関の役割

<物資調達における国・県・市・関係機関の体制>



1 国・県・市の役割

<国>

| 関係機関 | 主な活動 |
|----------------|---|
| 緊急災害対策本部 | ・ 広域的な物資の調整 |
| 国土交通省 中部運輸局 | ・ 県救援物資部隊への連絡員（リエゾン）派遣 ・ 県トラック協会、東海倉庫協会等の協定締結団体による対応が困難な場合、県からの要請に基づく支援物資輸送の支援 |

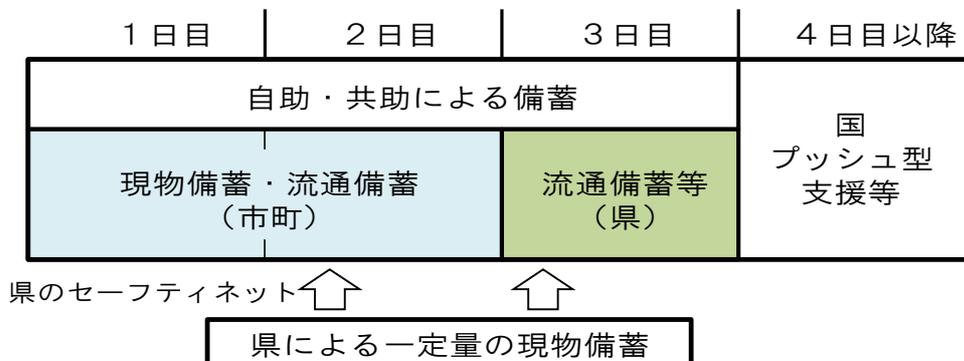
<三重県>

| 関係機関 | 主な活動 |
|-----------------------|--|
| 三重県災害対策本部 救援物資部隊 | ・ 県内の被害状況の把握 ・ 緊急輸送道路の被害状況・啓開状況の情報収集と共有 ・ 物流専門家等の人員確保、救援物資活動のための資機材及び車両の確保 ・ 国のプッシュ型支援物資の受入れ、地域内輸送拠点（市物資拠点）への輸送 ・ 流通備蓄、セーフティネット備蓄の供給 ・ 広域物資輸送拠点（三重県物資拠点）が被災し活用できない場合等の代替拠点としての民間物資拠点の確保 |
| 三重県地方災害対策部 （救援物資班） | ・ 広域物資輸送拠点（三重県物資拠点）の確保・運営 ・ 入出庫管理、在庫管理 ・ 市災害対策本部との連絡・調整 |

<市>

| 関係機関 | 主な活動 |
|-------|--|
| 商工観光部 | ・ 避難所のニーズ把握 ・ 協定締結先からの支援物資の調達 ・ 三重県地方災害対策部救援物資班と連携した支援物資の調達 ・ 地域内輸送拠点（市物資拠点）の開設・運営 ・ 支援物資の受入れ、避難所までの輸送 |

<参考：三重県と市の役割分担イメージ（三重県備蓄・調達基本方針）>



2 協定締結団体の役割

<物資調達及び供給に関する行政>

| 件名 | 協定先 | 協定内容 | 連絡先 |
|-----------------------------------|---|--|--|
| 大規模災害時の相互応援に関する協定 | 競艇開催地17市 (伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、周南市、常滑市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、坂井市、箕面市) | <ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活必需品の提供 ・被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供 ・施設等の応急復旧に必要な資機材等の提供 ・災害応急活動に必要な職員の派遣 ・その他特に必要とする事項 | 伊丹市 TEL 072-784-8166 青梅市 TEL 0428-22-1111 大竹市 TEL 0827-59-2119 岡崎市 TEL 0564-23-6533 唐津市 TEL 0955-72-9260 蒲郡市 TEL 0533-66-1208 桐生市 TEL 0277-46-1111 倉敷市 TEL 086-426-3131 周南市 TEL 0834-22-8208 常滑市 TEL 0569-47-6107 戸田市 TEL 048-441-1800 鳴門市 TEL 088-684-1711 府中市 TEL 042-335-4098 丸亀市 TEL 0877-25-4006 坂井市 TEL 0776-50-3525 箕面市 TEL 072-724-6750 |
| 三重県市町災害時応援協定 | 三重県、三重県市長会、三重県町村会 | <ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、救護、防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供 ・施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供 ・災害応急復旧活動に必要な職員の派遣 ・避難所等の提供、傷病者の受入れなど必要な措置 ・火葬場の提供 ・ボランティアの受入れ支援に関する事項等 | 三重県災害対策推進課 TEL 059-224-2189 三重県市長会 事務局 TEL 059-225-1376 三重県町村会 事務局 TEL 059-225-2138 |
| 草津市、津市災害支援・友好交流基本協定・災害時における相互応援協定 | 滋賀県草津市 | <ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供 ・救援及び救助活動に必要な車輛等の提供 ・救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣 ・その他特に要請のあった事項 | 草津市 危機管理課 TEL 077-561-2325 |

<物資調達及び供給に関する企業>

| 件名 | 協定先 | 協定内容 | 連絡先 |
|--------------------|------------------------|---|---------------------------------------|
| 災害時における物資の供給に関する協定 | NPO法人コメリ災害対策センター | <ul style="list-style-type: none"> ・生活必需品、防災資機材の調達 (必要に応じて運搬の協力を求めることができる) | 新潟県新潟市南区清水 4501-1 TEL 025-371-4185 |
| 災害時における物資の供給に関する協定 | イオンリテール株式会社 東海カンパニー | <ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、生活雑貨等の調達 (必要に応じて運搬の協力を求めることができる) | 名古屋市中村区名駅五丁目 25-1 TEL 052-589-0033 |

| 件名 | 協定先 | 協定内容 | 連絡先 |
|----------------------------|-----------------------------|--|---|
| 災害時における物資の供給に関する協定 | 株式会社ファミリーマート | ・食料、飲料水、生活雑貨等の調達 (必要に応じて運搬の協力を求めることができる) | 東京都港区芝浦3丁目1番21号 msb Tamachi 田町ステーションタワーS9階 TEL 03-6436-7622 |
| 災害救助用米穀等の緊急引渡についての協定 | 三重県 | ・災害救助法又は国民保護法が発動された場合における三重県との災害救助用米穀等の緊急引渡し | 三重県災害対策推進課 TEL 059-224-2189 |
| 災害時における物資の調達及び供給に関する協定 | 株式会社おやつカンパニー | ・食料(菓子・カップ麺類)の調達 (必要に応じて運搬の協力を求めることができる) | 一志町田尻 420 TEL 059-293-2233 |
| 災害時における物資の調達及び供給に関する協定 | 敷島製パン株式会社 刈谷工場 | ・食料(パン)の調達 (必要に応じて運搬の協力を求めることができる) | 刈谷市西境町広見 24 TEL 0566-36-2211 |
| 災害時における物資の調達及び供給に関する協定 | イオンビッグ株式会社 (河芸店・藤方店・芸濃店) | ・食料、飲料水、生活雑貨等の調達 (必要に応じて運搬の協力を求めることができる) | 名古屋市市中村区名駅五丁目25-8 TEL 052-533-6810 (河芸店) TEL 070-1534-8500 (藤方店) TEL 059-223-7160 (芸濃店) TEL 059-265-6020 |
| 災害時における精米の調達及び供給に関する協定 | 津安芸農業協同組合 | ・食料(精米)の調達 (必要に応じて運搬の協力を求めることができる) | 一色町 211 TEL 059-225-1881 |
| 災害時における精米の調達及び供給に関する協定 | みえなか農業協同組合 | ・食料(精米)の調達 (必要に応じて運搬の協力を求めることができる) | 松阪市豊原町 1043 番地 1 (みえなか農業協同組合) TEL 0598-28-8827 |
| 災害時に必要な物資の調達及び供給に関する協定 | 公益社団法人日本非常食推進機構 | ・食料(災害用非常食)の調達 | 四日市市浮橋一丁目 4-3 TEL 0593-30-5481 |
| 災害時における物資の調達及び供給に関する協定 | 株式会社伊藤園 | ・食料(飲料水)の調達 (必要に応じて運搬の協力を求めることができる) | あのかつ台 1-6-7 TEL 059-236-5070 |
| 災害時における支援協力に関する協定書 | 生活協同組合コープみえ | 保有又は調達可能な供給品の提供及び運搬の協力 | 羽所町 379 TEL 059-238-1013 |
| 災害時における物資の調達及び供給に関する協定 | 井村屋グループ株式会社 | ・食料等の調達 (必要に応じて運搬の協力を求めることができる) | 高茶屋 7 丁目 1-1 TEL 059-234-2131 |
| 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定 | 一般社団法人日本福祉用具供給協会 | ・福祉避難所への福祉用具の調達及び供給 | 鈴鹿市西条 6-96 日本福祉用具供給協会三重ブロック TEL 059-383-5039 |
| 災害時における物資の調達及び供給に関する協定 | 新三商事株式会社 | ・食料(飲料水)の調達 (必要に応じて運搬の協力を求めることができる) | 河芸町三行 255 番地 4 (道の駅津かわげ) TEL 059-244-2755 |
| 災害時における保存水の提供に関する協定 | トーンリゾート株式会社 | ・保存水 100 ケース (24 本/1 ケース) 調達 | 美里町三郷 588 TEL 059-279-3088 |

| 件名 | 協定先 | 協定内容 | 連絡先 |
|------------------------|----------|---|---|
| 災害時における物資の調達及び供給に関する協定 | 株式会社ナフコ | ・食料、飲料水、生活雑貨等の調達（必要に応じて運搬の協力を求めることができる） | 福岡県北九州市小倉北区魚町 2丁目6番10号 TEL 093-521-5155 |
| 災害時における生活物資の供給協力に関する協定 | 株式会社カインズ | ・工具類、食料、飲料水、生活必需品等の調達 | 埼玉県本庄市早稲田の社一丁目2番1号 TEL 0495-88-7100 |
| 災害時における物資の調達及び供給に関する協定 | 株式会社山口商会 | ・非常食、トイレ、感染対策品の調達 | 岩田2番8号 TEL 059-226-4885 |

<物資輸送・物資拠点の運営等に関する企業>

| 件名 | 協定先 | 協定内容 | 連絡先 |
|------------------------------|---------------------|---|--|
| 災害時における輸送業務に関する協力協定 | 一般社団法人三重県トラック協会 津支部 | 物資の輸送業務 | 桜橋三丁目53-11 TEL 059-227-6767 |
| 災害時における物資輸送・物資拠点の運営等に関する協力協定 | 赤帽三重県軽自動車運送協同組合 | (1) 食糧、生活必需品、医薬品、防災資機材の輸送業務 (2) 物資拠点の運営、物資の受入れ、荷役、仕分け、一時保管及び出庫等の物流業務 (3) 物流業務に必要となる施設、車両、荷役、仕分け、一時保管及び出庫等の物流業務物資の輸送業務 | 雲出長常町字五ノ割 1157-4 TEL 059-234-7781 |
| 災害時における物資輸送・物資拠点の運営等に関する協力協定 | 株式会社日硝ハイウエー | | 戸木町 4857-13 TEL 059-254-5900 |
| 災害時における物資輸送・物資拠点の運営等に関する協力協定 | 日本通運株式会社三重支店 | | 四日市市垂坂 1340-8 TEL059-330-2171 |
| 災害時における物資輸送・物資拠点の運営等に関する協力協定 | ヤマト運輸株式会社三重主管支店 | | 四日市市中村町 2293-14 TEL059-361-7900 |
| 災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定 | 佐川急便株式会社 | (1) 支援物資の配送業務 (2) 配送時における被災者ニーズの収集と報告 (3) 物資集積・搬送拠点における荷役作業 (4) 物流作業に必要となる人員、車両、荷役機械及び資機材等の提供 | 東京本社 東京都江東区新砂 2丁目2-8 TEL 03-3699-3340 松阪営業所 松阪市肥留町 333 TEL 0570-01-0524 |

第3節 市の活動体制・方針

1 物資調達班の主な役割、班構成

商工観光部は津商工会議所、津北商工会及び津市商工会等の関係団体と連携を取り、被害状況等を収集し、必要な応援体制の準備や実施のための調整を行う。

商工観光部長は、市内被害状況等を考慮し、物資（救援物資を含む）の受入れ拠点を決定し、災害対策本部会議に報告するとともに、施設管理者へ連絡する。

なお、業務体制は以下のとおり行うこととするが、班員は固定せず、随時変更するものとする。

<役職別職務内容>

| 班名 | 班長 | 職務内容 |
|----------|----------|---|
| 総括班 | 部長・次長 | ・商工観光班の指示、調整 |
| 総務班 | 商業振興労政課長 | ・庶務全般 ・災害対策本部との連絡・調整及び情報収集 ・災害時協定締結者への物資（輸送拠点の運営を含む。）要請 ・各班間の連絡、調整 ・商工業団体との連絡調整 |
| 物資班 | 企業誘致課長 | ・物資配送用車両の確保 ・物資受入れ・集積場所の開設及び受入体制の調整 |
| 物資配送班 | 経営支援課長 | ・消費・救援物資の確保及び配給 (各総合支所管轄は、各総合支所において対応。) |
| 避難所連絡調整班 | 観光振興課長 | ・食料の調達に係る市民部との連携 ・避難所の開設状況と避難者数の把握 ・避難所での被災者ニーズ等情報把握及び該当班への情報伝達 |

※各担当の班長は、各課の課長を配備するが、時間経過とともに必要人数が担当間で変わってくるため、課所属職員は流動的に人員配置を行う。

2 物資集積場所担当

(1) 主な役割

商工観光部長は、市災害対策本部及び物資受入れ・集積場所への職員の配置体制を決定する。

(2) 班構成

主な班構成は以下のとおりとするが、状況によって臨機応変に対応する。

<各班 編成表>

| 班 | 班長 | 班員（担当） |
|----------|----------|--------|
| 総務班 | 商業振興労政課長 | 総務担当 |
| 物資班 | 企業誘致課長 | 物資担当 |
| 物資配送班 | 経営支援課長 | 配送担当 |
| 避難所連絡調整班 | 観光振興課長 | 調整担当 |

3 国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日間の対応

(1) 備蓄物資等の輸送

備蓄物資については、総務担当は、被害想定に基づき作成した配分計画を基本に、判明した避難所避難者数に基づき、備蓄物資の配分量を設定する。

流通備蓄については、総務担当は、協定締結団体に要請を行う。

配送担当はこれらの輸送を行う。

(2) 三重県のセーフティネット備蓄支援への対応

三重県からセーフティネット備蓄支援の輸送の計画について情報提供があった場合、調整担当は、対象地域に物資受入場所、時間等の輸送計画に関する情報提供を行う。

(3) 三重県の流通備蓄への対応

三重県から流通備蓄の輸送の計画について情報提供があった場合、総務担当は、地域内輸送拠点（市物資拠点）開設等の受入体制の整備を行う。

配送担当は、受け入れた流通備蓄の輸送を行う。

4 支援物資ニーズに基づく対応（プル型支援）

(1) 支援物資ニーズの的確な把握・取りまとめ

総務担当及び調整担当は、時間の経過とともに変化する支援物資ニーズについて把握し、とりまとめるとともに、関係機関（三重県トラック協会津支部等）との調整を迅速にきめ細かく行い、先を見越した対応をとる。

また、総務担当は、被害状況に応じ、優先的に取り組むべき対応課題を整理し、その課題解決に必要な支援物資を特定し、その品目及び数量、時期、受け入れ拠点の場所、輸送経路等の情報について取りまとめる。

避難所担当（市民部又は各支部）は、調整担当に報告する避難所等における支援物資ニーズについて取りまとめる。

また、福祉避難所担当（健康福祉部）は、調整担当に報告する福祉避難所等における支援物資ニーズについて取りまとめる。

調整担当は、避難所担当（市民部又は各支部）からの支援物資ニーズを取りまとめ、各担当や三重県等と情報共有を行う。

(2) 三重県及び協定締結機関等への支援物資の要請

総務担当は、支援物資ニーズに基づき、地域内輸送拠点（市物資拠点）に在庫がない支援物資については、三重県又は協定締結機関等に支援物資を要請する。

また、募集する救援物資の品目等を明確にした上、本市ホームページ、報道機関等を通じて、情報発信を行い、適宜、募集内容の見直し等を行う。

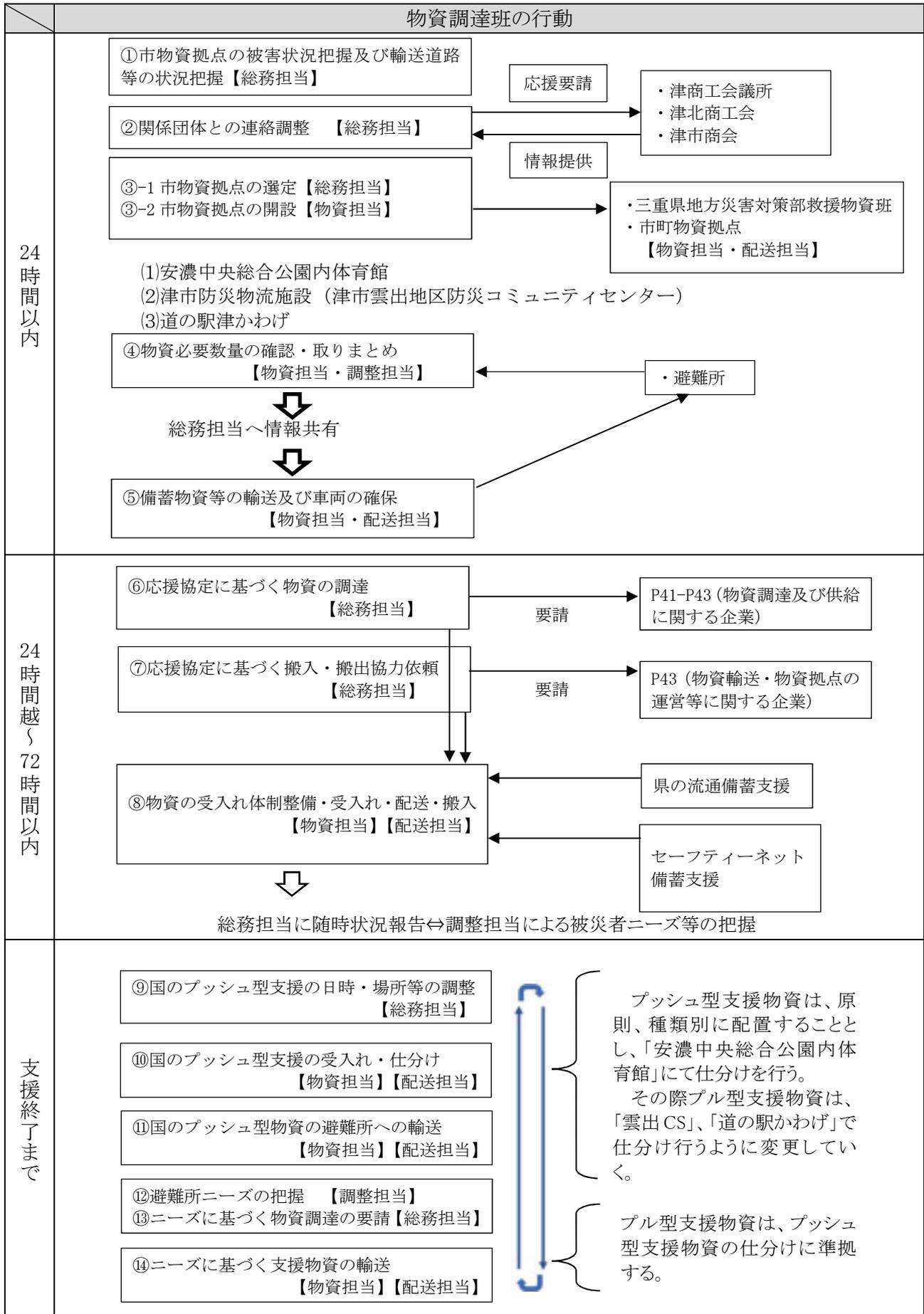
5 応急給水に係る受援活動

市災害対策本部（上下水道部）は、水道施設の被害状況や断水状況及び応急給水状況について、三重県に情報提供するとともに、必要に応じ応援要請を行う。

また、上下水道部は、配水池の緊急遮断弁等によって確保された水量や震災対策用貯水施設の水量について把握し、応急給水拠点での給水や給水車両を使用して被災者に給水活動を行う。給水車両等が不足する場合は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、三重県水道災害対策本部に応援を要請する。上下水道部は、応援職員に必要な便宜を供与するとともに、資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理する。

なお、災害が県内市町にわたり広範囲に及ぶ場合は、他県への応援要請も必要となることから、公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定に基づき、同中部地方支部（名古屋市）に応援要請を行う。

第4節 受援フローチャート



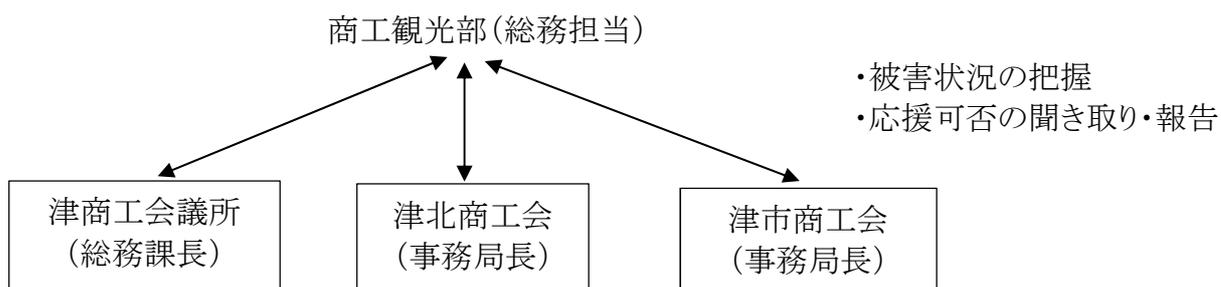
第5節 初動（24時間以内）

1 地域内輸送拠点（市物資拠点）の被害状況の収集

商工観光部は、発災後、速やかに地域内輸送拠点（市物資拠点）や備蓄物資、資機材、周辺道路の被害状況の情報収集を行う。

2 関係団体等との連絡調整

商工観光部は津商工会議所（228-9141）、津北商工会（245-5678）、津市商工会（262-3250）等の関係団体と連絡を取り、被害状況等を収集するとともに、必要な応援体制の準備又は実施のための調整を行う。



（各組織における会員の被害状況と応援可能な事業者の把握）

3 地域内輸送拠点（市物資拠点）の選定

商工観光部は、地域内輸送拠点（市物資拠点）の被害状況を確認し、拠点の使用可否の判断を行い、使用可能な拠点を選定する。

地域内輸送拠点（市物資拠点）が使用できない場合は、代替施設の被害状況や稼働状況を確認し、当該施設の使用の可否を判断する。代替施設も被災等により使用できない場合は、商工観光部から三重県や近隣市に要請する。

なお、地域内輸送拠点（市物資拠点）候補として望ましい条件としては、以下のとおりである。

- ・ 新耐震基準に適合した施設であること。（昭和56年6月1日以降に耐震補強工事を行った施設を含む。）
- ・ トラックが敷地内に進入でき、荷役作業を行う空間が確保できること。
- ・ 避難所となる行政庁舎、学校体育館ではないこと。
- ・ 津波浸水地域外にある施設であること。
- ・ 幹線道路（高速道路、国道等）からのアクセスが容易、緊急輸送道路上もしくは近傍にあること。
- ・ 屋根があること。（雨風から救援物資を保護するための倉庫としての利用が可能な施設）
- ・ フォークリフト等が利用できるよう床の強度が十分であること。
- ・ 比較的大きな規模の施設（支援物資が滞留しないよう敷地に十分なスペースを有すること、必要物資を集積する面積があること。）
- ・ 非常用電源が備えられていること。

<地域内輸送拠点（市物資拠点）リスト>

| 施設名称 | 所在地 | 施設管理者 | 備考 |
|--------------|-------------|-------|----|
| 安濃中央総合公園内体育館 | 安濃町田端上野 818 | 津市 | |

| | | | |
|----------------------------------|--------------|----|--|
| 道の駅津かわげ | 河芸町三行 255-4 | 津市 | |
| 津市防災物流施設(津市雲出地区 防災コミュニティセンター) | 雲出伊倉津町 792-1 | 津市 | |

<地域内輸送拠点（市物資拠点）が使用できない場合の代替施設候補リスト>

| 施設名称 | 所在地 | 施設管理者 | 備考 |
|---------------|--------------|-------|----|
| 津市産業・スポーツセンター | 北河路 19-1 | 津市 | |
| 市本庁舎 | 西丸之内 23-1 | 津市 | |
| 久居庁舎 | 久居新町 3006 | 津市 | |
| 河芸庁舎 | 河芸町浜田 808 | 津市 | |
| 芸濃庁舎 | 芸濃町椋本 6141-1 | 津市 | |
| 美里庁舎 | 美里町三郷 48-1 | 津市 | |
| 安濃庁舎 | 安濃町東観音寺 483 | 津市 | |
| 香良洲庁舎 | 香良洲町 1878 | 津市 | |
| 一志庁舎 | 一志町田尻 593-2 | 津市 | |
| 白山庁舎 | 白山町川口 892 | 津市 | |
| 美杉庁舎 | 美杉町八知 5580-2 | 津市 | |
| 三重県立津東高等学校 | 一身田上津部田 1470 | 三重県 | |
| 三重県立津高等学校 | 新町三丁目 1-1 | 三重県 | |

4 地域内輸送拠点（市物資拠点）の開設

(1) 地域内輸送拠点（市物資拠点）の開設

商工観光部長は、地域内輸送拠点（市物資拠点）に物資担当を派遣する。

総務担当及び物資担当は、選定した地域内輸送拠点（市物資拠点）の開設を行い、三重県地方災害対策部救援物資担当班に、地域内輸送拠点（市物資拠点）の被害状況と開設の連絡を行う。

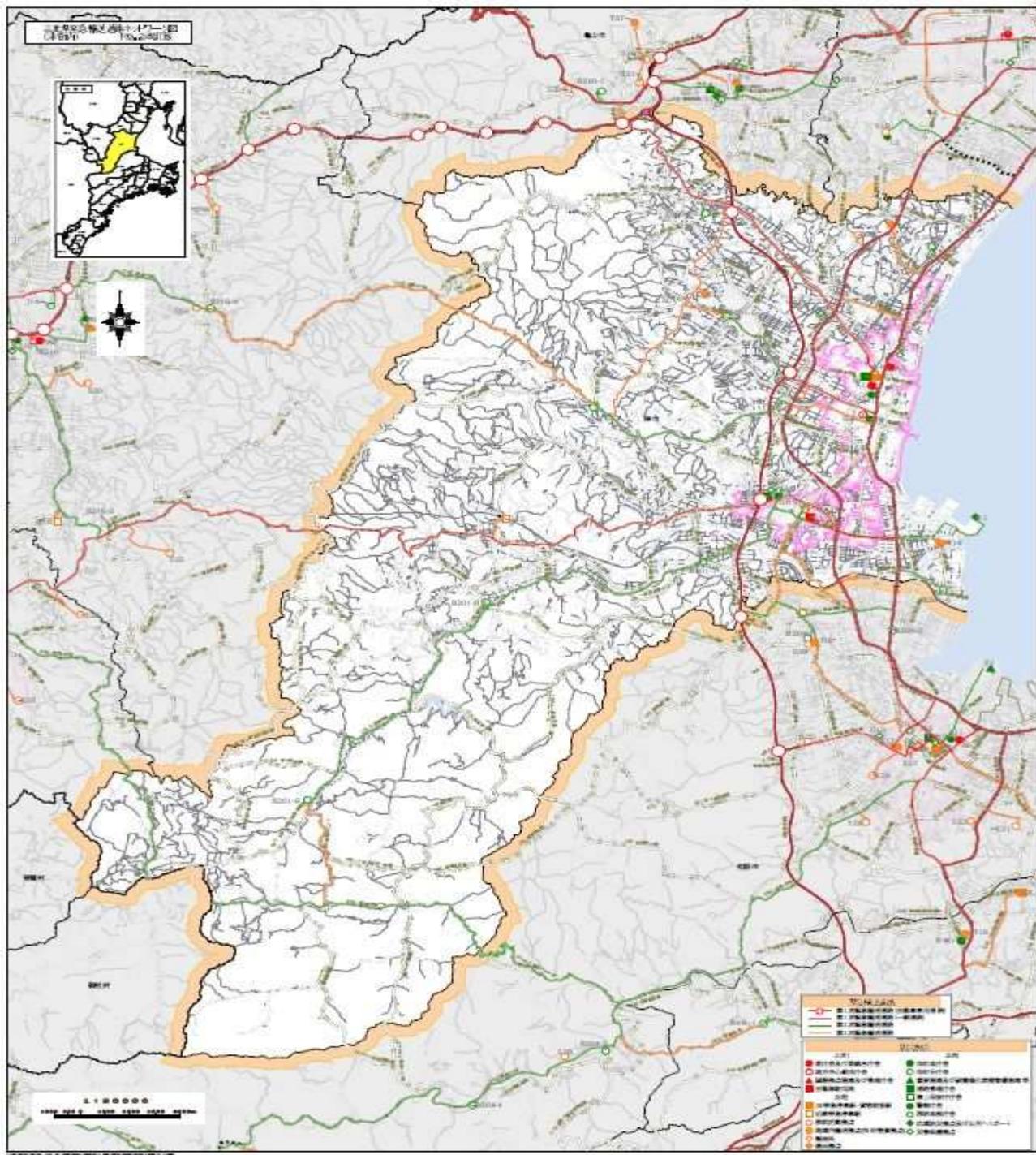
(2) 人員及び資機材の確保

総務担当は、支援物資の受入れ・仕分け活動等に係る人員について、危機管理総務部を通じて三重県に要請する。

また、物資担当は、拠点における通信手段・電源・資機材の確保に努め、不足分については総務担当を通じ三重県や災害時応援協定締結先等に要請する。

5 緊急輸送道路等の被害状況・啓開状況の情報収集

総務担当は、地域内輸送拠点（市物資拠点）や避難所周辺の道路状況を把握するとともに、建設・都市計画部等から緊急輸送道路や市管理道路の被害状況・啓開状況の情報収集を行う。



6 関係各部等との情報共有

総務担当は、地域内輸送拠点（市物資拠点）の開設状況、緊急輸送道路等の被害状況・啓開状況等について、関係各部等（建設・都市計画部等）と情報共有する。

また、支援物資の調達・輸送に関する情報（品目・数量・荷姿・利用車両・出庫日時・到着予定日時等）について、調整担当、物資担当及び配送担当で共有する。

第6節 受入れ調整（72時間以内）

1 支援物資の受入れ・仕分け

(1) 地域内輸送拠点（市物資拠点）を経由した支援物資の受入れ（協定締結先からの支援・三重県流通備蓄）

地域内輸送拠点（市物資拠点）を経由して支援物資を受け入れる場合、物資担当は、地域内輸送拠点（市物資拠点）に入荷される支援物資について、各担当と情報共有を行う。

物資担当は、物流専門家の協力を得ながら支援物資を地域内輸送拠点（市物資拠点）で受け入れ、物流専門家のノウハウを活用しながら、仕分け（出荷準備）・荷捌きを行う。

<物流専門家>

| 協定先 | 連絡先 | 協定内容 |
|-----------------|---|--|
| 赤帽三重県軽自動車運送協同組合 | 雲出長常町 1157-4 TEL059-234-7781 | (1) 食糧、生活必需品、医薬品、防災資機材の輸送業務 |
| 株式会社日硝ハイウエー | 戸木町 4857-13 TEL059-254-5900 | (2) 物資拠点の運営、物資の受入れ、荷役、仕分け、一時保管及び出庫等の物流業務 |
| 日本通運株式会社三重支店 | 四日市市垂坂 1340-8 TEL059-330-2171 | (3) 物流業務に必要となる施設、車両、荷役、仕分け、一時保管及び出庫等の物流業務 |
| ヤマト運輸株式会社三重主管支店 | 四日市市中村町 2293-14 TEL059-361-7900 | (3) 物流業務に必要となる施設、車両、荷役、仕分け、一時保管及び出庫等の物流業務 |
| 佐川急便株式会社 | 東京本社 東京都江東区新砂 2丁目 2-8 TEL03-3699-3340 松阪営業所 松阪市肥留町 333 TEL0570-01-0524 | (1) 支援物資の配送業務 (2) 配送時における被災者ニーズの収集と報告 (3) 物資集積・搬送拠点における荷役作業 (4) 物流作業に必要となる人員、車両、荷役機械及び資機材等の提供 |

(2) 支援物資の入荷・とりまとめ

支援物資を地域内輸送拠点（市物資拠点）に入荷後、物資担当は総務担当に受取報告を行い、総務担当は各担当に情報共有を行う。

(3) 避難所担当との調整

調整担当は避難所担当へ支援物資の入荷の情報提供を行い、要望の情報収集を行う。

(4) 提供可能な支援物資、調達スケジュールの確認

総務担当は、災害応援協定締結先等の調達先に対し、提供可能な支援物資、調達スケジュールについて確認する。

(5) 義援物資の取り扱い

個人等からの申出による義援物資については、総務担当は、市における対応方針に基づき対応する。

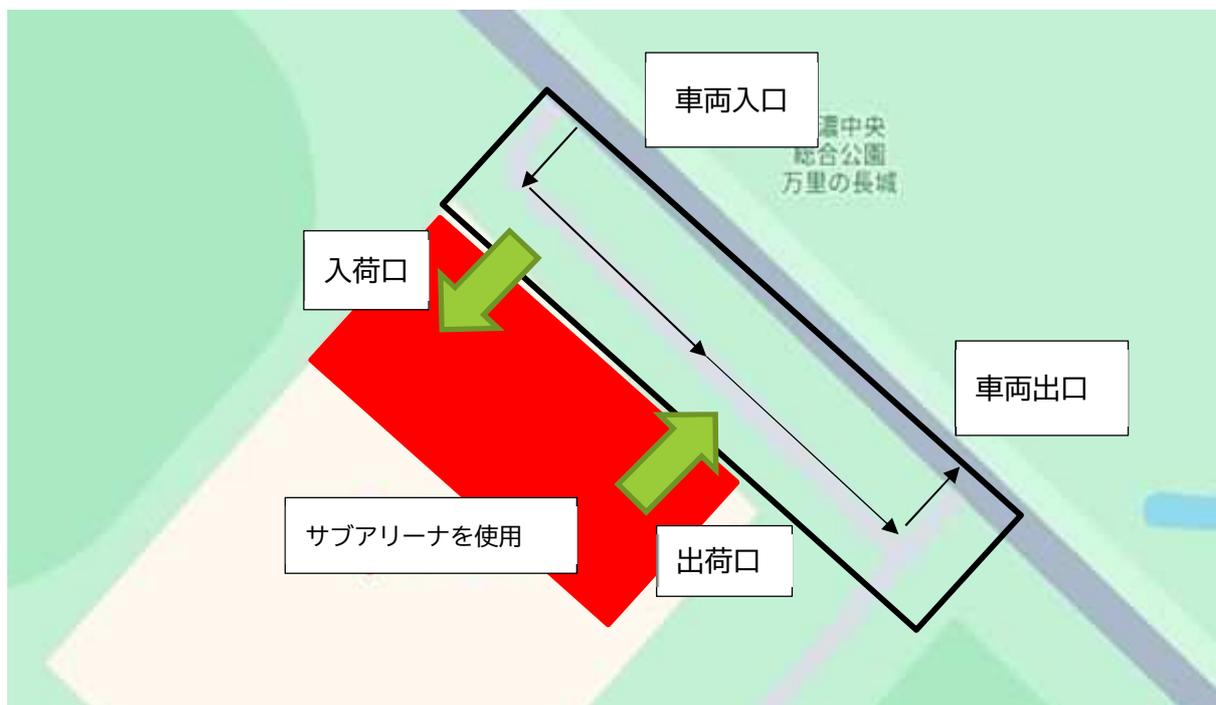
※ 必要物資の効率的な確保と過剰な在庫の発生を防止するため、事業者、個人等からの申出による義援物資の取扱いを予め決めておき、災害時に適切に広報する必要がある。広報は、ホームページで実施するなど広く周知する。

個人から直接送られてくる義援物資については、仕分け作業等に相当の労力が

割かれるため、大口のものは市が必要とする品目のみ受け入れる等の対応とし、送られてきたその他の義援物資については、内容を確認した上で、原則として地域内輸送拠点（市物資拠点）にテントを設置の上、集積し、保管する。その後、現場のニーズに応じて順次活用を図ることを基本とする。（義援金受入れについては、健康福祉部と調整すること。）

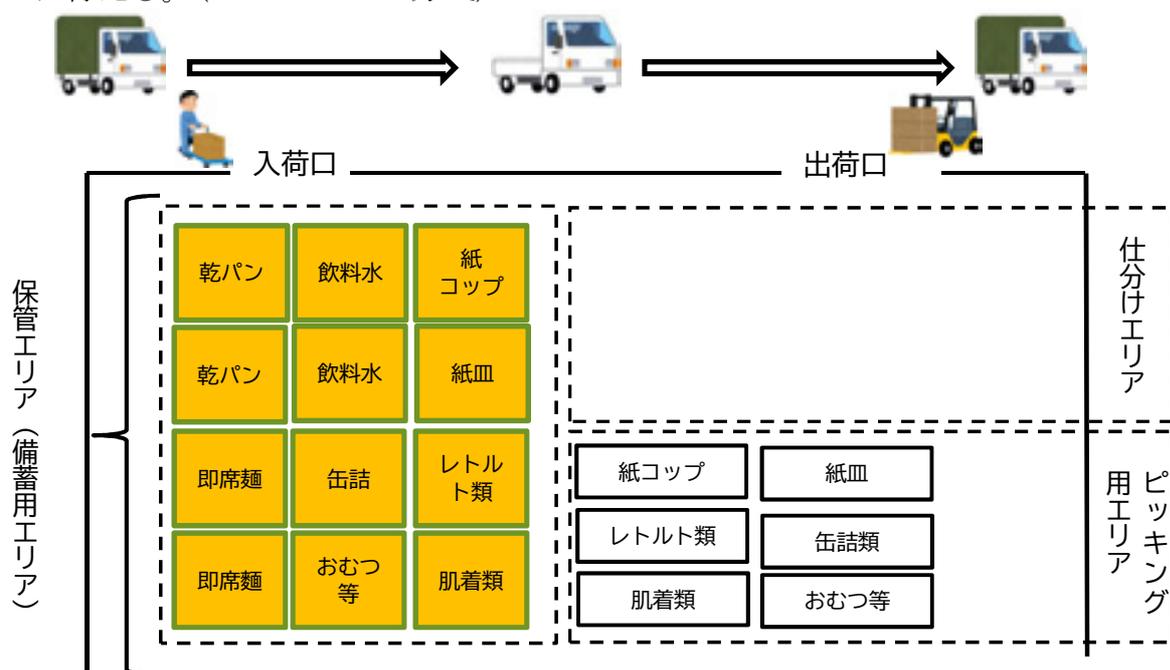
2 地域内輸送拠点のレイアウト

(1) 安濃中央総合公園内体育館 外観図



(2) 地域内輸送拠点内のエリア分け (図表1)

地域内輸送拠点内について、用途によってエリア分けすることにより、運営が円滑に行える。(in-out bound 方式)



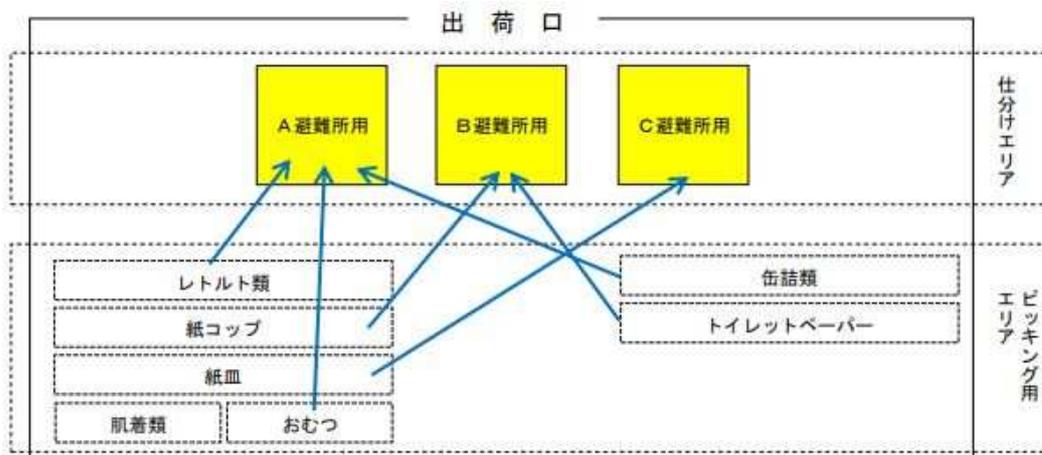
(例. 安濃中央総合公園内体育館サブアリーナ)

- ・ 市の地域内輸送拠点である安濃中央総合公園内体育館を拠点とするものの、指定避難所にもなっていることから、メインアリーナを指定避難所、サブアリーナを物資拠点とする。
- ・ 安濃中央総合公園内体育館を地域内輸送拠点として開設する場合、安濃中央総合公園内体育館のエリア分け（図表1）を準用する。
- ・ 地域内輸送拠点を「保管エリア」と「仕分けエリア」に分け、「保管エリア」から取り出した物資を「仕分けエリア」で避難所別等に仕分け、出荷のための梱包等を行う。
- ・ 「保管エリア」については、さらに出荷頻度の高低等によって「ピッキング用エリア」と「備蓄用エリア」に分ける等、出荷作業を効率的に行う。
- ・ 「ピッキング用エリア」では、ピッキング（取出し）を迅速に行えるように、出荷頻度が高い品目を少量ずつ保管しておく。これによって、出荷頻度が高い品目を見つけやすくなる。また、「ピッキング用エリア」を拠点の出荷口の近くにし、出荷スピードを高める。
- ・ 「備蓄用エリア」には出荷頻度が低い品目を保管する。また、出荷頻度が高い物資であっても、「ピッキング用エリア」に保管している残りの物資は補充用として「備蓄用エリア」に保管しておく。
- ・ 「備蓄用エリア」では、大量の在庫がある品目については、パレット単位にまとめ、在庫管理を行い易いようにする。

3 各エリアにおける作業の概要

「仕分けエリア」では、配送先別に物資を仕分けた形で用意する。避難所への配送を行う場合、避難所別にパレットを用意し、その上に各避難所へ配送する物資を積載する（図表2）。

図表2 「仕分けエリア」のイメージ



※「雲出地区防災CS」「道の駅津かわげ」についても同様のスペースを確保し、「in-out bound 方式」により、進めていく。

第7節 支援活動及び調整（発災から支援終了まで）

1 地域内輸送拠点（市物資拠点）から避難所への支援物資の輸送

(1) 支援物資の輸送

物資担当は、予め決めておいた地域内輸送拠点（市物資拠点）から各避難所等への配送ルートを中心に、被害状況を考慮し、配送ルートを決める。

配送担当は、必要に応じて協定を締結した民間物流事業者等（三重県トラック協会津支部等）の協力を得ながら、地域内輸送拠点（市物資拠点）に輸送された支援物資を、避難所等まで輸送する。

(2) 地域内輸送拠点（市物資拠点）から避難所への支援物資の出荷

総務担当は、情報収集した道路被害状況を元に、緊急輸送道路を優先とした地域内輸送拠点（市物資拠点）から避難所等への配送の計画を作成するとともに、民間物流事業者（三重県トラック協会津支部等）又は市の車両（公用車）を管理する政策財政班に車両の確保を要請する。

総務担当は、調整担当からの避難所での被災者ニーズ等の報告を踏まえ、物資担当に車両の手配と配送担当に支援物資の出荷を指示する。

配送担当は、民間物流事業者の車両又は市の車両（公用車）に支援物資を積み込み、地域内輸送拠点（市物資拠点）から避難所へ支援物資を出荷する。

出荷後、総務担当に出荷完了報告を行う。

<物資輸送車両（公用車）一覧>

| 車両番号 | 車種 | 種別 | 所管課 |
|---------------|-------------------------|------|------------------|
| 三重 11 に 656 | マツダ タイタン (2 t ロング貨物) | 普通貨物 | スポーツ振興課 |
| 三重 46 ま 2101 | トヨタ ライトエース トラック | 小型貨物 | 集中管理 (財産管理課) |
| 三重 400 さ 8652 | マツダ ボンゴブロー ニー | 小型貨物 | 集中管理 (財産管理課) |
| 三重 100 さ 4762 | トヨタ ダイナ | 普通貨物 | 久居総合支所 地域振興課 |
| 三重 400 さ 870 | トヨタ ダイナ | 小型貨物 | 河芸総合支所 地域振興課 |
| 三重 400 さ 6367 | トヨタ トヨエース | 小型貨物 | 芸濃総合支所 地域振興課 |
| 三重 400 て 3797 | 日産 アトラス | 小型貨物 | 美里総合支所 地域振興課 |
| 三重 46 の 9326 | 日産 アトラス | 小型貨物 | 香良洲総合支所 地域振興課 |
| 三重 400 さ 895 | トヨタ ダイナ | 小型貨物 | 白山総合支所 地域振興課 |
| 三重 46 に 659 | 日産 アトラス | 小型貨物 | 美杉総合支所 地域振興課 |

(3) 支援物資の出荷後のとりまとめ

支援物資の出荷・在庫管理を正確に行うため、物資担当から出荷完了報告を受けた総務担当は各担当に情報共有を行い、支援物資の出荷・とりまとめを行う。

(4) 避難所における支援物資の受入れ

避難所において支援物資を受け入れる場合、調整担当は、出荷予定連絡を避難所担当（市民部又は各支部）に行う。

避難所担当（市民部又は各支部）は、避難所で支援物資を受け入れ、調整担当に受入報告を行う。

(5) 受け入れた支援物資情報の記録

調整担当と総務担当は災害救助法や災害時相互応援協定等に基づき、支援物資の実費・弁償、返却等に必要となる記録を行う。

第8節 様式集

支援物資供給業務時にやり取りされる情報については、以下の品目分類と様式を用いて一般化されている。

(詳細については、国土交通省が策定した支援物資供給の手引を参照。)

<様式一覧>

| | 名称 | 用途 | 様式番号 |
|-----|-------------|---|------|
| 帳票 | ニーズ調査票 | 避難所のニーズを把握するために使用。 | 1 |
| | 輸送手配票 | 協定締結先に、物資の輸送を依頼するために使用。 | 2 |
| | 出荷連絡票 | 物資の輸送を行うために使用。 (出荷者控、輸送者控、荷受者控の3種類を作成し、各々が保管する。) | 3 |
| | 要請／発注票 | 協定締結先や三重県等に支援物資の要請を行うために使用。 | 4 |
| 管理表 | 拠点別・在庫管理表 | 物資拠点毎の在庫管理に使用。 | 5 |
| | とりまとめ・在庫管理表 | 全物資の管理に使用。 | 6 |
| | ニーズ管理表 | 様式1で把握したニーズを管理するために使用。 | 7 |
| | 調達可能物資管理表 | 調達可能な物資の管理に使用。 | 8 |
| ラベル | 内容表示ラベル | 支援物資の梱包等に添付して物資の中身をわかりやすく表示するために使用。 | 9 |

品目の分類については、国土交通省の物資品目分類表を参照

受付NO 記入・提出日: 年 月 日 (受取職員印・サイン)

緊急支援物資輸送 ニーズ調査票(様式1)

依頼元

(避難所名)

(担当者名)

(電話番号) (FAX番号)

(E-mail)

(把握している場合: 移動系防災行政無線局番号)

提出先

(提出先名)

(担当者名) (電話番号)

備考

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

| 物資内訳 | | | 数量 | | 備考 (商品詳細、必要な人数の概要、緊急度合い、配達希望日、アレルギーの有無、要介護者等を記載) |
|-----------|-----|-----|----|----|---|
| 品目 大分類 | 中分類 | 小分類 | 個数 | 単位 | |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | | | | |
| 13 | | | | | |
| 14 | | | | | |
| 15 | | | | | |

次ページ あり/なし (/)

記入・提出日: 年 月 日 (輸送手配担当者印・サイン)

緊急支援物資輸送 輸送手配票(様式2)

発注/要請元

(自治体名)

(担当者名)

(電話番号) (FAX番号)

(E-mail)

物資提供者

(組織名)

(担当者名)

(電話番号) (FAX番号)

(E-mail)

納入先

(施設名)

(住所)

(受取担当者名)

(電話番号) (FAX番号)

(E-mail)

輸送事業者

車両番号

集荷予定日時 年 月 日 時 分

備考
(管理項目)

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

| 物資内訳 | | | 数量 | | | 備考 (商品詳細、アレルギーの有無、パレット枚数、ケースサイズ、車両台数等を記載) | | |
|-----------|-----|-----|----|----|-----|--|----|--|
| 品目 大分類 | 中分類 | 小分類 | 個数 | 単位 | 総重量 | ケース数 | 荷姿 | |
| 1 | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | |

次ページ あり/なし (/)

緊急支援物資輸送 出荷連絡票 (様式3)

出荷者控
輸送者控
荷受者控

記入・提出日: 年 月 日

発注/要請元

(市町村名)

(担当者名)

(電話番号) (FAX番号)

(E-mail)

納入先

(施設名)

(住所)

(受取担当者名)

(電話番号) (FAX番号)

(E-mail)

物資提供者

(組織名)

(担当者名)

(電話番号) (FAX番号)

(E-mail)

輸送事業者

車両番号

到着予定日時 年 月 日 時 分

備考
(管理項目)

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

| 物資内訳 | | | | | | | | | | 賞味・消費期限 | 備考 (商品詳細、アレルギーの有無、パレット枚数、ケースサイズ、車両台数等を記載) |
|------|-----|-----|----|----|-----|------|----|--|--|---------|---|
| 品目 | | | 数量 | | 荷姿 | | | | | | |
| 大分類 | 中分類 | 小分類 | 個数 | 単位 | 総重量 | ケース数 | 荷姿 | | | 年 月 日 | |
| 1 | | | | | | | | | | 年 月 日 | |
| 2 | | | | | | | | | | 年 月 日 | |
| 3 | | | | | | | | | | 年 月 日 | |
| 4 | | | | | | | | | | 年 月 日 | |
| 5 | | | | | | | | | | 年 月 日 | |
| 6 | | | | | | | | | | 年 月 日 | |
| 7 | | | | | | | | | | 年 月 日 | |
| 8 | | | | | | | | | | 年 月 日 | |
| 9 | | | | | | | | | | 年 月 日 | |
| 10 | | | | | | | | | | 年 月 日 | |

次ページ あり/なし (/)

緊急支援物資輸送 要請/発注票(様式4)

記入・提出日: 年 月 日

発注/要請元

(自治体名)

(担当者名)

(電話番号) (FAX番号)

(E-mail)

納入先

(施設名)

(住所)

(受取担当者名) (電話番号)

(FAX番号)

(E-mail)

物資提供者

(組織名)

(担当者名) (電話番号)

(FAX番号)

(E-mail)

備考
(管理項目)

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

| 物資内訳 | | | | | | 備考 (商品詳細、アレルギーの有無、パレット枚数、ケースサイズ、車両台数等を記載) |
|------|-----|-----|----|----|--|---|
| 品目 | | | 数量 | | | |
| 大分類 | 中分類 | 小分類 | 個数 | 単位 | | |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |

次ページ あり/なし (/)

記入・提出日： 年 月 日

緊急支援物資 在庫管理表（様式5・6）

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

| 物資内訳 | | | | | | |
|------|-----|-----|-----|----|----|----|
| | 品目 | | | 数量 | | 備考 |
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 個数 | 単位 | |
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |

次ページ あり/なし (/)

記入・提出日： 年 月 日

緊急支援物資 ニーズ管理表(様式7)

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

| 受付 NO | 月日 | 要請元 | | 物資内訳 | | | | | 備考 |
|----------|----|------|-----|------|-----|-----|----|----|----|
| | | 市町村名 | 納入先 | 品目 | | | 数量 | | |
| | | | | 大分類 | 中分類 | 小分類 | 個数 | 単位 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

記入・提出日： 年 月 日

緊急支援物資 調達可能物資管理表(様式8)

※手書きの場合、品目の記入は小分類だけで構いません

| 月日 | 提供者 | | | | 物資内訳 | | | 数量 | | 備考 |
|----|-----|-----|-----|-----|------|-----|----|----|--|----|
| | 組織名 | 担当者 | 連絡先 | 品目 | | | 個数 | 単位 | | |
| | | | | 大分類 | 中分類 | 小分類 | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | |

緊急支援物資 内容表示ラベル(様式9)

記入・提出日： 年 月 日

| | | | |
|--|----|----|----|
| 品目 | | | |
| 商品名 | | | |
| 提供者名 | | | |
| 入り数 | 入り | | |
| 重量 | | | |
| サイズ | タテ | ヨコ | 高さ |
| 消費期限 | 年 | 月 | 日 |
| 備考 (消費期限のないものは購入時期、 梱包替えをした場合はその時期など) | | | |

第4章

自治体応援職員の受入れ に関する計画

第4章 自治体応援職員の受入れに関する計画

第1節 活動概要

大規模災害発生時には、膨大な応急対策業務が生じるため、人員が不足することが予想される。発災時に迅速に業務を実施するにあたっては、他自治体からの応援職員（以下「応援職員」という。）を適切に受け入れることが重要となることから、各部等と危機管理総務部の受援業務の役割・手順を整理し、円滑な人的支援の受入体制を整備する。

1 人的支援の種類

本市への人的支援の種類については、次のとおりである。

(1) 応急対策職員派遣制度（対口支援（カウンターパート）方式）（以下、「応急対策職員派遣制度」という。）職員派遣

大規模な災害により被害が広範囲にわたる等、応援対象の自治体が複数となる場合には、三重県が総務省及び他県自治体と調整を行い、本市に対して、原則、一対一で支援を行う区市町村（以下、対口支援自治体という。）が割り当てられる。その後、市は、対口支援自治体との間で調整を行い、人的支援を受け入れる。

(2) 専門的な技能や資格等を有する職員（以下「専門職種職員」という。）の職員派遣

専門職種職員の派遣については、三重県災害対策本部関係部隊に対して要請を行うこととなっており、三重県関係職員のほか、必要に応じて、三重県が他の都道府県等に対して応援要請を行う等、必要な人員を確保し、専門職種職員の派遣が行われる。

（主な専門職種）

- ・被災建築物応急危険度判定士
- ・被災宅地危険度判定士
- ・災害廃棄物処理関係技師 など

(3) 相互応援協定（三重県市町災害時応援協定を含む。以下、「相互応援協定」という。）に基づく職員派遣

本市が他自治体等と締結している相互応援協定に基づき、応援協定締結自治体に支援を要請し、協定に規定される各種業務に係る人的支援を受け入れる。

(4) 各部等が締結している個別業務の応援協定（以下、「個別応援協定」という。）に基づく職員派遣

本市が他自治体等と締結している個別応援協定に基づき、応援協定締結自治体に支援を要請し、協定に規定される業務に係る人的支援を受け入れる。

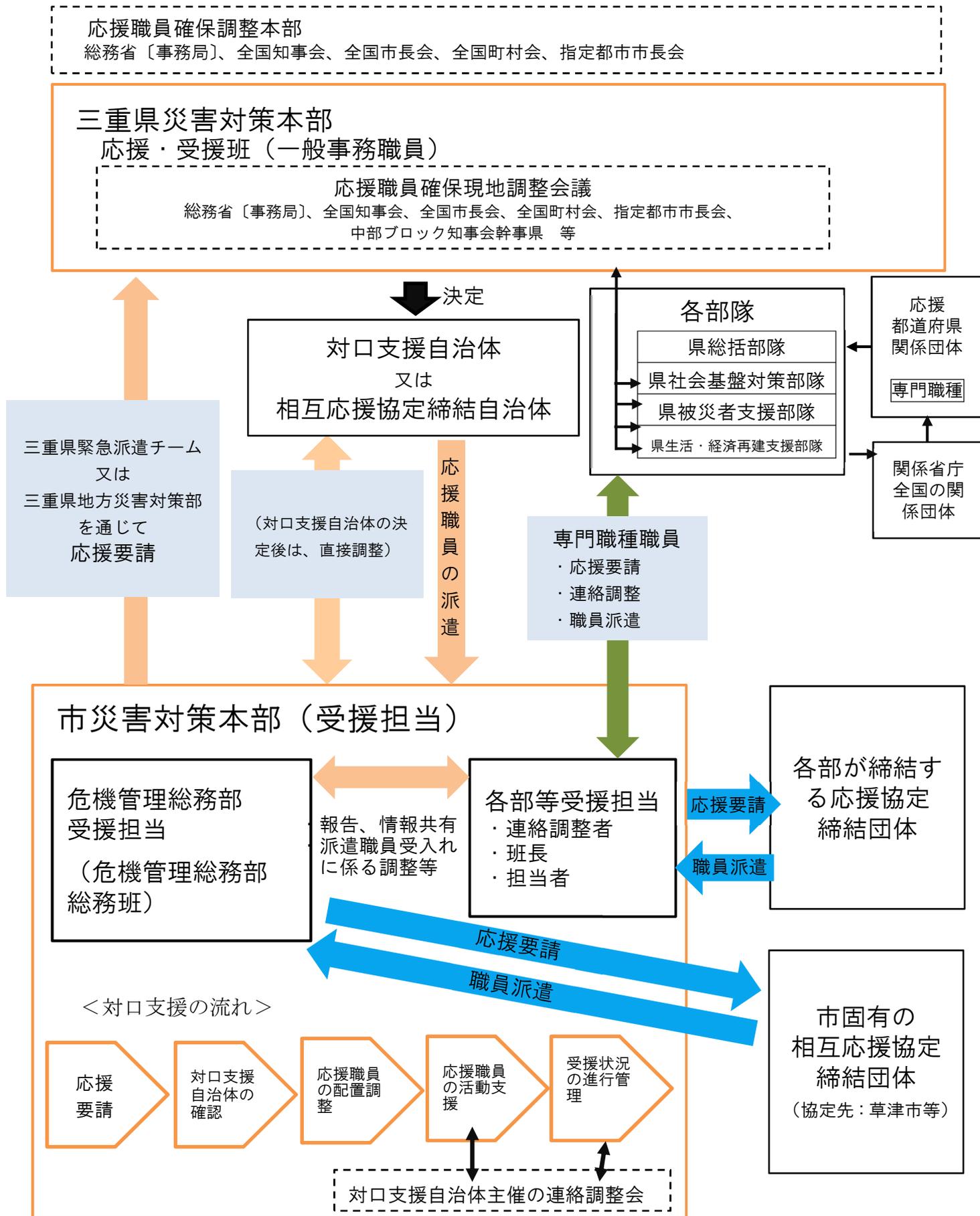
＜受援対象業務の主な業務内容とタイムライン＞

●受援対象業務に係るタイムライン

| | | | | |
|----|------|---|---|---|
| 凡例 | 要請時期 | ● | | |
| | 応援量 | 多 | 中 | 少 |

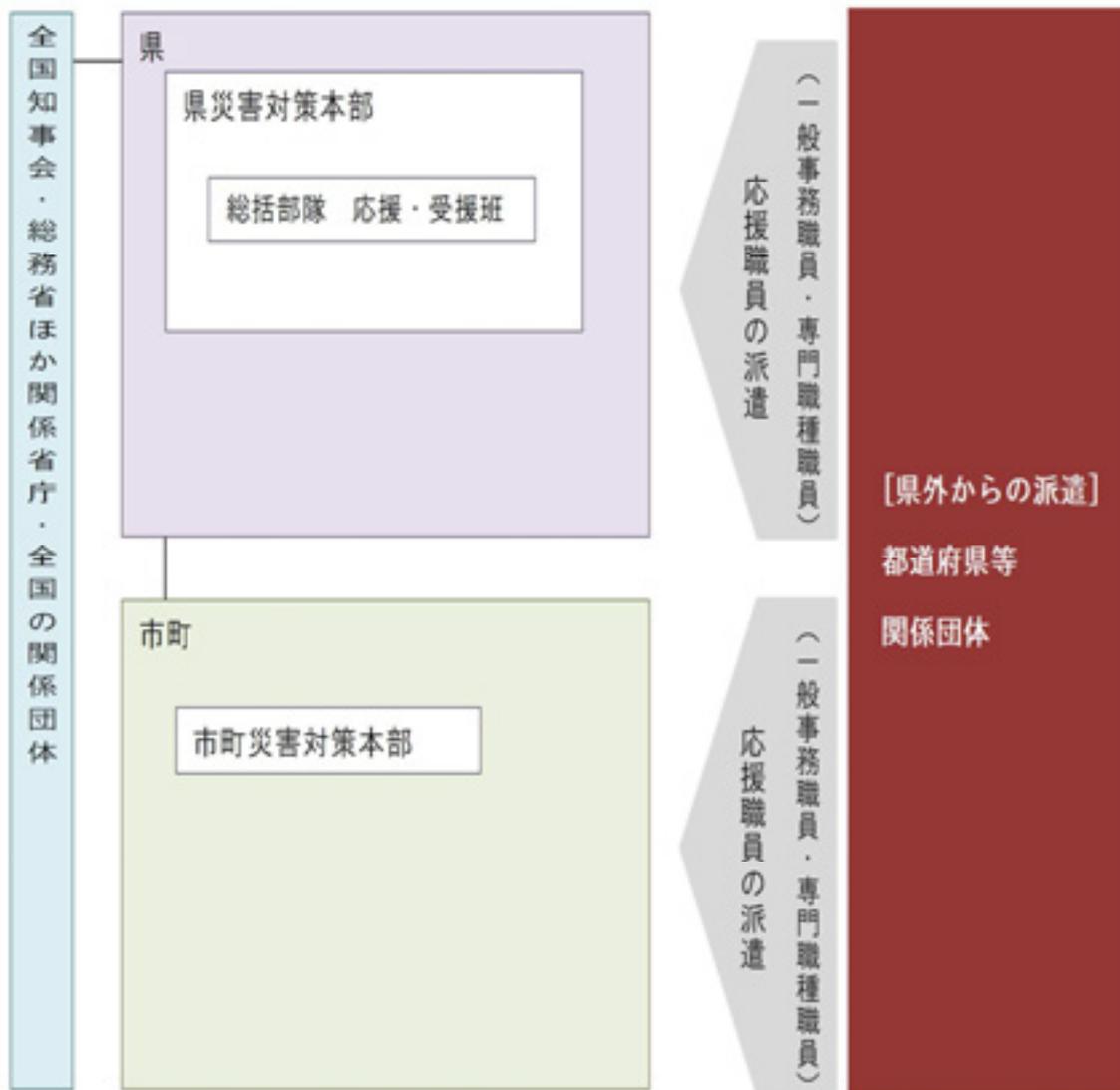
| 南海トラフ地震等で想定される主な受援対象業務 | | | 関係部署 | 時 期 | | | | | | |
|------------------------|----------------|-----------------|----------|--------|--------|--------|-------|-------|------|--|
| | | | | 12時間以内 | 24時間以内 | 72時間以内 | 2週間以内 | 1か月以内 | 1か月越 | |
| 応急対策職員派遣制度 | 相互応援協定・各部締結の協定 | 市災害対策本部支援 | 危機管理総務部 | | ● | | | | | |
| | | 指定避難所の運営 | 市民部 | | ● | | | | | |
| | | 罹災証明交付事務 | 危機管理総務部 | | | ● | | | | |
| | | 住家被害認定調査 | 政策財務部 | | | ● | | | | |
| | | 物資集積拠点の運営 | 商工観光部 | | | ● | | | | |
| | | 応急復旧業務全般(受付窓口等) | 各関係部 | | | ● | | | | |
| 専門職種職員の派遣 | 相互応援協定・各部締結の協定 | 被災建築物応急危険度判定 | 建設・都市計画部 | | ● | | | | | |
| | | 被災宅地危険度判定 | 建設・都市計画部 | | ● | | | | | |
| | | 応急仮設住宅等の供与に係る業務 | 建設・都市計画部 | | | ● | | | | |
| | | 災害廃棄物処理 | 環境部 | | | ● | | | | |
| | | 健康・保健(保健師の派遣等) | 健康福祉部 | | | ● | | | | |
| | | 応急給水 | 上下水道部 | ● | | | | | | |
| | | 水道施設の応急復旧 | 上下水道部 | | ● | | | | | |
| | | 下水道施設の応急復旧 | 上下水道部 | | ● | | | | | |
| 道路、河川、橋梁等の応急復旧 | 建設・都市計画部 | | | ● | | | | | | |

2 自治体応援職員の受入活動の流れ



第2節 関係機関の役割

<自治体応援職員の受入れにおける国・県・市・関係団体の体制>



<自治体応援職員を受け入れる関係機関>

| 関係機関 | 主な活動 |
|---|--|
| 三重県災害対策本部 【一般事務職員関係】 「応援・受援担当(一般事務職員)」 【専門職種職員関係】 各部隊情報収集・分析班 | <ul style="list-style-type: none"> 県内部や被災市からの人的支援ニーズの把握 全国知事会、関係省庁、関係団体への応援要請 緊急輸送道路の被害状況・啓開状況の情報収集と共有 対口支援自治体に係る調整 自治体応援職員の配置調整及び活動環境整備 自治体応援職員の受援状況の進行管理 |
| 市災害対策本部 受援担当 (危機管理総務部総務班) | <ul style="list-style-type: none"> 市内からの人的支援ニーズの把握、三重県への応援要請 自治体応援職員の配置調整及び活動環境整備 自治体応援職員の勤務管理 三重県等への受援状況の取りまとめと報告 |

<自治体応援職員の派遣調整を行う関係機関>

| 関係機関 | 主な活動 |
|------------------|---|
| 全国知事会 | <ul style="list-style-type: none"> 自治体応援職員の派遣調整 「応援職員確保現地調整会議」への参画 対口支援自治体の決定にかかる調整 |
| 総務省 | <ul style="list-style-type: none"> 応急対策職員派遣制度の適用の決定 応急対策職員派遣制度の運用に係る総合調整 「応援職員確保現地調整会議」の運営（事務局） 対口支援自治体の決定に係る調整 |
| 中部ブロック知事会 幹事県 | <ul style="list-style-type: none"> 自治体応援職員の派遣調整 「応援職員確保現地調整会議」への参画 対口支援自治体の決定に係る調整 |

<自治体応援職員の派遣を行う関係機関>

| 関係機関 | 主な活動 |
|----------------|--|
| 対口支援自治体 | <ul style="list-style-type: none"> カウンターパートとなった被災県・市の人的支援ニーズ把握・情報共有 被災県・市への自治体応援職員の派遣 被災市における連絡会議の開催 対口支援自治体による対応が困難な場合は、全国の地方公共団体による自治体応援職員の派遣を要請 |
| 市固有の相互応援協定締結団体 | <ul style="list-style-type: none"> 被災市への自治体応援職員の派遣 被災市における連絡会議への参加 |

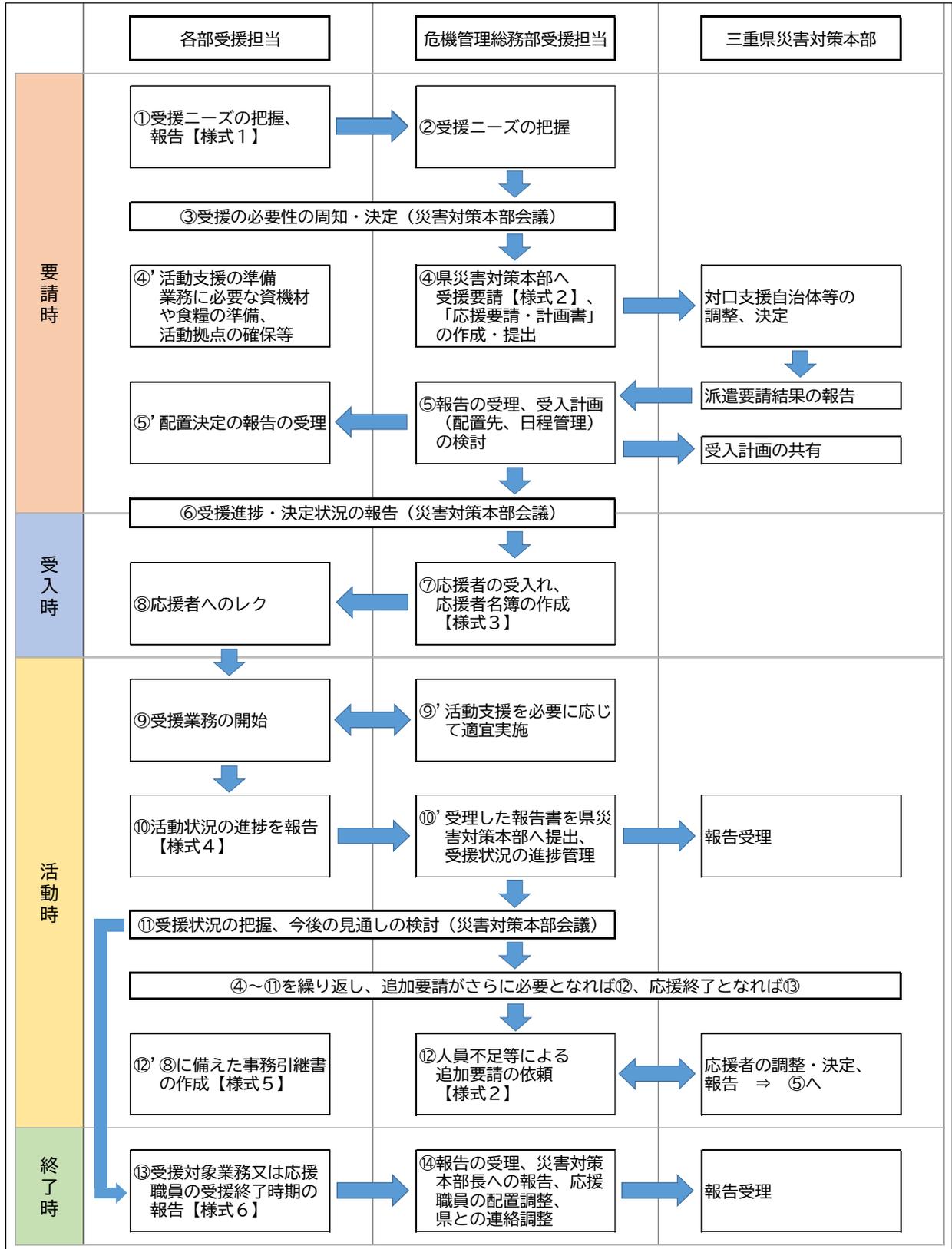
< 協定締結団体一覧 >
(人的支援等)

| 件名 | 協定先 | 協定内容 | 連絡先 |
|---|--|--|--|
| 大規模災害時の相互 応援に関する協定 | 競艇開催地 17 市 (伊丹市、青梅市、大 竹市、岡崎市、唐津 市、津市、蒲郡市、桐 生市、倉敷市、周南 市、常滑市、戸田市、 鳴門市、府中市、丸亀 市、坂井市、箕面市) | <ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活必需品の提供 ・被災者の救出、医療、防疫等に必要 な資機材及び物資の提供 ・施設等の応急復旧に必要な資機材 等の提供 ・災害応急活動に必要な職員の派遣 ・その他特に必要とする事項 | 伊丹市 TEL 072-784-8166 青梅市 TEL 0428-22-1111 大竹市 TEL 0827-59-2119 岡崎市 TEL 0564-23-6533 唐津市 TEL 0955-72-9260 蒲郡市 TEL 0533-66-1208 桐生市 TEL 0277-46-1111 倉敷市 TEL 086-426-3131 周南市 TEL 0834-22-8208 常滑市 TEL 0569-47-6107 戸田市 TEL 048-441-1800 鳴門市 TEL 088-684-1711 府中市 TEL 042-335-4098 丸亀市 TEL 0877-25-4006 坂井市 TEL 0776-50-3525 箕面市 TEL 072-724-6750 |
| 三重県市町災害時 応援協定 | 三重県、三重県市長 会、三重県町村会 | <ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活必需品並び にその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、救護、防疫等災害 応急活動に必要な資機材及び物資の 提供 ・施設等の応急復旧に必要な資機材 及び物資の提供 ・災害応急復旧活動に必要な 職員の派遣 ・避難所等の提供、傷病者 の受入れなど必要な措置 ・火葬場の提供 ・ボランティアの受入支援 に関する事項等 | 三重県災害対策推進課 TEL 059-224-2189 三重県市長会 事務局 TEL 059-225-1376 三重県町村会 事務局 TEL 059-225-2138 |
| 草津市、津市災害支 援・友好交流基本協 定・災害時における 相互応援協定 | 滋賀県草津市 | <ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水及び生活必需品並び にその供給に必要な資機材の提供 ・被災者の救出、医療、防疫及び施設 等の応急復旧等に必要な資機材及 び物資の提供 ・救援及び救助活動に必要な車輛等 の提供 ・救援、医療、防疫その他応急復旧活 動等に必要な職員の派遣 ・その他特に要請のあった事項 | 草津市 危機管理課 TEL 077-561-2325 |
| 三重県水道災害広域 応援協定 | 三重県及び県下 29 市町 | <ul style="list-style-type: none"> ・応急給水作業、応急復旧作業、応急 給水及び復旧用資機材の供出 | 三重県 大気・水環境課 TEL 059-224-3145 |
| 公益社団法人日本水 道協会中部地方支部 災害時相互応援に 関する協定 | 公益社団法人日本水 道協会中部地方支 部、各県中部支部 | <ul style="list-style-type: none"> ・応急給水活動、応急復旧活動、応急 復旧用資機材の提供、工事業者の 斡旋、非常用発電設備等の運転に 必要な燃料の提供、特に要請があ った事項 | 日本水道協会中部地方支部 TEL 052-972-3607 |

第3節 応急対策職員派遣制度に基づく応援要請と受入れ

大規模災害の発生に伴い、応急対策職員派遣制度に基づく応援要請が必要となった際の、危機管理総務部受援担当及び市災害対策本部各部等の受援担当（以下、「各部受援担当」という。）が行う応援要請及び派遣の受入れ等は、おおむね次の手順のとおり行う。

＜受援フローチャート＞



1 初動（72時間以内）

(1) 人的支援ニーズの把握（応援要請の必要性の判断）【①・各部受援担当】

各部受援担当は、「受援要請・報告書」（様式1）を使用し、部内の人的支援ニーズを取りまとめ、他自治体から応援が必要となる業務や人数、職種・資格、期間等を見積り、危機管理総務部受援担当に報告する。

(2) 応援要請の取りまとめと災害対策本部会議での決定【②・③・危機管理総務部受援担当】

危機管理総務部受援担当は、各部受援担当から報告のあった人的支援ニーズを取りまとめ、まずは、各部等の応援の可否等を踏まえた上で人的支援の必要性を検討し、必要に応じて各部等の調整を行う。

その上で、災害対策本部会議において協議を行い、災害対策本部長が応援要請を決定する。なお、緊急その他の事情により災害対策本部会議が開催できない場合は、会議を開催せずに災害対策本部長が決定する。

(3) 応援要請の実施【④・危機管理総務部受援担当】

危機管理総務部受援担当は、三重県緊急派遣チーム又は三重県地方災害対策部を通じて、三重県災害対策本部に対し、「受援要請書」（様式2）に「応援要請・計画書」を添付の上、派遣要請を行う。

「応援要請・計画書」の内容

- ・必要な活動内容
- ・職種・資格・経験の必要性の有無
- ・要請人数
- ・要請期間（※原則として1週間以上のサイクルを目標）
- ・集合場所、活動場所
- ・通行止めの状況、宿舎等の受入条件等、支援活動に有益な情報
- ・その他、支援する際に特に留意が必要な事項

(4) 応援要請状況の災害対策本部会議への報告【⑥・危機管理総務部受援担当】

危機管理総務部受援担当は、各部等の受援担当者からの報告を取りまとめ、応援要請の実施状況等について、原則、災害対策本部会議で災害対策本部長に報告する。

2 受入調整及び準備（2週間以内）

危機管理総務部受援担当及び各部受援担当は、応援職員を円滑に受け入れるため、次の準備を行う。

(1) 応援職員の受入計画の検討・調整【⑤・危機管理総務部受援担当】

危機管理総務部受援担当は、三重県災害対策本部から派遣要請結果の報告を受理し、対口支援自治体を確認するとともに、三重県災害対策本部からの情報等をもとに、応援職員の受入場所や受入期間等の受入計画を検討する。

(2) 活動支援の準備【④'・各部受援担当（危機管理総務部受援担当）】

各部受援担当は、応援職員が円滑に活動できるよう、危機管理総務部受援担当及びその他関係部と連携して、業務説明の準備や、業務に必要な資機材、応援職員が活動する執務スペースや待機場所等の確保を行う等、別表を参考に業務環境の整備に配慮する。

危機管理総務部受援担当は、宿泊場所、緊急輸送道路の被害状況・啓開状況、給油所など活動等に必要な情報を収集し、対口支援自治体と共有するほか、対口支援自治体が応援職員の宿泊場所を確保することが困難な場合には、宿泊施設や市の所管施設等を確保・調整する。

(3) 応援職員の配置調整【⑤・危機管理総務部受援担当】

危機管理総務部受援担当は、応援職員の詳細な配置について、庁内からの要請と三重県災害対策本部や対口支援自治体からの情報を基に、直接、対口支援自治体の連絡担当者と調整を行い、職員配置を決定する。職員配置が決定したら、各部受援担当者に報告する。

また、危機管理総務部受援担当は、調整した結果について、三重県緊急派遣チーム又は三重県地方災害対策部を通じて、三重県災害対策本部と情報共有を行う。

(4) 受援決定状況の災害対策本部会議への報告【⑥・危機管理総務部受援担当】

危機管理総務部受援担当は、受援の決定状況や受入計画について、原則、災害対策本部会議で災害対策本部長に報告する。

(別表) 活動支援の項目と概要

| 項目 | | 概要 |
|-----|---------------|--|
| 業務面 | 業務内容・手順等の整理 | ・応援職員に要請する業務内容・手順等を整理する。 ・業務マニュアル等を作成している場合は、必要数の準備を行う。 |
| | 必要な資機材の準備 | ・業務に必要な資機材については、原則、各部受援担当が準備する。 ・活動に必要な資機材、車両、備品、地図等特殊な業務に必要な資機材や車両は、不足が想定されるため、応援職員等に持参してもらうよう調整する。 |
| | 活動拠点の確保・整備 | ・応援職員が活動する執務スペースや待機場所について、市災害対策本部各班の所管施設等を活用して確保する。 ・外部での活動拠点については、市災害対策本部受援担当に確保要請し、必要な施設を確保する。なお、必要に応じて民間施設の借上げも検討する。 |
| 生活面 | 宿泊場所及び移動手段の確保 | ・応援期間中における応援職員の宿泊場所や移動手段については、原則、応援自治体が自ら確保する。 ・応援自治体で宿泊場所や移動手段の確保が困難な場合は、危機管理総務部受援担当が民間の宿泊施設や市の所管施設等を確保・調整（避難所の活用やオープンスペースの活用（テントによる宿泊等）なども検討）、公用車等の配分調整を行う。 |
| | 食料等の確保 | ・応援職員に必要な食料・飲料水等については、原則、応援自治体が自ら確保する。 ・応援自治体で食料・飲料水等の確保が困難な場合は、危機管理総務部受援担当で準備する。 |
| | 応援職員の相談先 | ・応援職員が業務や生活面での相談を行える窓口等を確保するため、業務については各部受援担当が、生活面については危機管理総務部受援担当が窓口となり、対応する。 |

3 受入れ及び活動の進行管理（派遣受入以降）

危機管理総務部受援担当及び各部受援担当は、対口支援自治体からの応援職員を受け入れるとともに、各部受援担当は、応援業務に係る進捗状況の把握・管理を行う。

(1) 応援職員の受付・業務内容等の説明

① 応援職員の受付【⑦・各部受援担当】

各部受援担当は、あらかじめ指定した集合場所において、応援職員の受付を行う。その際、応援職員等の自治体名や氏名、活動期間、宿泊場所等を明記した「応援職員名簿」（様式3）を作成し、危機管理総務部受援担当に報告する。

② 業務内容の説明【⑧・各部受援担当】

各部受援担当は、応援職員が行う業務の内容や手順、使用可能な資機材等につい

て、応援職員に説明を行い、各活動場所に配置する。

(2) 業務の実施及び状況の報告

① 応援職員との情報共有【⑨・各部受援担当】

危機管理総務部受援担当及び各部受援担当は、原則、毎日、朝礼やミーティングを実施し、応援職員に対して、業務内容の指示や情報共有を行う。

② 応援職員の業務管理と報告

各部受援担当は、定期的に応援職員による業務の実施状況を把握し、応援職員の活動を支援する。また、業務量及び必要人員を勘案し、応援職員の追加派遣要請の必要性や業務内容の変更を検討する。

③ 業務実施状況の報告

各部受援担当は、応援職員による業務の実施状況について、「受援状況報告書」(様式4)により危機管理総務部受援担当に報告する。【⑩・各部受援担当】

危機管理総務部受援担当は、各部受援担当からの報告を取りまとめ、その内容を災害対策本部長に報告するとともに、三重県緊急派遣チームまたは三重県地方災害対策部を通じて、三重県災害対策本部に実施状況を報告する。【⑩'・危機管理総務部受援担当】

併せて、災害対策本部長に対しても災害対策本部会議においてその内容を報告し、応援職員の追加派遣要請が必要な場合は、協議を行い、災害対策本部長が追加派遣要請を決定する。【⑪・危機管理総務部受援担当】

④ 追加派遣要請の検討・依頼【⑫・危機管理総務部受援担当】

危機管理総務部受援担当は、各部受援担当からの報告・相談や対口支援自治体が開催する連絡会議の内容等を踏まえ、当初決定された対口支援自治体だけでは人的支援が十分でないと判断した場合は、「受援要請書」(様式2)を用いて、三重県災害対策本部に対して、不足する応援職員の追加派遣要請を依頼する。

⑤ 応援職員の交代・引継ぎの対応【⑫'・各部受援担当】

各部受援担当は、応援職員の交代に際して、適切に引継ぎが行われるようにするため、応援職員と共同で「事務引継書」(様式5)を作成し、引継ぎの際には、当該様式を用いて情報共有を行う。あわせて応援職員にも日報を付けてもらい、交代に際しては応援職員間で引継ぎを行えるように依頼する。

(3) 受援状況の把握・進行管理【⑩'・危機管理総務部受援担当】

危機管理総務部受援担当は、応援職員の受入れ数や活動場所、各部受援担当からのニーズに対する過不足等を把握し、受援状況の進行管理を行う。また、対口支援団体が開催する応援職員の派遣調整にかかる連絡会議に出席し、必要に応じて、各部受援担当を招集し、受援状況等の意思疎通を図る。

(4) 受援終了の判断及び報告【⑬・⑭】

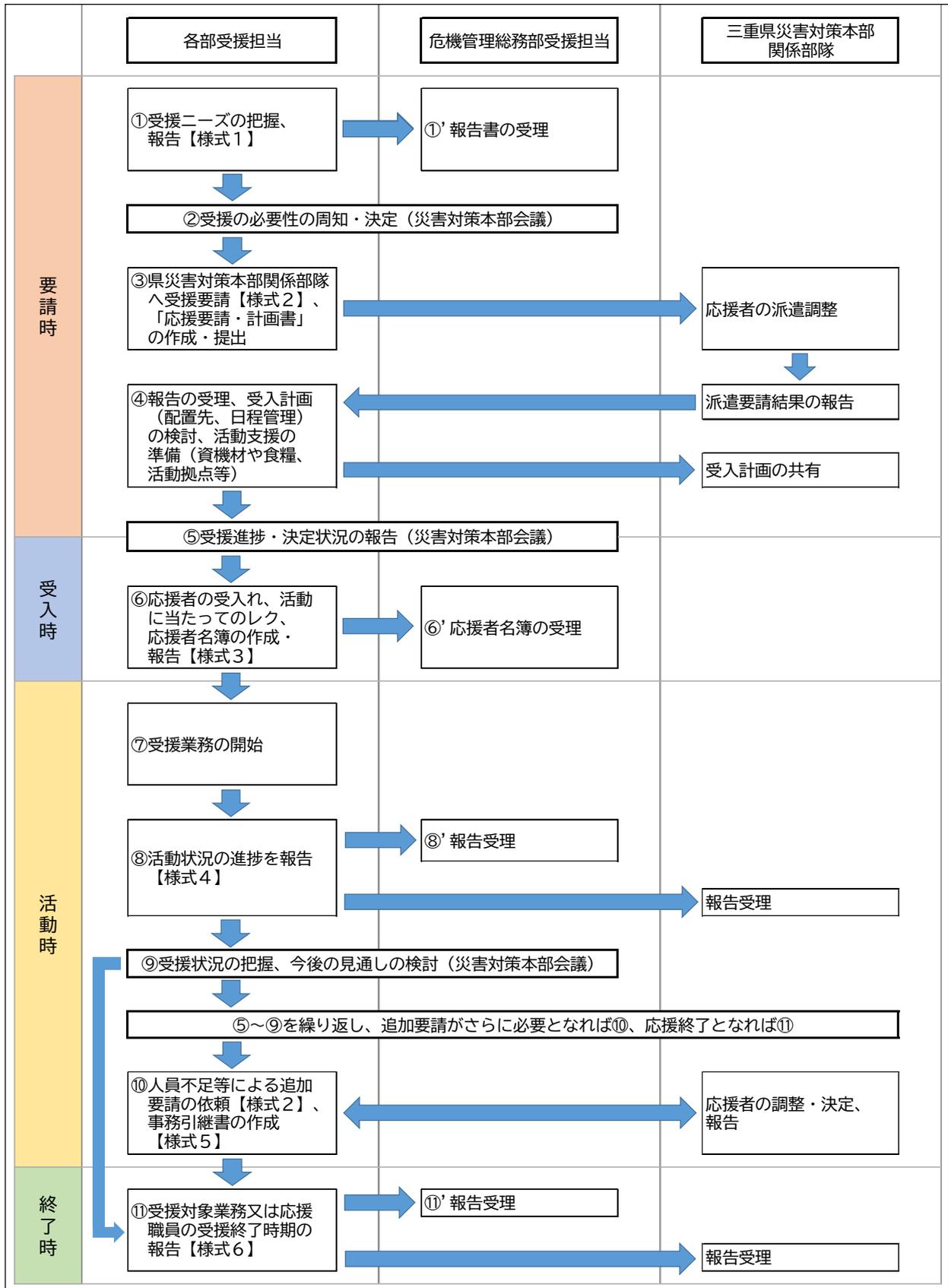
各部受援担当は、受援対象業務の終了又は業務に必要な人員が庁内職員で足りるなど、受援の必要が無くなる見込みとなった場合は、「受援終了報告書」(様式6)を使用して、危機管理総務部受援担当に報告する。【⑬・各部受援担当】

危機管理総務部受援担当は、各部受援担当の報告等を取りまとめ、災害対策本部長に報告するとともに、三重県緊急派遣チーム又は三重県地方災害対策部を通じて、三重県災害対策本部に対し、応援要請の終了に係る調整を行う。【⑭・危機管理総務部受援担当】

第4節 専門職種職員の応援要請と受入れ

大規模災害の発生に伴い、専門職種職員の応援要請が必要となった際の、各部受援担当が行う応援要請及び派遣の受入れ等は、おおむね次の手順のとおり行う。

<受援フローチャート>



1 初動（72時間以内）

(1) 人的支援ニーズの把握（応援要請の必要性の判断）【①・各部受援担当】

各部受援担当は、「受援要請・報告書」（様式1）を使用し、他自治体から応援が必要となる業務やその人数、必要になる職種・資格、期間等の人的支援ニーズを部内で取りまとめ、まずは、部内応援の可否等を踏まえた上で対象業務に係る人的支援の必要性を検討し、必要に応じて各部等の調整を行う。その上で、人的支援の必要性があると判断した場合は、危機管理総務部受援担当にも「受援要請・報告書」（様式1）を提出する。

(2) 応援要請の決定【②・各部受援担当】

応援が必要となる業務の要請について、各部受援担当が災害対策本部会議に諮り、災害対策本部長が応援要請を決定する。

なお、緊急その他の事情により災害対策本部会議が開催できない場合は、会議を開催せずに災害対策本部長が決定する。

(3) 応援要請の実施【③・各部受援担当】

各部受援担当は、応援専門職員の派遣要請については、各部受援担当が三重県緊急派遣チーム又は三重県地方災害対策部を通じて、三重県災害対策本部関係部隊に対し、「受援要請書」（様式2）に「応援要請・計画書」を添付の上、要請を行う。

なお、各業務で要請先や要請様式が別に定められている場合はそれらの方式で要請を行う。別で定められた要請先に対し、要請を行う。

「応援要請・計画書」の内容

- ・ 必要な活動内容
- ・ 職種・資格・経験の必要性の有無
- ・ 要請人数
- ・ 要請期間（※原則として1週間以上のサイクルを目途）
- ・ 集合場所、活動場所
- ・ 通行止めの状況、宿舎等の受入条件等、支援活動に有益な情報
- ・ その他、支援する際に特に留意が必要な事項

(4) 応援要請状況の災害対策本部会議への報告【⑤・各部受援担当】

各部受援担当は、三重県災害対策本部関係部隊からの派遣要請結果の報告について、原則、災害対策本部会議で災害対策本部長に報告する。

(5) 緊急輸送道路等の被害状況・啓開状況の情報収集・共有

各部受援担当は、応援専門職員の受入れを円滑に行うため、危機管理総務部及び建設・都市計画部等から緊急輸送道路や市管理道路の被害状況・啓開状況の情報を収集し応援団体等と共有する。

2 受入調整及び準備（2週間以内）

各部受援担当は、応援専門職員を円滑に受け入れるため、次の準備を行う。

(1) 活動支援の準備、受入計画の検討、配置調整【④・各部受援担当】

① 応援専門職員の受入計画の検討

各部受援担当は、三重県災害対策本部関係部隊からの派遣要請結果の報告（応援職員の人数、派遣期間、車両台数、到着時期等）を基に、応援専門職員の配置先や受入期間、ローテーション計画の作成等の受入計画を検討する。

② 活動支援の準備

各部受援担当は、応援専門職員が円滑に活動できるよう、業務説明の準備や、業務に必要な資機材、応援専門職員が活動する執務スペースや待機場所等の確保を行う等、別表を参考に業務環境の整備に配慮する。

また、各部受援担当は、緊急輸送道路の被害状況・啓開状況、給油所など活動等に必要な情報を収集し、応援自治体と共有するほか、応援自治体が応援専門職員の宿泊場所を確保することが困難な場合には、宿泊施設や市の所管施設等を確保・調整する。

③ 応援専門職員の配置調整

各部受援担当は、応援専門職員の詳細な配置について、部内の人的支援ニーズと、三重県災害対策本部関係部隊からの情報を基に、相互に調整を行いながら職員配置を決定する。配置が決定したら、三重県緊急派遣チーム又は三重県地方災害対策部を通じて、三重県災害対策本部関係部隊に情報共有する。

(2) 受援決定状況の災害対策本部会議への報告【⑤・各部受援担当】

各部受援担当は、受援の決定状況や受入計画について、原則、災害対策本部会議で災害対策本部長に報告する。

(別表) 活動支援の項目と概要

| 項目 | | 概要 |
|-----|---------------|--|
| 業務面 | 業務内容・手順等の整理 | <ul style="list-style-type: none"> 各部受援担当は、応援専門職員に要請する業務内容・手順等を整理する。 各部受援担当は、業務マニュアル等を作成している場合は、必要数の準備を行う。また、先遣職員の「事務引継書」(様式5)がある場合は、当該様式を活用し情報共有する。 |
| | 必要な資機材の準備 | <ul style="list-style-type: none"> 業務に必要な資機材については、原則、市災害対策本部各班の受援担当が準備する。 活動に必要な資機材、車両、備品、地図等特殊な業務に必要な資機材や車両は、不足が想定されるため、応援専門職員等に持参してもらうよう調整する。 |
| | 活動拠点の確保・整備 | <ul style="list-style-type: none"> 各部受援担当は、応援専門職員が活動する執務スペースや待機場所について、各部等が所管する施設等を活用して確保する。 各部受援担当は、民間施設の借上げなど、外部での活動拠点についても、必要に応じて確保する。 |
| 生活面 | 宿泊場所及び移動手段の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 応援専門職員の宿泊場所や移動手段については、原則、応援団体が自ら確保する。 応援団体が宿泊場所や移動手段の確保が困難な場合は、各部受援担当が民間の宿泊施設や市の所管施設等を確保・調整(避難所の活用やオープンスペースの活用(テントによる宿泊等)なども検討)、公用車等の配分調整を行う。 |
| | 食料等の確保 | <ul style="list-style-type: none"> 応援専門職員に必要な食料・飲料水等については、原則、応援団体が自ら確保する。 応援団体が食料・飲料水等の確保が困難な場合は、各部受援担当で準備する。 |
| | 応援職員の相談先 | <ul style="list-style-type: none"> 応援職員が業務や生活面での相談を行える窓口等を確保するため、業務については各部受援担当が、生活面については危機管理総務部受援担当が窓口となり、対応する。 |

3 受入れ及び活動の進行管理(派遣受入以降)

各部受援担当は、三重県災害対策本部関係部隊からの応援専門職員を受け入れるとともに、応援業務に係る進捗状況の把握・管理を行う。

(1) 応援専門職員の受付・業務内容等の説明【⑥・各部受援担当】

① 応援専門職員の受付

各部受援担当は、あらかじめ確保した集合場所において、応援専門職員の受付を行

う。その際、応援専門職員の自治体名や氏名、活動期間、宿泊場所等を明記した「応援職員名簿」(様式3)を作成するとともに、作成した名簿を危機管理総務部受援担当に報告する。

② 業務内容の説明

各部受援担当は、応援専門職員が行う業務の内容や手順、使用可能な資機材等について、応援専門職員に説明を行い、各活動場所に配置する。

また、説明を行う際に、先遣職員が作成した「事務引継書」(様式5)がある場合は、当該様式を活用し情報共有する。

(2) 受援による業務の実施及び実施状況の報告

① 応援専門職員との情報共有【⑧・各部受援担当】

各部受援担当は、原則、毎日、朝礼やミーティングを実施し、応援職員に対して、業務内容の指示や情報共有を行う。

② 応援専門職員の業務管理と報告

各部受援担当は、定期的に応援専門職員による業務の実施状況を把握し、その活動を支援するとともに、把握した実施状況を基に、業務量及び必要人員を勘案し、応援専門職員の追加派遣要請の必要性や業務内容の変更等を検討する。

③ 業務実施状況の報告

各部受援担当は、応援専門職員による業務の実施状況について、「受援状況報告書」(様式4)により、危機管理総務部受援担当及び三重県災害対策本部関係部隊に実施状況の報告を行い、あわせて、その内容を災害対策本部会議において災害対策本部長に報告する。【⑨・各部受援担当】

また、応援専門職員の追加派遣要請が必要な場合は、協議を行い、災害対策本部長が追加派遣要請を決定する。【⑩・各部受援担当】

④ 追加派遣要請の検討・依頼【⑩・各部受援担当】

各部受援担当は、応援団体からの報告や連絡会議の内容等から、災害対策本部会議において当初決定された応援専門職員だけでは人的支援が十分でないと判断し、災害対策本部長が追加派遣要請を決定した場合は、「受援要請書」(様式2)を用いて、三重県災害対策本部関係部隊に対して、不足する応援職員の追加要請を依頼する。

⑤ 応援専門職員の交代・引継ぎの対応【⑪・各部受援担当】

各部受援担当は、応援専門職員と共同で「事務引継書」(様式5)等を作成し、引継ぎの際には、当該様式を用いて情報共有を行う。併せて応援専門職員にも日報を付けてもらい、交代に際しては応援専門職員間で引継ぎを行うよう依頼する。

(3) 受援状況の把握・進行管理【⑨・各部受援担当】

各部受援担当は、応援専門職員の受入れ数や活動場所、部内からのニーズに対する過不足等を把握し、受援状況の進行管理を行う。また、応援自治体が開催する応援専門職員の派遣調整にかかる連絡会議等に参加し、必要に応じて、危機管理総務部受援担当を招集し、受援状況等の情報共有を行い、三重県緊急派遣チーム又は三重県地方災害対策部を通じて、三重県災害対策本部関係部隊等との意思疎通を図る。

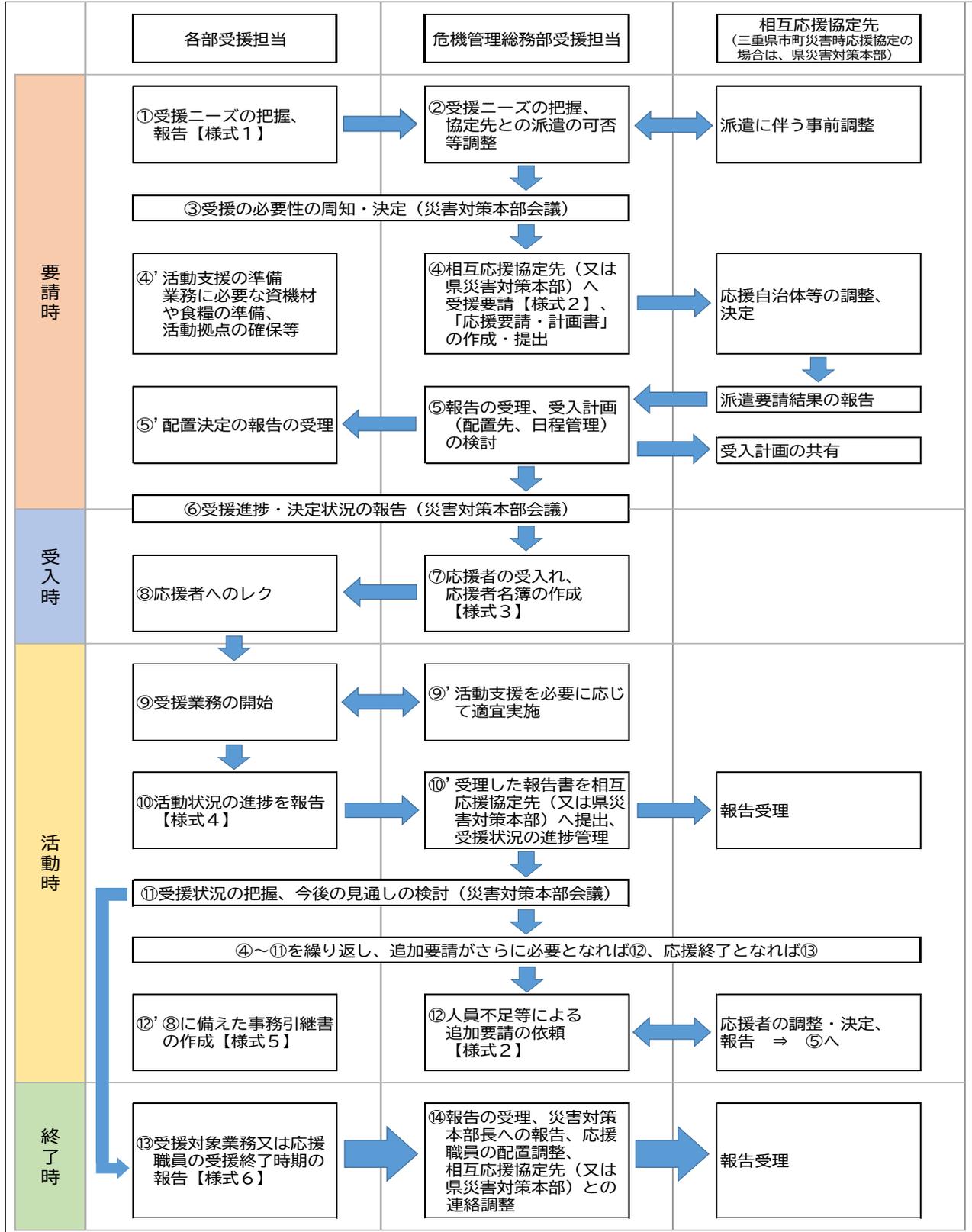
(4) 受援終了の判断及び報告【⑫・各部受援担当】

各部受援担当は、受援対象業務の終了、又は業務に必要な人員が市職員で足りるなど受援の必要が無くなる見込みとなった場合は、「受援終了報告書」(様式6)を使用し、危機管理総務部受援担当及び災害対策本部長に報告するとともに、三重県緊急派遣チーム又は三重県地方災害対策部を通じて、三重県災害対策本部関係部隊に対し、受援要請の終了等に係る調整を行う。

第5節 相互応援協定に基づく応援要請と受入れ

大規模災害の発生に伴い、本市が締結している相互応援協定に基づく応援要請が必要となった際の、危機管理総務部受援担当及び各部受援担当が行う応援要請及び派遣の受入れ等は、おおむね次の手順のとおり行う。

<受援フローチャート>



1 初動（72時間以内）

(1) 人的支援ニーズの把握（応援要請の必要性の判断）【①・各部受援担当】

各部受援担当は、「受援要請・報告書」（様式1）を使用し、部内の人的支援ニーズを取りまとめ、他自治体から応援が必要となる業務や人数、職種・資格、期間等を見積り、危機管理総務部受援担当に報告する。

(2) 応援要請の取りまとめと災害対策本部会議での決定【②・③】

危機管理総務部受援担当は、各部受援担当から報告のあった人的支援ニーズを取りまとめ、まずは、各部等の応援の可否等を踏まえた上で人的支援の必要性を検討し、必要に応じて、各部等の調整を行う。

また、相互応援協定に基づき、応援を受ける協定締結自治体又は三重県市町災害時応援協定の場合は三重県災害対策本部（以下、「相互応援協定等締結自治体」という。）とも、職員派遣の可否等の事前調整を行う。

その上で、災害対策本部会議において協議を行い、災害対策本部長が応援要請を決定する。なお、緊急その他の事情により災害対策本部会議が開催できない場合は、会議を開催せずに災害対策本部長が決定する。

(3) 応援要請の実施【④・危機管理総務部受援担当】

危機管理総務部受援担当は、相互応援協定等締結自治体に対し、「受援要請書」（様式2）に「応援要請・計画書」を添付の上、要請を行う。

| 「応援要請・計画書」の内容 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・必要な活動内容・職種・資格・経験の必要性の有無・要請人数・要請期間（※原則として1週間以上のサイクルを目的）・集合場所、活動場所・通行止めの状況、宿舎等の受入条件等、支援活動に有益な情報・その他、支援する際に特に留意が必要な事項 |

(4) 応援要請状況の災害対策本部会議への報告【⑥・危機管理総務部受援担当】

危機管理総務部受援担当は、各部受援担当からの報告を取りまとめ、応援要請の実施状況等について、原則、災害対策本部会議で災害対策本部長に報告する。

2 受入調整及び準備（2週間以内）

危機管理総務部受援担当及び各部受援担当は、応援職員を円滑に受け入れるため、次の準備を行う。

(1) 応援職員の受入計画の検討・調整【⑤・危機管理総務部受援担当】

危機管理総務部受援担当は、相互応援協定等締結自治体からの派遣要請結果の報告（応援職員の人数、派遣期間、車両台数、到着時期等）を基に、応援職員の配置先や受入期間、ローテーション計画の作成等の受入計画を検討する。

(2) 活動支援の準備【④'・各部受援担当（危機管理総務部受援担当）】

各部受援担当は、応援職員が円滑に活動できるよう、業務説明の準備や、業務に必要な資機材、応援職員が活動する執務スペースや待機場所等の確保を行う等、別表（第4節-2）を参考に業務環境の整備に配慮する。

危機管理総務部受援担当は、緊急輸送道路の被害状況・啓開状況、給油所など活動等に必要な情報を収集し、相互応援協定等締結自治体と共有するほか、相互応援協定等締結自治体が応援職員の宿泊場所を確保することが困難な場合には、宿泊施設や市の所管施設等を確保・調整する。

(3) 応援職員の配置調整【⑤・危機管理総務部受援担当】

危機管理総務部受援担当は、応援職員の詳細な配置について、庁内からの要請と、相互応援協定等締結自治体からの情報を基に、直接、相互応援協定等締結自治体の連絡担当者として調整を行い、職員配置を決定する。職員配置が決定したら、各部受援担当者に報告する。

また、危機管理総務部受援担当は、調整した結果について、相互応援協定等締結自治体と情報共有を行う。

(4) 受援決定状況の災害対策本部会議への報告【⑥・危機管理総務部受援担当】

危機管理総務部受援担当は、受援の決定状況や受入計画について、原則、災害対策本部会議で災害対策本部長に報告する。

3 受入れ及び活動の進行管理（派遣受入以降）

危機管理総務部受援担当及び各部受援担当は、相互応援協定等締結自治体からの職員派遣を受け入れるとともに、各部受援担当は、応援業務に係る進捗状況の把握・管理を行う。

(1) 応援職員の受付・業務内容等の説明

① 応援職員の受付【⑦・各部受援担当】

各部受援担当は、あらかじめ指定した集合場所において、応援職員の受付を行う。その際、応援職員等の団体名や氏名、活動期間、宿泊場所等を明記した「応援職員名簿」（様式3）を作成し、危機管理総務部受援担当に報告する。

② 業務内容の説明【⑧・各部受援担当】

各部受援担当は、応援職員が行う業務の内容や手順、使用可能な資機材等について、応援職員に説明を行い、各活動場所に配置する。また、説明を行う際に、先遣職員が作成した「事務引継書」（様式5）がある場合は、当該様式を活用し情報共有する。

(2) 業務の実施及び実施状況の報告

① 応援職員との情報共有【⑨・各部受援担当】

各部受援担当は、原則、毎日、朝礼やミーティングを実施し、応援職員に対して、業務内容の指示や情報共有を行う。

② 応援職員の業務管理と報告

各部受援担当は、定期的に応援職員による業務の実施状況を把握し、応援職員の活動を支援する。

また、把握した実施状況を基に、業務量及び必要人員を勘案し、応援職員の追加派遣要請の必要性や業務内容の変更を検討する。

③ 業務実施状況の報告

各部受援担当は、応援職員による業務の実施状況について、「受援状況報告書」（様式4）により危機管理総務部受援担当に報告する。【⑩・各部受援担当】

危機管理総務部受援担当は、各部受援担当からの報告を取りまとめ、その内容を応援自治体へ報告する。【⑩'・危機管理総務部受援担当】

併せて、災害対策本部長に対しても災害対策本部会議においてその内容を報告し、応援職員の追加派遣要請が必要な場合は、協議を行い、災害対策本部長が追加要請を決定する。【⑪・危機管理総務部受援担当】

④ 追加派遣要請の検討・依頼【⑫・危機管理総務部受援担当】

危機管理総務部受援担当は、各部受援担当からの報告や相互応援協定等締結自治体が開催する連絡会議の内容等を踏まえ、当初決定された相互応援協定等締結自治体だけでは人的支援が十分でないと判断し、災害対策本部長が追加派遣要請を決定

した場合は、「受援要請書」(様式2)を用いて、その他相互応援協定締結自治体に対して、不足する応援職員の追加派遣要請を検討する。

⑤ 応援職員の交代・引継ぎの対応【⑫'・各部受援担当】

各部受援担当は、応援職員の交代に際して、適切に引継ぎが行われるようにするため、「事務引継書」(様式5)を作成し、引継ぎの際には、当該様式を用いて情報共有を行う。併せて応援職員にも日報を付けてもらい、交代に際しては応援職員間で引継ぎを行えるように依頼する。

(3) 受援状況の把握・進行管理【⑩'・危機管理総務部受援担当】

危機管理総務部受援担当は、応援職員の受入れ数や活動場所、各部受援担当からのニーズに対する過不足等を把握し、受援状況の進行管理を行う。また、相互応援協定等締結自治体が開催する応援職員の派遣調整にかかる連絡会議に出席し、必要に応じて、各部受援担当を招集し、受援状況等の意思疎通を図る。

危機管理総務部受援担当は、各部受援担当と連携して、応援職員の勤務管理(ローテーション計画、勤務表の作成・記録)を行う。

(4) 受援終了の判断及び報告

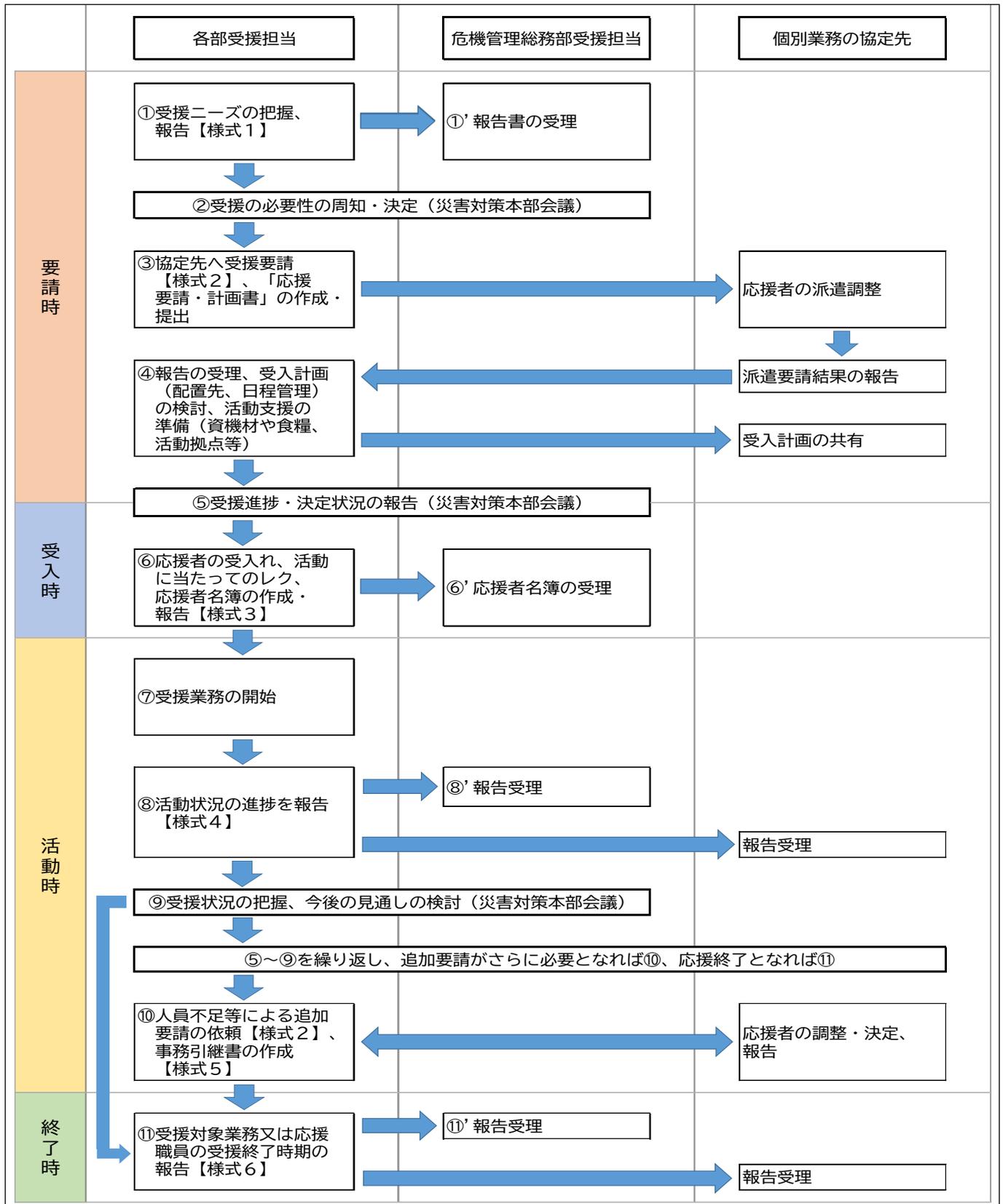
各部受援担当は、受援対象業務の終了又は業務に必要な人員が庁内職員で足りるなど、受援の必要が無くなる見込みとなった場合は、「受援終了報告書」(様式6)を使用して、危機管理総務部受援担当に報告する。【⑬・各部受援担当】

危機管理総務部受援担当は、各部受援担当の報告等を取りまとめ、災害対策本部長に報告するとともに、相互応援協定等締結自治体に対し、応援要請の終了に係る調整を行う。【⑭・危機管理総務部受援担当】

第6節 個別応援協定に基づく応援要請と受入れ

大規模災害の発生に伴い、各部等が締結している個別応援協定に基づく応援要請が必要となった際の、各部受援担当が行う応援要請及び派遣の受入れ等は、おおむね次の手順のとおり行う。

<受援フローチャート>



1 初動（72時間以内）

(1) 人的支援ニーズの把握（応援要請の必要性の判断）【①・各部受援担当】

各部受援担当は、「受援要請・報告書」（様式1）を使用し、他自治体から応援が必要となる業務やその人員、必要になる職種・資格、期間等の人的支援ニーズを部内でとりまとめ、まずは、部内応援の可否等を踏まえた上で対象業務に係る人的支援の必要性を検討し、必要に応じて各部等の調整を行う。その上で、人的支援の必要性があると判断した場合は、危機管理総務部受援担当にも「受援要請・報告書」（様式1）を提出する。

(2) 応援要請の決定【②・各部受援担当】

個別応援協定に基づき、応援団体と職員派遣の可否等の事前調整を行った上で、応援が必要となる業務の要請について、各部受援担当が災害対策本部会議に諮り、災害対策本部長が応援要請を決定する。

なお、緊急その他の事情により災害対策本部会議が開催できない場合は、会議を開催せずに災害対策本部長が決定する。

(3) 応援要請の実施【③】

各部受援担当は、応援自治体に対し、「応援要請書」（様式2）に「受援要請・計画書」を添付の上、要請を行う。

「応援要請・計画書」の内容

- ・必要な活動内容
- ・職種・資格・経験の必要性の有無
- ・要請人数
- ・要請期間（※原則として1週間以上のサイクルを旨途）
- ・集合場所、活動場所
- ・通行止めの状況、宿舍等の受入条件等、支援活動に有益な情報
- ・その他、支援する際に特に留意が必要な事項

(4) 応援要請状況の災害対策本部会議への報告【⑤・各部受援担当】

各部受援担当は、応援自治体からの派遣要請結果の報告について、原則、災害対策本部会議で災害対策本部長に報告する。

2 受入調整及び準備（2週間以内）

各部受援担当は、応援職員を円滑に受け入れるため、次の準備を行う。

(1) 活動支援の準備、応援職員の受入計画の検討・調整【④・各部受援担当】

① 応援職員の受入計画の検討

各部受援担当は、応援自治体からの派遣要請結果の報告（応援職員の人数、派遣期間、車両台数、到着時期等）を基に、応援職員の配置先や受入期間、ローテーション計画の作成等の受入計画を検討する。

② 活動支援の準備

各部受援担当は、応援職員が円滑に活動できるよう、危機管理総務部受援担当及びその他関係部等と連携して、業務説明の準備や、業務に必要な資機材、応援職員が活動する執務スペースや待機場所等の確保を行う等、別表（第5節-2）を参考に業務環境の整備に配慮する。

また、各部受援担当は、緊急輸送道路の被害状況・啓開状況、給油所など活動等に必要な情報を収集し、応援自治体と共有するほか、応援自治体が応援職員の宿泊場所を確保することが困難な場合には、宿泊施設や市の所管施設等を確保・調整する。

③ 応援職員の配置調整

各部受援担当は、応援職員の詳細な配置について、部内の人的支援ニーズと応援自治体からの情報を基に、直接、応援自治体の連絡担当者と相互に調整を行いながら、職員配置を決定する。配置が決定したら、応援自治体に情報共有する。

(2) 受援決定状況の市災害対策本部会議への報告【⑤・各部受援担当】

各部受援担当は、受援の決定状況や受入計画について、原則、災害対策本部会議で災害対策本部長に報告する。

3 受入れ及び活動の進行管理（派遣受入以降）

各部受援担当は、応援職員を受け入れるとともに、応援業務に係る進捗状況の把握・管理を行う。

(1) 応援職員の受付・業務内容等の説明

① 応援職員の受付【⑥・各部受援担当】

各部受援担当は、あらかじめ確保した集合場所において、応援職員の受付を行う。その際、応援職員の団体名や氏名、活動期間、宿泊場所等を明記した「応援職員名簿」（様式3）を作成するとともに、作成した名簿を危機管理総務部受援担当に報告する。

② 業務内容の説明【⑦・各部受援担当】

各部受援担当は、応援職員が行う業務の内容や手順、使用可能な資機材等について、応援職員に説明を行い、各活動場所に配置する。また、説明を行う際に、先遣職員が作成した「事務引継書」（様式5）がある場合は、当該様式を活用し情報共有する。

(2) 業務の実施及び実施状況の報告

① 応援職員との情報共有【⑧・各部受援担当】

各部受援担当は、原則、毎日、朝礼やミーティングを実施し、応援職員に対して、業務内容の指示や情報共有を行う。

② 応援職員の業務管理と報告

各部受援担当は、定期的に応援職員による業務の実施状況を把握し、その活動を支援するとともに、把握した実施状況を基に、業務量及び必要人員を勘案し、応援職員の追加派遣要請の必要性や業務内容の変更等を検討する。

③ 業務実施状況の報告

各部受援担当は、応援職員による業務の実施状況について、「受援状況報告書」（様式4）により、危機管理総務部受援担当及び応援自治体に実施状況の報告を行い、併せて、その内容を災害対策本部会議において災害対策本部長に報告する。【⑨・各部受援担当】

また、応援者の追加要請が必要な場合は、協議を行い、災害対策本部長が追加派遣要請を決定する。【⑩・各部受援担当】

④ 追加派遣要請の検討・依頼【⑪・各部受援担当】

各部受援担当は、応援自治体からの報告や連絡会議の内容等から、災害対策本部会議において当初決定された応援職員だけでは人的支援が十分でないと判断し、災害対策本部長が追加派遣要請を決定した場合は、「受援要請書」（様式2）を用いて、その他個別応援協定締結自治体等に対して、不足する応援職員の追加要請を依頼する。

⑤ 応援職員の交代・引継ぎの対応【⑫・各部受援担当】

各部受援担当は、応援職員の交代に際して、適切に引継ぎが行われるようにするため、応援職員と共同で「事務引継書」（様式5）を作成し、引継ぎの際には、当該様式を用いて情報共有を行う。併せて応援職員にも日報を付けてもらい、交代に際

しては応援職員間で引継ぎを行えるよう依頼する。

(3) 受援状況の把握・進行管理

各部受援担当は、応援職員の受入れ数や活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し、受援状況の進行管理を行う。

各部受援担当は、とりまとめた受援状況を、応援自治体に報告する。また、応援自治体が開催する応援職員の派遣調整にかかる連絡会議等に参加し、必要に応じて、危機管理総務部受援担当を招集し、受援状況等の意思疎通を図る。

(4) 受援終了の判断及び報告【⑩・各部受援担当】

各部受援担当は、受援対象業務の終了、又は業務に必要な人員が市職員で足りるなど受援の必要が無くなる見込みとなった場合は、「受援終了報告書」(様式6)を使用して、危機管理総務部受援担当及び災害対策本部長に報告するとともに、応援自治体に対し、応援要請の終了等に係る調整を行う。

第7節 様式集

様式1

受援要請・報告書（各部⇒危機管理総務部）

- ・要請依頼（対口支援、相互応援協定）
 - ・要請済報告（専門職種派遣、個別業務の応援協定）
- ※どちらかに○をする。

年 月 日 時 分作成

1 受援窓口

| | | |
|--------|--------|--|
| 担当部・課等 | | |
| 受援担当者 | | |
| 連絡先 | 電話番号 | |
| | 内 線 | |
| | E-mail | |

2 要請・報告内容

| | | | |
|------------|---------|-----|--------------|
| 業務名 | | | |
| 業務内容 | | | |
| 受援希望（結果） | 要 請 団 体 | 人 数 | 求める職種・資格・経験等 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 要請期間（想定） | | | |
| 集合場所 | | | |
| 活動場所等 | 拠 点 | | |
| | 現 場 | | |
| | 周 辺 状 況 | | |
| 必要となる資 機 材 | 【受入側】 | | |
| | 【派遣側】 | | |
| 留意事項 | | | |

津市 第 号
年 月 日

三重県知事あて
(応援市町長あて)

津市長

受 援 要 請 書

(協定名等)に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由

下記のとおり応援を要請します。

2 添付書類

○被害状況(別添様式1)

○応援要請・計画書(別添様式2～別添様式4)

3 連絡先

担当課 : _____

担当者 : _____

電話番号 : _____

FAX番号 : _____

電子メール : _____

応援職員名簿（兼 報告書）

年 月 日 時 分作成

1 担当部・課、業務名

| | |
|----------|----------|
| 担当部・課等 | |
| 受援担当者 | |
| 電話番号（内線） | TEL（内線：） |
| 業務名 | |
| 業務内容 | |

2 応援団体に関する情報

| | | |
|---------|--------|--|
| 団体名・担当課 | | |
| 連絡先 | 電話番号 | |
| | E-mail | |
| 主な活動場所 | | |
| 宿泊場所 | | |

3 応援職員に関する情報

| No. | 氏 名 | TEL（個人） | TEL（緊急時） | 活動期間 | |
|-----|-----|---------|----------|------|----|
| | | | | 始期 | 終期 |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |

※1 本名簿は各受入部・課等が作成・更新・保管する。また、受付時には、できる限り名刺を受領して照合する（応援団体で作成した名簿の添付も可）。

※2 各部・課等は、作成・更新の都度、危機管理総務部受援担当（総務班）に提出する。

受援状況報告書（各部⇒危機管理総務部）

年 月 日 時 分作成

1 担当部・課等

| | |
|----------|-----------|
| 担当部・課等 | |
| 受援担当者 | |
| 電話番号（内線） | TEL （内線：） |

2 受援活動の進捗状況

| | |
|---------|--|
| 業務名 | |
| 業務内容 | |
| 活動内容 | |
| 進行中の業務 | |
| 周辺状況の変化 | |

3 今後の見通し

| | | |
|---------------|---|--|
| 継続して取り組むべき業務 | | |
| 受援の必要性 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 受援希望 ※有の場合 | 要請団体 | |
| | 要請期間（想定） | |
| | 人数 | |
| | 求める職種・資格・経験等 | |

事務引継書

年 月 日 時 分現在

1 応援職員に関する情報

| | | |
|--------------|-------------|-------------|
| 業務名 | | |
| 業務内容 | | |
| 団体名・氏名 | 前任者 | 後任者 |
| | 団体名： 氏名： | 団体名： 氏名： |
| 引継事項 | | |
| 成果と現状 | 成 果 | |
| | 現 状 | |
| 早急に取り組むべき課題等 | | |
| その他必要事項 | | |

2 受入担当部受援担当者記載欄

| | |
|----------|--|
| 受入担当部・課等 | |
| 受援担当者 | |
| 確認日 | |

※1 事務引継書は、応援職員等に変更がある場合に使用する。

※2 事務ごとに前任者が作成し、各部等の受援担当者が確認後、後任者に引継ぎ、保存する。

受援終了報告書（各部⇒危機管理総務部）

年 月 日 時 分作成

1 担当部・課

| | |
|----------|-----------|
| 担当部・課等 | |
| 受援担当者 | |
| 電話番号（内線） | TEL （内線：） |

2 終了する受援活動に関する情報

| | | |
|---------|-----|--|
| 業務名 ※1 | | |
| 業務内容 ※1 | | |
| 団体名 ※1 | | |
| 成果と現状 | 成 果 | |
| | 現 状 | |
| 今後の体制 | | |
| その他 | | |

※1 後に照合を行うため、事前に提出している【様式3】応援職員名簿（兼報告書）と同じ内容を記載してください。

【危機管理総務部受援担当確認欄】

| | | | |
|-----|--|------|--|
| 受付日 | | 担当者名 | |
|-----|--|------|--|

※2 危機管理総務部受援担当は、報告を受理後、災害対策本部会議を通じ、本部長へ報告する。その後必要に応じて、応援団体担当者へ報告する。

第5章

ボランティアの受入れ に関する計画

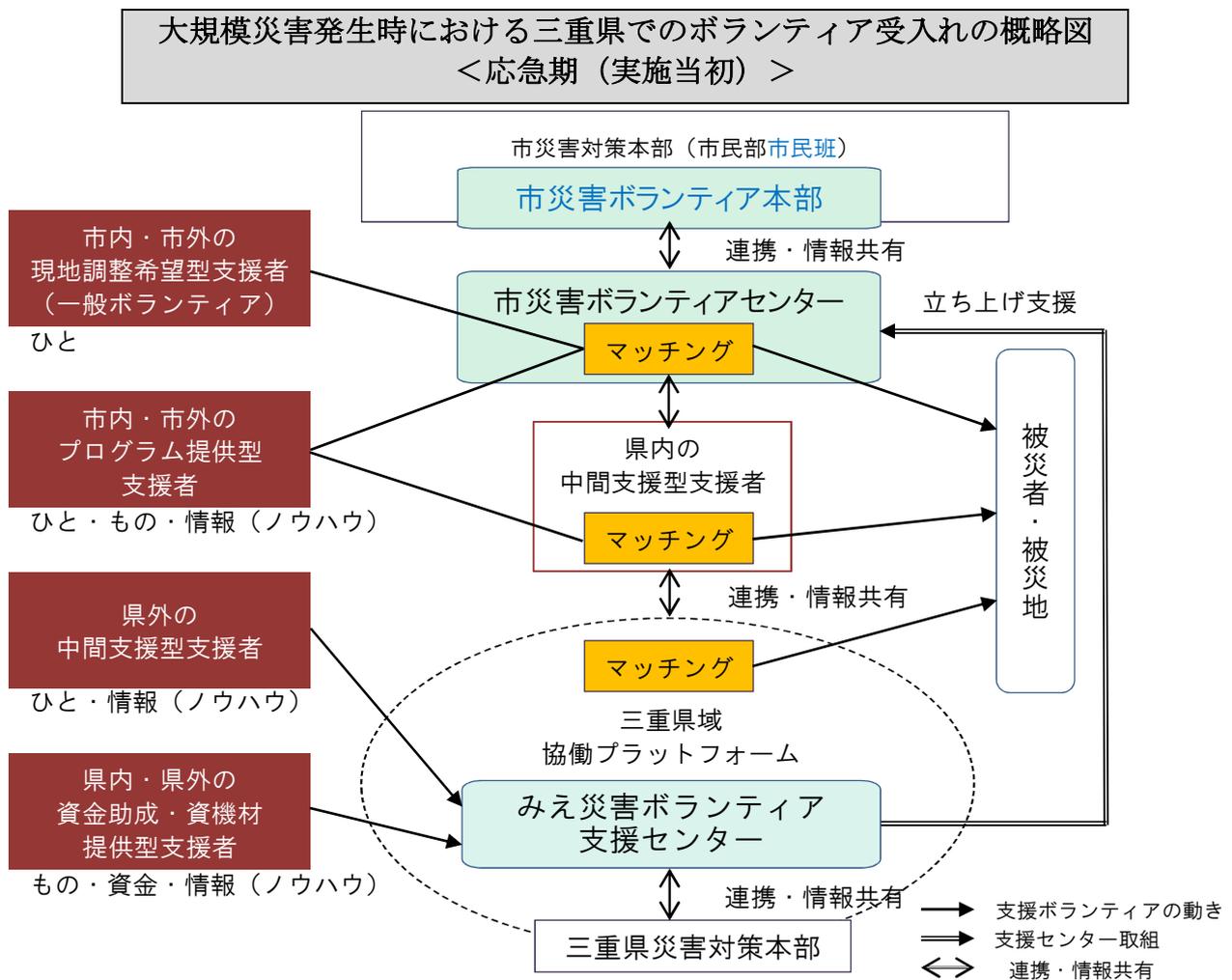
第5章 災害ボランティアの受入れに関する計画

第1節 活動概要

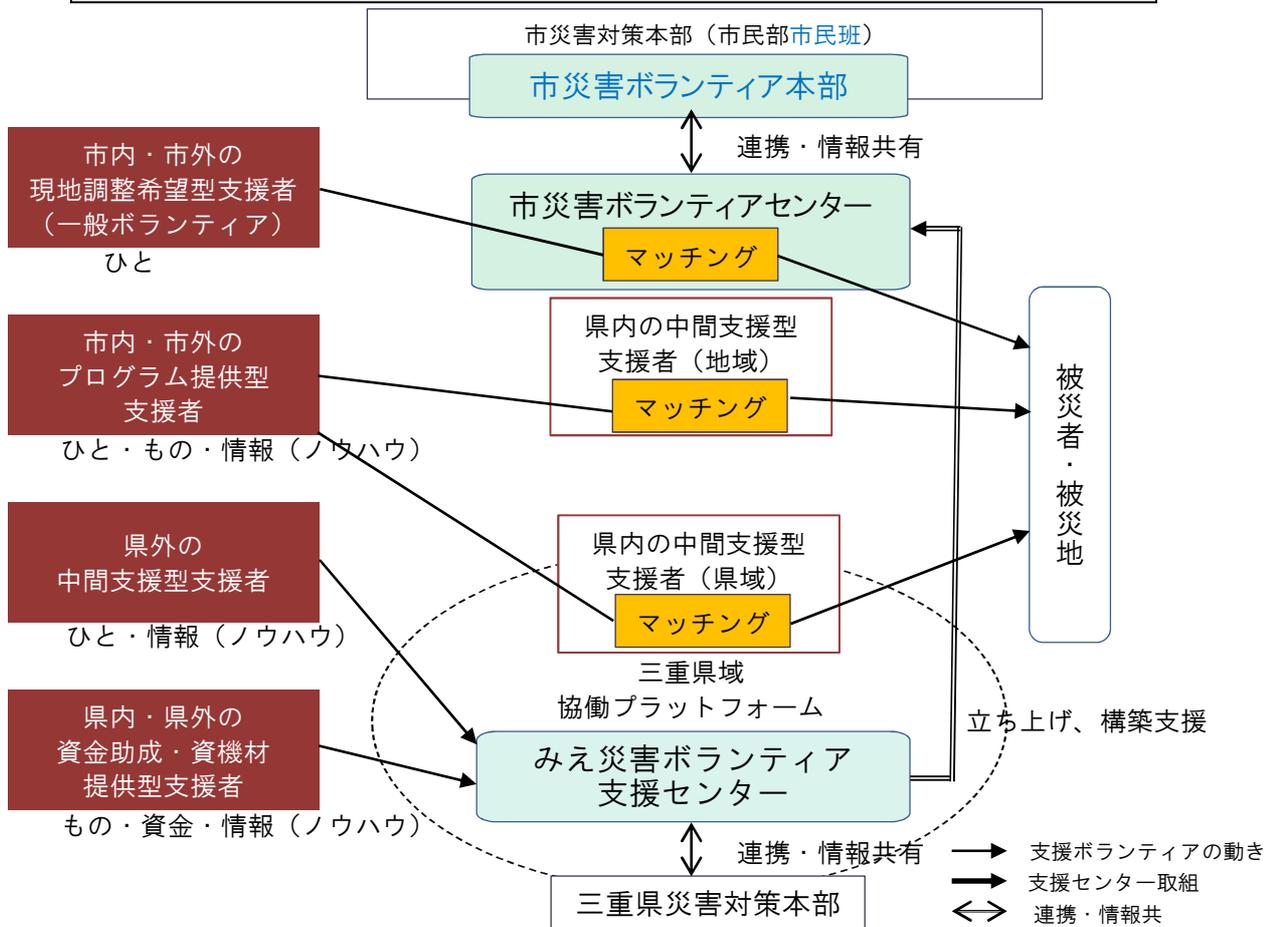
大規模災害時には、被災地（本市）を訪れる一般ボランティアや組織ボランティアを本市・津市社会福祉協議会・NPOなどが中心となって受け入れることとなる。

市災害対策本部（市民部市民班）と津市社会福祉協議会が連携して市災害ボランティア本部を設置し、互いに情報共有を行いながら、市災害ボランティアセンターの設置に向けた調整を行う。津市社会福祉協議会は、市災害対策本部（市民部市民班）からの要請を受け、被害状況等に応じ、市内10地域の候補地に市災害ボランティアセンターを設置し、運営を行う。

1 災害ボランティアの受入れ活動の流れ



大規模災害発生時における三重県でのボランティア受入れの概略図
 <応急期以降>



| 用語 | 内容 |
|------------------|---|
| 市災害ボランティアセンター | 大量のボランティアと被災者ニーズ・困りごとをマッチングする拠点。 |
| みえ災害ボランティア支援センター | 災害に強いまちづくりを行うことを目的として県内外への情報発信や関係機関との連携・調整等、市災害ボランティアセンターを県域で後方支援する拠点。 |
| 三重県域協働プラットフォーム | みえ災害ボランティア支援センター幹事団体のほか、必要に応じて、県域の中間支援型支援者、県外の中間支援型支援者、資金助成・資機材提供型支援者等様々な関係者が参加し、各団体の情報共有、連絡調整の役割を担う拠点。 |
| 現地協働プラットフォーム | 多様なニーズが表面化し、また支援する側の態勢も整ってくる時期に、被災地により近い場所で構築され、市町災害対策本部、市災害ボランティアセンター、様々なプログラム提供型支援者や地元のNPO・ボランティア団体、それらをつなぐ地域の中間支援型支援者の情報共有・連絡調整の場として運営される拠点。 |
| 中間支援 | 被災地等で直接ボランティア活動をするのではなく、個人や団体のネットワークづくりや課題解決の支援などの間接的な活動のこと。 |

2 市災害ボランティアセンターの設置場所

<市災害ボランティアセンター設置場所候補リスト>

| 地域 | 施設名称 | 所在地 | 連絡先 |
|-----|------------------------|------------------------|--------------------------------|
| 津 | 津センターパレス (お城前公園含む。) | 大門 7-15 (津市丸之内 5-2) | TEL 213-7111 津市社会福祉協議会本部 |
| 久居 | 津市久居総合福祉会館 | 久居東鷹跡町 20-2 | TEL 256-1202 津市社会福祉協議会久居支部 |
| 河芸 | 津市河芸ほほえみセンター | 河芸町浜田 868 | TEL 245-8888 津市社会福祉協議会河芸支部 |
| 芸濃 | 津市芸濃保健福祉センター | 芸濃町椋本 6141-1 | TEL 265-4531 津市社会福祉協議会芸濃支部 |
| 美里 | 津市美里社会福祉センター | 美里町三郷 46-3 | TEL 279-3366 津市社会福祉協議会美里支部 |
| 安濃 | 津市サンヒルズ安濃 | 安濃町東観音寺 418 | TEL 268-5804 津市社会福祉協議会安濃支部 |
| 香良洲 | 津市サンデルタ香良洲 | 香良洲町 2167 | TEL 292-7711 津市社会福祉協議会香良洲支部 |
| 一志 | 津市とことめの里一志 | 一志町井関 1792 | TEL 295-0066 津市社会福祉協議会一志支部 |
| 白山 | 津市白山保健福祉センター | 白山町川口 892 | TEL 262-7029 津市社会福祉協議会白山支部 |
| 美杉 | 津市美杉高齢者生活福祉センター | 美杉町奥津 929 | TEL 274-0023 津市社会福祉協議会美杉支部 |
| | 津市竹原地域住民センター | 美杉町竹原 2777 | TEL 262-3014 |

※設置場所については、相応の駐車場や設備も含め、関係機関と協議の上、調整する。

※鉄道駅等において、公共交通機関の復旧により、一時滞留、一時避難等が解消され、市災害ボランティアセンターとしてのスペース確保が可能な場合には、公共交通機関を利用して来訪する災害ボランティアの受入れを円滑にする目的から、状況に応じて鉄道駅付近の公共施設等も利用する等、上の候補リストを基本としながらも設置場所については柔軟に対応する。

※災害ボランティアの宿泊場所や駐車場の確保等について、津市社会福祉協議会と連携し、他市町村における事例も研究しながら、対応が可能な内容について今後調整を行う。

<主な関係機関リスト>

| 機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------|-------------------------------|----------|
| 津市社会福祉協議会 本部 | 大門 7-15 津センターパレス 3階 | 213-7111 |
| 津市社会福祉協議会 久居支部 | 久居東鷹跡町 20-2 津市久居総合福祉会館内 | 256-1202 |
| 津市社会福祉協議会 河芸支部 | 河芸町浜田 868 津市河芸ほほえみセンター内 | 245-8888 |
| 津市社会福祉協議会 芸濃支部 | 芸濃町椋本 6141-1 津市芸濃保健福祉センター内 | 265-4531 |
| 津市社会福祉協議会 美里支部 | 美里町三郷 46-3 津市美里社会福祉センター内 | 279-3366 |
| 津市社会福祉協議会 安濃支部 | 安濃町東観音寺 418 津市サンヒルズ安濃内 | 268-5804 |
| 津市社会福祉協議会 香良洲支部 | 香良洲町 2167 津市サンデルタ香良洲内 | 292-7711 |
| 津市社会福祉協議会 一志支部 | 一志町井関 1792 津市とことめの里一志内 | 295-0066 |

| | | |
|--------------------|-------------------------------|----------|
| 津市社会福祉協議会 白山支部 | 白山町川口 892 津市白山保健福祉センター内 | 262-7029 |
| 津市社会福祉協議会 美杉支部 | 美杉町奥津 929 津市美杉高齢者生活福祉センター内 | 274-0023 |
| 三重県社会福祉協議会 | 桜橋 2-131 三重県社会福祉会館 | 227-5145 |
| 日本赤十字社三重県支部 | 栄町 1-891 | 227-4145 |
| 津地域防災総合事務所 地域調整防災室 | 桜橋 3-446-34 | 223-5013 |
| みえ災害ボランティア支援センター | 羽所町 700 アスト津 3階 | 226-6916 |

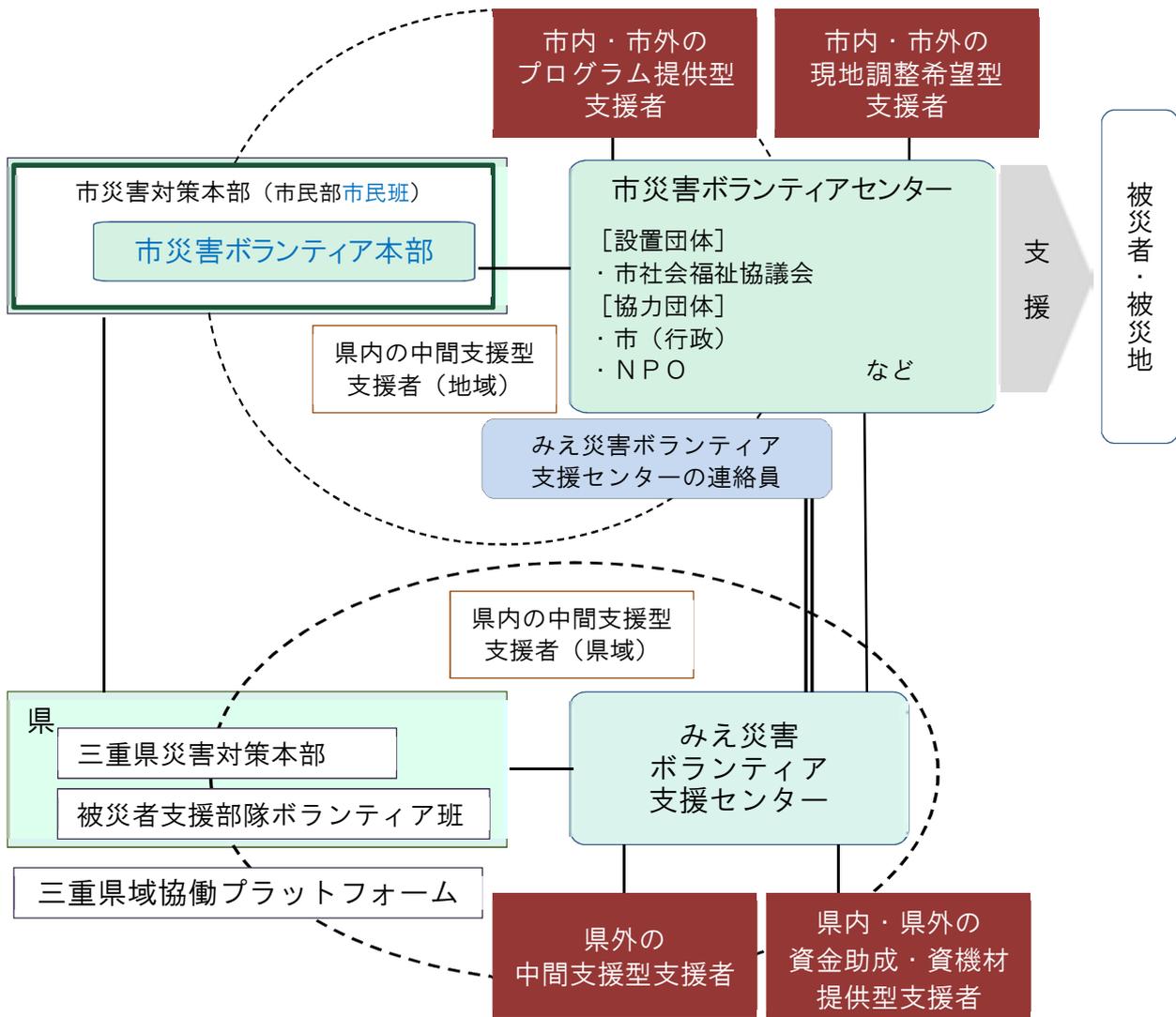
3 災害ボランティアの種類と活動内容

<災害ボランティアの種類と活動内容>

| | ボランティアの種類 | 主な活動場所 | 主な活動 |
|---------------|--|----------------|---|
| 災害支援活動を行う者 | 市内・市外の現地調整希望型支援者 ・市災害ボランティアセンターで活動コーディネートを希望して駆けつける個人やボランティアバス等で集まったグループ（いわゆる「一般ボランティア」） | 市災害ボランティアセンター | ・瓦礫撤去、家屋の清掃 ・物資の配布、輸送 など |
| | 市内・市外のプログラム提供型支援者 ・提供できる支援メニューを持って駆けつける個人や団体、企業等 | 市災害ボランティアセンター | ・炊き出し、食事の提供 ・避難所（在宅避難者を含む。）の生活環境の改善 ・外国人等の支援 ・高齢者や障がい者等の要配慮者支援 ・子どもや子育て世代への支援 ・医療 ・職業上持っている知識・スキルや経験を生かした活動 など |
| 災害支援活動を支援する機関 | 県内の中間支援型支援者 | | |
| | 地域の中間支援型支援者 ・分野を問わず地域で中間支援を行っている団体 | 市災害ボランティアセンター | ・ボランティアセンター運営 ・団体間のコーディネート など |
| | 県域の中間支援型支援者 ・各分野で中間支援を行っており、災害ボランティアでも専門の分野の中間支援を担う団体 （1分野1組織とは限らない。また、災害発生後に組織化されることもある。） | 三重県域協働プラットフォーム | ・外国人等の支援・調整 ・高齢者や障がい者等の要配慮者支援・調整 ・子どもや子育て世代への支援・調整 ・医療分野の支援・調整 など |
| | 県外の中間支援型支援者 ・市災害ボランティアセンターの設置運営支援や各種プログラム提供型支援者の調整を行う団体 | 三重県域協働プラットフォーム | ・ボランティア派遣、ボランティアセンター運営支援 ・団体間のコーディネート など |
| | 県内・県外の資金助成・資機材提供型支援者 ・資金助成団体や、個人からの寄附、自社の取扱商品等資機材をボランティア活動に提供する企業等 | 三重県域協働プラットフォーム | ・資金助成 ・資機材の提供 など |

第2節 関係機関の役割

ボランティアの受入れにおける県・市の体制



災害ボランティアの受入れ・調整等を行う関係機関

<三重県>

| 関係機関 | 主な活動 |
|-------------------------|--|
| 三重県災害対策本部被災者支援部隊ボランティア班 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等に関する情報収集と支援センターとの情報共有 ・三重県域協働プラットフォームを通じた支援団体との連携や支援課題ごとの三重県災害対策本部関係部隊との情報共有・連携 ・「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用した災害支援団体への支援 |
| みえ災害ボランティア支援センター | <ul style="list-style-type: none"> ・県内外への情報発信や関係機関との連携・調整など、市災害ボランティアセンターを県域で後方支援 ・災害支援活動を行う団体間の情報共有・連絡調整を行うための三重県域協働プラットフォームの構築 ・三重県災害対策本部との情報共有・連携 |

<市>

| 関係機関 | 主な活動 |
|---------------------|---|
| 市災害対策本部 (市民部市民班) | <ul style="list-style-type: none"> ・市災害ボランティアセンター設置・運営のための関係機関との連携・協働 ・関係機関との連携や支援課題への対応 |
| 市災害ボランティアセンター | <ul style="list-style-type: none"> ・被災地におけるボランティアニーズの把握 ・地域内外からのボランティア（主に個人ボランティアやボランティアバス等のグループ）の受入れ ・被災者のニーズに沿った支援活動を行うための、災害ボランティアへの支援 ・プログラム提供型支援者との連携 ・市災害対策本部との情報共有・連携 ・関係機関との連携や支援課題への対応 |

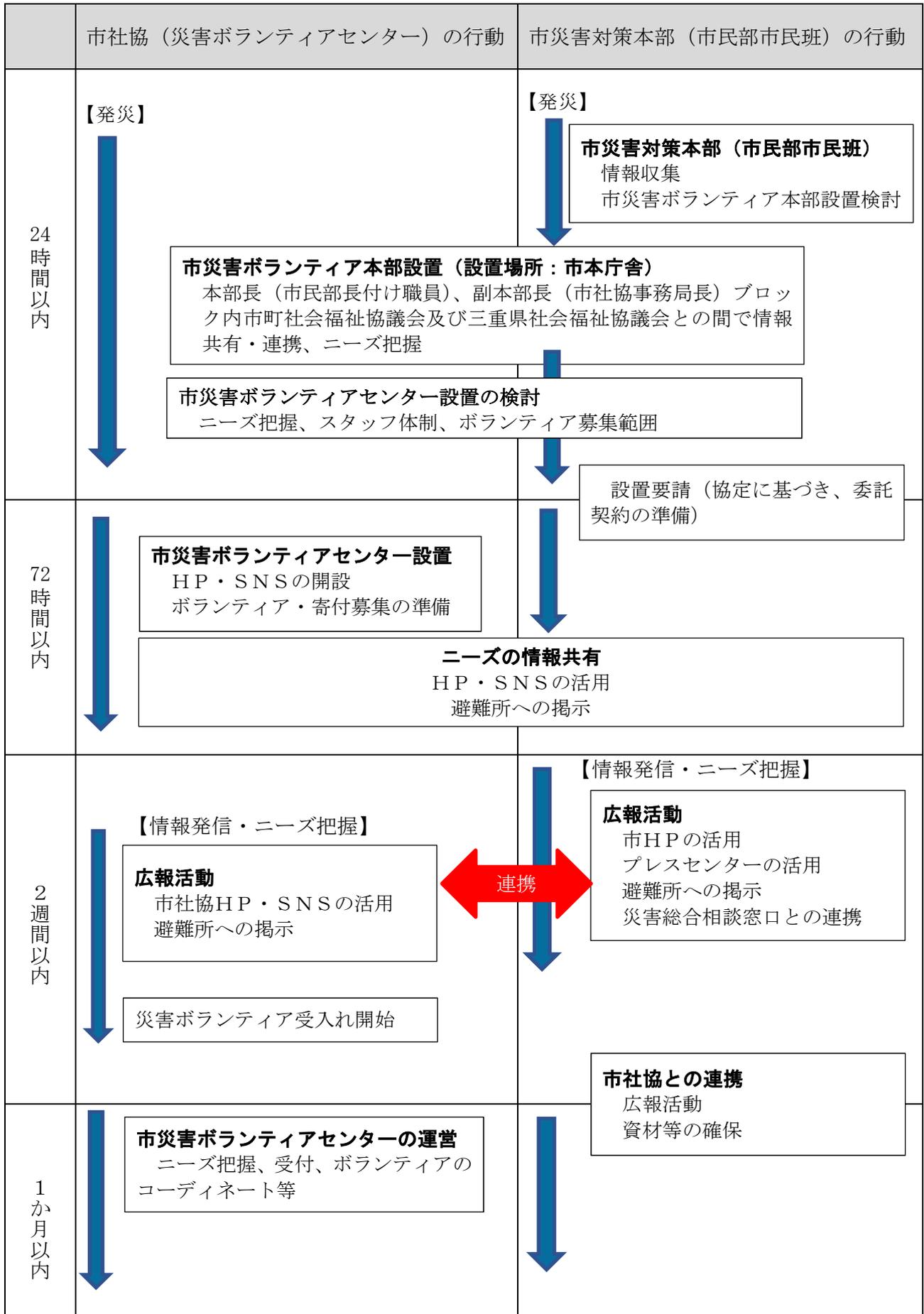
<災害支援活動の支援を行う主な関係機関>

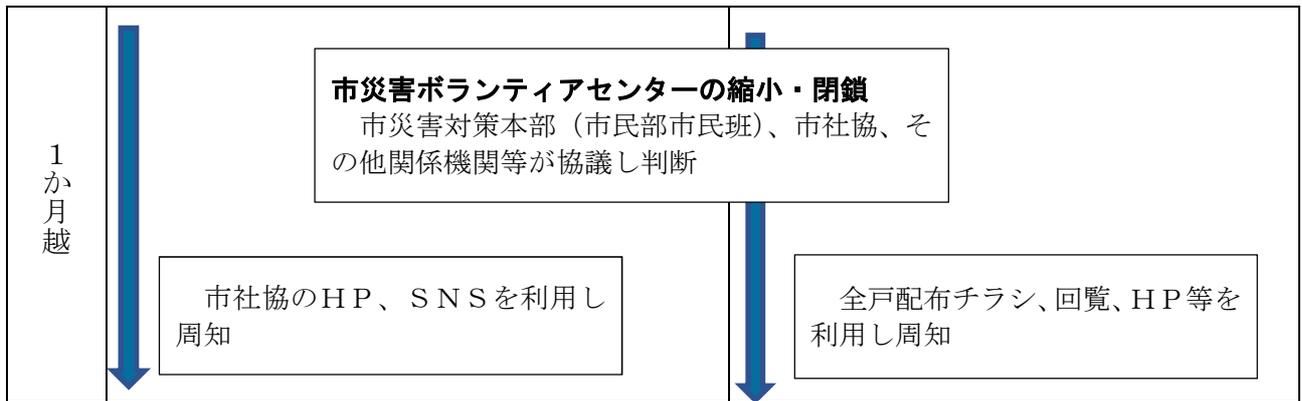
| 関係機関 | 主な活動 |
|-----------------------|---|
| 県内の中間支援型支援者 | |
| 地域の中間支援型支援者 | <ul style="list-style-type: none"> ・分野を問わず地域で中間支援を行っており、地元のNPO・ボランティア団体をつなぐ (例：市民活動センターなど) |
| 県域の中間支援型支援者 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育てや障がい、外国人等日頃から各分野で中間支援を行っており、災害時においてもその分野の中間支援 (例：三重県国際交流財団など) |
| 県外の中間支援型支援者 | <ul style="list-style-type: none"> ・市災害ボランティアセンターの設置運営支援や、各種プログラム提供型のボランティアの調整 (例：全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）など) |
| 県内・県外の資金助成・資機材提供型の支援者 | <ul style="list-style-type: none"> ・資金の助成や、個人からの寄附、自社の取扱商品等資機材をボランティア活動に提供 |

<災害支援活動を行う者>

| 関係機関 | 主な活動 |
|---------------------------------|---|
| 県内・県外の現地調整希望型支援者 (一般ボランティア) | <ul style="list-style-type: none"> ・瓦礫撤去や家屋の清掃など、市災害ボランティアセンターで、被災者のニーズに合わせた活動コーディネートを受けて活動 |
| 県内・県外のプログラム提供型支援者 (専門ボランティア) | <ul style="list-style-type: none"> ・炊き出しや食事の提供、外国人や高齢者等の要配慮者への支援、職業上持っている知識・スキルや経験を生かした活動など、提供できる様々な支援メニューを持って、被災者の多様なニーズに合わせた支援活動 |

第3節 受援フローチャート





第4節 初動（72時間以内）

1 市災害ボランティアセンターの立ち上げ

津市社会福祉協議会は、市災害対策本部（市民部市民班）及び関係機関（日本赤十字社三重県支部等）と連携・協働して市災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げ、みえ災害ボランティア支援センター等と連携しながら、市災害ボランティアセンターを通じた支援を行う。

(1) 市災害ボランティアセンター設置の検討

市災害対策本部（市民部市民班）と津市社会福祉協議会は、災害ボランティアの受入れに関して、収集した被害状況等を踏まえ、市災害ボランティアセンターの設置を検討する。設置が必要と判断された場合、協定に基づき、市災害対策本部（市民部市民班）が市災害ボランティアセンターの設置を要請し、津市社会福祉協議会が当該センターを設置し運営を行う。

なお、市災害ボランティアセンターの設置を行わない場合においても、必要に応じ、津市社会福祉協議会と連携したボランティアの対応を市災害対策本部（市民部市民班）は行う。

【参考】

市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書
（R2.10.23締結、津市社会福祉協議会）

2 緊急輸送道路等の被害状況・啓開状況の情報収集・共有

市災害対策本部（市民部市民班）は、建設・都市計画部等から緊急輸送道路や市管理道路の被害状況・啓開状況の情報を収集し、ボランティア等と情報共有を行う。

3 市災害ボランティアセンターの活動に対する支援

(1) 市災害ボランティア本部の設置

災害ボランティア本部の設置は、原則、市本庁舎とし、被災状況に応じて、他の場所への設置を検討する。当該施設が被災し、設置することが困難な場合は、これに代わる場所を確保する。

| 施設名称 | 所在地 | 電話番号 | FAX |
|-------------|----------|--------------|--------------|
| 市災害ボランティア本部 | 西丸之内23-1 | 059-229-3110 | 059-229-3366 |

市災害ボランティア本部の総括責任者として本部長を置き、市民部長付けの職員とする。また、本部長を補佐するため、津市社会福祉協議会事務局長が副本部長となる。

市災害対策本部（市民部市民班）は、市災害ボランティアセンターの設置に係る総合調整を行い、必要に応じて市災害ボランティアセンター等に職員を配置する。また、必要に応じてみえ災害ボランティア支援センターへ派遣要請を行う。

(2) 市災害ボランティアセンターの設置場所

津市社会福祉協議会は、事前に市災害対策本部（市民部市民班）と協議し、検討した候補地の中から被害状況等に応じて適切な場所に「市災害ボランティアセンター」を設置する。

市災害ボランティアセンター設置場所候補リストについては、「第5章 第1節 2 市災害ボランティアセンターの設置場所」を参照。

ただし、候補地が被災状況により設置することが困難な場合等はこれに代わる場所を確保する。

(3) ボランティア活動に必要な資機材等の提供

市災害対策本部（市民部市民班）は、市災害ボランティアセンターの運営やボランティア活動に必要な資機材等（電話・FAX等）を提供する。

(4) ボランティア活動に必要な情報の共有

また、市災害対策本部（市民部市民班）は、市災害ボランティアセンターの代表者等に対し、災害対策本部会議への参加を求めて、市としての対応方針等の情報共有を行う。

第5節 受入調整（1か月以内）

1 市災害ボランティアセンターの運営等

(1) 市災害ボランティアセンターの運営

「津市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、津市社会福祉協議会は、市災害対策本部（市民部市民班）と連携し市災害ボランティアセンターを運営する。

| 項目 | 班 | 内容 | 手順 |
|-------------|------|--|---|
| 被災者からのニーズ相談 | ニーズ班 | 被災者ニーズに関する相談窓口を設置する。また、被災者が必要とするボランティア活動の内容を正確に聞き取りマッチング班に伝える。 | (1)被災者が必要とするボランティア活動の内容をニーズ受付票に記入する。 (2)市災害ボランティア本部の職員は、相談窓口をサポートする。 (3)ボランティア依頼件数を集計し総務班に報告する。 |

| 災害ボランティアの受付 | 受付班 | 市災害ボランティアセンターは、受付登録事務及びボランティア活動保険加入事務を行う。 | (1)災害ボランティア登録票への記入・登録をする。 (2)ボランティア活動保険の加入状況を把握し、未加入者には、加入してもらう。 (3)登録後、災害ボランティア登録票をマッチング班へ渡す。 (4)専門技術・資格を持っているボランティア情報をマッチング班に伝える。 (5)ボランティア受付数の集計を行い、総務班に報告する。 |
|-----------------|--------|--|--|
| 項目 | 班 | 内容 | 手順 |
| ボランティアのコーディネーター | マッチング班 | マッチング班は、被災者からのニーズとボランティア活動を結びつける。また、活動を終了したボランティアから活動報告を受ける。 | (1)オリエンテーションを実施し、ボランティアの心構えや一日の流れ等の注意事項を伝える。 (2)ボランティアから特記事項を聞き取り、新たなニーズがあればニーズ班に引き継ぐ。 (3)ニーズ班での把握後、活動の必要性がある場合は、効果的なマッチングを行う。 |
| ボランティアの送り出し | 送迎班 | 送迎班は、活動場所への地理案内を行い、必要に応じて送迎を行う。また、移動手段の確保を行う。 | (1)活動先の案内、移送方法の説明を行う。 (2)使用可能車両について総務班と確認し、車両運行管理台帳の作成を行い、配車管理を行う。 |
| 活動資材の確保 | 資材班 | 資材班は、必要な資材の調達(借用を含む)と資材等の貸出及び在庫管理を行う。 | (1)ボランティアへの資材・物資等の受け渡し、回収及び管理を行う。 (2)必要数及び必要物資を管理し、補充等が必要であれば総務班へ依頼する。 (3)資材班は、市災害ボランティア本部を通じて市災害対策本部(市民部市民班)に活動資材などの調達について要請を行う。 |
| 庶務 | 総務班 | 総務班は、会計・関係機関との連絡調整、外部からの問合せの対応、実績集計等の業務を行う。 | (1)スタッフミーティング (2)ボランティアの受付数、依頼数、派遣件数の集計 (3)現金の管理、預金引き出し (4)募金依頼等 |

(2) 被災者ニーズの把握

市災害ボランティアセンターは、「調査・分析」、「企画」、「実施」、「評価・改善」の段階を踏まえ、被災者ニーズの把握、被災者ニーズとボランティア等とのマッチングを行う。

(3) 災害ボランティア募集広報の実施

市災害対策本部（市民部市民班）は、災害ボランティアの募集に際して、ボランティアに必要な備えを自己管理で行い、自己完結で被災地に入ることを求めるとともに、ボランティアに求める活動内容について具体的に発信する。

- ① 市災害対策本部（市民部市民班）は、市災害ボランティアセンターの設置及び被災者からの相談窓口、ボランティアの受入れ相談窓口の設置を広報する。
 - ・市ホームページによる情報発信
 - ・テレビ、ラジオ、新聞等のマスコミを通じた広報
 - ・避難所等への情報提供
- ② 市災害ボランティアセンターは、必要に応じてボランティア広報活動のチラシを作成し、市災害対策本部（市民部市民班）と連携して配布するとともに、津市社会福祉協議会ホームページや情報誌等を活用し、周知を行う。
- ③ 市災害ボランティアセンターは、三重県社会福祉協議会、みえ災害ボランティア支援センターに広報活動の支援を要請する。
- ④ 市災害ボランティアセンターは市災害対策本部（市民部市民班）を通じて三重県に広報活動の支援を要請する。

【ボランティア募集順位】

- 第1段階 市内のボランティア
- 第2段階 県内からのボランティア
- 第3段階 県外からのボランティア

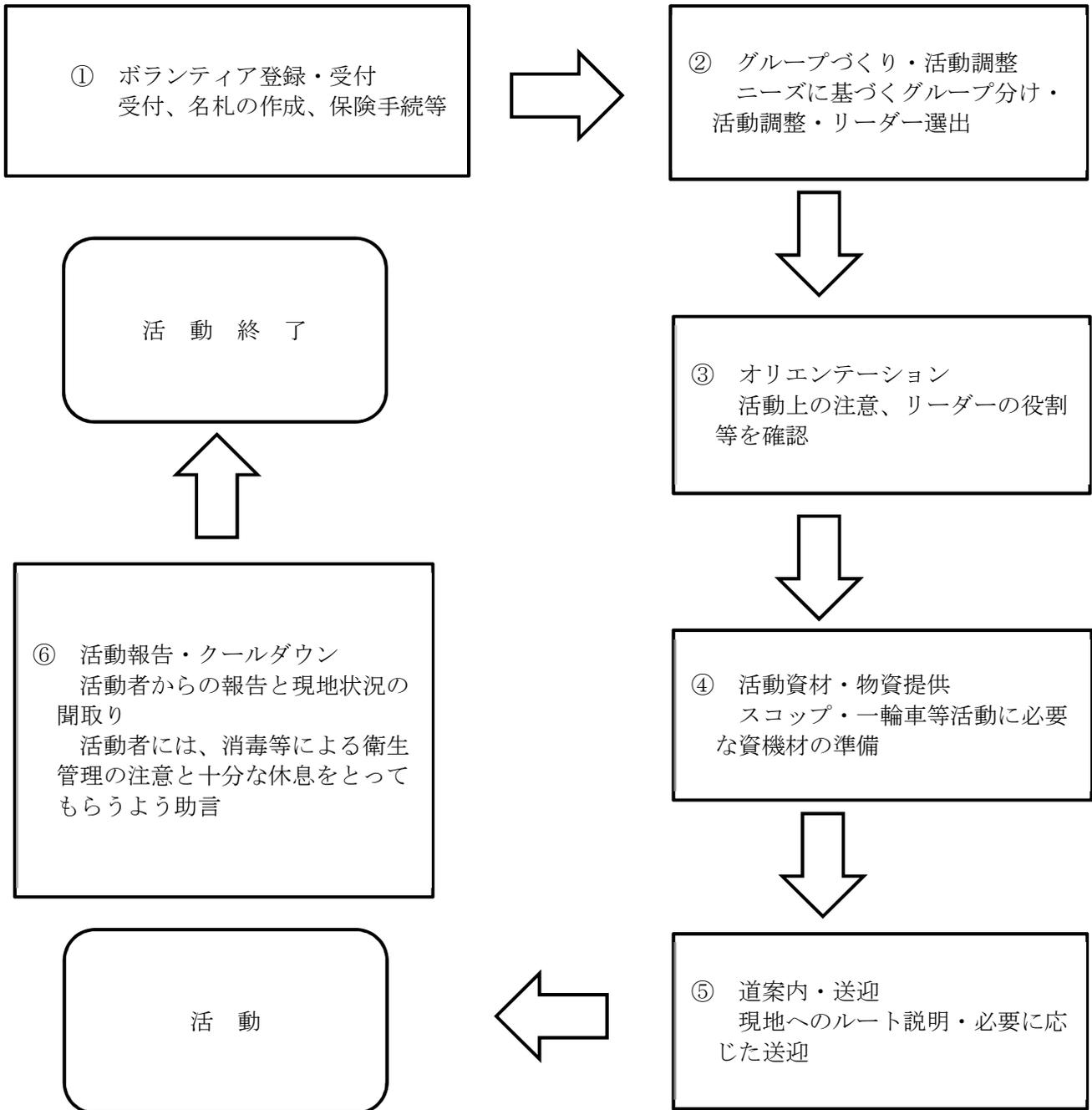
参考：ボランティア活動で必要となる資機材例

各種マニュアル、カメラ、通信機器、ハンドマイク、マスク、軍手、ゴム手袋、ゴミ袋、長靴、雨具、段ボール箱、はさみ、筆記用具、ビニール紐、机、椅子、コピー機、照明器具、延長コード等

参考：ボランティア活動で必要となる情報例

ライフラインの復旧状況、人口や年齢分布、要配慮者情報、避難所の開設状況・避難者数、炊き出し等の公的支援状況、行政から住民に向けた情報発信全般等

ボランティア活動の流れ（イメージ図）



第6節 支援活動及び調整（2週間以降）

1 みえ災害ボランティア支援センターとの情報共有

市災害ボランティアセンターは、ボランティア活動への参加促進やボランティアの受入れの過不足等の支援の地域差解消につなげるため、ボランティアの活動状況や被災者ニーズについて、みえ災害ボランティア支援センターと情報共有を行う。

2 関係機関との連携・調整、情報共有

市災害対策本部（市民部市民班）は、関係機関との連携・調整を行うとともに、情報共有を行う。

市災害ボランティアセンターでは対応しきれない被災者の様々なニーズについては、情報共有や連絡・調整を行い、高い専門性や支援のノウハウを持つNPO・ボランティア団体等とマッチングし、支援へとつなげる。

なお、現地協働プラットフォームについては、構築・運営体制についてあらかじめ定めることは行わないものの、平時から関係機関と連携の上、他所での設置事例の情報収集に努めることとする。

3 市災害ボランティア本部及び市災害ボランティアセンターの縮小・閉鎖

市災害ボランティア本部の閉鎖及び市災害ボランティアセンターの縮小又は閉鎖に当たっては、市災害対策本部（市民部市民班）、津市社会福祉協議会、その他関係機関等が協議の上、被災地域の復旧状況等を考慮し、判断する。

市災害ボランティアセンターの縮小、閉鎖の際には、全戸配布チラシ、回覧、市ホームページ・津市社会福祉協議会のホームページなどを活用し、住民、ボランティア、関係機関・団体への周知に努める。

第7節 様式集

ニーズ受付票

| | | | |
|-----------|---|---|------------------|
| 受付日時 | 月 日 () 時 分 | 来所・電話・他 () | 受付者 |
| 依頼者の概要 | (フリガナ) 名前 | 性別 男・女 <small>答えたくない</small> | 年齢 |
| | 住所 | 依頼者が本人でない場合 ●氏名・団体(自治会等) | |
| | 自宅電話 — — 携帯電話 — — | ●連絡先 | |
| | 家族構成 独居・高齢者・障がい者・その他 | 目印となる建物・経路 | |
| | | 現在の居所 | |
| | 活動内容 | <input type="checkbox"/> 室内の清掃・片づけ <input type="checkbox"/> 泥出し <input type="checkbox"/> 家財の移動・搬出 <input type="checkbox"/> 畳出し <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 話し相手 <input type="checkbox"/> その他 | 被害状況など |
| | | <input type="checkbox"/> 寝室 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 居間 <input type="checkbox"/> 物置 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 庭 <input type="checkbox"/> 溝 <input type="checkbox"/> その他 | |
| 希望日 | 月 日 ~ 月 日 / 時 ~ 時 | | |
| ボランティア人数 | 人 | 男女希望 | 男性 名 女性 名 / 特になし |
| 必要な道具 | <input type="checkbox"/> スコップ <input type="checkbox"/> トラック <input type="checkbox"/> ほうき <input type="checkbox"/> 一輪車 <input type="checkbox"/> バール <input type="checkbox"/> 高圧洗浄機 <input type="checkbox"/> バケツ <input type="checkbox"/> ひも <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> 雑巾 <input type="checkbox"/> 土のう袋 | | |
| 備考(留意点など) | | | |

チェック項目 (該当に○) : 危険である (活動内容・建物判定) ・過重労働 ・トイレ無し

| | | | |
|----|-----------|--------------------------------|------|
| 判断 | 受理・不受理・保留 | 不受理の場合の処理 (他機関紹介等)、保留の場合の要調査事項 | 連絡確認 |
| | | 【業者免注可・営業活動・政治活動・宗教活動】 | |

災害ボランティア登録票（個人）

| | | | | |
|---|---|--------------------------------|---|---|
| 氏名（フリガナ） | 性別 | ・男 ・女 ・答えたくない | 年齢 | 歳 |
| 住所 〒 _____ 都府 道県 | TEL _____ FAX _____ Mail _____ | | | |
| 緊急連絡先（本人以外） | 血液型 <input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> O <input type="checkbox"/> AB | | | |
| 活動希望期間 月 日 ~ 月 日 | 活動可能時間帯 時 ~ 時 | | | |
| ボランティア活動の保険加入の有無 <input type="checkbox"/> 加入済み <input type="checkbox"/> 未加入 保険の種類 <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会ボランティア活動保険 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） | | | | |
| 希望する活動内容（ご希望される活動場面がない場合もあります。） <input type="checkbox"/> 全活動可能 <input type="checkbox"/> 室内の清掃・片づけ <input type="checkbox"/> 泥出し <input type="checkbox"/> 家財の移動・搬出 <input type="checkbox"/> 畳出し <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 話し相手 <input type="checkbox"/> その他 | | | ボランティア活動証明書 <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 健康状態 <input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> その他（配慮すべき点） | |
| 免許・資格・技術の取得（持っているもの全ての <input type="checkbox"/> に印をしてください。） <input type="checkbox"/> 普通自動車免許 <input type="checkbox"/> 大型自動車免許 <input type="checkbox"/> 自動二輪 <input type="checkbox"/> 特殊車輛免許（ _____ ） <input type="checkbox"/> 医師（ _____ 科） <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 救急救命士 <input type="checkbox"/> 臨床心理士 <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 介護福祉士 <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> ホームヘルパー養成研修修了（ _____ 級） <input type="checkbox"/> 手話 <input type="checkbox"/> 点字・点訳 <input type="checkbox"/> 危険物取扱者（乙種全類以上） <input type="checkbox"/> 大工 <input type="checkbox"/> 左官 <input type="checkbox"/> 石工 <input type="checkbox"/> 電気工事 <input type="checkbox"/> 水道工事 <input type="checkbox"/> ガス工事 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） | | | | |
| 協力車両（ボランティア活動で使用可能または提供可能な車両の <input type="checkbox"/> に印をしてください。） <input type="checkbox"/> ワゴン <input type="checkbox"/> セダン <input type="checkbox"/> 軽トラ <input type="checkbox"/> 2トン以下のトラック <input type="checkbox"/> 2トン以上のトラック <input type="checkbox"/> オフロードバイク <input type="checkbox"/> オンロードバイク <input type="checkbox"/> 原付 <input type="checkbox"/> ユニボ <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） | | | | |
| 自家用車 | 車種 _____ | ※受付日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日 | | |
| | ナンバー _____ | ※受付番号 _____ | | |

* ご記入いただいた個人情報、災害ボランティアセンターの運営に関してのみ使用させていただきます。

※は事務局記入欄

災害ボランティア登録票（団体）

| | | | |
|----------------------------|---|-----------|--|
| 受付日 | 平成 年 月 日（ ） | 受付番号 | |
| 団体名 | | | |
| <small>のりな</small> 代表者名 | | 代表者 携帯 | |
| 住所 (窓口) | 〒 — | | |
| | 電話 | FAX | |
| 所属人数 | | | |
| 活動できる 内 容 | <input type="checkbox"/> 全活動可能 <input type="checkbox"/> 室内の清掃・片づけ <input type="checkbox"/> 泥出し <input type="checkbox"/> 家財の移動・搬出 <input type="checkbox"/> 畳出し <input type="checkbox"/> 家事援助 <input type="checkbox"/> 話し相手 <input type="checkbox"/> その他 <div style="text-align: right;">※災害ボランティア活動経験【 あり ・ なし 】</div> | | |
| 活動可能 日 時 | 【期間・曜日・時間など】 | | |
| 備 考 | | | |

※ご記入いただいた個人情報は、災害ボランティアセンターの運営に際してのみ使用させていただきます。

津市災害時受援計画

(令和 年 月)

発行 津市

連絡先 〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号
危機管理部防災室

電話 059-229-3104

E-mail 229-3104@city.tsu.lg.jp

津市道路啓開計画（案）の概要

1 計画の概要

(1) 計画の背景・目的

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、甚大な被害がもたらされ被災した際、道路などの社会基盤が必ずしも有効に機能するわけではないことが浮き彫りになりました。

近い将来発生が予測されている南海トラフ地震を含む大規模災害が発生した際に、負傷者の救助や被災者に緊急物資を届ける緊急車両等が通行するルートを早急に確保し、全国から駆けつける人命救助等の実働部隊への迅速な情報伝達を行うことで、実働部隊がそれぞれの救助活動拠点等に到達し受援体制を確固たるものにしていくことが極めて重要となります。

そのため、地震発生後に迅速かつ効率的な道路啓開が可能となるよう津市道路啓開計画を策定するものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、今後30年以内に70～80%の確率で発生が予想される南海トラフ地震を含む大規模災害が発生した際に、救命・救援活動を支える緊急輸送体制を早期に確保し、円滑な道路啓開を実施するための指針として策定するものです。また、この計画の策定に当たっては、津市地域防災計画等の上位計画及び国、県の各種計画等の考え方を踏まえて策定します。加えて、上位計画などが改正された場合や、津市総合防災訓練、津市災害対策図上訓練や実災害への対応などを通じて得られた知見や課題に対しても、計画に反映するものとします。

2 想定する災害と被害

(1) 想定する災害

本計画は、本市にとって最も大きな影響を及ぼす可能性のある南海トラフを震源とし、広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震を想定地震とします。

【想定地震】

名 称：理論上最大クラスの南海トラフ地震

規 模：マグニチュード9.0

【想定される被害】

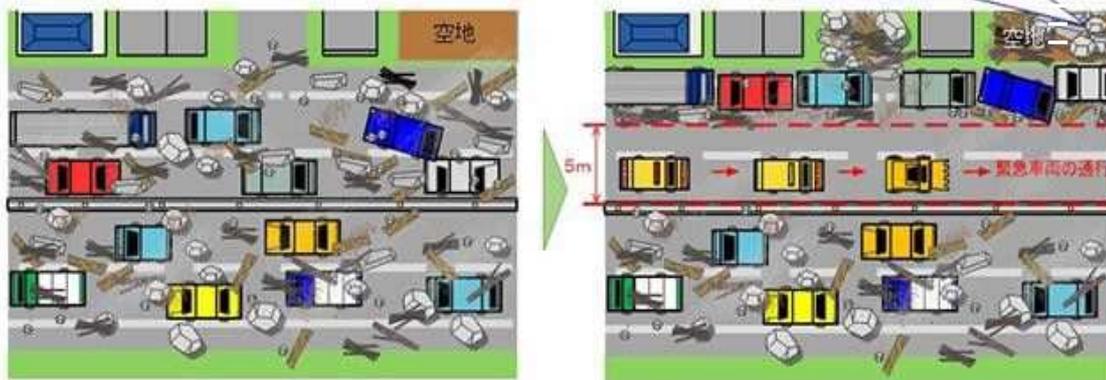
路面の亀裂・陥没、道路上のがれき、法面・擁壁の崩壊、落橋や橋梁の大規模被害、橋梁のジョイント部の段差、トンネル坑口周辺の崩落、電柱の傾斜・倒壊、地中埋設管の敷設物の陥没、マンホールの浮上、津波による道路上のがれき・長期湛水・橋梁の流出、放置車両、事故車両、死者・負傷者等、沿道火災など

3 道路啓開における優先度の基本方針

(1) 道路啓開とは

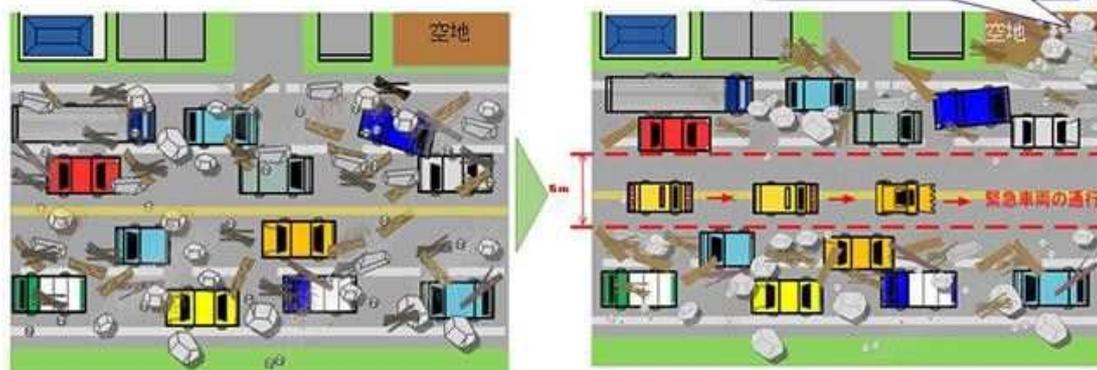
道路啓開とは、救命・救援活動の要として、道路本体の損傷、道路上の崩壊土、倒壊建物などがれき、路上車両などの交通支障物により塞がれた道路を切り開き、緊急車両や物資輸送車両の通行を確保することです。

【中央分離帯あり】



※ 図は道路啓開のイメージです。

【中央分離帯なし】

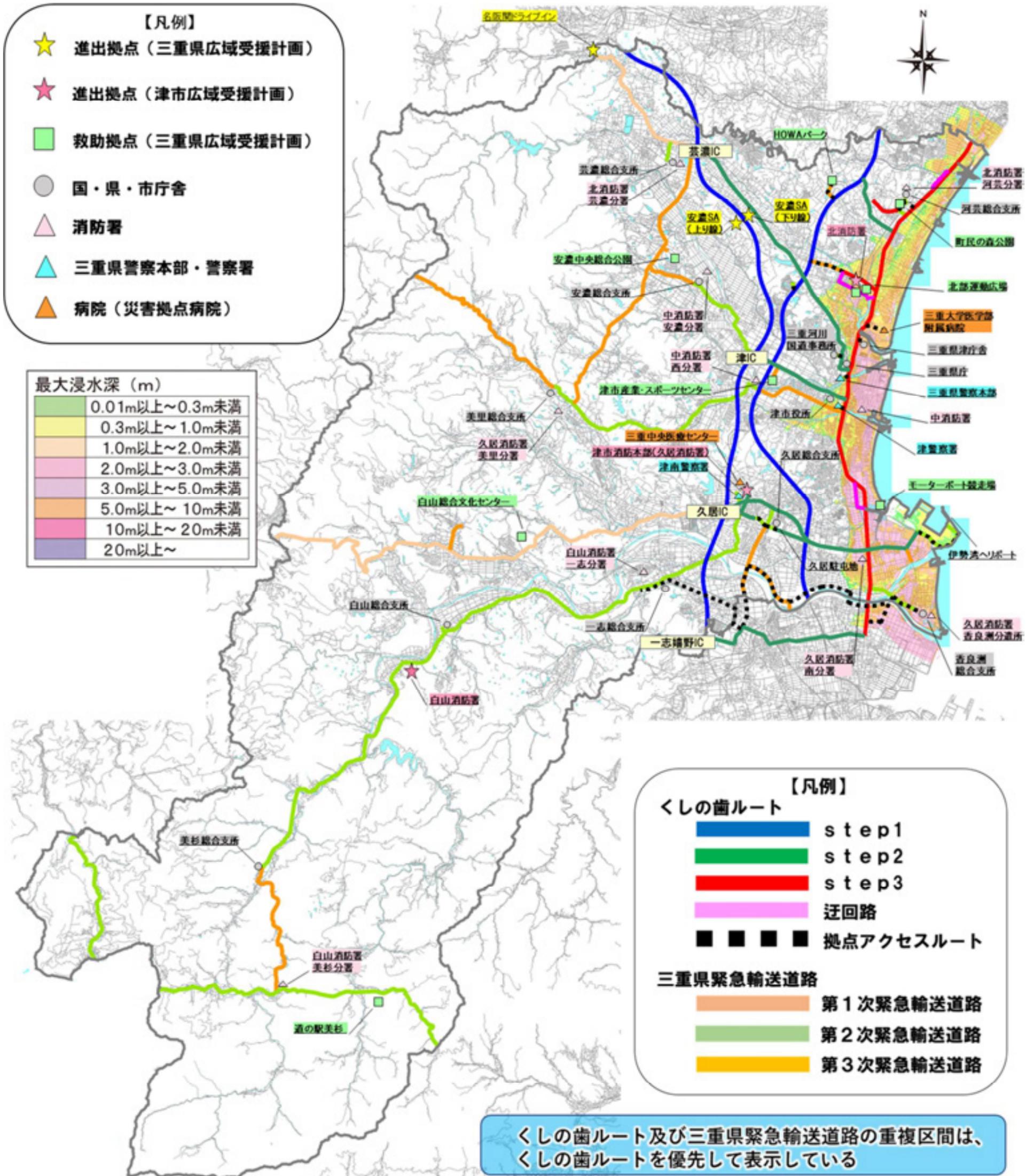


※ 図は道路啓開のイメージです。

(2) 優先啓開ルートを選定

本計画の優先啓開ルートを選定に当たっては、津波浸水被害想定を考慮しつつ、津市災害時受援計画、くしの歯作戦、三重県緊急輸送道路ネットワーク計画を基に、くしの歯作戦候補ルート、三重県緊急輸送道路と主要な防災拠点等を連絡する道路、孤立集落を解消する道路等を選定し順次、開設していくこととしますが、まずは応援部隊受入れまでの間、陸上自衛隊第33普通科連隊の活動や市消防本部等が実施する消防救急、救助活動のための経路の確保や、他市からの自衛隊応援部隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊の受入れ（受援）のための経路確保を優先した啓開ルートを選定を行います。

「くしの歯ルート」及び「三重県緊急輸送道路」の市内対象路線統合図



中部版「くしの歯作戦」（令和5年5月改訂版）【道路啓開オペレーション計画】

三重県緊急輸送道路ネットワーク図（津管内）R6.2 改訂版

「くしの歯作戦」とは、内陸部を南北に貫く高速道と直轄国道から、くしの歯のように沿岸部に伸びる何本もの国道を、救援・救護ルート確保に向け切り開く作戦のことで、次のstep1 からstep3 までの順に人命救助のための救援・救護ルートを確認します。

「緊急輸送道路」とは、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定するもの（地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点等及び広域避難地など）とを連絡し、又はそれらの拠点を相互に連絡する道路をいい、重要度に応じ、第1次から第3次に区分します。

4 道路啓開の対応行動

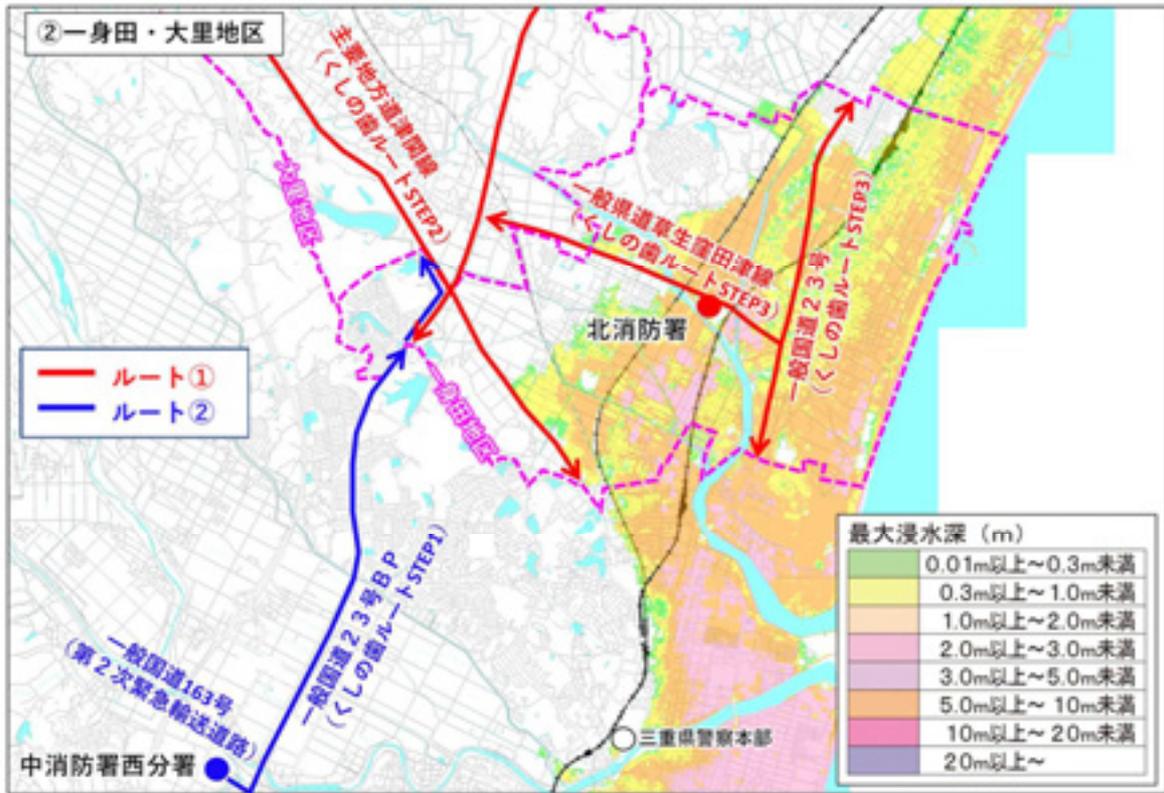
(1) 道路啓開のタイムライン

優先啓開ルート選定の考え方は、次の「救急・受援想定ルート」及び「啓開ルート1～4」とします。

| 優先順位 | 目標啓開時間 | 内容 |
|------|------------------|---|
| 1 | (第1局面) 12時間以内 | <p>救急想定ルート及び受援想定ルート（啓開ルート1～3のうち優先的に啓開）</p> <p>（救急想定ルート）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各消防署から救出救助重点地域までの道路【例：図1】 自衛隊、警察、消防、医療機関の周辺道路【例：図2】 <p>広域応援部隊到着前において、陸上自衛隊第33普通科連隊、津・津南警察署、市消防本部が迅速に救命救助・消防活動を展開できるよう、上記救急想定ルートのうち、被害が大きい地域への道路を優先して啓開する。道路管理者、災害協定業者及び各防災関係機関が連携して、発災後早期に道路啓開に着手する。</p> <p>（受援想定ルート）</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域応援部隊の進出拠点から救助活動拠点までの道路【例：図3】 <p>広域応援部隊が本市到着後即座に活動できるよう、上記受援想定ルートのうち、市災害対策本部が自衛隊、警察、消防の広域応援部隊の各救助活動拠点として決定した場所までの道路を優先して啓開する。広域応援部隊到着目安の発災後12時間以内に救助活動拠点までの道路啓開を完了させることを目標とする。</p> |
| 2 | (第2局面) 24時間以内 | <p>くしの歯ルート（STEP1、STEP2、STEP3、拠点アクセスルート） 県緊急輸送道路計画（第1次、第2次緊急輸送道路）、本市重点啓開道路</p> <ul style="list-style-type: none"> くしの歯作戦候補ルート 県庁所在地、地方中心都市及び重要な港湾、空港等を連絡する道路（第1次緊急輸送道路） 第1次緊急輸送道路と主要な防災拠点、国管理庁舎、警察庁舎、広域進出拠点及び進出拠点、災害拠点病院へ連絡する道路（第2次緊急輸送道路） 緊急性を有する孤立集落への道路 <p>※救急想定ルート及び受援想定ルートを除く</p> <p>救命救助・消防活動を最優先とし、自衛隊、警察、消防、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の広域援助部隊が速やかに被災地での活動を展開できるよう、既に着手した救急想定ルート及び受援想定ルート以外の道路について、道路管理者、災害協定業者及び各防災関係機関が連携して、発災後24時間以内に道路啓開に着手する。</p> |
| 3 | (第3局面) 36時間以内 | <p>県緊急輸送道路計画（第3次緊急輸送道路）</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路 第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点等（主要駅等）とを連絡する道路 <p>※救急想定ルート及び受援想定ルートを除く</p> <p>防災拠点等までのアクセスルートを道路管理者、災害協定業者、自衛隊、警察、消防、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が連携して発災後36時間以内に道路啓開に着手する。</p> |
| 4 | (第4局面) 48時間以内 | <p>本市重点啓開道路</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1次緊急輸送道路と救助活動拠点とを連絡する道路 孤立集落を解消する道路 <p>※救急想定ルート及び受援想定ルートを除く</p> <p>救助活動拠点までのアクセスルート及び孤立集落を解消する道路において道路管理者、災害協定業者、自衛隊、警察、消防、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が連携して発災後48時間以内に道路啓開に着手する。</p> |
| 5 | (第5局面) 72時間以内 | <p>本市重点啓開道路以外の道路</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活道路及びその他道路の通行確保 <p>道路管理者、災害協定業者、自衛隊、警察、消防、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が連携して発災後72時間以内に啓開ルート4までの道路啓開を完了させることを目標とする。</p> <p>※必要に応じて応急仮設住宅建設用地までの道路啓開を行う。</p> |

【例：図1】 救急想定ルート（救出救助重点地域）

| 地区 | 消防署 | ルート① | 代替消防署 | ルート② |
|-----------|------|--|-------|--|
| ②一身田・大里地区 | 北消防署 | 【一身田地区】 一身田地区（北消防署⇄一般県道草生窪田津線・一般国道23号） | 西分署 | 【一身田地区】 西分署⇄一般国道163号⇄一般国道23号BP⇄一般県道草生窪田津線⇄一般国道23号⇄一身田地区 |
| | | 【大里地区】 北消防署⇄一般県道草生窪田津線⇄一般国道23号BP⇄主要地方道津関線⇄大里地区（⇄一般国道23号BP・主要地方道津関線） | | 【大里地区】 西分署⇄一般国道163号⇄一般国道23号BP⇄主要地方道津関線⇄大里地区 |

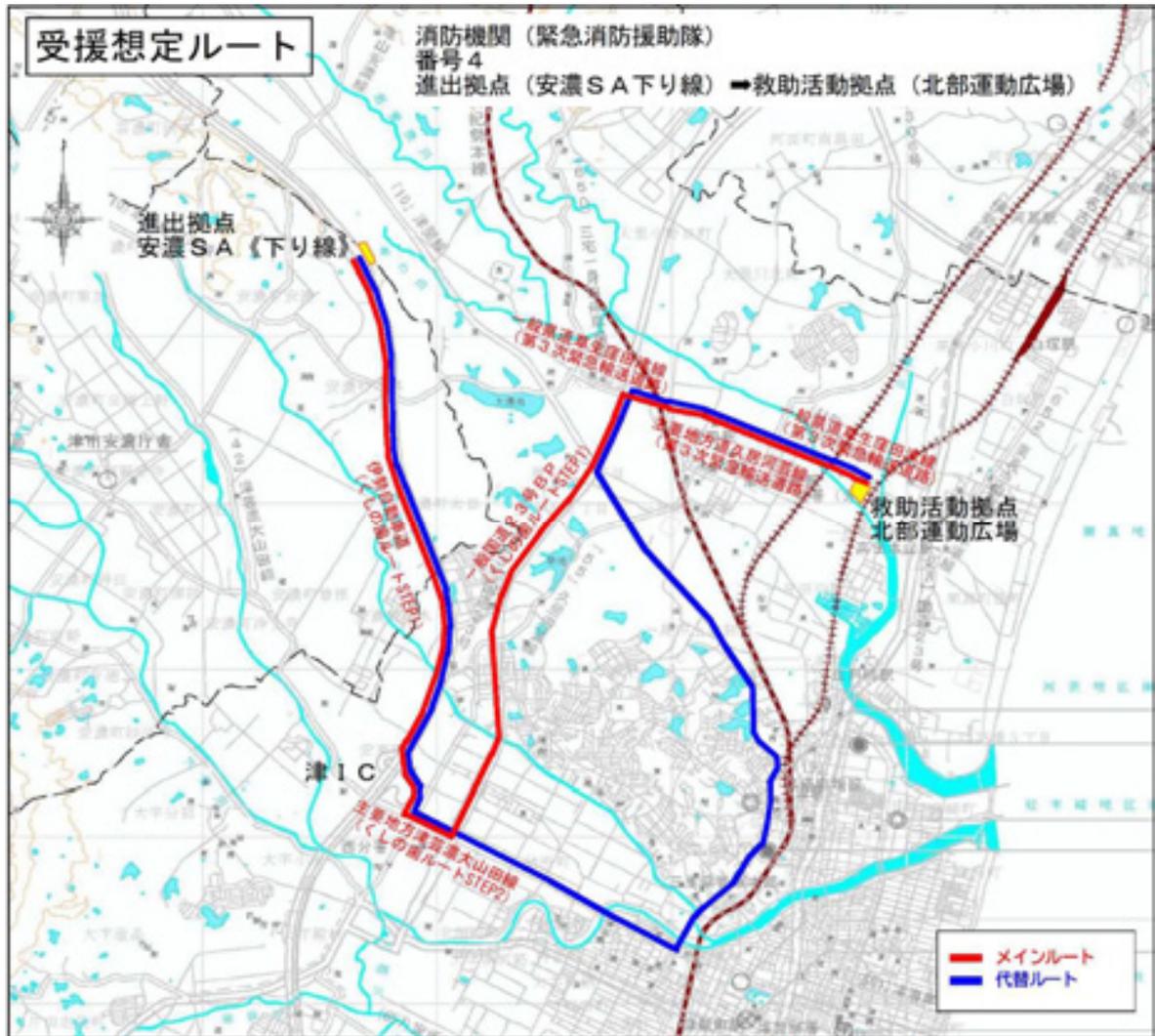


【例：図2】 救急想定ルート（救助関係機関周辺道路（永井病院））

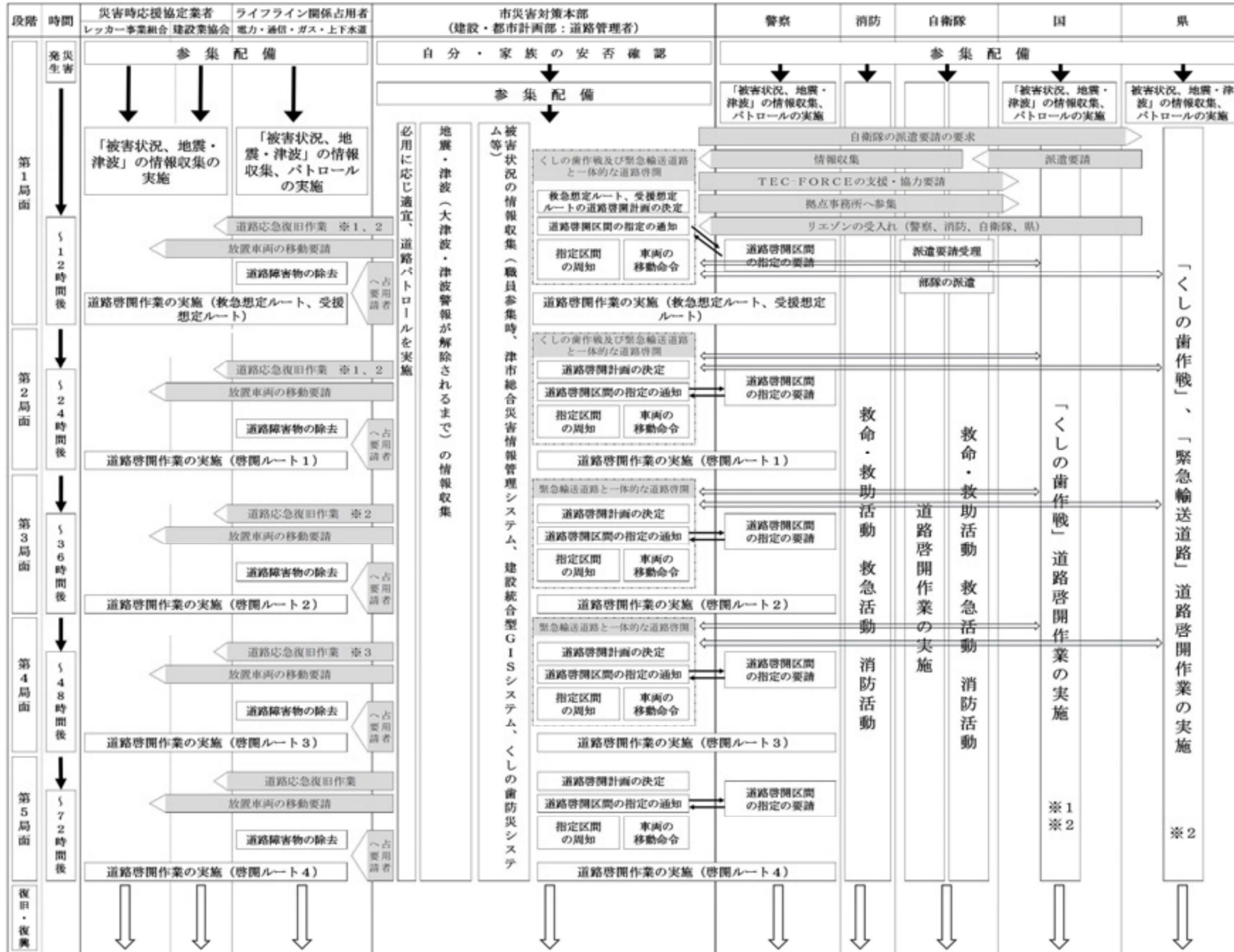


【例：図3】 受援想定ルート

| 番号 | 進出拠点 | 救助活動拠点 | メインルート | 代替ルート |
|----|--------------|--------|--|--|
| 4 | 安濃 S A 《下り線》 | 北部運動広場 | 安濃 S A 《下り線》 ➡ (高) 伊勢自動車道 ➡ 津 I C ➡ 主要地方道津芸濃大山田線 ➡ 一般国道 2 3 号 B P ➡ 一般県道草生窪田津線 ➡ 主要地方道久居河芸線 ➡ 一般県道草生窪田津線 | 安濃 S A 《下り線》 ➡ (高) 伊勢自動車道 ➡ 津 I C ➡ 主要地方道津芸濃大山田線 ➡ 一般県道津久居線 ➡ 主要地方道津関線 ➡ 一般国道 2 3 号 B P ➡ 一般県道草生窪田津線 ➡ 主要地方道久居河芸線 ➡ 一般県道草生窪田津線 |



道路啓開のタイムライン



※1 くしの歯作戦が実行された場合は、国の災害協定業者からの被災情報等が国へ一元化され集約されることから、拠点事務所へ参集する本市職員と本市災害対策本部が情報共有を図ります。
 ※2 第2次、第3次緊急輸送道路のうち市管理道路の道路啓開については、県と市が連携し情報共有を図り一体的に緊急輸送道路の道路啓開を行います。

5 道路啓開の行動内容

(1) 災害発生後の本市の実施体制

本市内に震度5強以上の地震が発生した場合、直ちに建設・都市計画部災害時出動体制を組織します。職員参集後、道路被害状況を把握するための初動体制を確立します。

(2) 道路啓開に係る本市の実施内容

ア 被災状況の把握

初動体制を確立後、速やかに優先啓開ルートを中心とした道路被害情報を国、県、警察、消防等から収集し、緊急車両等の通行可否を判断するための道路被害に関する被災状況を把握します。くしの歯作戦が実行された場合は、参集機関である本市から建設部職員をくしの歯作戦の拠点事務所(三重河川国道事務所)へ派遣し、国及び県と情報を共有します。

イ 被災状況の集約

広域応援部隊到着までの間は、人命救助を主眼として被害の大きい地域の把握と救助関係機関を結ぶ道路の被害情報を中心に集約します。次に、円滑に広域応援部隊を受け入れられるよう、自衛隊、警察、消防等の各部隊の進出拠点から救助活動拠点を結ぶ道路の被害情報を集約します。

市及び国が把握した情報は国のくしの歯防災システムへ集約し、津市災害対策本部に対し適宜報告を行います。津市災害対策本部では集約された被害情報を基に、道路啓開が必要な路線を検討します。

ウ 啓開ルートの決定

くしの歯作戦では、拠点事務所において、国、県及び市がともに道路啓開ルートを決定します。道路啓開ルートの決定に当たっては、救命救助を優先するため事前に選定している救急想定ルート及び受援想定ルートのうち、津市災害対策本部で検討した結果をくしの歯ルートにおける道路啓開ルートの決定に反映するよう要請します。

三重県緊急輸送道路に係る道路啓開ルートの決定は、くしの歯作戦と同様、県及び市がともに道路啓開ルートを決定します。

【救急想定ルート】

広域応援部隊到着までの間、救命救助活動や消防活動が円滑かつ迅速に実施できるよう、消防署から救出救助重点地域までのルートと自衛隊、警察、消防、医療機関の周辺道路を事前に救急想定ルートして選定

【受援想定ルート】

広域応援部隊が本市到着後即座に活動できるよう、自衛隊、警察、消防の各進出拠点から救助活動拠点候補地までのルートを事前に受援想定ルートとして選定

エ 啓開体制の確保

くしの歯ルート及び三重県緊急輸送道路に関する道路啓開については、決定した啓開ルートを、災害協定業者へ国道、県道及び市道を一体的に道路啓開の実施を指示します。

被害が大きいために対応が困難な場合は、津市災害対策本部長から国土交通省中部地方整備局（三重河川国道事務所）に国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の支援・協力を要請します。また、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、津市災害対策本部長から三重県知事に要請を行います。

オ 災害対策基本法に基づく道路区間の指定

災害対策基本法第76条の6の規定に基づき「道路区間の指定」を行います。

道路区域の指定は、災害対策基本法施行令第33条の3の規定に基づき、三重県公安委員会に指定の通知を行います。

カ 道路啓開の実施

啓開作業は、重機やレッカー車等を投入し、ガレキや電柱の排除、放置車両及び被災して移動不能となった車両の移動を行います。この際、車両移動については災害対策基本法第76条の6の規定に基づき迅速に道路啓開を実施します。

なお、「道路区間の指定」などの通行規制を実施した際は、一般車両などの進入防止措置及び周知を行った上で道路啓開作業を実施します。

キ 発災後の広報の実施

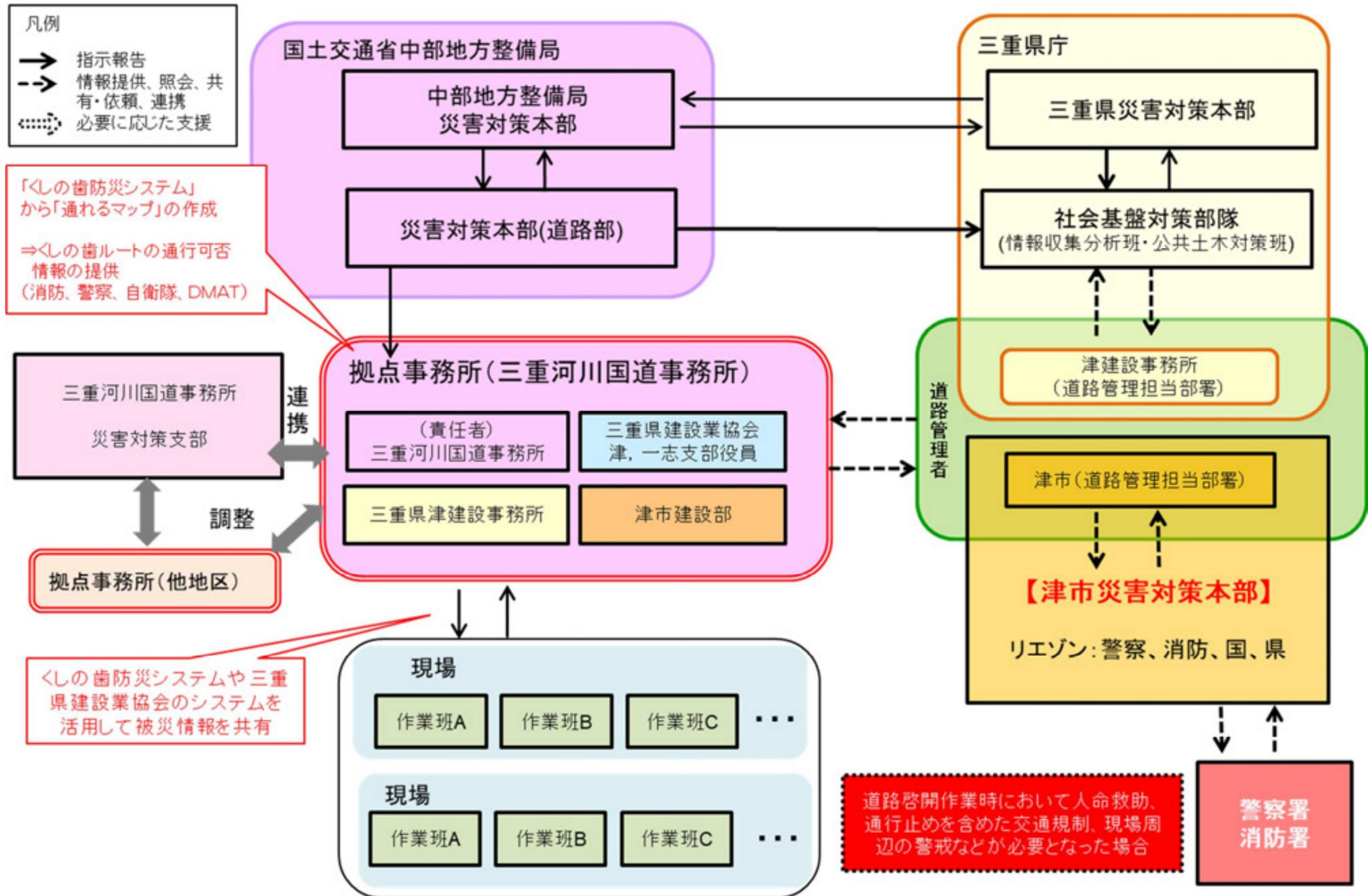
道路管理者は、発災直後、通行規制後、区間確定後及び啓開作業着手後など状況に応じ道路利用者に対して様々な方法で情報提供を行います。特に区間指定の周知については、一般車両の進入が緊急車両等の通行の妨げに繋がるおそれ大きいことから、同報系防災行政無線を通じて、繰り返し、当該区間への一般車両の進入禁止を求める放送を行います。

(3) 関係機関等との連携

県緊急輸送道路と主要な防災拠点等を連絡する道路を確保するためには、国・県・市の各道路管理者が連携して道路啓開を実施する必要があります。

くしの歯作戦が発令された場合における道路啓開活動の指揮系統は次のとおりです。

くしの歯作戦における道路啓開活動指揮系統図



6 計画の効果的な推進

(1) 計画推進の連携と調整

本計画に示された内容は、本市防災部局や自衛隊、警察、消防、国、県等、各防災関係機関との連携、協力体制により効果的・効率的な道路啓開活動が可能となるものです。平時から大規模災害の発生を想定した防災訓練を関係機関や災害協定業者等との協力の下に定期的実施するなど、現場対応力の向上や連携強化を図ります。

(2) 今後の検討課題

本計画は、南海トラフ地震を含む大規模災害が発生した際に、緊急車両等の通行を確保するため、道路啓開の役割分担、対応手順を事前に定めて救命・救援活動を支える緊急輸送体制を早期に確保するために策定するものです。

津市地域防災計画や津市災害時受援計画等関連する計画との整合性を図るとともに、今後、中部地方幹線道路協議会道路管理防災・震災対策検討分科会三重県小分科会での議論や津市総合防災訓練、津市災害対策図上訓練などでの課題などの検証結果を踏まえ、本計画内容の見直し、充実を図ることにより、更なる実効性の向上を目指すこととします。

津市道路啓開計画（案）



令和 年 月

津 市

内 容

| | | |
|-----|------------------|----|
| 1 | 計画の概要 | 1 |
| 1-1 | 計画の背景 | 1 |
| 1-2 | 計画の目的 | 1 |
| 1-3 | 計画の位置付け | 1 |
| 2 | 想定する災害と被害 | 2 |
| 2-1 | 想定する災害 | 2 |
| 2-2 | 想定される被害 | 2 |
| 3 | 道路啓開における優先度の基本方針 | 5 |
| 3-1 | 道路啓開とは | 5 |
| 3-2 | 優先啓開ルートを選定 | 7 |
| 3-3 | 優先啓開をする路線選定の考え方 | 8 |
| 4 | 道路啓開の対応行動 | 13 |
| 4-1 | 道路啓開のタイムライン | 13 |
| 5 | 道路啓開の行動内容 | 19 |
| 5-1 | 災害発生後の本市の実施体制 | 19 |
| 5-2 | 道路啓開に係る本市の実施内容 | 19 |
| 5-3 | 関係機関等との連携 | 25 |
| 5-4 | 南海トラフ地震以外での対応 | 25 |
| 6 | 計画の効果的な推進 | 26 |
| 6-1 | 計画推進の連携と調整 | 26 |
| 6-2 | 今後の検討課題 | 26 |
| 7 | 資料 | 27 |

1 計画の概要

1-1 計画の背景

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、甚大な被害をもたらされ被災した際、道路などの社会基盤が必ずしも有効に機能するわけではないことが浮き彫りになった。近い将来発生が予測されている南海トラフを震源とする巨大地震でも深刻な道路交通麻痺、多数の被害者の発生及び物流機能の低下の対応が課題となる。

このことから、人命救助の「72時間の壁」を意識しながら参集後速やかに初動体制を確立し、道路被災情報を「津市総合災害情報管理システム」や国の「くしの歯防災システム」などを活用するとともに関係機関からの情報を収集し、適切な通行ルートと迂回ルートの確保や必要な交通規制、全国から駆け付ける人命救助等の実働部隊への迅速な情報伝達を行うことで、実働部隊がそれぞれの救助活動拠点等に到達し受援体制を確固たるものにしていくことが極めて重要となる。

そのため、地震発生後に迅速かつ効率的な道路啓開が可能となるよう津市道路啓開計画を策定するものである。

1-2 計画の目的

南海トラフ地震を含む大規模災害が発生した際に、負傷者の救助や被災者に緊急物資を届ける緊急車両等が通行するルートを早急に確保し、救命・救援活動を支える緊急輸送体制を早期に確保することができるよう、この道路啓開計画では、「道路啓開における優先度の基本方針」、「道路啓開の対応行動」、「道路啓開の行動内容」及び「計画の効果的な推進」等、道路啓開の役割分担や対応手順等を事前に定めることで、緊急時における行動内容や関係機関との連携方法を明確化し、道路啓開活動の迅速化・円滑化に繋げ、もって市民の生命・財産を守り、生活及び経済活動への影響を最小限に留めることを目的とする。

1-3 計画の位置付け

本計画は、今後30年以内に70～80%の確率で発生が予想される南海トラフ地震を含む大規模災害が発生した際に、救命・救援活動を支える緊急輸送体制を早期に確保し、円滑な道路啓開を実施するための指針として策定するものである。また、この計画の策定に当たっては、津市地域防災計画等の上位計画及び国、県の各種計画等の考え方を踏まえて策定する。加えて、上位計画などが改正された場合や、津市総合防災訓練、津市災害対策図上訓練や実災害への対応などを通じて得られた知見や課題に対しても、計画に反映するものとする。

本計画に反映する計画は、以下に示すとおりである。

- ・津市地域防災計画[震災対策編]
- ・津市地域防災計画[津波対策編]
- ・津市地域防災計画[資料編]
- ・津市災害時受援計画（以下「津市受援計画」という。）
- ・三重県広域受援計画（以下「県受援計画」という。）
- ・三重県緊急輸送道路ネットワーク計画（以下「県緊急輸送道路計画」という。）
- ・中部版「くしの歯作戦」【道路啓開オペレーション計画】（以下「くしの歯作戦」という。）

2 想定する災害と被害

2-1 想定する災害

本計画は、本市にとって最も大きな影響を及ぼす可能性のある南海トラフを震源とし、広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震を想定地震とする。

【想定地震】

名 称：理論上最大クラスの南海トラフ地震

規 模：マグニチュード9.0

2-2 想定される被害

表2-1に、地震・津波災害の被害の様相や道路震災対策便覧（社団法人日本道路協会）等を参考に、想定される道路の被害を示す。

表2-1 想定される被害

| 分類 | 内 容 |
|-------|--------------------------------|
| 路面 | 路面の亀裂・陥没 |
| | 道路上のがれき（建物、立木、自動販売機、塀などの傾斜・倒壊） |
| | 落石や自然斜面の崩壊土のはらみ出し |
| | アンダーパスなどの浸水 |
| 盛土・法面 | 盛土部の亀裂・段差・崩壊 |
| | 法面・擁壁の崩壊、道路上へのはらみ出し |
| 橋梁 | 落橋や橋梁の大規模被害 |
| | 橋梁取付盛土の段差 |
| | ジョイント部の段差 |
| トンネル | 坑口周辺の崩落 |
| | 覆工の崩落 |
| 歩道橋 | 標識・看板や部材などの落下、昇降階段の一部損壊 |
| 道路占有物 | 電柱の傾斜・倒壊 |
| | 地中埋設管の敷設部の陥没 |
| | マンホールの浮上 |
| 津波 | 津波による道路上のがれき（建物、車両など） |
| | 津波による道路上の長期湛水 |
| | 津波による橋梁の流出 |
| 車両 | 放置車両、事故車両 |
| 危険物 | 危険物の漏洩 |
| 人物 | 死者、負傷者、捜索者 |
| | 帰宅困難者の歩車道での移動・滞留 |
| その他 | 沿道火災 |

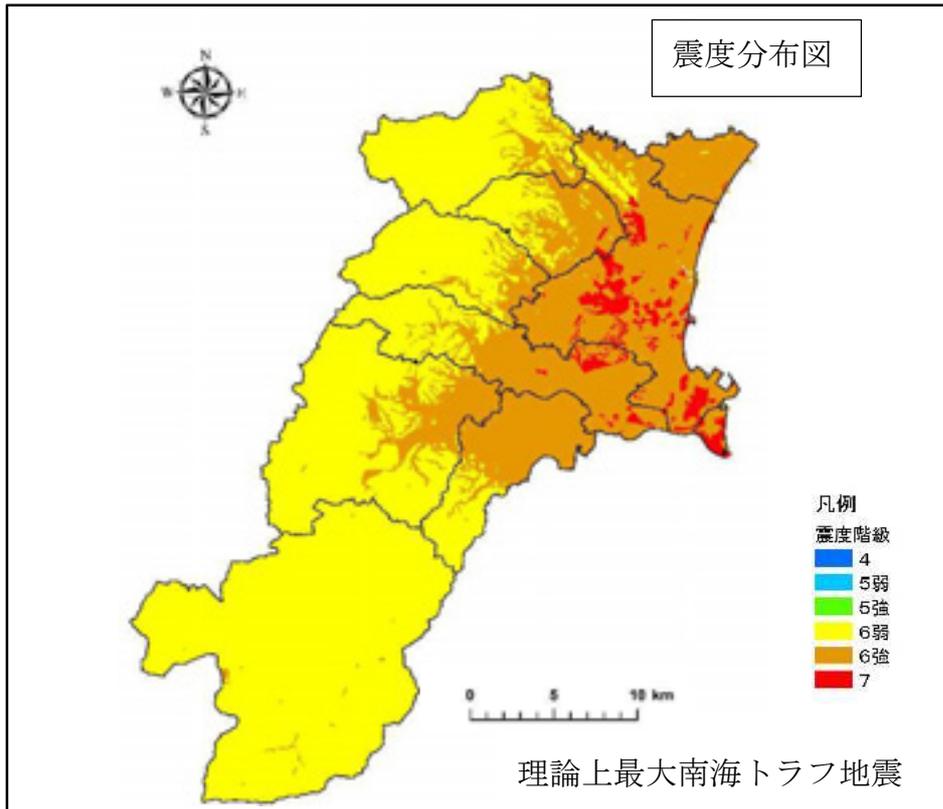


図 2-1 津市地震防災マップ作成業務委託 地震被害想定調査 調査報告書（平成 28 年 3 月）

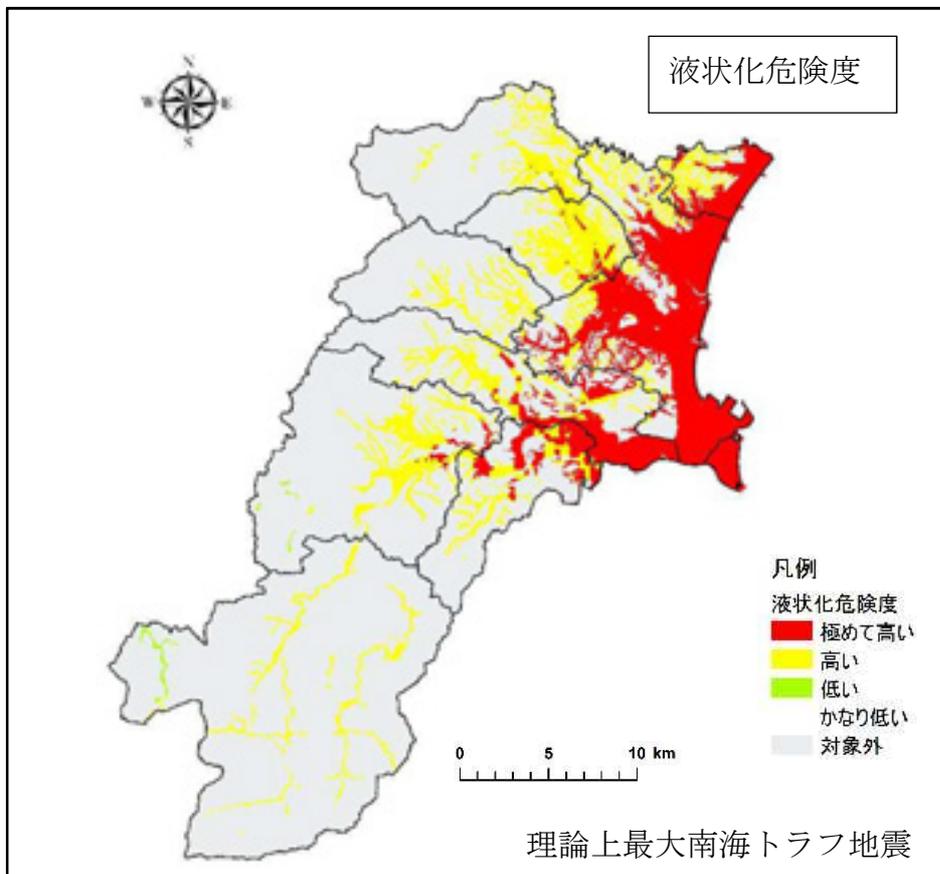


図 2-2 津市地震防災マップ作成業務委託 地震被害想定調査 調査報告書（平成 28 年 3 月）

津波浸水予測図（理論上最大）

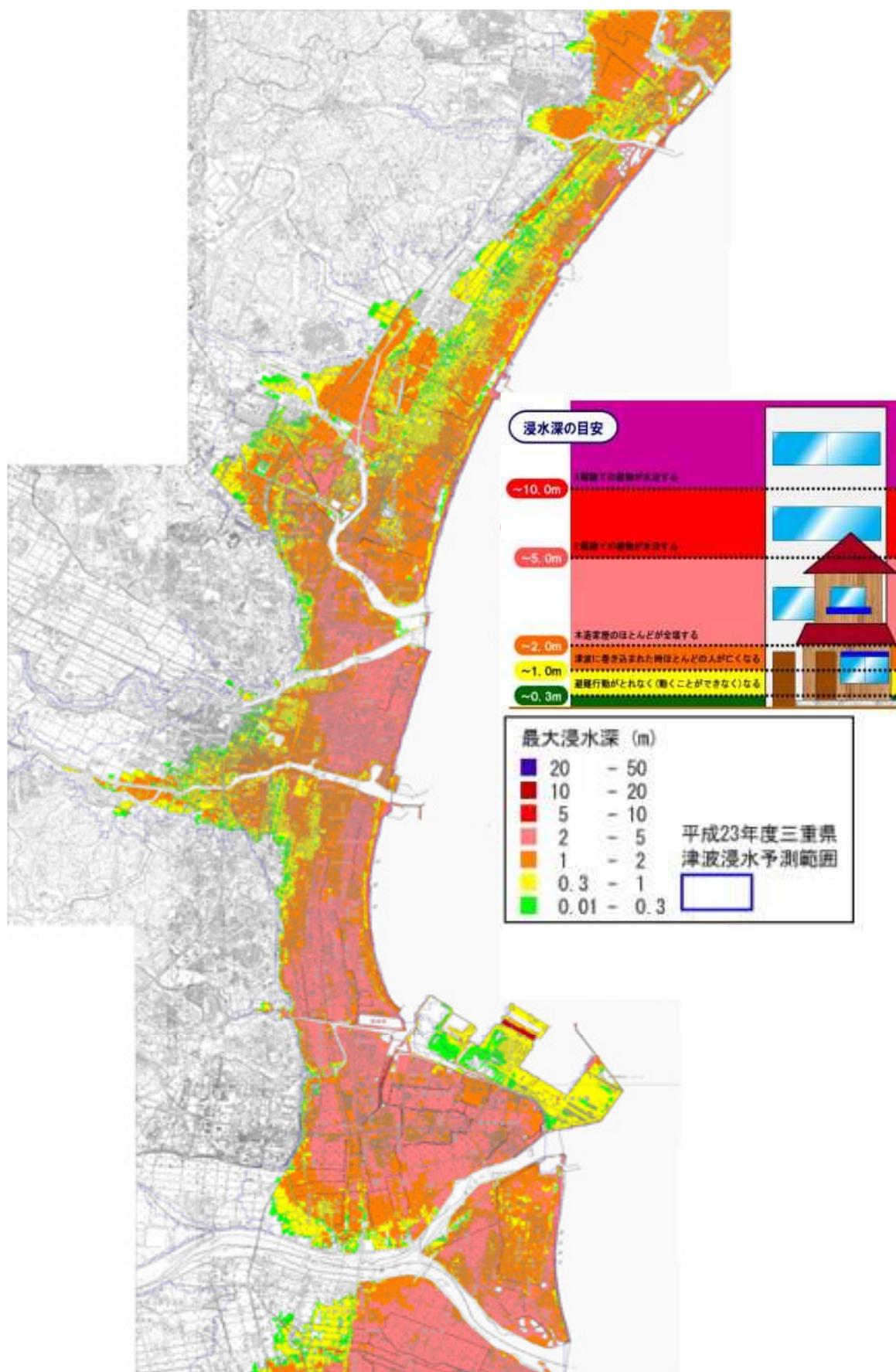


図 2-3 出典：平成 25 年度三重県地震被害想定調査結果（平成 26 年 3 月 13 日）

3 道路啓開における優先度の基本方針

3-1 道路啓開とは

大規模地震時には、沿道建物の倒壊や、津波によるがれきの堆積、道路の流出・水没、放置車両、橋梁段差の発生、盛土・斜面の崩壊等により道路が閉塞され、円滑な救命・救援活動が阻害される可能性がある

地震・津波災害発生からの災害対応の流れは、「災害発生→初動（人命救助、道路啓開、地域支援）→復旧（応急復旧、本格復旧）→復興（がれき処理、復興事業）」となる。本計画での道路啓開とは、救命・救援活動の要として、道路本体の損傷、道路上の崩壊土、倒壊建物などがれき、路上車両などの交通支障物により塞がれた道路を切り開き、緊急車両や物資輸送車両の通行を確保することである。

また、発災直後において、被害が甚大かつ広範囲にわたる場合には、通行機能の確保を最優先とし、応急的に迂回路を確保し、一時的に緊急通行路を設けることにより対応することも検討する。

なお、陸・空のあらゆる方面からの迅速な進出ルートを確認（総合啓開）するため、空路を活用した受援も想定して道路啓開を進める。



図 3-1 道路啓開の位置付け

出典：国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 中部版「くしの歯作戦」ホームページ

<https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/disaster/road-disaster/kushinoha01.html>

【中央分離帯あり】



【中央分離帯なし】



※図は、道路啓開のイメージである

道路啓開の幅員

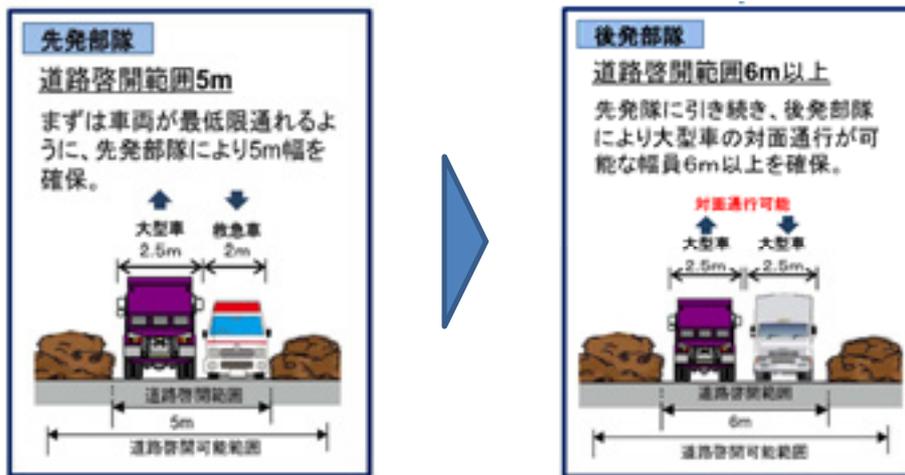


図 3-2 道路啓開のイメージ

出典：国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所 中部版「くしの歯作戦」ホームページ

<https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/disaster/road-disaster/kushinoha01.html>

3-2 優先啓開ルートを選定

本計画の優先啓開ルートを選定に当たっては、津波浸水被害想定を考慮しつつ、津市受援計画・くしの歯作戦・県緊急輸送道路計画を基に、くしの歯作戦候補ルート、県緊急輸送道路と主要な防災拠点等を連絡する道路、孤立集落を解消する道路等を選定し順次、開設していくこととするが、まずは応援部隊受入れまでの間、陸上自衛隊第33普通科連隊の活動や市消防本部や津警察署、津南警察署が実施する消防救急、救助活動のための経路の確保や他市からの自衛隊応援部隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊の受入れ（受援）のための経路確保を優先した道路啓開ルートを選定を行う。

なお、詳細は後述する優先順位を基本とするが、発災後の情報収集の状況により臨機応変な対応を行うものとする。

3-3 優先啓開をする路線選定の考え方

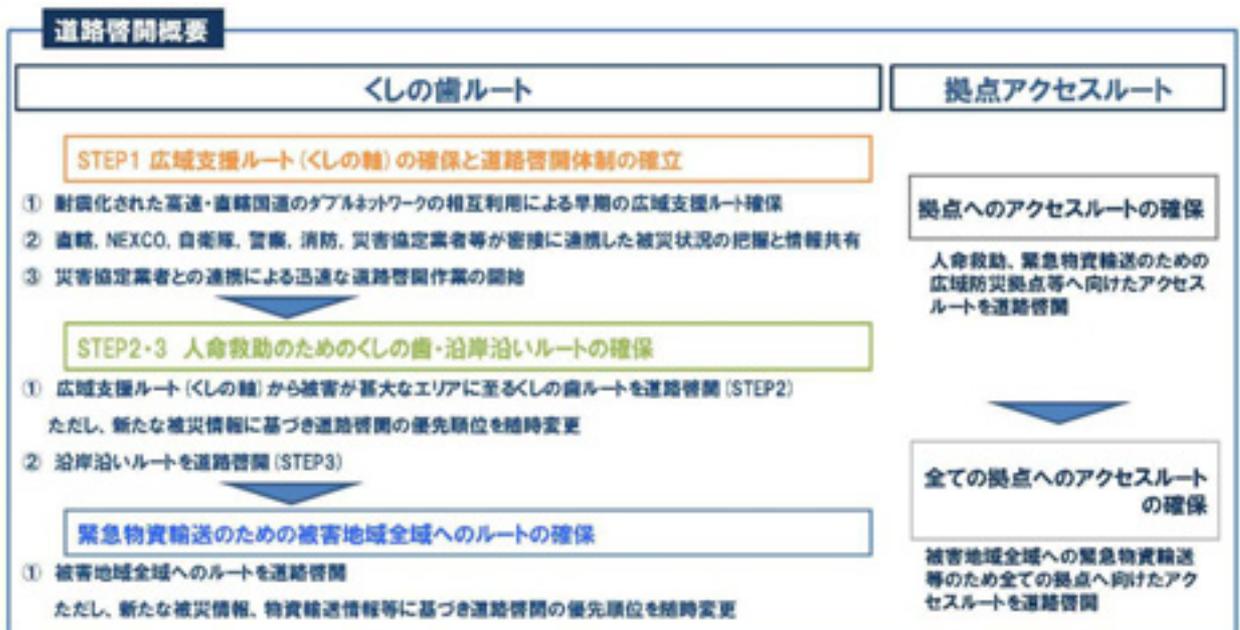
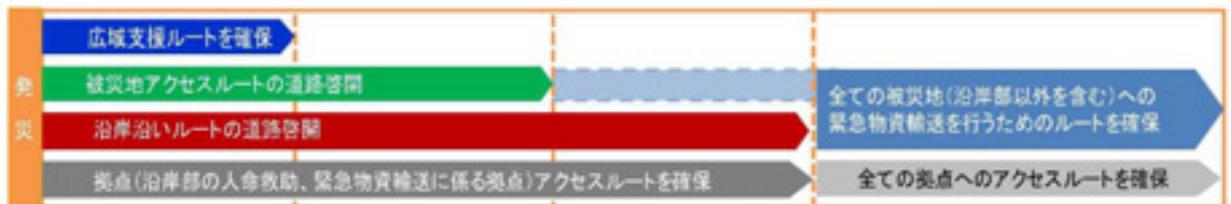
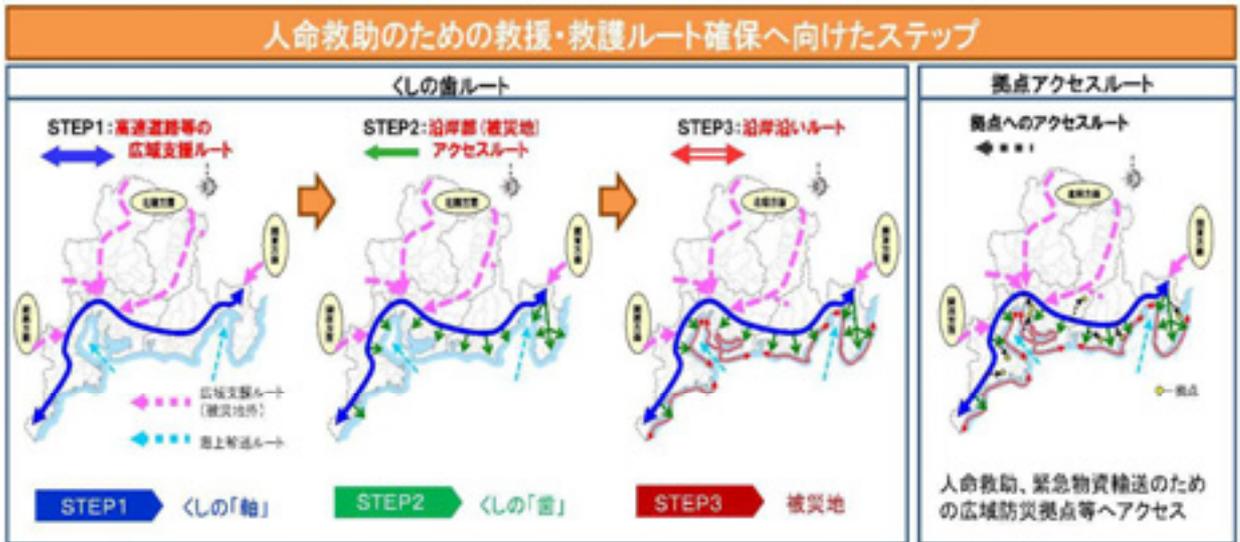
国・県・市等の各道路管理者における優先啓開ルートを選定する考え方を以下に示す。その中で本市においては、次表に示す「救急想定ルート及び受援想定ルート」と「啓開ルート1～4」を優先啓開ルートとする。(各啓開ルートの考え方は、P15 表4-2 参照)

| 災害時の行動 | | 市 |
|--|--|--|
| I 救命・救援 | III 復旧 | |
| II 受援体制 | | |
| <p>国</p> <p>くしの歯作戦</p> <p>I 津波等により甚大な被害を受けた地域での救援・救護活動を支援するための「道路啓開」を最優先に行う。</p> <p>全ての被災地への緊急物資輸送ルートを確認する。</p> <p>①STEP1：全ての高速道路、都市高速、及び直轄国道（津波浸水区域を除く）</p> <p>②STEP2：沿岸沿いの地域の道路啓開を迅速に行うため「STEP1」と「STEP3」の候補ルート及び重要拠点等効率的に結ぶ規格的耐震性の高いルート</p> <p>③STEP3：沿岸ルート等、被害が甚大で孤立の危険が高いエリアを通るルート</p> <p>④拠点アクセスルート：人命救助、緊急物資輸送のための広域防災拠点等へのアクセスルート</p> <p>※1 くしの歯作戦が実行された場合は、国の災害協定業者からの被災情報等が一元化され、本市職員と本市災害対策本部が情報共有を図る。国、県及び市が連携し、くしの歯ルートのうち市管理道路についても、一体的に道路啓開を行う。</p> | <p>県</p> <p>緊急輸送道路の確保</p> <p>【第1次緊急輸送道路】</p> <p>1 県庁所在地、地方中心城市及び重要な港湾、空港等を連絡する道路</p> <p>①広域的な交通を分担することのできる高規格幹線道路</p> <p>②広域幹線道路である一般国道（指定区間）</p> <p>③防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心城市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路</p> <p>④第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記①②③を連絡、補完する道路</p> <p>※ ①②のうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く</p> <p>【第2次緊急輸送道路】</p> <p>2 第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点等）を連絡する道路</p> <p>①第1次緊急輸送道路と防災拠点である市町庁舎、市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点とを連絡する道路</p> <p>【第3次緊急輸送道路】</p> <p>3 その他の道路</p> <p>①第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路</p> <p>②第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJRR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅、救助活動拠点、地域内輸送拠点（市町物資拠点）、製油所、進出拠点とを連絡する道路</p> <p>※ 第2次、第3次緊急輸送道路のうち市管理道路の道路啓開については、拠点事務所へ配置した本市職員と本市災害対策本部が情報共有を図る。県と市が連携し、緊急輸送道路のうち市管理道路についても、一体的に道路啓開を行う。</p> | <p>市</p> <p>道路啓開</p> <p>救急想定ルート及び受援想定ルート</p> <p>・救急想定ルート及び受援想定ルートのうち市管理道路</p> <p>※ 1・2のとおり道路啓開を行う。</p> <p>啓開ルート1</p> <p>・くしの歯ルートのSTEP2のうち市管理道路</p> <p>・くしの歯ルートのSTEP3のうち市管理道路</p> <p>・くしの歯ルートの拠点アクセスルートのうち市管理道路</p> <p>・緊急性を有する孤立集落への道路</p> <p>※ 1のとおり道路啓開を行う。</p> <p>・第2次緊急輸送道路のうち市管理道路</p> <p>※ 2のとおり道路啓開を行う。</p> <p>啓開ルート2</p> <p>・第3次緊急輸送道路のうち市管理道路</p> <p>※ 2のとおり道路啓開を行う。</p> <p>啓開ルート3</p> <p>・第1次緊急輸送道路から救助活動拠点へ連絡する市管理道路</p> <p>※ 2のとおり道路啓開を行う。</p> <p>・孤立集落を解消する市管理道路</p> <p>啓開ルート4</p> <p>・市管理道路における生活道路及びその他道路の通行確保</p> <p>※啓開ルート1～3：表6-4参照</p> <p>※津波浸水区域においては、大津波警報、津波警報が発表されている場合もしくは2次被害の恐れがある場合は啓開作業を行わない。</p> |

くしの歯作戦

「くしの歯作戦」とは、津波による甚大な被害が想定される沿岸部への救援・救護活動、緊急物資の輸送を迅速に行うため、内陸部を南北に貫く高速道と直轄国道から「くしの歯」のように沿岸部に伸びる何本もの国道等を切り開く作戦のことで、以下のステップにより人命救助のための救援・救護ルートを確認する。

中部版「くしの歯作戦」の基本的な考え方



くしの歯ルート・拠点アクセスルート of 具体計画

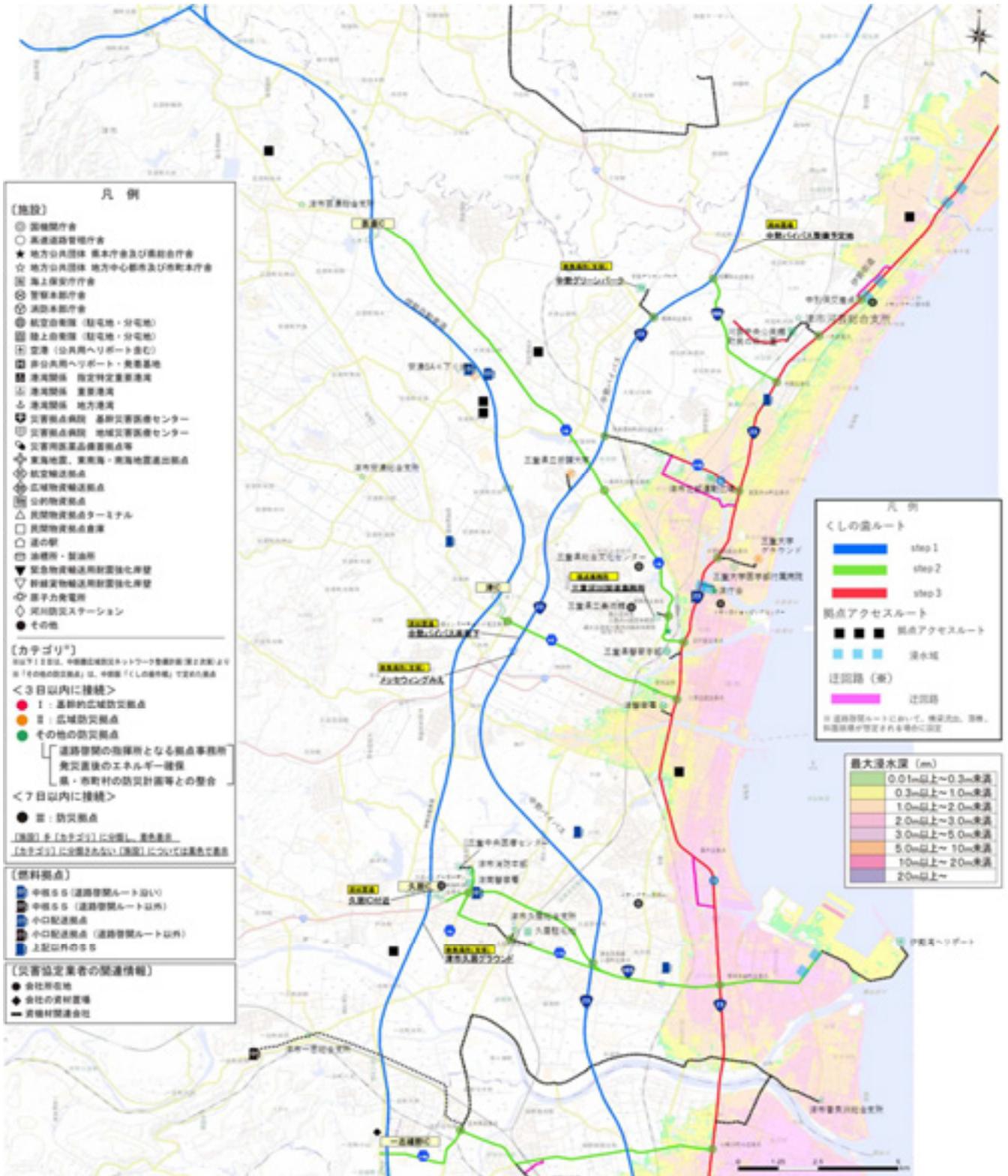
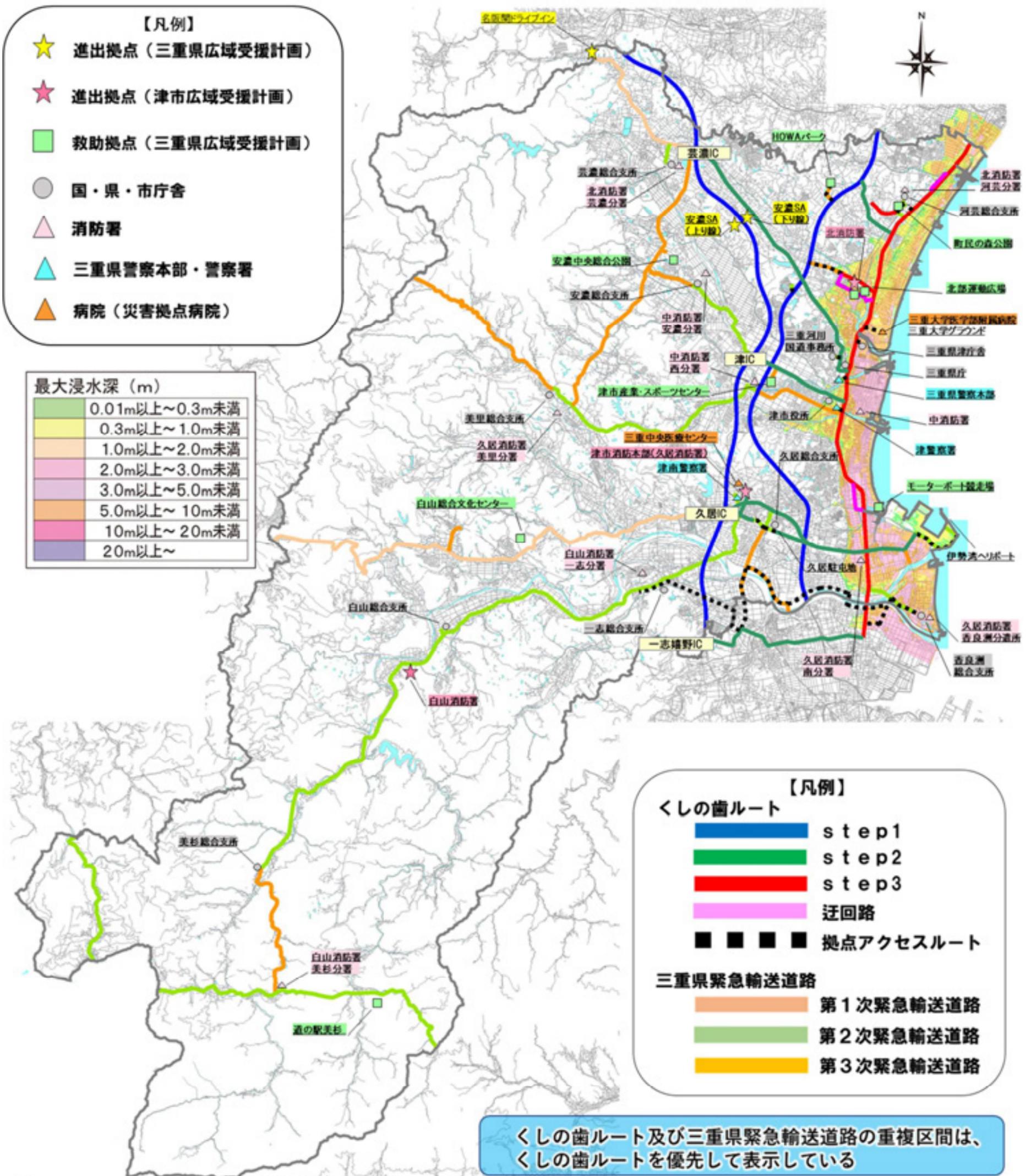


図 3-3 中部版「くしの歯作戦」(令和 6 年 5 月改定版)【道路啓開オペレーション計画】

「くしの歯ルート」及び「三重県緊急輸送道路」の市内対象路線統合図



中部版「くしの歯作戦」（令和5年5月改訂版）【道路啓開オペレーション計画】
 三重県緊急輸送道路ネットワーク図（津管内）R6.2 改訂版

4 道路啓開の対応行動

4-1 道路啓開のタイムライン

選定された優先啓開ルートに基づく迅速な道路啓開を実施するため、いつ何をするかについて明らかにした具体的な行動計画（以下「タイムライン」という。）を作成しておくことは極めて有効である。

「タイムライン」とは、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を、あらかじめ時系列で整理した防災行動計画と定義され、国、県、企業、住民などが連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応が行えるようにするためのものである。

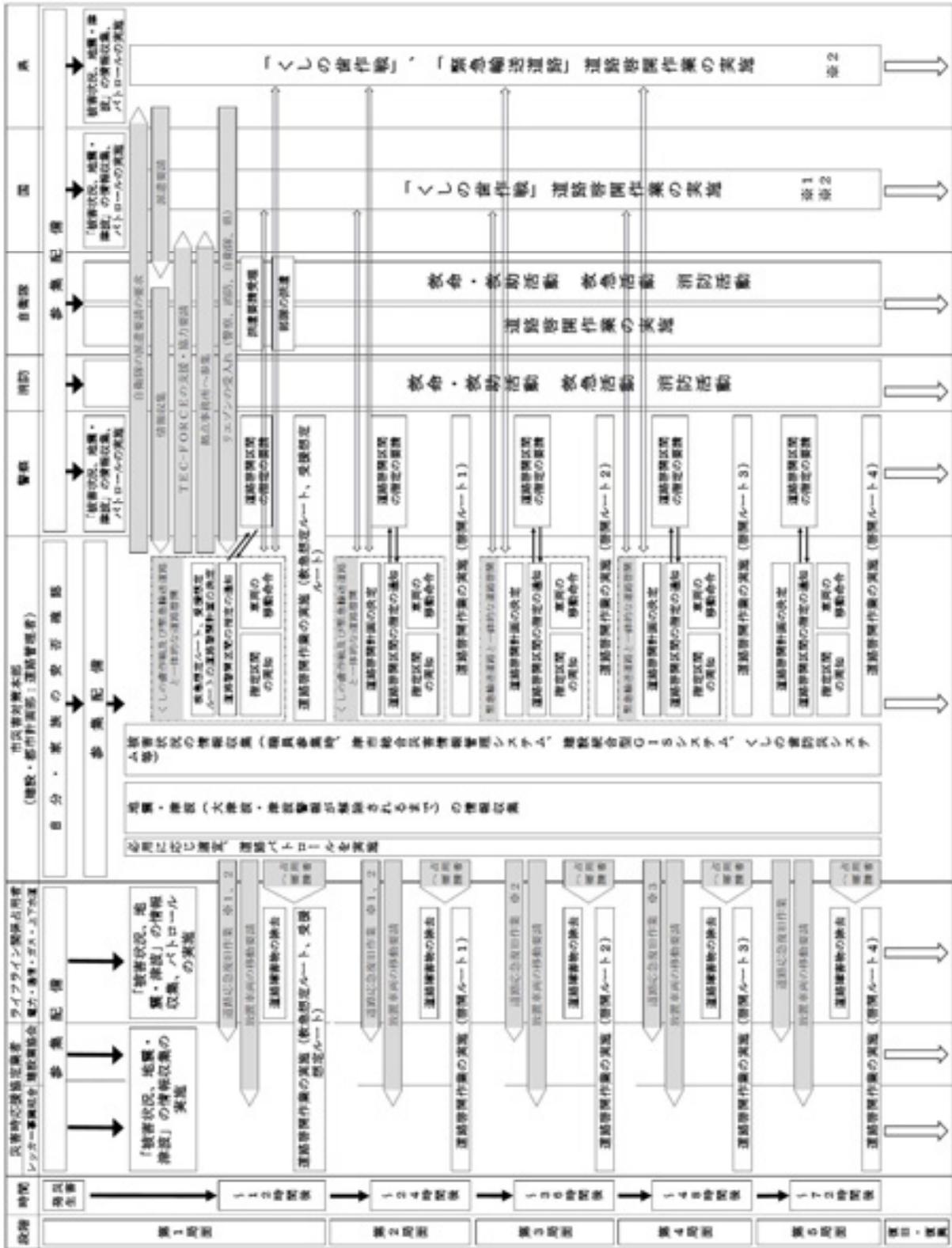
この際、各防災関係機関が、それぞれ違ったタイムラインを設定してしまうと弊害が生じるため、複数の機関が連携・協力のもとで対応にあたるような大規模災害については、時間目標の整合を図る必要がある。

このことから、本計画は、津市受援計画、県受援計画、くしの歯作戦の発災時の対応時系列を基軸としたタイムラインを踏まえ、大規模災害発生時からの道路啓開に関する活動フロー（図 4-3 参照）を基に作成した。

道路啓開がその後の救命・救援活動や消火活動、緊急輸送物資の輸送等を支えることから、まずは広域応援部隊が到着するまでの発災後 1 2 時間以内の対応行動を示すとともに、人命救助の「7 2 時間の壁」を意識しつつ、地震発生後 7 2 時間を道路啓開目標時間として、優先啓開ルートの道路啓開を完了し、緊急車両等の通行路を確保していく。以降は、順次幹線道路、生活道路等の道路啓開を行い車両通行路の確保を行っていく。

なお、発災時の道路啓開対応は、タイムラインを基本としつつも、実際の災害の状況に応じて、臨機応変な対応を行うものとする。

図 4-1 道路啓開計画のタイムライン



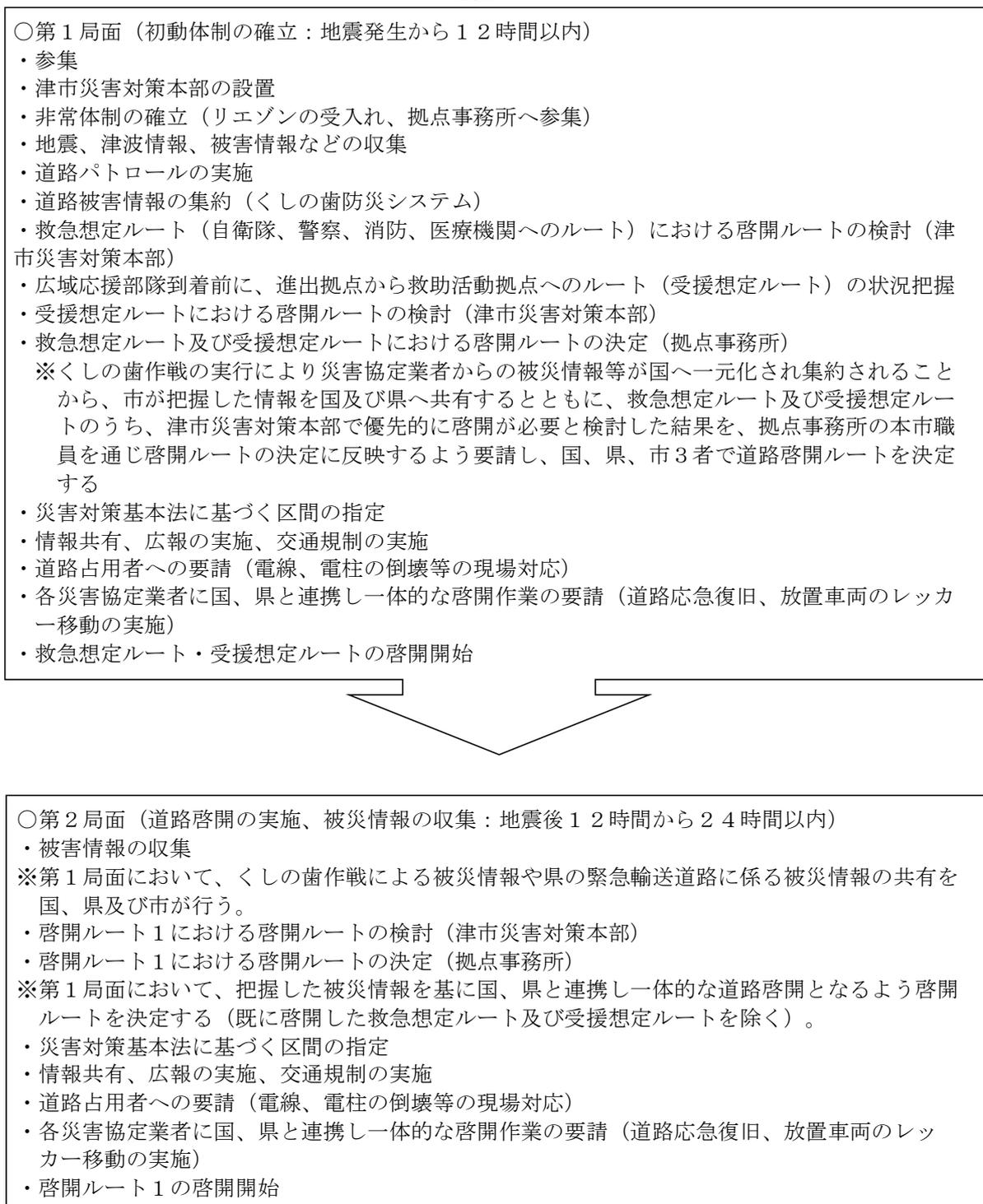
※1 くしの歯作戦が実行された場合は、区のみ警報伝達等が区へ一元化されることから、拠点事務所へ参加する本市民員と本市民員が本部が情報共有を図ります。
 ※2 第2次、第3次緊急輸送道路のうち市管理道路の道路啓開については、県と市が連携し情報共有を図り一体的に緊急輸送道路の道路啓開を行います。

表4-2 優先啓開ルート選定の考え方

| 優先順位 | | 目標啓開時間 | 内容 |
|------|------------|---|--|
| 1 | 救急・受援想定ルート | くしの歯ルート・ 県緊急輸送道路・ 本市重点啓開道路 のうち、 救急想定 ルート及び受援想 定ルート | <p>救命・救急活動を優先するため、くしの歯ルート、県緊急輸送道路、本市重点啓開道路（啓開ルート1～3）のうち、救急想定ルート及び受援想定ルートを優先して啓開</p> <p>【救急想定ルート】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各消防署から救出救助重点地域までの道路（表6-1） 自衛隊、警察、消防、医療機関の周辺道路（図6-2） <p>広域応援部隊到着前において、陸上自衛隊第33普通科連隊、津・津南警察署、市消防本部が迅速に救命救助・消防活動を展開できるよう、上記救急想定ルートのうち、被害が大きい地域への道路を優先して啓開する。道路管理者、災害協業者及び各防災関係機関が連携して、発災後早期に道路啓開に着手する。</p> <p>【受援想定ルート】</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域応援部隊の進出拠点から救助活動拠点までの道路（表6-3） <p>広域応援部隊が本市到着後即座に活動できるよう、上記受援想定ルートのうち、市災害対策本部が自衛隊、警察、消防の広域応援部隊の各救助活動拠点として決定した場所までの道路を優先して啓開する。応援部隊到着目安の発災後12時間以内に救助活動拠点までの道路啓開を完了させることを目標とする。</p> |
| 2 | 啓開ルート1 | くしの歯ルート（STEP1、STEP2、STEP3、拠点アクセスルート）、県緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路）及び本市重点啓開道路 | <ul style="list-style-type: none"> くしの歯作戦候補ルート 県庁所在地、地方中心都市及び重要な港湾、空港等を連絡する道路（第1次緊急輸送道路） 第1次緊急輸送道路と主要な防災拠点、国管理庁舎、警察庁舎、広域進出拠点及び進出拠点、災害拠点病院とを連絡する道路（第2次緊急輸送道路） 緊急性を有する孤立集落への道路 <p>※救急想定ルート及び受援想定ルートを除く</p> <p>救命救助・消防活動を最優先とし、自衛隊、警察、消防、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の広域援助部隊が速やかに被災地で</p> |

| | | | | |
|---|--------|--------------------------------|--------------------------|--|
| | | | | <p>の活動を展開できるよう、既に着手した救急想定ルート及び受援想定ルート以外の道路について、道路管理者、災害協定業者及び各防災関係機関が連携して、発災後24時間以内に啓開ルート1の道路啓開に着手する。</p> |
| 3 | 啓開ルート2 | <p>県緊急輸送道路 (第3次緊急輸送道路)</p> | <p>36時間以内 (第3局面)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路 ・第1次・第2次緊急輸送道路と防災拠点等（主要駅等）とを連絡する道路 <p>※救急想定ルート及び受援想定ルートを除く</p> <p>防災拠点等までのアクセスルートを道路管理者、災害協定業者、自衛隊、警察、消防、国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が連携して発災後36時間以内に啓開ルート2の道路啓開に着手する。</p> |
| 4 | 啓開ルート3 | <p>本市重点啓開道路</p> | <p>48時間以内 (第4局面)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・第1次緊急輸送道路と救助活動拠点とを連絡する道路 ・孤立集落を解消する道路 <p>※救急想定ルート及び受援想定ルートを除く</p> <p>救助活動拠点までのアクセスルート及び孤立集落を解消する道路において道路管理者、災害協定業者、自衛隊、警察、消防及び国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が連携して発災後48時間以内に啓開ルート3の道路啓開に着手する。</p> |
| 5 | 啓開ルート4 | <p>本市重点啓開道路以外の道路</p> | <p>72時間以内 (第5局面)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・生活道路及びその他道路の通行確保 <p>道路管理者、災害協定業者、自衛隊、警察、消防及び国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が連携して発災後72時間以内に啓開ルート4までの道路啓開を完了させることを目標とする。</p> <p>※必要に応じて応急仮設住宅建設用地までの道路啓開を行う。</p> |

図 4-3 道路啓開の活動フロー



- 第3局面（道路啓開の実施、被災情報の収集：地震後24時間から36時間以内）
- ・被害情報の収集
- ※第1及び2局面において、くしの歯作戦による被災情報や県の緊急輸送道路に係る被災情報の共有を国、県及び市が行う。
- ・啓開ルート2における啓開ルートの検討（津市災害対策本部）
 - ・啓開ルート2における啓開ルートの決定（拠点事務所）
- ※第1及び2局面において、把握した被災情報を基に国、県と連携し一体的な道路啓開となるよう啓開ルートを決定する（既に啓開した救急想定ルート及び受援想定ルートを除く）。
- ・災害対策基本法に基づく区間の指定
 - ・情報共有、広報の実施、交通規制の実施
 - ・各災害協定業者に県と連携し一体的な啓開作業の要請（道路応急復旧、放置車両のレッカー移動の実施）
 - ・道路占有者への要請（電線、電柱の倒壊等の現場対応）
 - ・啓開ルート2の啓開開始

- 第4局面（道路啓開の実施、被災情報の収集：地震後36時間から48時間以内）
- ・被害情報の収集
- ※第1、2及び3局面において、くしの歯作戦による被災情報や県の緊急輸送道路に係る被災情報共有を国、県及び市が行う。
- ・啓開ルート3における啓開ルートの検討（津市災害対策本部）
 - ・啓開ルート3における啓開ルートの決定（拠点事務所）
- ※第1、2及び3局面において、把握した被災情報を基に国、県と連携し一体的な道路啓開になるよう啓開計画を決定する（既に啓開した救急想定ルート及び受援想定ルートを除く）。
- ・災害対策基本法に基づく区間の指定
 - ・情報共有、広報の実施、交通規制の実施
 - ・各災害協定業者に県と連携し一体的な啓開作業の要請（道路応急復旧、放置車両のレッカー移動の実施）
 - ・道路占有者への要請（電線、電柱の倒壊等の現場対応）
 - ・啓開ルート3の啓開開始

- 第5局面（道路啓開の実施、被災情報の収集：地震後48時間から72時間以内）
- ・被害情報の収集
 - ・啓開ルート4の道路パトロール
 - ・啓開ルート4における啓開ルートの検討、決定
 - ・災害対策基本法に基づく区間の指定
 - ・情報共有、広報の実施、交通規制の実施
 - ・各災害協定業者に啓開作業の要請（道路応急復旧、放置車両のレッカー移動の実施）
 - ・道路占有者への要請（電線、電柱の倒壊等の現場対応）
 - ・啓開ルート4の啓開開始
 - ・啓開ルート1～4の啓開完了（発災後72時間以内を目標）

5 道路啓開の行動内容

5-1 災害発生後の本市の実施体制

(1) 参集後の体制及び役割

- ① 本市内に震度5強以上の地震が発生した場合、直ちに建設・都市計画部災害時出動体制を組織し、職員を参集する。職員参集後、班長の指示に従い、情報班と現場班に分かれ、道路被害状況を把握するための初動体制を確立する。また、建設・都市計画部長は班長、副班長のうち1名を情報管理責任者に指名し、情報の管理を行う。
- ② 情報班は、津市総合災害情報管理システムからの道路被害情報を管理するとともに、市民や建設業協会等から入った被害情報は津市総合災害情報管理システムへ入力する。本市が把握した道路被害情報は、くしの歯防災システムへ入力し、国が把握している情報と合わせて、情報管理責任者が一元管理を行う。
- ③ 班長は現場班の巡回体制を構築し、情報班からの道路被害情報を基に、道路パトロールを実施する。道路パトロールは、被害想定に基づく救急想定ルート（表6-1参照）と自衛隊、警察署、消防署、病院等の周辺道路（図6-2参照）を優先して実施することとし、加えて、状況に応じ実際に被害状況の大きい地域を巡回する。

なお、職員参集時や道路パトロール時に要救助者がいる現場や初期消火等を必要とする現場に遭遇した場合は、救助や消火活動等を優先する。

5-2 道路啓開に係る本市の実施内容

(1) 被災状況の把握

- ① 職員参集経路において、被害箇所や障害物の有無を確認して被災状況を把握する。また、確認の際に、緊急車両等の通行可否の確認を優先して行うこととする。
- ② 初動体制を確立後、速やかに優先啓開ルートである救急・受援想定ルート、続いて啓開ルート1、啓開ルート2、啓開ルート3及び啓開ルート4に関する道路被害情報を国、県、警察、消防等から収集し、緊急車両等の通行可否を判断するための被災状況を把握する。
- ③ 津市総合災害情報管理システムより建設・都市計画部に入った道路被害情報を確認する。また、市民や建設業協会等から入った道路被害情報を津市総合災害情報管理システムへ入力する。
- ④ くしの歯作戦が実行された場合は、参集機関である本市から建設部職員をくしの歯作戦の拠点事務所（三重河川国道事務所）へ派遣し、国及び県と情報を共有する。また、くしの歯防災システムに入力された情報を確認し、被災情報を把握する。

なお、震度6弱以上の地震が発生した場合、国の災害協定業者による道路パトロールが実施され、くしの歯防災システムへ結果が入力される。

- ⑤ 道路被害情報の管理は、くしの歯防災システムを基本とし、情報班は、本市で把握した道路被害情報をくしの歯防災システムへ反映する。
- ⑥ 職員参集状況により、直接、津北工事事務所、津南工事事務所及び各総合支所職員による道路パトロールを行う。パトロール実施に当たり、通行困難な道路については、迂回路の設定可否の情報も収集する。

【情報収集元】

- ・道路管理者（国、県、NEXCO中日本）
- ・関係機関（自衛隊、警察、消防）
- ・ライフライン関係占有者（電力、通信、ガス、上下水道）

【把握する被災状況】

- ・道路本体（段差・亀裂・陥没・マンホール浮上）
- ・法面・擁壁の崩落
- ・建物などがれき
- ・橋梁（落橋・段差）
- ・路上車両（立ち往生、放置）
- ・電柱倒壊

【津波への対応】

- ・大津波警報・津波警報が発表されている場合、津波浸水が想定される区域及び遡上が確認された海岸及び河川の巡視点検は行わない。
- ・大津波警報・津波警報が解除された後も、本震による津波が到達してから十分な時間が経過し、浸水区域の今後の拡大の可能性が低いと判断されてから、当該区域の点検を行う。

(2) 被災状況の集約

- ① 津市災害対策本部から道路啓開作業実施の基礎となる重要な被災情報を収集するとともに、各部及び各支部、消防団、市民、建設業協会等からの被害情報も合わせて集約する。
- ② 職員が参集時に通った道路等の被害状況に関する情報を道路啓開作業実施の基礎となる重要な情報として集約する。
- ③ 広域応援部隊到着までの間は、道路パトロールや警察、消防等の情報を基に、まずは人命救助を主眼として被害の大きい地域の把握と消防署や病院等を結ぶ道路の被害情報を中心に集約する。次に円滑に広域応援部隊を受け入れられるよう、自衛隊、警察、消防等の各部隊の進出拠点から救助活動拠点を結ぶ道路の被害情報を中心に集約する。

- ④ 被害が大きい地域の予測は困難なことから、あらかじめ、道路台帳（建設統合型GISシステム）を基に、通行可能性が高い、幅員の広い道路を把握しておき、啓開ルートや迂回路を模索する参考とする。
- ⑤ 本市や国が把握した道路被害情報はくしの歯防災システムへ集約し、津市災害対策本部で常時閲覧可能な状態とする。情報管理責任者がまとめた道路被害情報を建設・都市計画部長から本部長に対し、適宜報告を行う。本部長は報告を受けた道路被害情報や津市災害対策本部が把握している被害情報等を基に道路啓開が必要な路線を検討する。
- ⑥ 集約した道路被害情報は、くしの歯防災システムへ入力するとともに、拠点事務所に配置した職員から適宜国及び県へ状況の報告を行う。
- ⑦ 被害や障害の状況から「全面通行止」又は「片側通行止」の措置が必要かどうかの判断を行う。
- ⑧ 津市災害対策本部と拠点事務所、各支部等との情報共有を行う際に用いる通信手段は、電話回線（公用携帯電話）の使用を基本とし、通信が途絶えている場合など、移動系防災行政無線機も活用する。

(3) 啓開ルートの決定

- ① くしの歯作戦が実行された場合は、市から拠点事務所（三重河川国道事務所）へ参集機関として職員を派遣する。拠点事務所へは、国、三重県津建設事務所、津市建設部及び三重県建設業協会津支部・一志支部が参集することとなる。市道を含むくしの歯ルート（STEP1～3、拠点アクセスルート）に係る道路啓開ルートの決定については、国、県及び市がともに災害復旧支援ルートの確保、広域防災拠点へのアクセス、人命救助のためのルートの確保の観点で優先すべき道路啓開ルートを決定する。くしの歯ルートに係る市管理道路の決定について、拠点事務所から、津市災害対策本部へ情報を共有する。

なお、道路啓開ルートの決定に当たっては、救命救助を優先するため、事前に選定している救急想定ルート（※1）及び受援想定ルート（※2）のうち、集約した被害情報を基に、被害が大きい地域や救助関係機関へのアクセスルートを優先するよう、津市災害対策本部で検討した結果を、拠点事務所の市職員を通じ、くしの歯ルートにおける道路啓開ルートの決定に反映するよう要請する。

- ② 市道を含む県緊急輸送道路（第1～3次）に係る道路啓開ルートの決定については、くしの歯作戦に基づく啓開ルートの決定と同様、拠点事務所において、県及び市がともに災害活動拠点や救助活動拠点、医療活動拠点等へのルート確保のための道路啓開ルートを決定する。県緊急輸送道路に係る市管理道路の決定について、先行して拠点事務所から、津市災害対策本部へ情報を共有する。

なお、道路啓開ルートの決定に当たっては、救命救助を優先する

ため、事前に選定している救急想定ルート（※1）及び受援想定ルート（※2）のうち、集約した被害情報を基に、被害が大きい地域や救助関係機関へのアクセスルートを優先するよう、津市災害対策本部で検討した結果を、拠点事務所の市職員を通じ、県緊急輸送道路における道路啓開ルートの決定に反映するよう要請する。

- ③ ①②以外の孤立集落を解消する市管理道路や市管理道路における生活道路、その他道路の通行確保については、津市災害対策本部が、集約した市内の被害状況を勘案し、優先して実施する道路啓開ルートを決定する。
- ④ 津市道路啓開計画では、救命・救援活動を支える緊急輸送体制を早期に確保することができるよう、啓開ルート1～4のうち、まずは救急・受援想定ルートの啓開を優先し、続いて啓開ルート1、啓開ルート2を主体とした道路啓開を進めていくが、啓開ルート3についても、広域応援部隊の受援や復旧に向けて必要な拠点を結ぶルートであるため、順次啓開する。また、状況に応じて啓開ルート4についても順次啓開していくものとする。
- ⑥ 啓開ルートの検討に当たり、被害情報の収集結果を基に、迂回路（別路線も含む）の確保を模索するが、時間を要するなど確保が困難な場合は、くしの歯ルートなど事前に選定している道路を中心に啓開作業を実施する。

※1【救急想定ルート】

広域応援部隊到着までの本格的な道路啓開が始まるまでの間において、負傷者の救命救急活動や消防活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、各消防署から被害想定に基づく救出救助重点地域までのルートを事前に想定ルートとして定めておくとともに、陸上自衛隊第33普通科連隊や各警察署、各消防署、医療機関の周辺道路を事前に把握しておく。発災後は、実際に集約した道路被害情報を基に、救急現場から医療機関へ負傷者を搬送するために優先的に啓開が必要なルートを決定する。

- ・各消防署から救出救助重点地域までの道路（表 6-1 参照）
- ・自衛隊、警察、消防、医療機関の周辺道路（図 6-2 参照）

※2【受援想定ルート】

広域応援部隊が本市到着後即座に活動可能となるよう、自衛隊、警察、消防の各進出拠点から救助活動拠点候補地までのルートを事前に想定ルートとして定めておく。広域応援部隊到着の際には、津市災害対策本部が被害状況に応じて、自衛隊、警察、消防の救助活動拠点として決定した場所を確認し、それぞれの部隊の進出拠点から救助活動拠点までの優先的に啓開が必要なルートを決定する。

- ・広域応援部隊の進出拠点から救助活動拠点までの道路（表 6-3 参照）

(4) 啓開体制の確保

- ① くしの齒ルート及び県緊急輸送道路に係る道路啓開については、決定した啓開ルートを、拠点事務所から事前に地区担当割付をしている災害協定業者に対して、国道、県道及び市道の一体的な道路啓開実施を指示する。
- ② その他の孤立集落を解消する市管理道路や市管理道路における生活道路等については、市において災害協定業者へ道路啓開実施を指示するが、啓開する業務区間担当割は、三重県津建設事務所の緊急連絡応援体制ネットワークに準拠する。
- ③ 被害が大きいために対応が困難な場合は、津市災害対策本部長から国土交通省中部地方整備局（三重河川国道事務所）に国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の支援・協力を要請する。
- ④ 自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、津市災害対策本部長から三重県知事に要請を行う。
- ⑤ がれき類の除去や陥没の修復などのうち、軽微な被害でかつ緊急性を要する場合について、市直営（建設作業事務所）での処理が可能か検討し実施するが、不可能な場合は災害協定業者へ依頼する。

(5) 災害対策基本法に基づく道路区間の指定

- ① 集約された被災情報をもとに、津市災害対策本部として緊急性を判断し災害対策基本法第76条の6の規定に基づき「道路区間の指定」を行う。
- ② 道路区間の指定については、災害対策基本法施行令第33条の3の規定に基づき、三重県公安委員会に指定の通知を行う。

(6) 道路啓開の実施

- ① 「道路区間の指定」などの通行規制を実施した際には、一般車両などの進入防止措置及び周知を行った上で道路啓開作業を実施する。
- ② 道路啓開は、中央分離帯がある道路については啓開進行方向左車線の中央分離帯を標準とするが現地状況に応じて対応する。放置車両やガレキの移動は、片側（民地側）を標準とするが、現地状況から寄せることができないと判断された場合は、沿道上の空き地に一時的に集積する。また、中央分離帯がない道路については、車道の中央部分を標準とするが現地状況に応じて対応する。放置車両やガレキの移動は両側を標準とするが現地状況から寄せることができないと判断された場合は、沿道上の空き地に一時的に集積する。

なお、適宜、道路啓開作業部隊を増強していくなどして、緊急車両等の通行を早期に確保する。（図3-2参照）

- ③ 啓開作業は、重機やレッカー車等を投入し、ガレキや電柱の排除、

放置車両及び被災して移動不能となった車両の移動を行う。この際、車両移動については災害対策基本法第76条の6の規定に基づき迅速に道路啓開を実施する。

【ガレキ撤去】

- ・道路上に散乱した建物のガレキなどは、道路法第42条若しくは災害対策基本法第76条の6を根拠法として、道路管理者及び道路管理者から指示を受けた災害協定業者が除去する。

【負傷者・ご遺体】

- ・ガレキなどの中に、負傷者・ご遺体を発見した場合は、作業を中断し、警察、消防などに処置を依頼する。

【車両移動】

- ・道路管理者は、災害対策基本法第76条の6を根拠として車両の所有者などに対し、付近の道路外への移動などの措置を命じる。
- ・所有者による移動が困難な場合は、道路管理者や災害協定業者が車両の移動を行う。

【電柱の移動】

- ・電柱などが倒壊し、道路啓開の支障となるような路線の閉塞が確認された場合には、道路管理者から電柱管理者である電気事業者及び電気通信事業者に原則ケーブルの撤去や電柱の移動を要請する。

(7) 発災後の広報の実施

- ① 道路管理者は、発災直後、通行規制後、区間確定後及び啓開作業着手後など状況に応じ、道路利用者に対して様々な方法で情報提供を行う。特に区間指定の周知については、一般車両の進入が緊急車両等の通行の妨げに繋がるおそれから、同報系防災行政無線を通じて、繰り返し、当該区間への一般車両の進入禁止を求める放送を行う。

【参考】

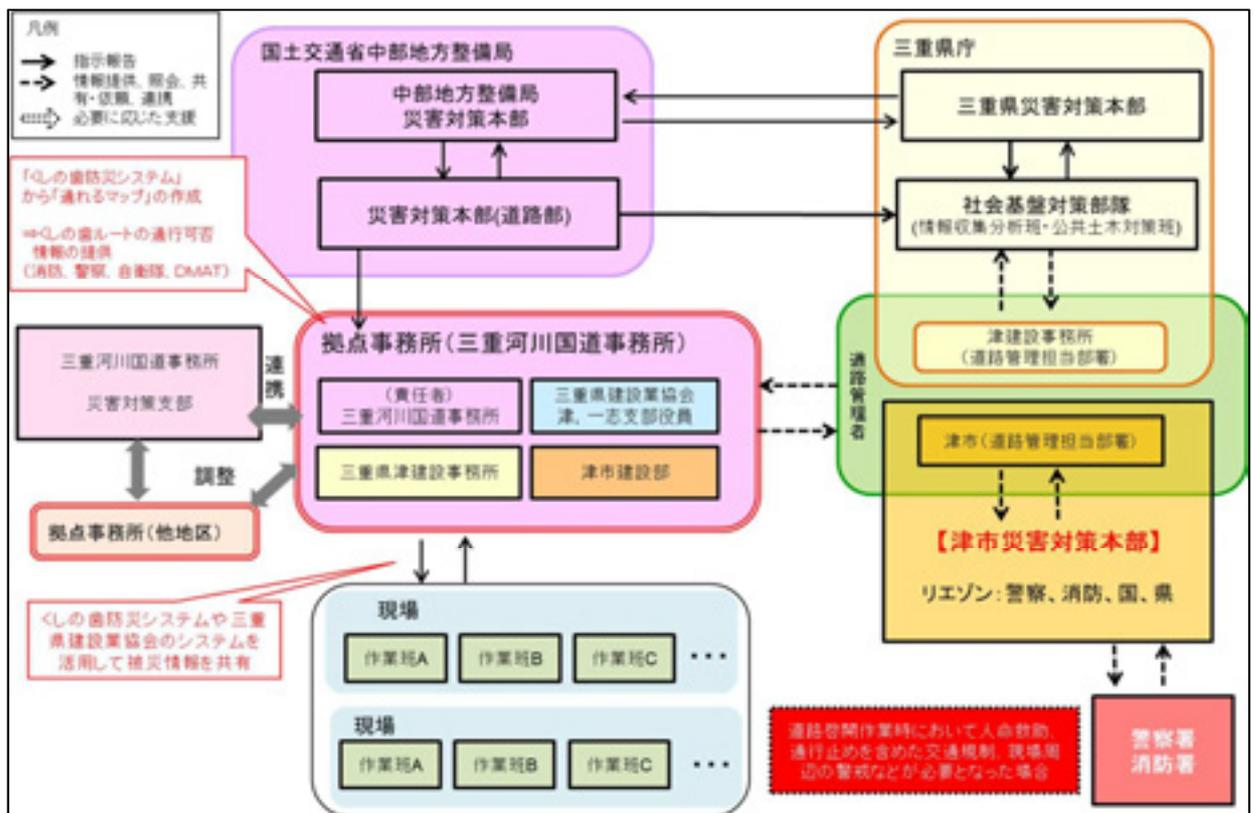
情報提供方法

道路情報板、標識、立て看板、同報系防災行政無線、広報車、インターネット（ホームページ、SNS など）、テレビ、ラジオ（日本道路交通情報センターなど）などを活用する。

5-3 関係機関等との連携

県緊急輸送道路と主要な防災拠点等を連絡する道路を確保するためには、国・県・市の各道路管理者が連携して道路啓開を実施する必要がある。くしの歯作戦が発令された場合における道路啓開活動の指揮系統を以下に示す。

図 5-1 くしの歯作戦における道路啓開活動指揮系統図



※発災時に適切に連携し、機動的な対応を実施するためには、各防災関係機関との情報共有並びに連携、協力体制を構築するとともに、意見交換などを行い、共通認識を築いておく。

5-4 南海トラフ地震以外での対応

本計画は、南海トラフ地震を中心とした大規模災害が発生した際における道路啓開を想定したものであるが、風水害等による大規模災害が発生した場合においても、人命救助のための迅速な対応が必要であることから、本計画に基づく道路啓開の作業手順を準用することとする。

6 計画の効果的な推進

6-1 計画推進の連携と調整

本計画に示された内容は、本市防災部局や自衛隊、警察、消防、国、県等、各防災関係機関との連携、協力体制により効果的・効率的な道路啓開活動が可能となるものである。平時から大規模災害の発生を想定した防災訓練を関係機関や災害協定業者等との協力の下に定期的実施するなど、現場対応力の向上や連携強化を図る。

6-2 今後の検討課題

本計画は、南海トラフ地震を含む大規模災害が発生した際に、緊急車両等の通行を確保するため、道路啓開の役割分担、対応手順を事前に定めて救命・救援活動を支える緊急輸送体制を早期に確保するために策定するものである。

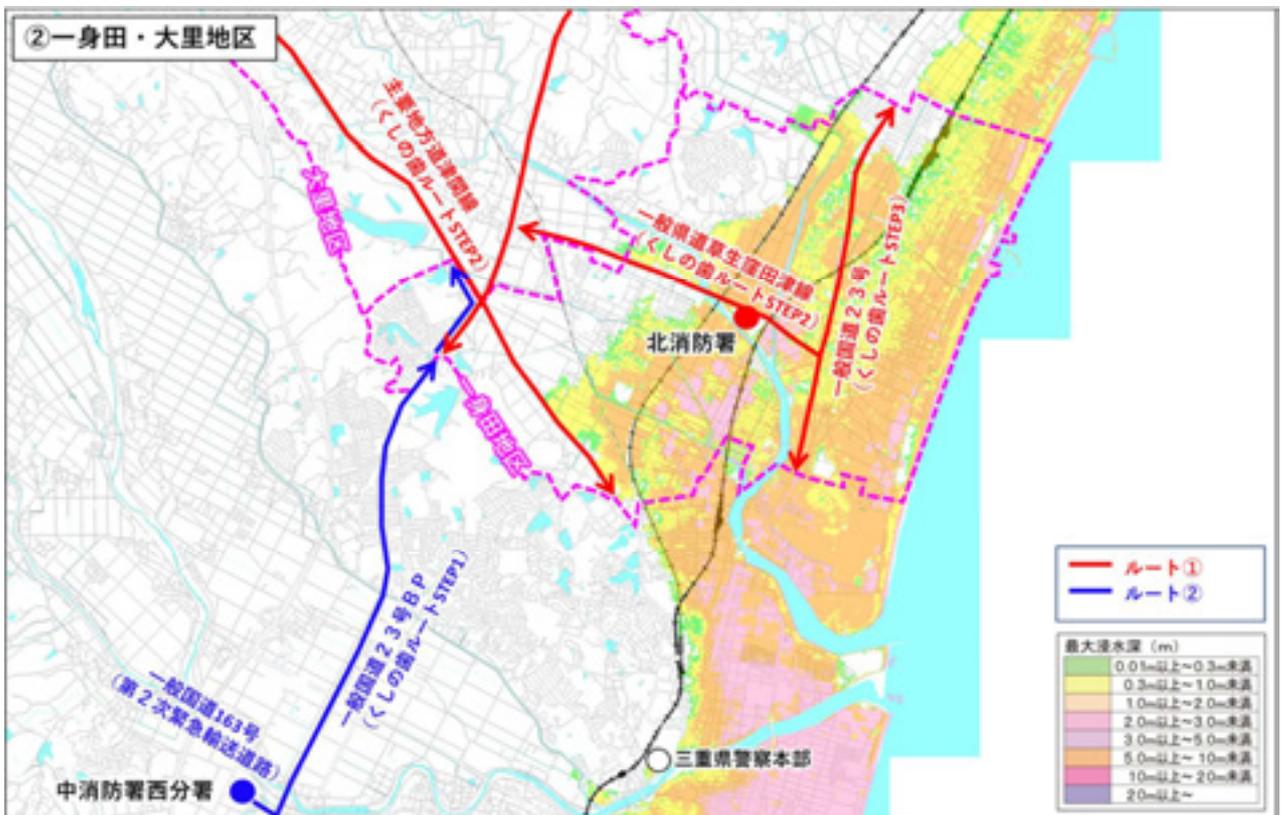
津市地域防災計画や津市受援計画等関連する計画との整合性を図るとともに、今後、中部地方幹線道路協議会 道路管理防災・震災対策検討分科会三重県小分科会での議論や津市総合防災訓練及び津市災害対策図上訓練などでの課題などの検証結果を踏まえ、適宜、本計画内容の見直し、充実を図ることにより、更なる実効性の向上を目指すこととする。

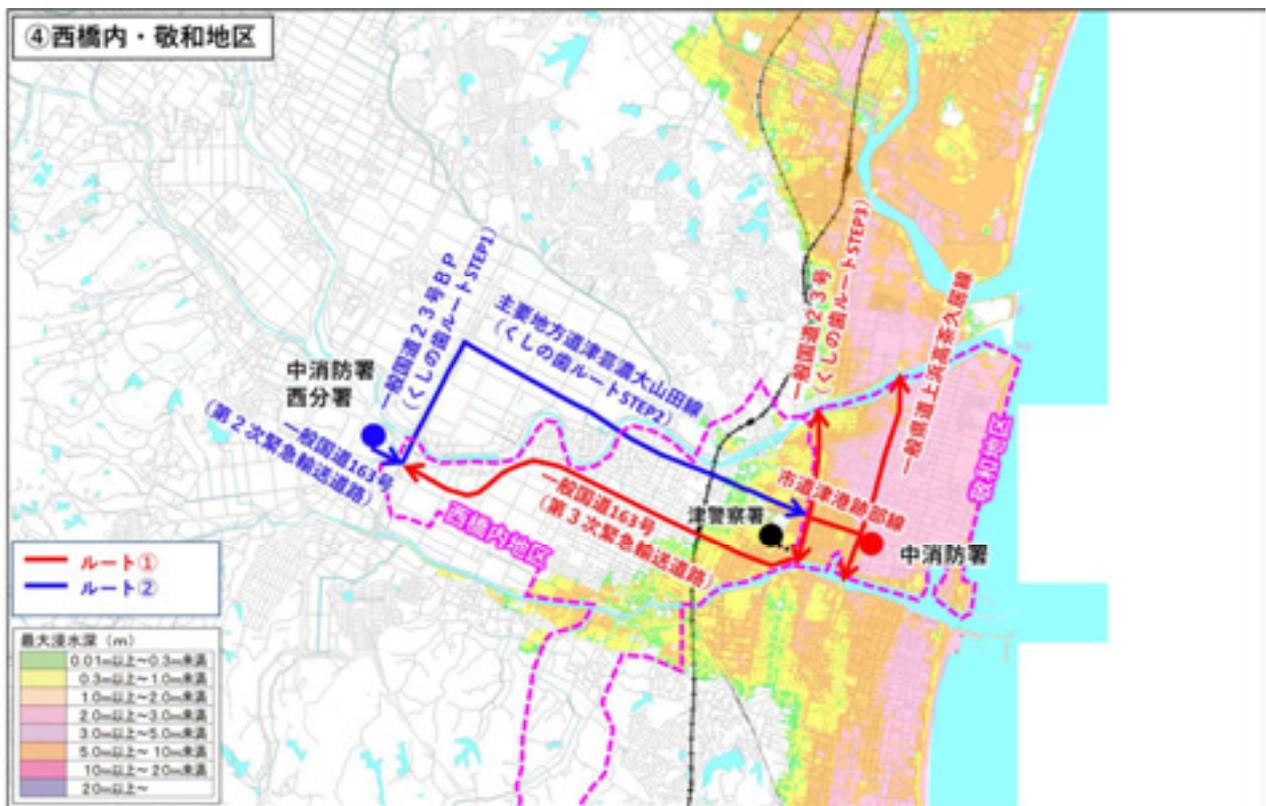
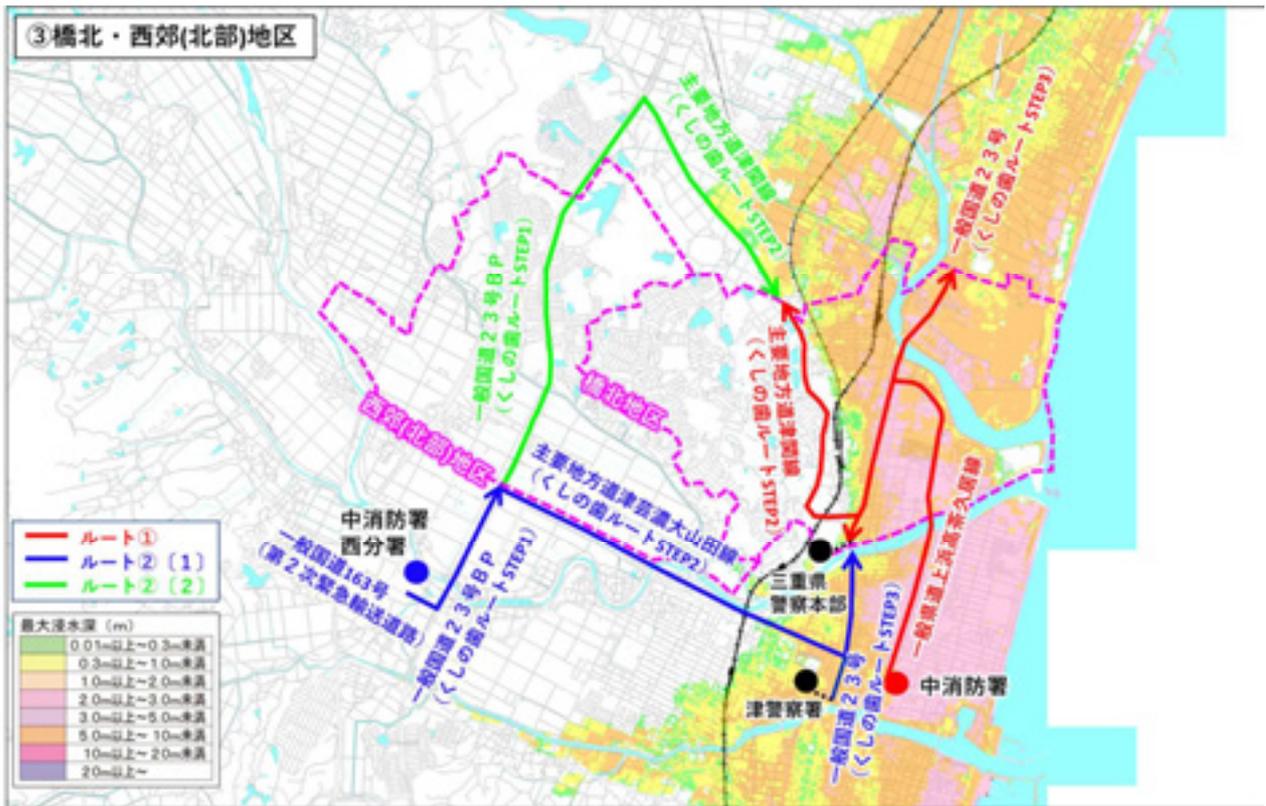
7 資料

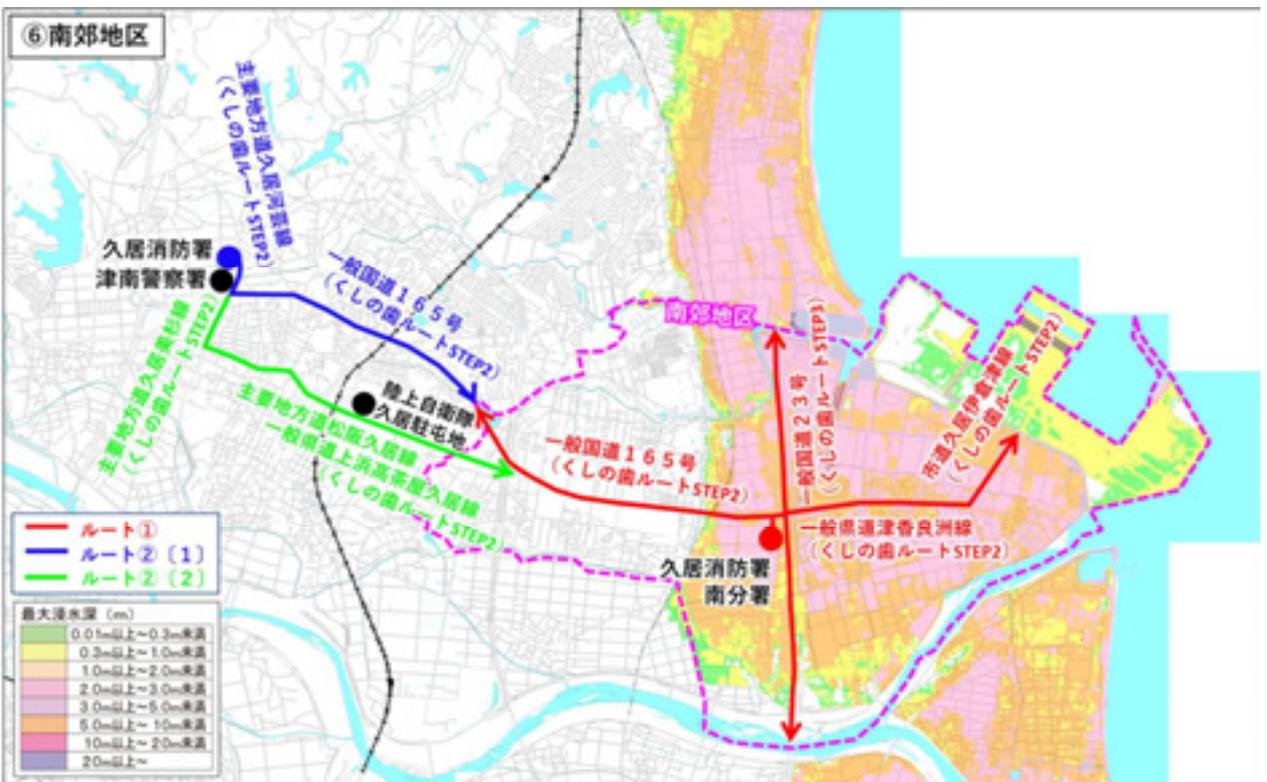
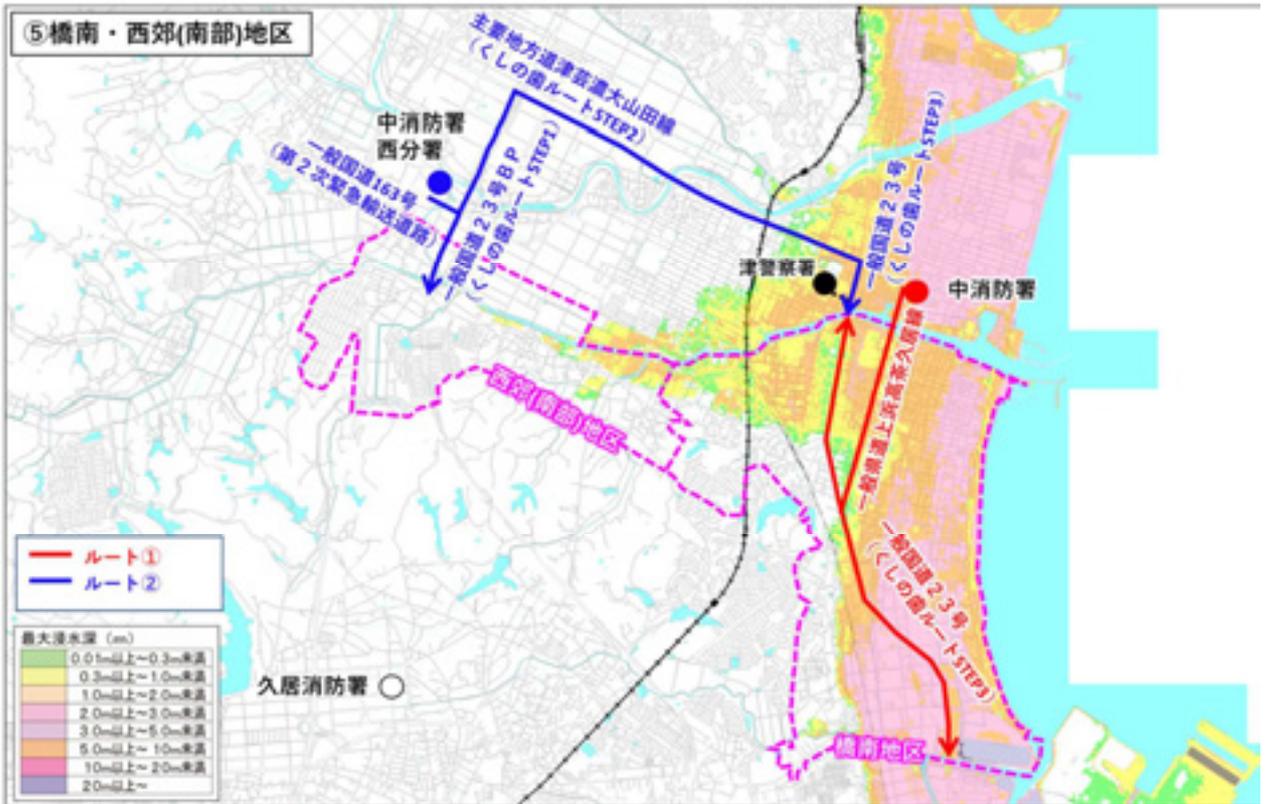
資料1 津市優先道路啓開路線

表 6-1 救急想定ルート（救出救助重点地域）

| 地区 | 消防署 | ルート① | 代替消防署 | ルート② |
|--------------|-------|---|-------|--|
| ①河芸地区 | 河芸分署 | 河芸地区（河芸分署⇨市道河芸環状線⇨市道一色浜田線⇨一般国道23号） | | |
| ②一身田・大里地区 | 北消防署 | 【一身田地区】 一身田地区（北消防署⇨一般県道草生窪田津線・一般国道23号） | 西分署 | 【一身田地区】 西分署⇨一般国道163号⇨一般国道23号BP⇨一般県道草生窪田津線⇨一般国道23号⇨一身田地区 |
| | | 【大里地区】 北消防署⇨一般県道草生窪田津線⇨一般国道23号BP⇨主要地方道津関線⇨大里地区（⇨一般国道23号BP・主要地方道津関線） | | 【大里地区】 西分署⇨一般国道163号⇨一般国道23号BP⇨主要地方道津関線⇨大里地区 |
| ③橋北・西郊（北部）地区 | 中消防署 | 【橋北地区】 中消防署⇨一般県道上浜高茶屋久居線⇨橋北地区（⇨一般国道23号・一般県道上浜高茶屋久居線・主要地方道津関線） | 西分署 | 【橋北地区】 〔1〕西分署⇨一般国道163号⇨一般国道23号BP⇨主要地方道津芸濃大山田線⇨一般国道23号⇨橋北地区 〔2〕西分署⇨一般国道163号⇨一般国道23号BP⇨主要地方道津関線⇨橋北地区 |
| | | | | 【西郊地区】 〔1〕西分署⇨一般国道163号⇨一般国道23号BP⇨西郊地区 |
| ④西橋内・敬和地区 | 中消防署 | 【西橋内地区】 中消防署⇨市道津港跡部線⇨一般国道23号⇨一般国道163号⇨西橋内地区（⇨一般国道163号） | 西分署 | 【西橋内地区】 西分署⇨一般国道163号⇨西橋内地区 |
| | | 【敬和地区】 敬和地区（中消防署⇨一般県道上浜高茶屋久居線⇨市道津港跡部線⇨一般国道23号） | | 【敬和地区】 西分署⇨一般国道163号⇨一般国道23号BP⇨主要地方道津芸濃大山田線⇨敬和地区 |
| ⑤橋南・西郊（南部）地区 | 中消防署 | 【橋南地区】 中消防署⇨一般県道上浜高茶屋久居線⇨橋南地区（⇨一般国道23号） | 西分署 | 【橋南地区】 西分署⇨一般国道163号⇨一般国道23号BP⇨主要地方道津芸濃大山田線⇨一般国道23号⇨橋南地区 |
| | | | | 【西郊地区】 西分署⇨一般国道163号⇨一般国道23号BP⇨西郊地区 |
| ⑥南郊地区 | 南分署 | 南郊地区（南分署⇨市道塔世橋南郊線⇨一般国道165号⇨一般国道23号⇨一般県道津香良洲線⇨市道久居伊倉津線） | 久居消防署 | 〔1〕久居消防署⇨主要地方道久居河芸線⇨一般国道165号⇨南郊地区 〔2〕久居消防署⇨主要地方道久居河芸線⇨主要地方道松阪久居線⇨一般県道上浜高茶屋久居線⇨一般国道165号⇨南郊地区 |
| ⑦香良洲地区 | 南分署 | 南分署⇨市道塔世橋南郊線⇨一般国道165号⇨一般国道23号⇨一般県道嬉野津線⇨南郊地区（⇨一般県道嬉野津線⇨一般県道津香良洲線） | 久居消防署 | 〔1〕久居消防署⇨主要地方道久居河芸線⇨一般国道165号⇨一般国道23号⇨一般県道嬉野津線⇨香良洲地区 〔2〕久居消防署⇨主要地方道久居河芸線⇨主要地方道松阪久居線⇨一般県道上浜高茶屋久居線⇨一般国道165号⇨一般国道23号⇨一般県道嬉野津線⇨香良洲地区 |
| ⑧久居（桃園）地区 | 久居消防署 | 〔1〕久居消防署⇨主要地方道久居河芸線⇨一般国道165号⇨一般国道23号BP⇨桃園地区 〔2〕久居消防署⇨主要地方道久居河芸線⇨主要地方道久居美杉線⇨主要地方道松阪久居線⇨一般県道三雲久居線⇨桃園地区（⇨一般県道三雲久居線） | | |







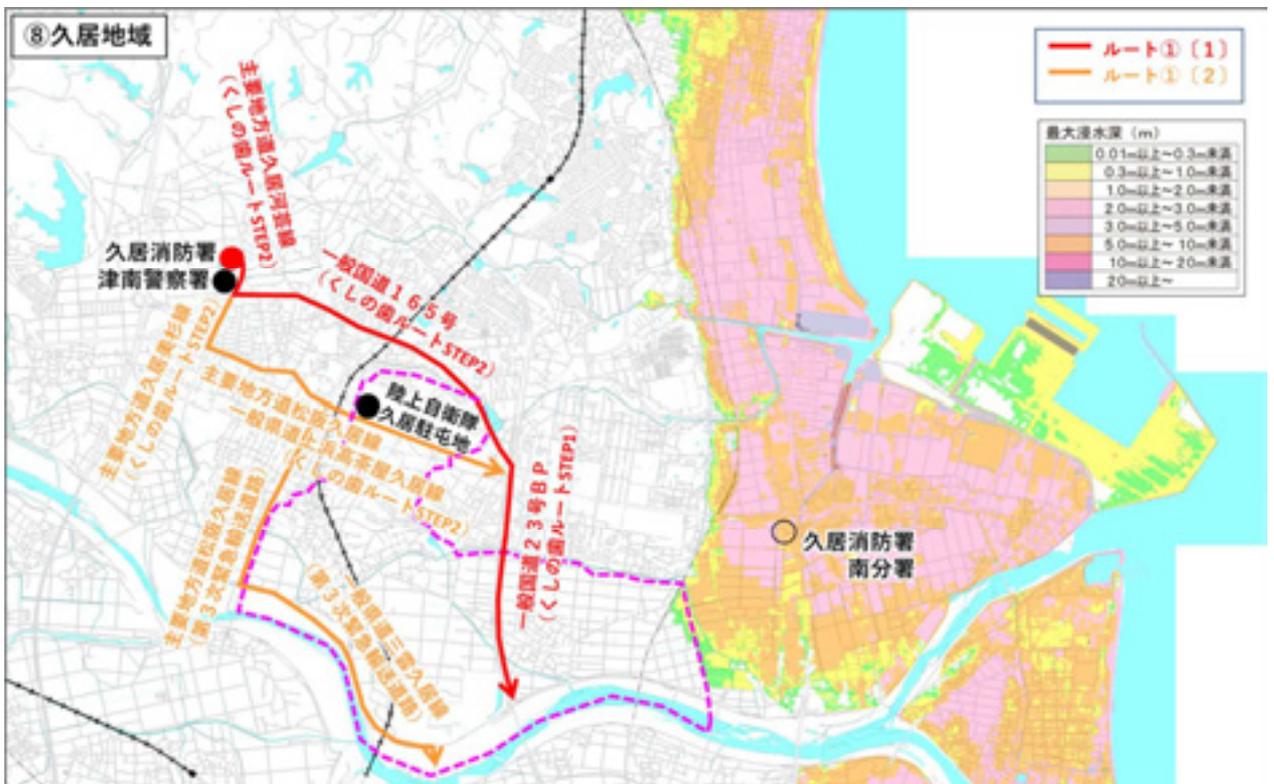
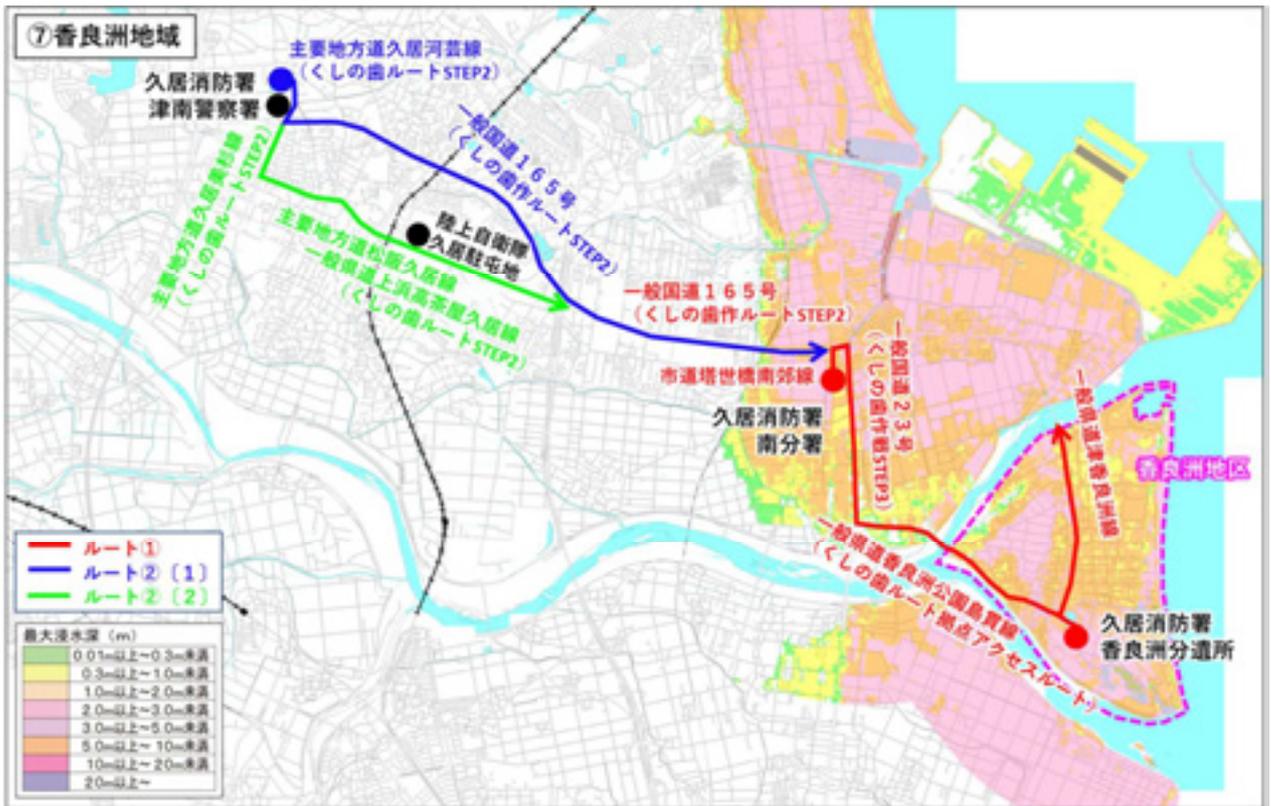


図 6-2 救急想定ルート（救助関係機関周辺道路）

【自衛隊】

自衛隊久居駐屯地



【警察署】

三重県警察本部



津警察署



津南警察署



【消防署】

中消防署



北消防署



久居消防署



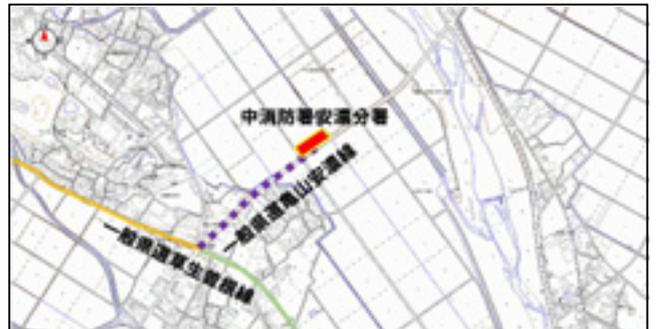
白山消防署



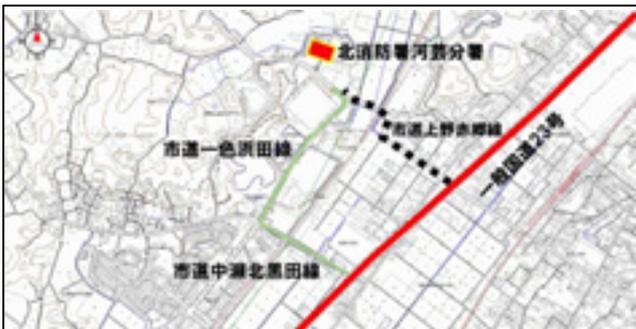
中消防署西分署



中消防署安濃分署



北消防署河芸分署



北消防署芸濃分署



久居消防署南分署



久居消防署美里分署



久居消防署香良洲分遣所



白山消防署一志分署



白山消防署美杉分署



【医療機関】（救急告示病院）

永井病院



遠山病院



武内病院



岩崎病院



吉田クリニック



大門病院



津生協病院



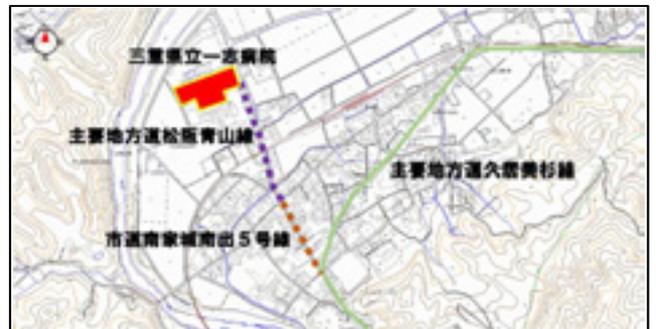
若葉病院



榊原温泉病院



三重県立一志病院



三重大学医学部附属病院



三重中央医療センター



表 6-3 受援想定ルート

自衛隊（災害派遣部隊）

| 番号 | 広域進出拠点及び進出拠点（候補地） | 所在地 | 救助活動拠点（候補地） | 所在地 | メインルート | 代替ルート1 | 代替ルート2 | 備考 |
|----|-------------------|--------------------|-------------|-----------------|---|---|---|---|
| 1 | 安濃 SA 《下り線》 | 津市大里睦合町字南石橋 138-17 | HOWAパーク | 津市あのとつ台五丁目757-1 | 安濃 SA 《下り線》 → (高)伊勢自動車道 → 津 IC → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般国道 2 3 号 BP → 市道サイエンスシティ中央線 → 市道あのとつ台第 1 号線 | 安濃 SA 《下り線》 → (高)伊勢自動車道 → 津 IC → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般国道 2 3 号 BP → 市道サイエンスシティ中央線 → 市道あのとつ台第 1 号線 | — | |
| 2 | | | 町民の森公園 | 津市河芸町浜田 740-1 | 安濃 SA 《下り線》 → (高)伊勢自動車道 → 津 IC → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般国道 2 3 号 BP → 一般国道 3 0 6 号 → 市道中瀬北黒田線 → 市道一色浜田線 | 安濃 SA 《下り線》 → (高)伊勢自動車道 → 津 IC → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般国道 2 3 号 BP → 市道一色浜田線 | 安濃 SA 《下り線》 → (高)伊勢自動車道 → 津 IC → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般国道 2 3 号 BP → 一般国道 3 0 6 号 → 市道中瀬北黒田線 → 市道一色浜田線 | |
| 3 | | | HOWAパーク | 津市あのとつ台五丁目757-1 | 安濃 SA 《上り線》 → (高)伊勢自動車道 → 芸濃 IC → 主要地方道津関線 → 一般国道 2 3 号 BP → 市道サイエンスシティ中央線 → 市道あのとつ台第 1 号線 | 安濃 SA 《上り線》 → (高)伊勢自動車道 → 芸濃 IC → 主要地方道津関線 → 市道大里睦合山室町線 → 一般国道 2 3 号 BP → 市道あのとつ台第 1 号線 | — | |
| 4 | | | 町民の森公園 | 津市河芸町浜田 740-1 | 安濃 SA 《上り線》 → (高)伊勢自動車道 → 芸濃 IC → 主要地方道津関線 → 一般国道 2 3 号 BP → 一般国道 3 0 6 号 → 市道中瀬北黒田線 → 市道一色浜田線 | 安濃 SA 《上り線》 → (高)伊勢自動車道 → 芸濃 IC → 主要地方道津関線 → 一般国道 2 3 号 BP → 一般国道 3 0 6 号 → 市道河芸環状線 → 市道一色浜田線 | 安濃 SA 《上り線》 → (高)伊勢自動車道 → 芸濃 IC → 主要地方道津関線 → 一般国道 2 3 号 BP → 一般国道 3 0 6 号 → 市道河芸環状線 → 市道一色浜田線 | 安濃 SA 《上り線》 → (高)伊勢自動車道 → 芸濃 IC → 主要地方道津関線 → 市道大里睦合山室町線 → 一般国道 2 3 号 BP → 市道サイエンスシティ中央線 → 一般国道 3 0 6 号 → 市道中瀬北黒田線 → 市道一色浜田線 |

警察（警察災害派遣隊）

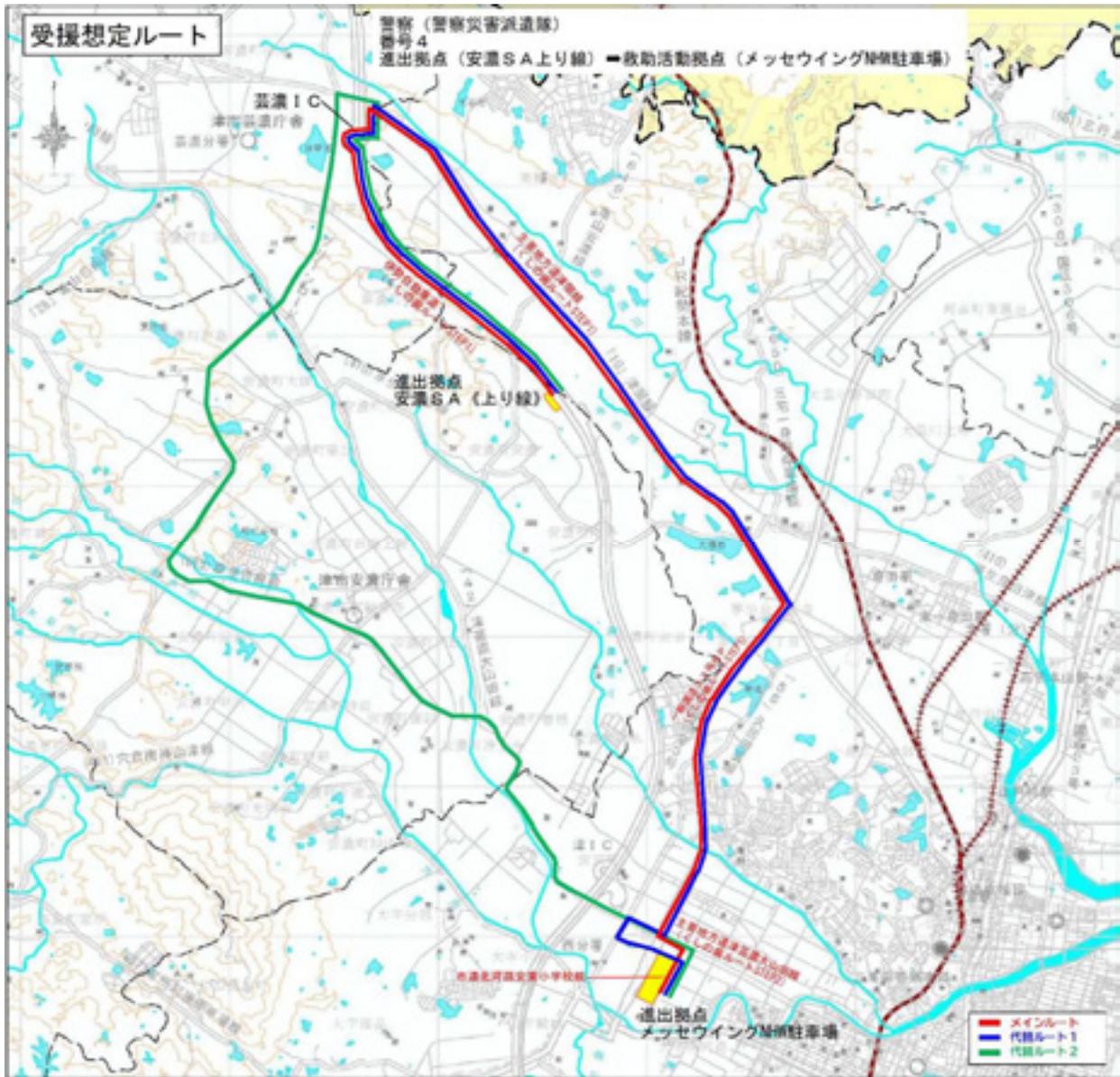
| 番号 | 広域進出拠点及び進出拠点（候補地） | 所在地 | 救助活動拠点（候補地） | 所在地 | メインルート | 代替ルート1 | 代替ルート2 | 備考 | |
|----|-------------------|--------------------|----------------|-----------------|---|--|---|--|--|
| 1 | 安濃 SA 《下り線》 | 津市大里睦合町字南石橋 138-17 | メッセウイングNHW 駐車場 | 津市北河路町 19-1 | 安濃 SA 《下り線》 → (高)伊勢自動車道 → 津 IC → 主要地方道津芸濃大山田線 → 市道北河路橋安東小学校線 | 安濃 SA 《下り線》 → (高)伊勢自動車道 → 津 IC → 主要地方道津芸濃大山田線 → 主要地方道久居河芸線 → 市道納所一色町第 1 号線 → 市道北河路橋安東小学校線 | — | | |
| 2 | | | 安濃中央総合公園 | 津市安濃町田端上野 818 他 | 安濃 SA 《下り線》 → (高)伊勢自動車道 → 津 IC → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般国道 2 3 号 BP → 市道白山芸濃線 → 市道野口田端線 | 安濃 SA 《下り線》 → (高)伊勢自動車道 → 津 IC → 主要地方道津芸濃大山田線 → 市道白山芸濃線 → 市道野口田端線 | 安濃 SA 《下り線》 → (高)伊勢自動車道 → 津 IC → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般国道 2 3 号 BP → 市道明合団地 1 6 号線 → 市道野口田端線 | | |
| 3 | | | HOWAパーク | 津市あのとつ台五丁目757-1 | 安濃 SA 《下り線》 → (高)伊勢自動車道 → 津 IC → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般国道 2 3 号 BP → 市道サイエンスシティ中央線 → 市道あのとつ台第 1 号線 | 安濃 SA 《下り線》 → (高)伊勢自動車道 → 津 IC → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般国道 2 3 号 BP → 市道サイエンスシティ中央線 → 市道あのとつ台第 1 号線 | — | | |
| 4 | | | メッセウイングNHW 駐車場 | 津市北河路町 19-1 | 安濃 SA 《上り線》 → (高)伊勢自動車道 → 芸濃 IC → 主要地方道津関線 → 一般国道 2 3 号 BP → 主要地方道津芸濃大山田線 → 市道北河路橋安東小学校線 | 安濃 SA 《上り線》 → (高)伊勢自動車道 → 芸濃 IC → 主要地方道津関線 → 一般国道 2 3 号 BP → 主要地方道津芸濃大山田線 → 主要地方道久居河芸線 → 市道納所一色町第 1 号線 → 市道北河路橋安東小学校線 | 安濃 SA 《上り線》 → (高)伊勢自動車道 → 芸濃 IC → 主要地方道津関線 → 市道芸濃白山線 → 市道野口田端線 | 安濃 SA 《上り線》 → (高)伊勢自動車道 → 芸濃 IC → 主要地方道津関線 → 市道芸濃白山線 → 一般国道 2 3 号 BP → 主要地方道津芸濃大山田線 → 市道北河路橋安東小学校線 | |
| 5 | | | 安濃中央総合公園 | 津市安濃町田端上野 818 他 | 安濃 SA 《上り線》 → (高)伊勢自動車道 → 芸濃 IC → 主要地方道津関線 → 市道芸濃白山線 → 市道野口田端線 | 安濃 SA 《上り線》 → (高)伊勢自動車道 → 芸濃 IC → 主要地方道津関線 → 市道芸濃白山線 → 一般国道 2 3 号 BP → 主要地方道津芸濃大山田線 → 一般国道 2 3 号 BP → 主要地方道津芸濃大山田線 → 市道明合団地 1 6 号線 → 市道野口田端線 | 安濃 SA 《上り線》 → (高)伊勢自動車道 → 芸濃 IC → 主要地方道津関線 → 市道芸濃白山線 → 市道野口田端線 | 安濃 SA 《上り線》 → (高)伊勢自動車道 → 芸濃 IC → 主要地方道津関線 → 市道芸濃白山線 → 市道野口田端線 | |
| 6 | | | HOWAパーク | 津市あのとつ台五丁目757-1 | 安濃 SA 《上り線》 → (高)伊勢自動車道 → 芸濃 IC → 主要地方道津関線 → 一般国道 2 3 号 BP → 市道サイエンスシティ中央線 → 市道あのとつ台第 1 号線 | 安濃 SA 《上り線》 → (高)伊勢自動車道 → 芸濃 IC → 主要地方道津関線 → 市道大里睦合山室町線 → 一般国道 2 3 号 BP → 市道あのとつ台第 1 号線 | — | | |

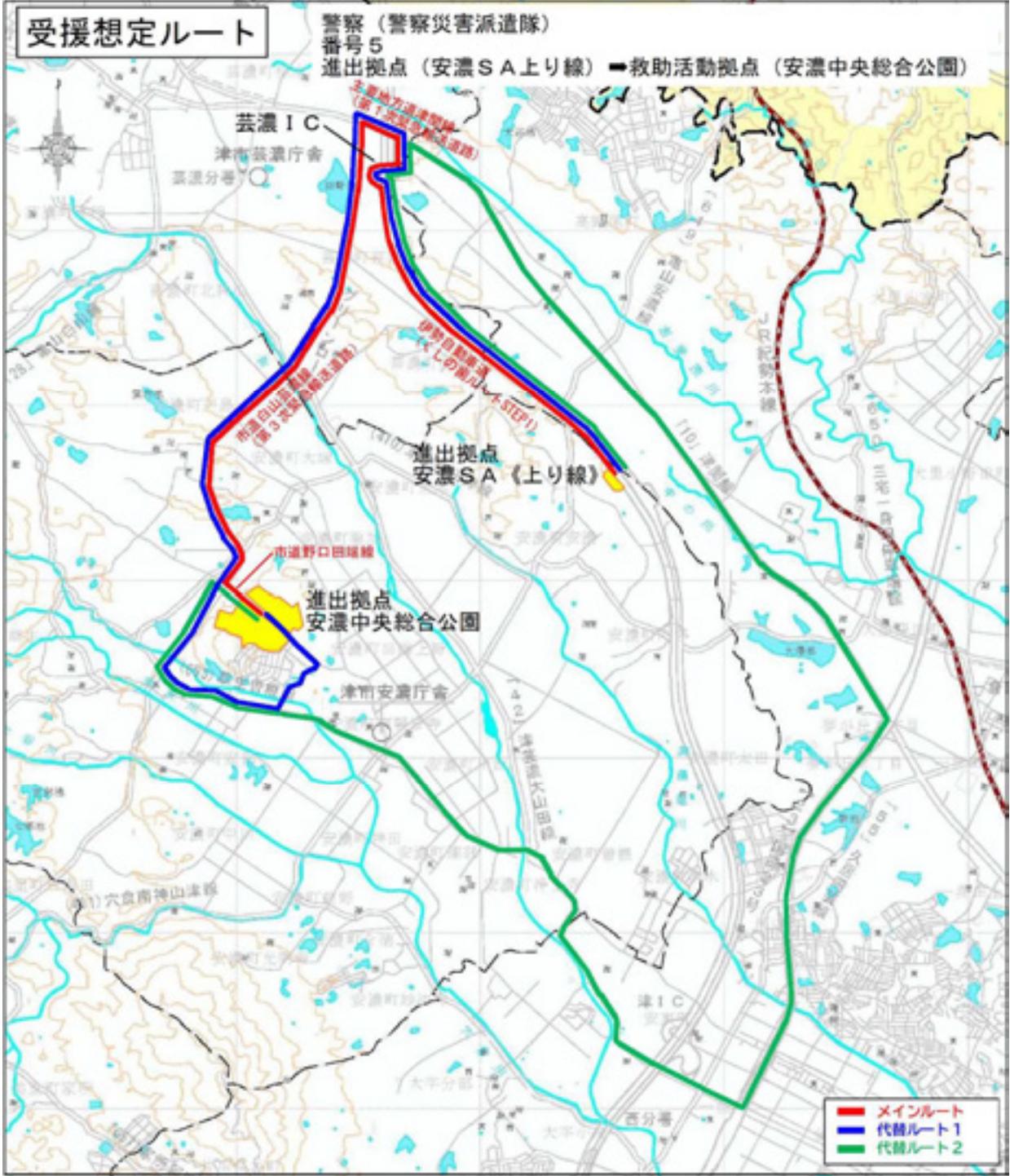
消防機関（緊急消防援助隊）

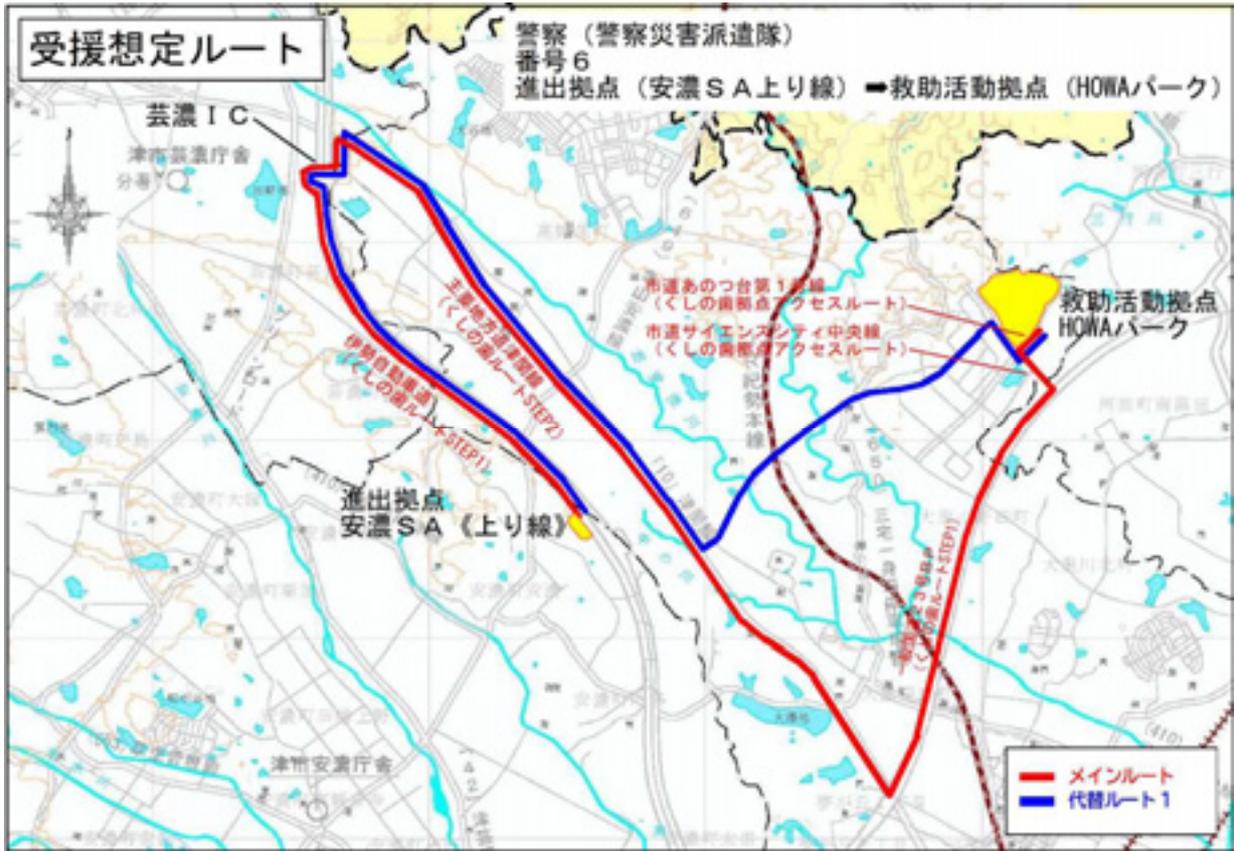
| 番号 | 広域進出拠点 及び進出拠点 (候補地) | 所在地 | 救助活動拠点 (候補地) | 所在地 | メインルート | 代替ルート1 | 代替ルート2 | 備考 |
|----|---------------------------|---------------------------|-----------------------|--------------------|---|---|---|----------------------------------|
| 1 | 安濃SA 《下り線》 | 津市大里睦合 町字南石橋 138-17 | メッセウイング NHW 駐車場 | 津市北河路町 19-1 | 安濃SA《下り線》→ (高)伊勢自動車道→津IC→主要地方道津芸濃大山田線→市道北河路橋安東小学校線 | 安濃SA《下り線》→ (高)伊勢自動車道→津IC→主要地方道津芸濃大山田線→主要地方道久居河芸線→市道納所一色町第1号線→市道北河路橋安東小学校線 | — | |
| 2 | | | 安濃中央総合 公園 | 津市安濃町田 端上野818他 | 安濃SA《下り線》→ (高)伊勢自動車道→津IC→主要地方道津芸濃大山田線→一般県道草生曾根線→市道白山芸濃線→市道野口田端線 | 安濃SA《下り線》→ (高)伊勢自動車道→津IC→主要地方道津芸濃大山田線→市道白山芸濃線→市道野口田端線 | 安濃SA《下り線》→ (高)伊勢自動車道→津IC→主要地方道津芸濃大山田線→一般県道草生曾根線→市道明合団地16号線→市道野口田端線 | |
| 3 | | | HOWAパーク | 津市あのかつ 五丁目757-1 | 安濃SA《下り線》→ (高)伊勢自動車道→津IC→主要地方道津芸濃大山田線→一般国道23号BP→市道サイエンスシティ中央線→市道あのかつ第1号線 | 安濃SA《下り線》→ (高)伊勢自動車道→津IC→主要地方道津芸濃大山田線→一般県道津久居線→主要地方道津開線→一般国道23号BP→市道サイエンスシティ中央線→市道あのかつ第1号線 | — | |
| 4 | | | 北部運動広場 | 津市栗真中山 町601-3 | 安濃SA《下り線》→ (高)伊勢自動車道→津IC→主要地方道津芸濃大山田線→一般国道23号BP→一般県道草生窪田津線→主要地方道久居河芸線→一般県道草生窪田津線 | 安濃SA《下り線》→ (高)伊勢自動車道→津IC→主要地方道津芸濃大山田線→一般県道津久居線→主要地方道津開線→一般国道23号BP→一般県道草生窪田津線→主要地方道久居河芸線→一般県道草生窪田津線 | — | |
| 5 | | | 北消防署 | 津市栗真中山 町816-3 | 安濃SA《下り線》→ (高)伊勢自動車道→津IC→主要地方道津芸濃大山田線→一般国道23号BP→一般県道草生窪田津線→主要地方道久居河芸線→一般県道草生窪田津線 | 安濃SA《下り線》→ (高)伊勢自動車道→津IC→主要地方道津芸濃大山田線→一般県道津久居線→主要地方道津開線→一般国道23号BP→一般県道草生窪田津線→主要地方道久居河芸線→一般県道草生窪田津線 | — | |
| 6 | | | 白山総合文化 センター | 津市白山町二 本木1139-2 | 安濃SA《下り線》→ (高)伊勢自動車道→久居IC→一般国道165号→市道五斗代線 | 安濃SA《下り線》→ (高)伊勢自動車道→久居IC→一般国道165号→市道白山芸濃線→市道五斗代線 | — | |
| 7 | | | 津モーター ポート競走場 | 津市藤方637 | 安濃SA《下り線》→ (高)伊勢自動車道→久居IC→一般国道165号→一般国道23号→市道垂水藤方第2号線→市道藤方第5号線→市道雲出野田線 | 安濃SA《下り線》→ (高)伊勢自動車道→主要地方道津芸濃大山田線→一般国道23号BP→一般国道165号→一般国道23号→市道垂水藤方第2号線→市道藤方第5号線→市道雲出野田線 | 安濃SA《下り線》→ (高)伊勢自動車道→久居IC→一般国道165号→市道塔世橋南郊線→市道雲出野田線 | 大津波警報等発表中もしくは2次被害の恐れがある場合は使用しない。 |
| 8 | | | 道の駅美杉 | 津市美杉町上 多気267 | 安濃SA《下り線》→ (高)伊勢自動車道→久居IC→一般国道165号→主要地方道久居美杉線→一般国道368号 | 安濃SA《下り線》→ (高)伊勢自動車道→久居IC→一般国道165号→主要地方道亀山白山線→一般県道藤大三停車場線→一般県道垣内御城線→主要地方道久居美杉線→一般国道368号 | — | |

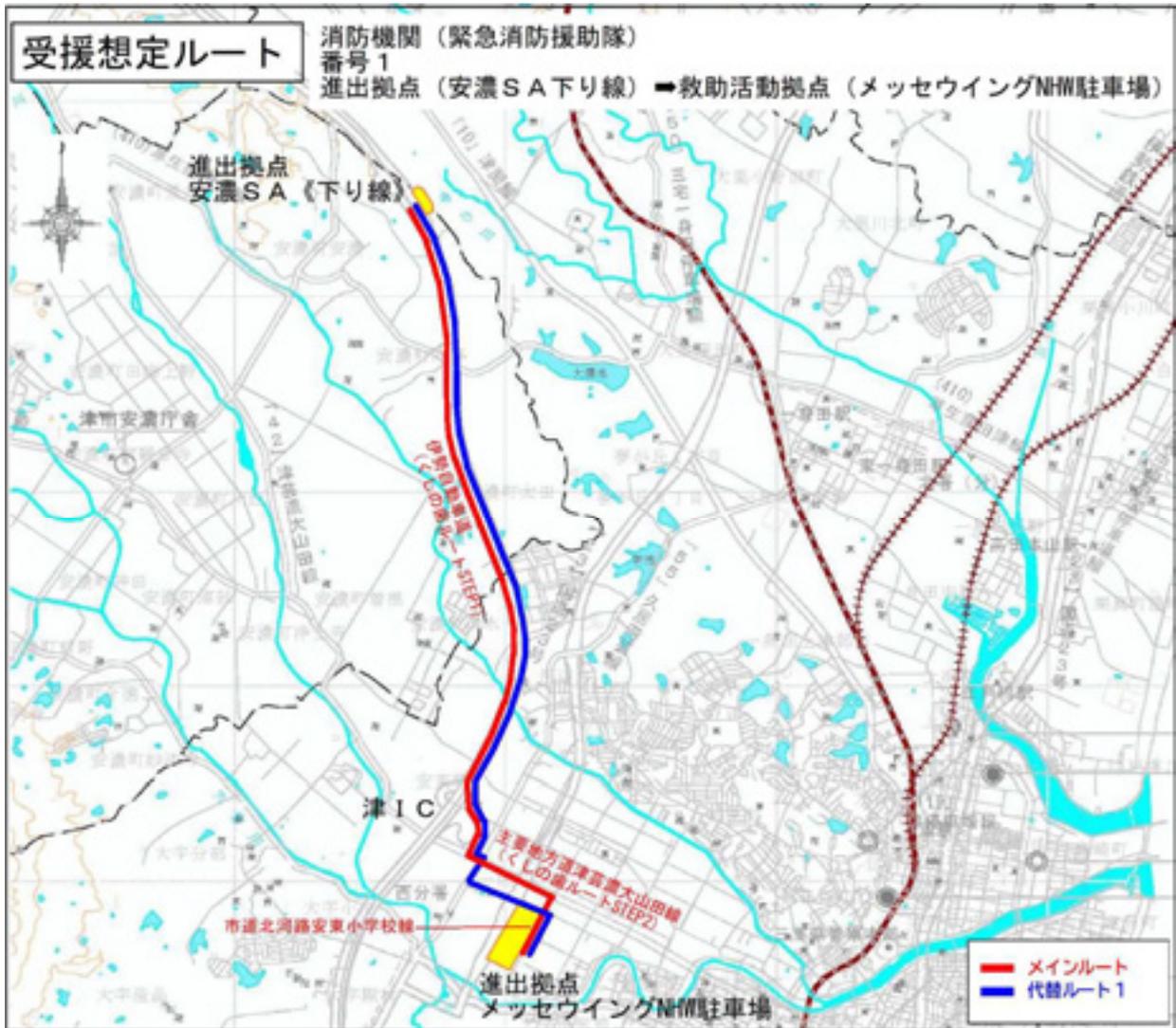
消防機関（緊急消防援助隊）

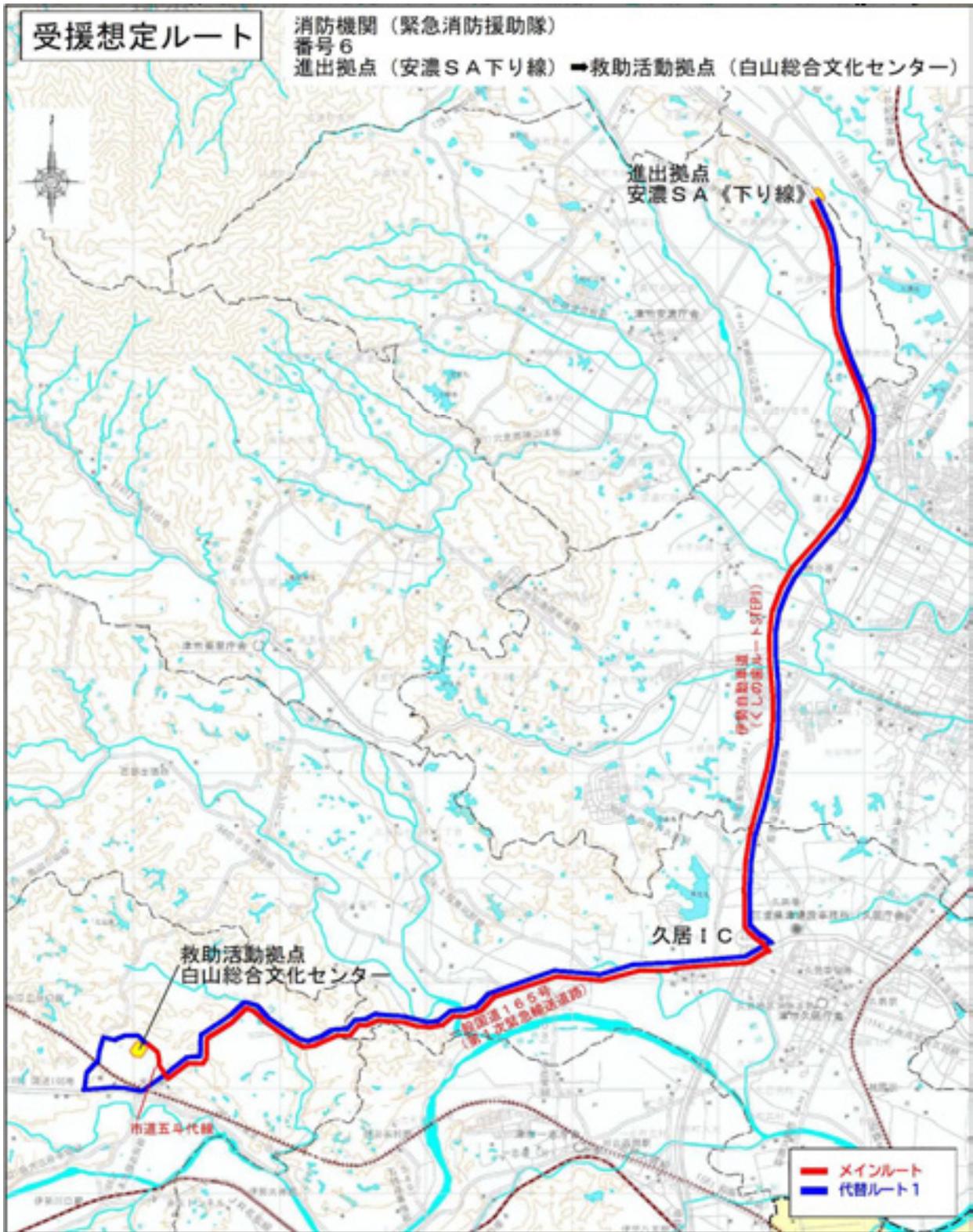
| 番号 | 広域進出拠点 及び進出拠点 (候補地) | 所在地 | 救助活動拠点 (候補地) | 所在地 | メインルート | 代替ルート1 | 代替ルート2 | 備考 |
|----|---------------------------|---------------|----------------------|--------------------|--|---|---|--|
| 1 | 名阪関ドライブ イン | 亀山市関町萩 原39 | メッセウイン グNH 駐車場 | 津市北河路町 19-1 | 名阪関ドライブイン⇒国道 25号(名阪国道)名古屋 方面⇒伊勢関IC⇒(高) 伊勢自動車道⇒津IC⇒主 要地方道津芸濃大山田線⇒ 主要地方道津芸濃大山田線⇒ 市道北河路橋安東小学校線 | 名阪関ドライブイン⇒国道 25号(名阪国道)名古屋 方面⇒伊勢関IC⇒(高) 伊勢自動車道⇒津IC⇒主 要地方道津芸濃大山田線⇒ 主要地方道久居河芸線⇒市 道納所一色町第1号線⇒市 道北河路橋安東小学校線 | 名阪関ドライブイン⇒主要 地方道津関線⇒一般国道2 3号B P⇒主要地方道津芸 濃大山田線⇒市道北河路橋 安東小学校線 | |
| 2 | | | 安濃中央総合 公園 | 津市安濃町田 端上野818他 | 名阪関ドライブイン⇒国道 25号(名阪国道)名古屋 方面⇒伊勢関IC⇒(高) 伊勢自動車道⇒芸濃IC⇒ 主要地方道津関線⇒市道白 山芸濃線⇒市道野口田端線 | 名阪関ドライブイン⇒主要 地方道津関線⇒市道白山芸 濃線⇒市道野口田端線 | 名阪関ドライブイン⇒国道 25号(名阪国道)名古屋 方面⇒伊勢関IC⇒(高) 伊勢自動車道⇒津IC⇒主 要地方道津芸濃大山田線⇒ 一般県道草生曾根線⇒市道 白山芸濃線⇒市道野口田端 線 | |
| 3 | | | HOWAパーク | 津市あかつ台 五丁目757-1 | 名阪関ドライブイン⇒国道 25号(名阪国道)名古屋 方面⇒伊勢関IC⇒(高) 伊勢自動車道⇒芸濃IC⇒ 主要地方道津関線⇒一般国 道23号B P⇒市道サイエ ンシティ中央線⇒市道あ かつ台第1号線 | 名阪関ドライブイン⇒主要 地方道津関線⇒一般国道2 3号B P⇒市道サイエンス シティ中央線⇒市道あかつ 台第1号線 | 名阪関ドライブイン⇒国道 25号(名阪国道)名古屋 方面⇒伊勢関IC⇒(高) 伊勢自動車道⇒芸濃IC⇒ 主要地方道津関線⇒市道大 里睦合山室町線⇒一般県道 三宅一身田停車場線⇒市道 あかつ台第1号線 | |
| 4 | | | 北部運動広場 | 津市栗真中山 町601-3 | 名阪関ドライブイン⇒国道 25号(名阪国道)名古屋 方面⇒伊勢関IC⇒(高) 伊勢自動車道⇒芸濃IC⇒ 主要地方道津関線⇒一般国 道23号B P⇒一般県道草 生窪田津線⇒主要地方道久 居河芸線⇒一般県道草生窪 田津線 | 名阪関ドライブイン⇒主要 地方道津関線⇒一般国道2 3号B P⇒一般県道草生窪 田津線⇒主要地方道久居河 芸線⇒一般県道草生窪田津 線 | 名阪関ドライブイン⇒国道 25号(名阪国道)名古屋 方面⇒伊勢関IC⇒(高) 伊勢自動車道⇒津IC⇒主 要地方道津芸濃大山田線⇒ 一般国道23号B P⇒一般 県道草生窪田津線⇒主要地 方道久居河芸線⇒一般県道 草生窪田津線 | |
| 5 | | | 北消防署 | 津市栗真中山 町816-3 | 名阪関ドライブイン⇒国道 25号(名阪国道)名古屋 方面⇒伊勢関IC⇒(高) 伊勢自動車道⇒芸濃IC⇒ 主要地方道津関線⇒一般国 道23号B P⇒一般県道草 生窪田津線⇒主要地方道久 居河芸線⇒一般県道草生窪 田津線 | 名阪関ドライブイン⇒主要 地方道津関線⇒一般国道2 3号B P⇒一般県道草生窪 田津線⇒主要地方道久居河 芸線⇒一般県道草生窪田津 線 | 名阪関ドライブイン⇒国道 25号(名阪国道)名古屋 方面⇒伊勢関IC⇒(高) 伊勢自動車道⇒津IC⇒主 要地方道津芸濃大山田線⇒ 一般国道23号B P⇒一般 県道草生窪田津線⇒主要地 方道久居河芸線⇒一般県道 草生窪田津線 | |
| 6 | | | 白山総合文化 センター | 津市白山町二 本木1139-2 | 名阪関ドライブイン⇒国道 25号(名阪国道)名古屋 方面⇒伊勢関IC⇒(高) 伊勢自動車道⇒久居IC⇒ 一般国道165号⇒市道五 斗代線 | 名阪関ドライブイン⇒国道 25号(名阪国道)名古屋 方面⇒伊勢関IC⇒(高) 伊勢自動車道⇒久居IC⇒ 一般国道165号⇒市道白 山芸濃線⇒市道五斗代線 | — | |
| 7 | | | 津モーター ボート競走場 | 津市藤方637 | 名阪関ドライブイン⇒国道 25号(名阪国道)名古屋 方面⇒伊勢関IC⇒(高) 伊勢自動車道⇒久居IC⇒ 一般国道165号⇒一般国 道23号⇒市道垂水藤方2 号線⇒市道藤方第5号線⇒ 市道雲出野田線 | 名阪関ドライブイン⇒国道 25号(名阪国道)名古屋 方面⇒伊勢関IC⇒(高) 伊勢自動車道⇒津IC⇒主 要地方道津芸濃大山田線⇒ 一般国道23号B P⇒一般 国道165号⇒一般国道2 3号⇒市道垂水藤方第2号 線⇒市道藤方第5号線⇒市 道雲出野田線 | 名阪関ドライブイン⇒国道 25号(名阪国道)名古屋 方面⇒伊勢関IC⇒(高) 伊勢自動車道⇒久居IC⇒ 一般国道165号⇒市道塔 世橋南郊線⇒市道雲出野田 線 | 大津波警 報等発表 中もしくは 2次被害 の恐れがある場 合は使用 しない。 |
| 8 | | | 道の駅美杉 | 津市美杉町上 多気267 | 名阪関ドライブイン⇒国道 25号(名阪国道)名古屋 方面⇒伊勢関IC⇒(高) 伊勢自動車道⇒久居IC⇒ 一般国道165号⇒主要地 方道久居美杉線⇒一般国道 368号 | 名阪関ドライブイン⇒国道 25号(名阪国道)名古屋 方面⇒伊勢関IC⇒(高) 伊勢自動車道⇒久居IC⇒ 一般国道165号⇒主要地 方道亀山白山線⇒一般県道 藤大三停車場線⇒一般県道 垣内御城線⇒主要地方道久 居美杉線⇒一般国道368 号 | — | |

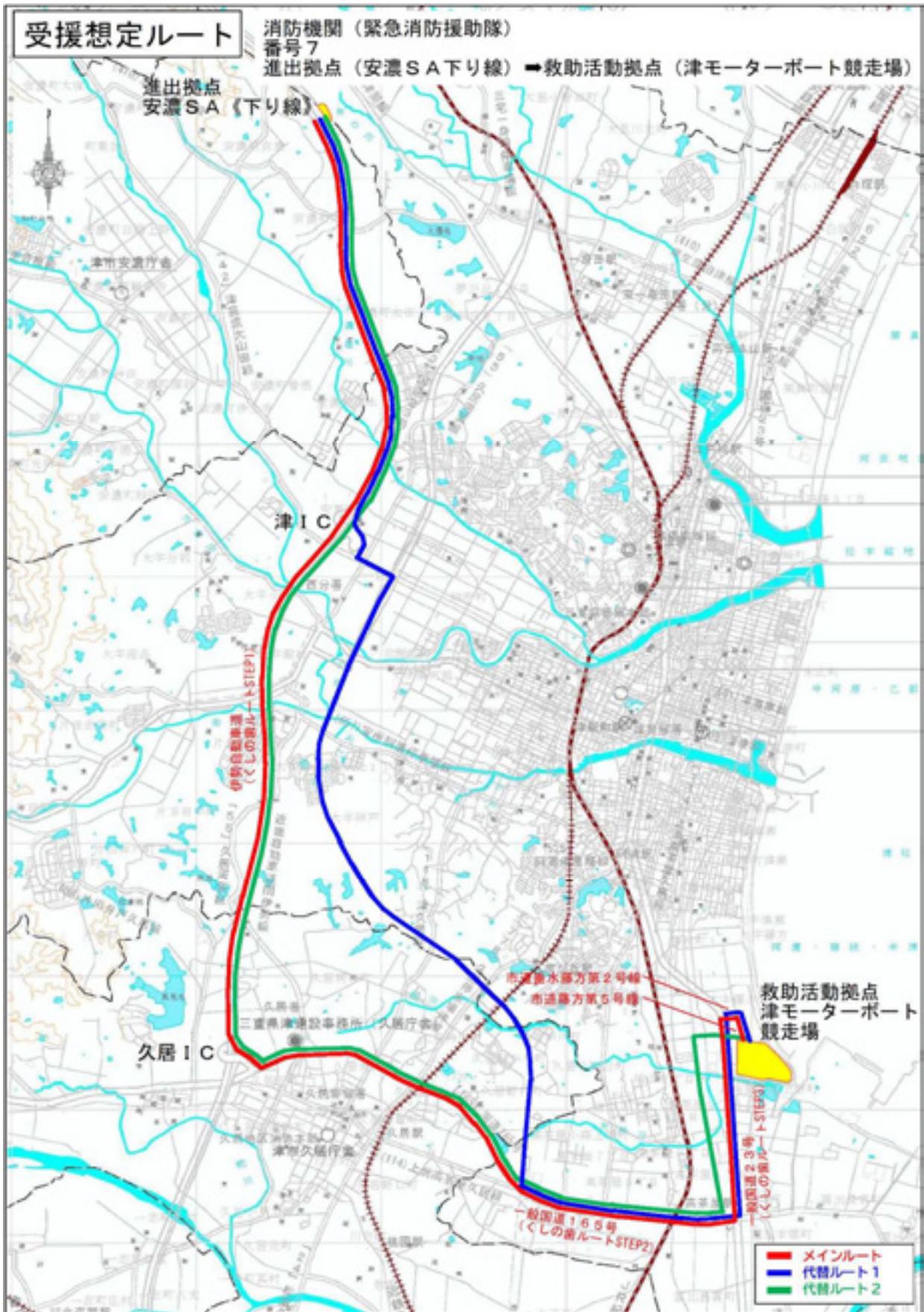


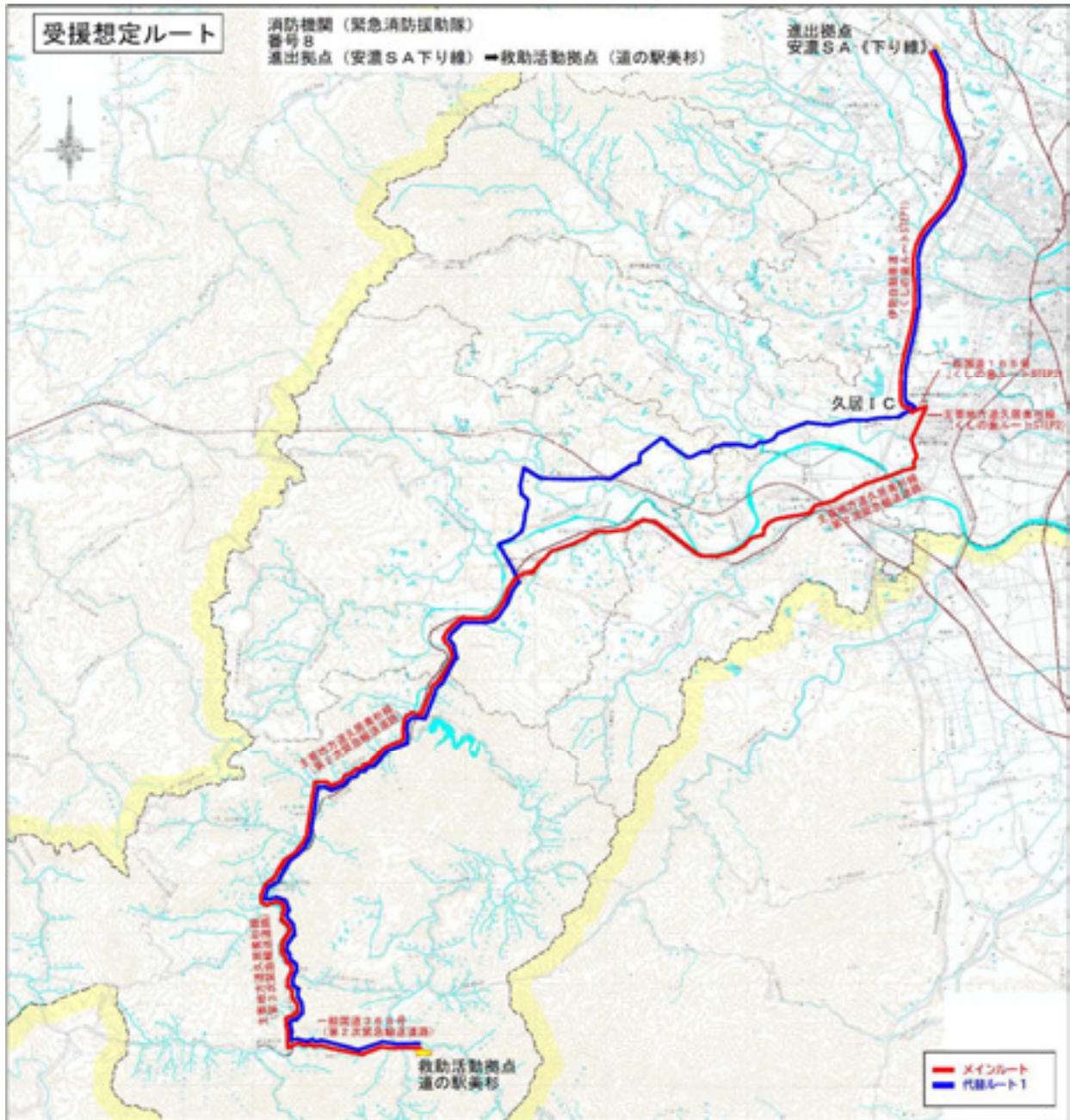


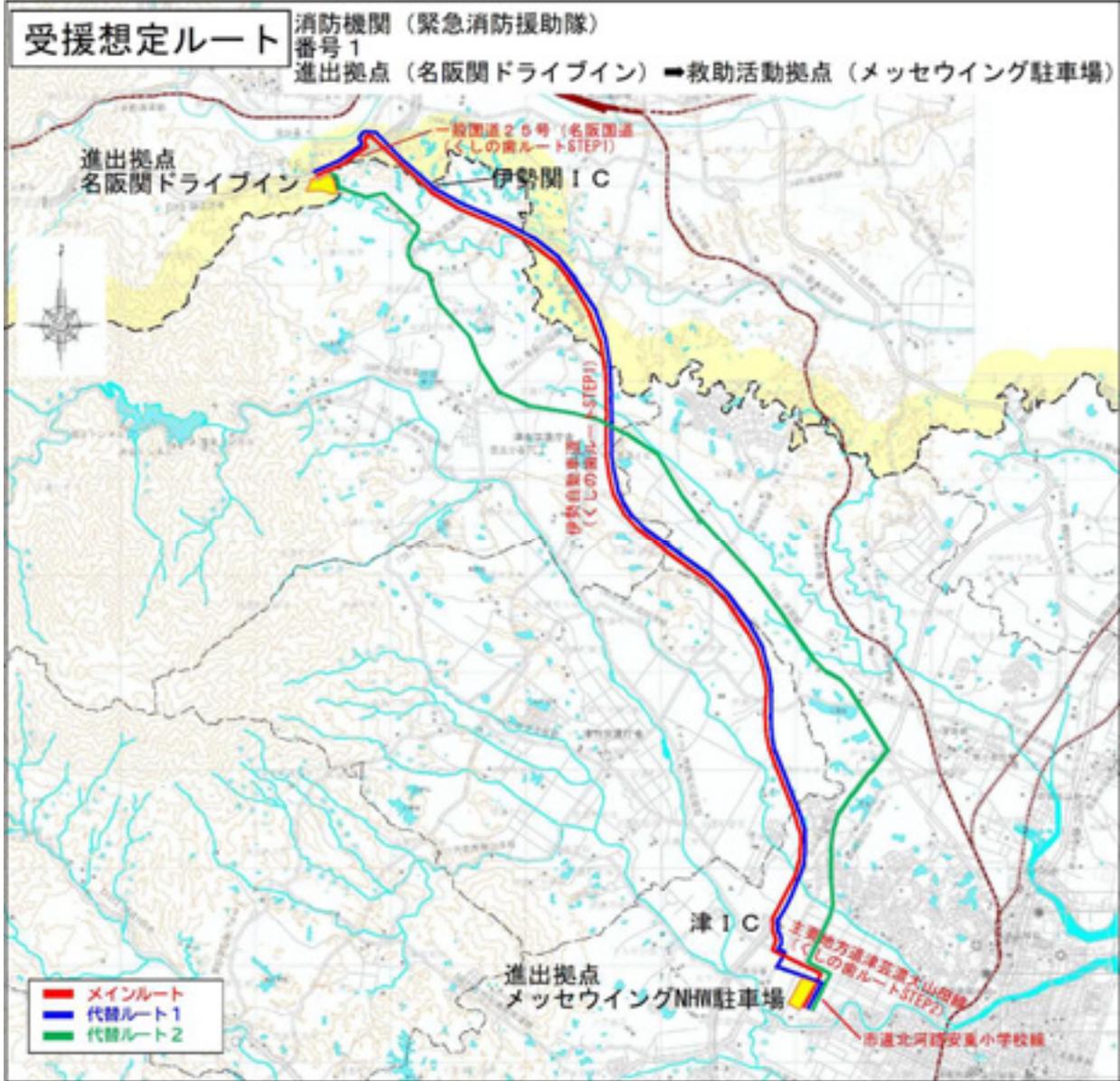




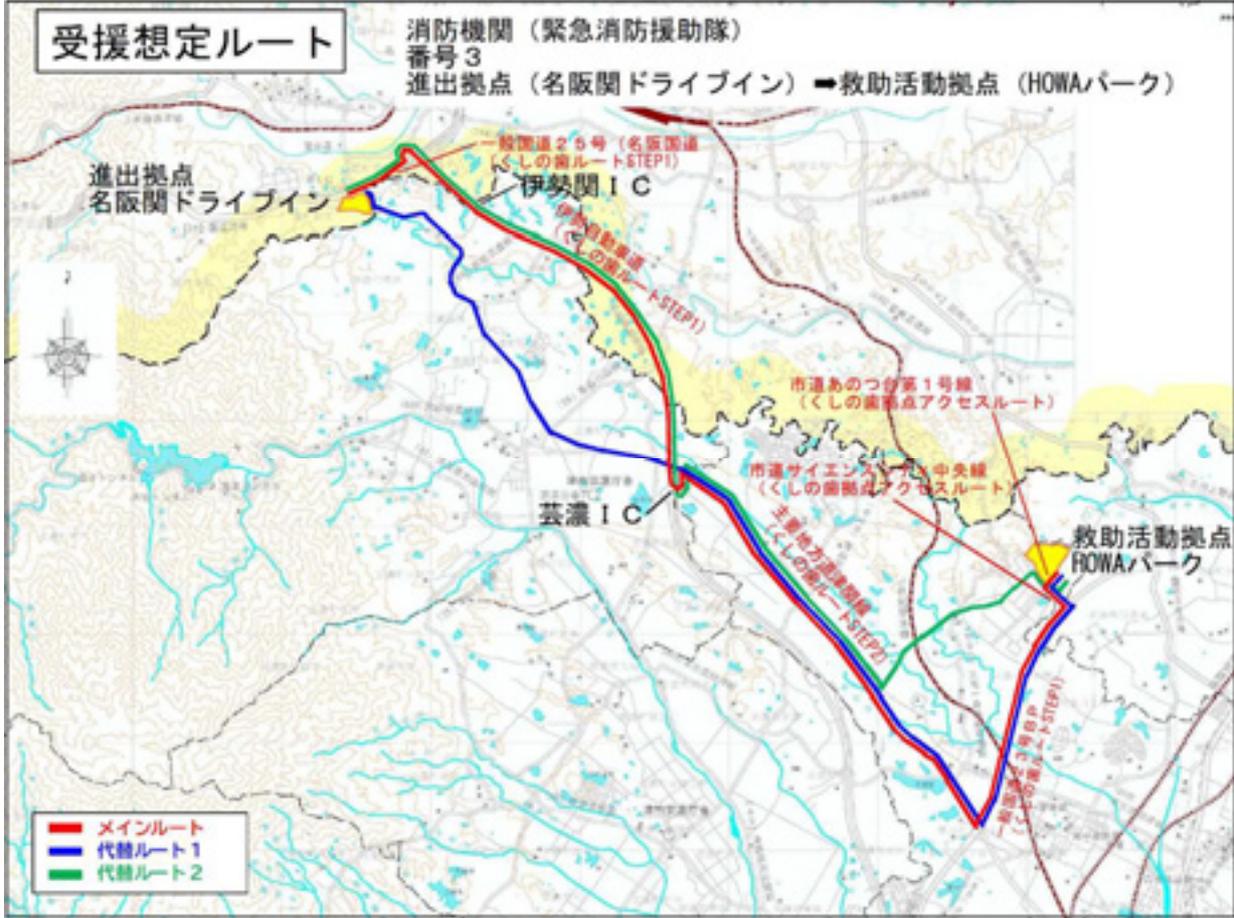


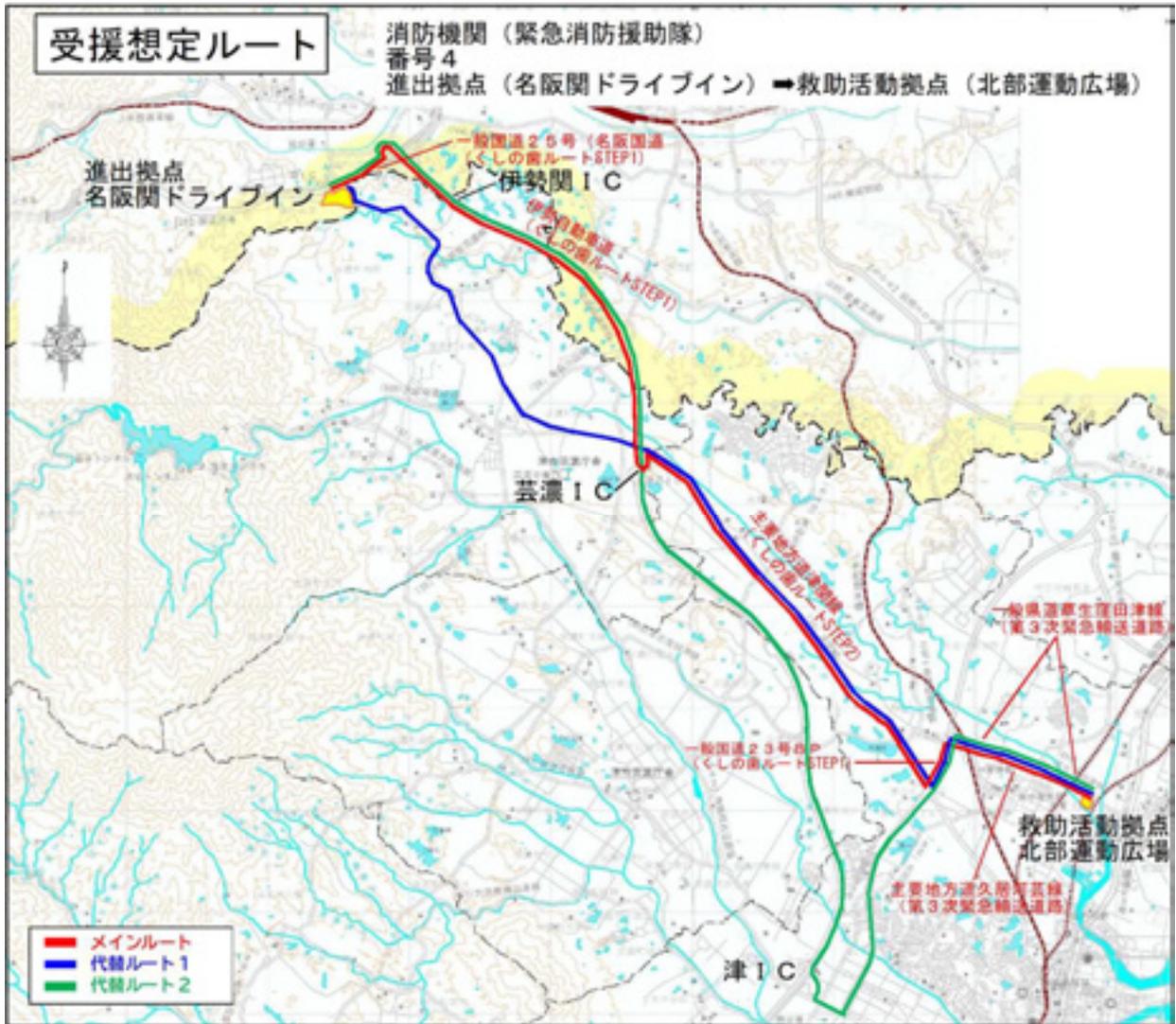


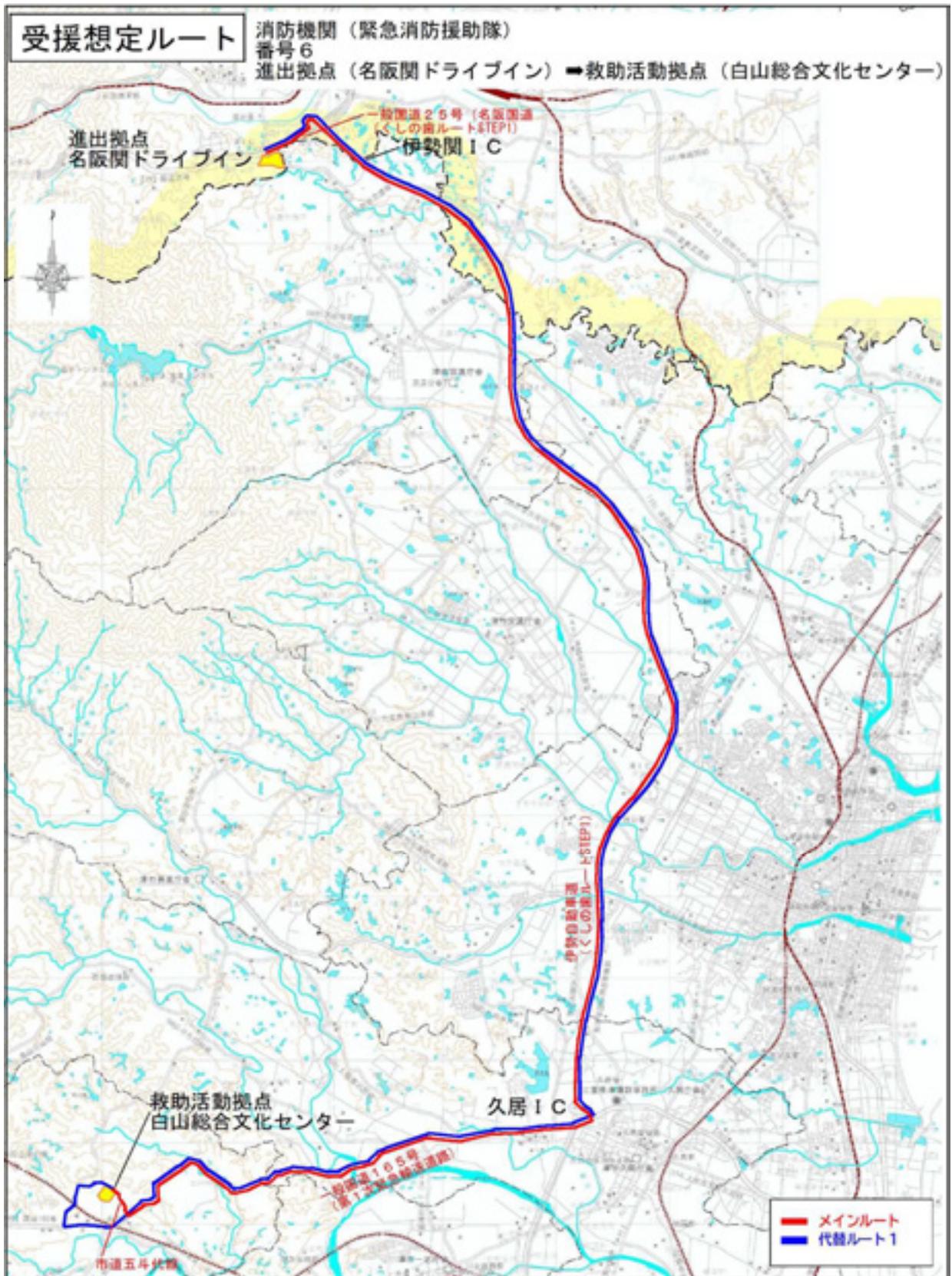


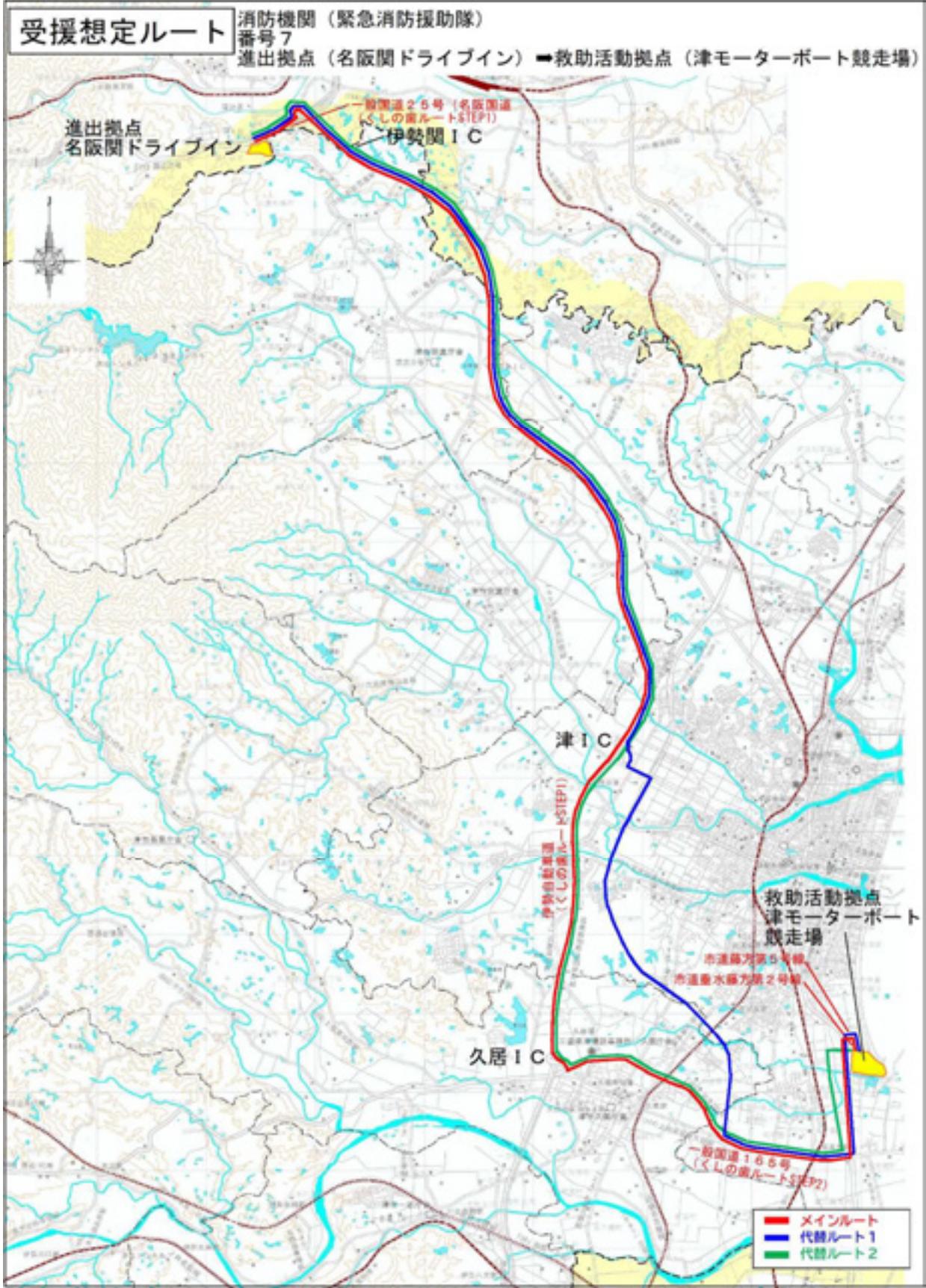












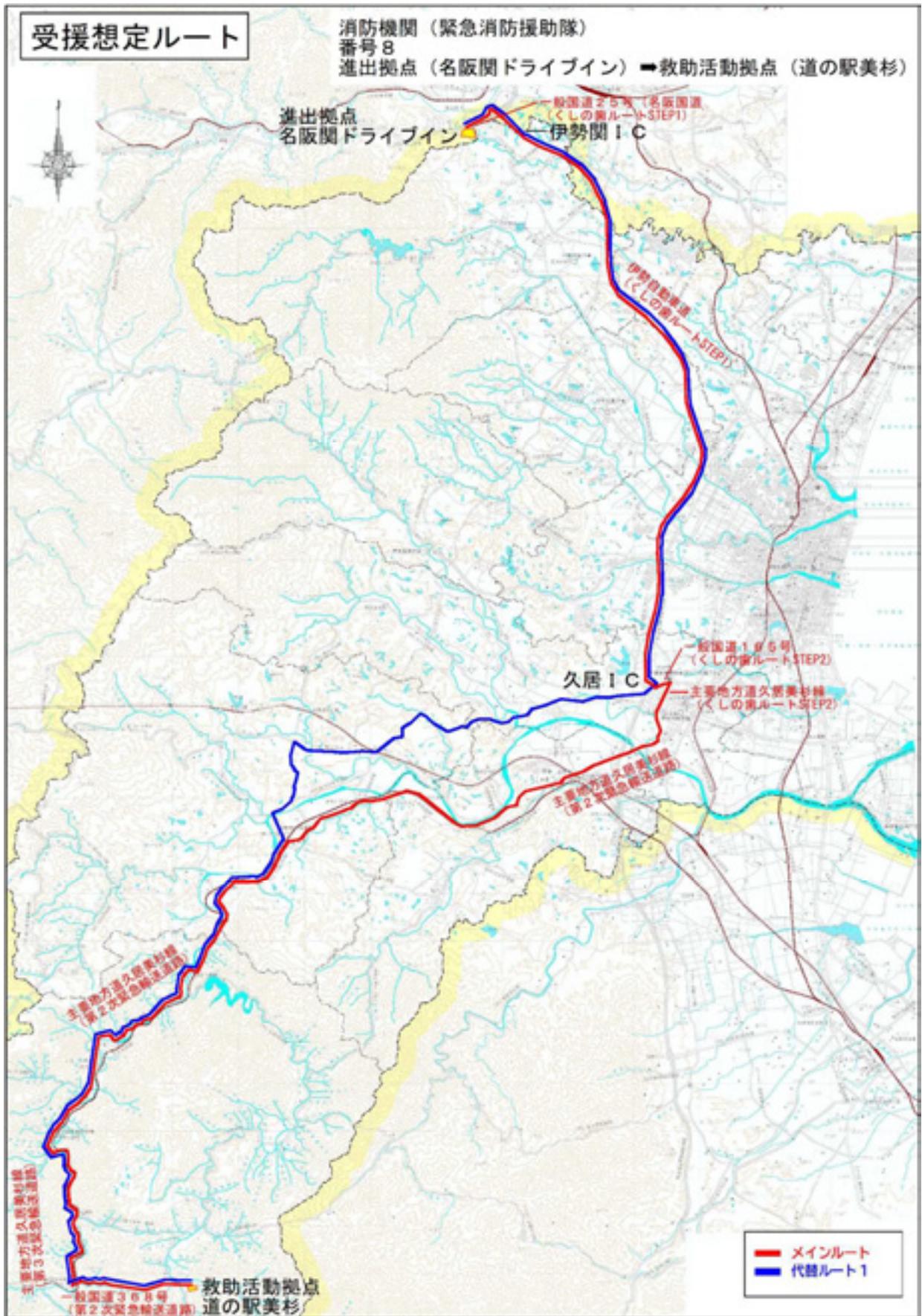


表 6-4 優先啓開ルート（市道部分抜粋）

| 啓 開 ル ー ト 1 | | | | | |
|------------------------------|---------------|------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 番号 | 路線名 | 区間 | | 連絡路線（拠点）名 | |
| | | 起点（市町字名） | 終点（市町字名） | 起点 | 終点 |
| くしの歯作戦候補ルート | | | | | |
| 1 | 市道一色浜田線 | 津市河芸町一色 河芸町上野 | 津市河芸町上野 津市河芸町浜田 | 一般国道23号 市道上野赤郷線 | 市道上野赤郷線 市道中瀬北黒田線 |
| 2 | 市道上野赤郷線 | 津市河芸町上野 | 津市河芸町上野 | 市道一色浜田線 | 市道一色浜田線 |
| 3 | 市道中瀬北黒田線 | 津市河芸町浜田 | 津市河芸町北黒田 | 市道一色浜田線 | 一般国道306号 |
| 4 | 市道サイエンスシティ中央線 | 津市河芸町南黒田 | 津市あのと台五丁目 | 一般国道23号BP | 市道あのと台第1号線 |
| 5 | 市道あのと台第1号線 | 津市あのと台五丁目 | 津市あのと台五丁目 | サイエンスシティ中央線 | HOWAパーク |
| 6 | 市道一身田町第19号線 | 津市一身田町 | 津市一身田町 | 一般県道草生窪田津線 | 市道栗真中山町一身田駅線 |
| 7 | 市道栗真中山町一身田駅線 | 津市一身田町 | 津市栗真中山町 | 市道一身田町第19号線 | 一般国道23号 |
| 8 | 市道雲出野田線 | 津市藤方 | 津市藤方 | 一般国道23号 | 市道塔世橋南郊線 |
| 9 | 市道塔世橋南郊線 | 津市藤方 | 津市藤方 | 市道雲出野田線 | 一般国道23号 |
| 10 | 市道久居伊倉津線 | 津市雲出伊倉津町 | 津市雲出伊倉津町 | (一) 津香良洲線 | 臨港道路・伊倉津1号線 |
| 11 | 市道風早12号線 | 津市久居明神町 | 津市久居明神町 | 主要地方道久居河芸線 | 三重中央医療センター |
| 12 | 市道雲出島貫第27号線 | 津市雲出島貫町 | 津市雲出島貫町 | 一般県道香良洲公園島貫線 | 市道木造43号線 |
| 13 | 市道木造43号線 | 津市雲出島貫町 | 津市木造町 | 市道雲出島貫第27号線 | 市道雲出川緑地公園線 |
| 14 | 市道雲出川緑地公園線 | 津市木造町 | 津市新家町 | 市道木造43号線 | 一般県道三雲久居線 |
| 三重県緊急輸送道路ネットワーク計画（第2次緊急輸送道路） | | | | | |
| 15 | 市道津駅一身田上津部田線 | 津市広明町 | 津市広明町 | (主) 津関線 | 三重河川国道事務所 |
| 16 | 市道栄町観音寺町線 | 津市栄町 | 津市栄町 | 一般国道23号 | 三重県警察本部 |
| 17 | 市道西丸之内1号線 | 津市丸之内 | 津市丸之内 | 一般国道23号 | 津警察署 |
| 18 | 市道久居伊倉津線 | 津市雲出伊倉津町 | 津市雲出伊倉津町 | (一) 津香良洲線 | 臨港道路・伊倉津1号線 |
| 19 | 市道中瀬北黒田線 | 津市河芸町中瀬 | 津市河芸町浜田 | 一般国道23号 | 市道一色浜田線 |
| 20 | 市道一色浜田線 | 津市河芸町浜田 | 津市河芸町浜田 | 市道中瀬北黒田線 | 津市河芸総合支所 |
| 21 | 市道椋本安西線 | 津市芸濃町椋本 | 津市芸濃町椋本 | (主) 津関線 | 津市芸濃総合支所 |
| 22 | 市道三郷樫木原線 | 津市美里町三郷 | 津市美里町三郷 | 一般国道163号 | 津市美里総合支所 |
| 23 | 市道中町明神線 | 津市久居明神町 | 津市久居明神町 | 一般国道165号 | 三重中央医療センター |
| 24 | 市道一身田大古曽第13号 | 津市一身田大古曽 | 津市夢が丘一丁目 | 一般国道23号（中勢BP） | 三重県立看護大学 |

| 啓 開 ル ー ト 2 | | | | | |
|------------------------------|---------------|-----------|-----------|-------------|------------|
| 番号 | 路線名 | 区間 | | 連絡路線（拠点）名 | |
| | | 起点（市町字名） | 終点（市町字名） | 起点 | 終点 |
| 三重県緊急輸送道路ネットワーク計画（第3次緊急輸送道路） | | | | | |
| 1 | 市道サイエンスシティ中央線 | 津市河芸町南黒田 | 津市あいつ台五丁目 | 一般国道23号BP | あいつ台第1号線 |
| 2 | 市道あいつ台第1号線 | 津市あいつ台五丁目 | 津市あいつ台五丁目 | サイエンスシティ中央線 | HOWAパーク |
| 3 | 市道北河路橋安東小学校線 | 津市北河路町 | 津市納所町 | メッセウイングNHW | （主）津芸濃大山田線 |
| 4 | 市道白山芸濃線 | 津市芸濃町椋本 | 津市美里町足坂 | （主）津関線 | 一般国道163号 |
| 5 | 市道佐田停車場線 | 津市白山町佐田 | 津市白山町佐田 | 榊原温泉口駅 | （主）亀山白山線 |
| 6 | 市道野口田端線 | 津市安濃町草生 | 津市安濃町田端上野 | 市道白山芸濃線 | 安濃中央総合公園 |

| 啓 開 ル ー ト 3 | | | | | |
|-------------|------------|----------|----------|------------|-------------|
| 番号 | 路線名 | 区間 | | 連絡路線（拠点）名 | |
| | | 起点（市町字名） | 終点（市町字名） | 起点 | 終点 |
| 本市重点啓開道路 | | | | | |
| 1 | 市道垂水藤方第2号線 | 津市藤方 | 津市藤方 | 一般国道23号 | 市道藤方第5号線 |
| 2 | 市道藤方第5号線 | 津市藤方 | 津市藤方 | 市道垂水藤方第2号線 | 市道雲出野田線 |
| 3 | 市道雲出野田線 | 津市藤方 | 津市藤方 | 一般国道23号 | 津モーターボート競走場 |
| 4 | 市道五斗代線 | 津市白山町二本木 | 津市白山町二本木 | 一般国道165号 | 白山総合文化センター |

資料2 災害時に重要な施設

津市地域防災計画[震災対策編]に記載の災害時における中枢機能を有する拠点、医療活動の拠点及び広域的な物資拠点。

防災拠点の機能

| 拠 点 名 | 防災拠点の機能 |
|-----------------------------|--|
| 防災拠点 | 災害時に中枢機能となる災害対策本部として、各関係機関との連絡調整や災害対策活動方針を協議・決定を行うための拠点。 |
| 広域進出拠点及び進出拠点（候補地） 救助活動拠点 | <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊 ・消防（緊急消防援助隊） ・警察（警察災害派遣隊） ・国土交通省 救助機関が救助、救急、消火活動を行う際に、車両や資機材の留め置き場、宿营地等に利用する活動拠点。 後方支援機能 ベースキャンプ機能 |
| 地域内資輸送拠点 | 他地域からの緊急物資等の受入れ、一時保管及び各避難所等のニーズに応じた物資の配送等のための緊急物資輸送拠点。 |
| 災害拠点病院 | 災害時に重篤傷病者が発生した場合に対応するため、高度な診療機能、患者の広域搬送への対応機能等を有しており、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣、受入れ機能を有する拠点。 |
| 災害ボランティア本部設置拠点 | ボランティアが被災者ニーズに応じて支援活動が円滑に展開できるための拠点。 |

防災拠点一覧

| 防 災 拠 点 | | |
|-----------|-------------------|-----|
| 施 設 名 称 | 所 在 地 | 備 考 |
| 津市役所（本庁舎） | 西丸之内 23-1 | |
| 久居総合支所 | 久居新町 3006 ポルタひさい内 | |
| 河芸総合支所 | 河芸町浜田 808 | |
| 芸濃総合支所 | 芸濃町棕本 6141-1 | |
| 美里総合支所 | 美里町三郷 48-1 | |
| 安濃総合支所 | 安濃町東観音寺 483 | |
| 香良洲総合支所 | 香良洲町 1878 | |
| 一志総合支所 | 一志町田尻 593-2 | |
| 白山総合支所 | 白山町川口 892 | |
| 美杉総合支所 | 美杉町八知 5580-2 | |
| 教育委員会庁舎 | 西丸之内 37-8 | |
| 津北工事事務所 | 西丸之内 24-39 | |
| 津南工事事務所 | 久居新町 3006 ポルタひさい内 | |
| 建設作業事務所 | 片田田中町 1383 | |
| 上下水道庁舎 | 殿村 5 | |
| 中消防署 | 寿町 14-20 | |
| 西分署 | 一色町 257 | |
| 安濃分署 | 安濃町川西 2097 | |
| 北消防署 | 栗真中山町 816-6 | |
| 河芸分署 | 河芸町浜田 808 | |
| 芸濃分署 | 芸濃町棕本 6141-1 | |
| 久居消防署 | 久居明神町 2276 | |
| 南分署 | 雲出本郷町 1631-10 | |
| 美里分署 | 美里町足坂 901-2 | |
| 香良洲分遣所 | 香良洲町 1878 | |
| 白山消防署 | 白山町南家城 2761 | |
| 一志分署 | 一志町高野 160-39 | |
| 美杉分署 | 美杉町奥津 910-1 | |

広域進出拠点及び進出拠点（候補地）一覧

| 広域進出拠点及び進出拠点（候補地） | | | | |
|-------------------|--------------|------------------|-----------------|----|
| 施設名称 | 施設管理者 | 所在地 | 活動部隊 | 備考 |
| 安濃SA（下り線） | NEXCO 中日本 | 大里睦合町字南石橋 138-17 | 自衛隊 消防 警察 | |
| 安濃SA（上り線） | NEXCO 中日本 | 安濃町内多字豊久野 2807-2 | 自衛隊 警察 | |
| 名阪関ドライブイン | 三交興業株式会社 | 亀山市関町萩原 39 | 消防 | |
| 三重河川国道事務所 | 国土交通省中部地方整備局 | 広明町 297 | 国土交通省 | |
| 道の駅津かわげ | 津市 | 河芸町三行 255-4 | 国土交通省 | |
| 北消防署 | 津市 | 栗真中山町 816-6 | 消防 | |
| 久居消防署 | 津市 | 久居明神町 2276 | 消防 | |
| 白山消防署 | 津市 | 白山町南家城 2761 | 消防 | |

救助活動拠点（候補地）一覧

| 救助活動拠点（候補地） | | | | |
|--------------------|-------|------------------|-----------------|-------------------------------|
| 施設名称 | 施設管理者 | 所在地 | 活動部隊 | 備考 |
| メッセウイング NHW 駐車場 | 津市 | 北河路町 19-1 | 消防 警察 | |
| 安濃中央総合公園 | 津市 | 安濃町田端上野 818 他 | 消防 警察 | |
| HOWA パーク | 津市 | あいつ台五丁目 757-1 | 自衛隊 消防 警察 | 南海トラフ地震 の場合に優先的 に使用する拠点 |
| 町民の森公園 | 津市 | 河芸町浜田 740-1 | 自衛隊 | |
| 北部運動広場 | 津市 | 栗真中山町 601-3 | 消防 | |
| 北消防署 | 津市 | 栗真中山町 816-6 | 消防 | |
| 白山総合文化センター | 津市 | 白山町二本木 1139-2 | 消防 | |
| モーターボート競走場 | 津市 | 藤方 637 | 消防 | |
| 道の駅美杉 | 津市 | 美杉町上多気 267 | 消防 | |

地域内資輸送拠点一覧

| 地域内資輸送拠点 | | | |
|----------|--------------|-------|----|
| 施設名称 | 所在地 | 施設管理者 | 備考 |
| 安濃中央総合公園 | 安濃町田端上野 818 | 津市 | |
| 道の駅津かわげ | 河芸町三行 255-4 | 津市 | |
| 津市防災物流施設 | 雲出伊倉津町 792-1 | 津市 | |

災害拠点病院一覧

| 災害拠点病院 | | |
|-------------|--------------|----|
| 医療機関名称 | 所在地 | 備考 |
| 三重大学医学部附属病院 | 江戸橋二丁目 174 | |
| 三重中央医療センター | 久居明神町 2158-5 | |

ボランティア本部等設置場所一覧

| ボランティア本部等設置場所 | | | |
|-------------------|-------|--------------------------|----|
| 施設名称 | 施設管理者 | 所在地 | 備考 |
| ボランティア本部 | 津市 | 津市西丸之内 23-1 | |
| 津センターパレス（お城前公園含む） | 津市 | 津市大門 7-15 （津市丸之内 5-2） | |
| 津市久居総合福祉会館 | 津市 | 久居東鷹跡町 20-2 | |
| 津市河芸ほほえみセンター | 津市 | 河芸町浜田 868 | |
| 津市芸濃保健福祉センター | 津市 | 芸濃町棕本 6141- 1 | |
| 津市美里社会福祉センター | 津市 | 美里町三郷 46-3 | |
| 津市サンヒルズ安濃 | 津市 | 安濃町東観音寺 418 | |
| 津市サンデルタ香良洲 | 津市 | 香良洲町 2167 | |
| 津市とことめの里一志 | 津市 | 一志町井関 1792 | |
| 旧津市白山保健福祉センター | 津市 | 白山町川口 892 | |
| 津市美杉高齢者生活福祉センター | 津市 | 美杉町奥津 929 | |
| 津市竹原地域住民センター | 津市 | 美杉町竹原 2777 | |

津市道路啓開計画

(令和 年 月)

発 行 津市

連絡先 〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号
建設部建設政策課

電 話 059-229-3196

E-mail 229-3196@city.tsu.lg.jp